

原子力発第20073号
令和2年5月29日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
長 井 啓 介

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

- (1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
- (2) 組織変更に伴う変更

2. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) 第4条および第5条の組織変更に伴う変更については、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

本資料のうち、枠囲みの範囲は機密に係る
事項ですので公開することはできません。

参考資料

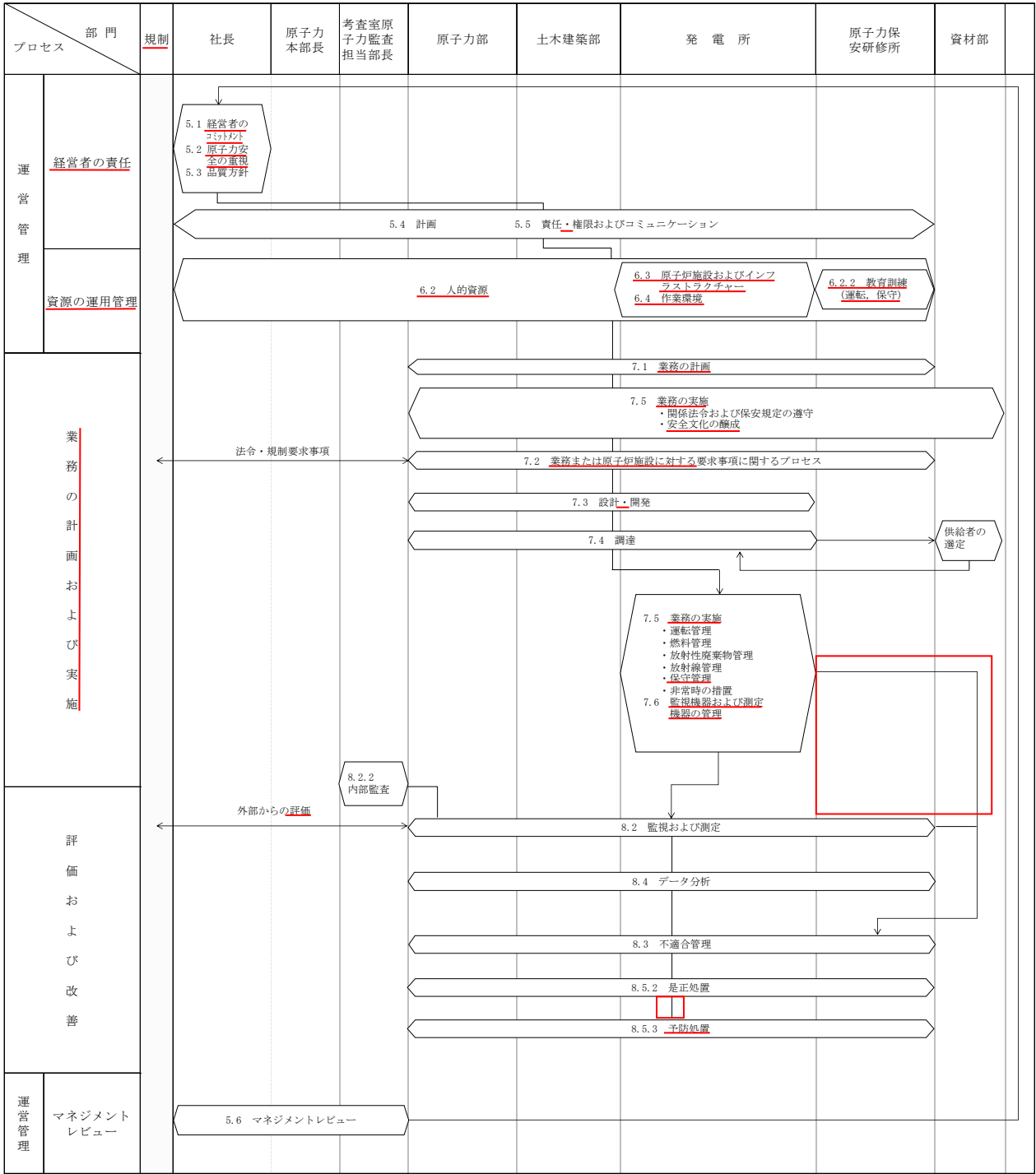
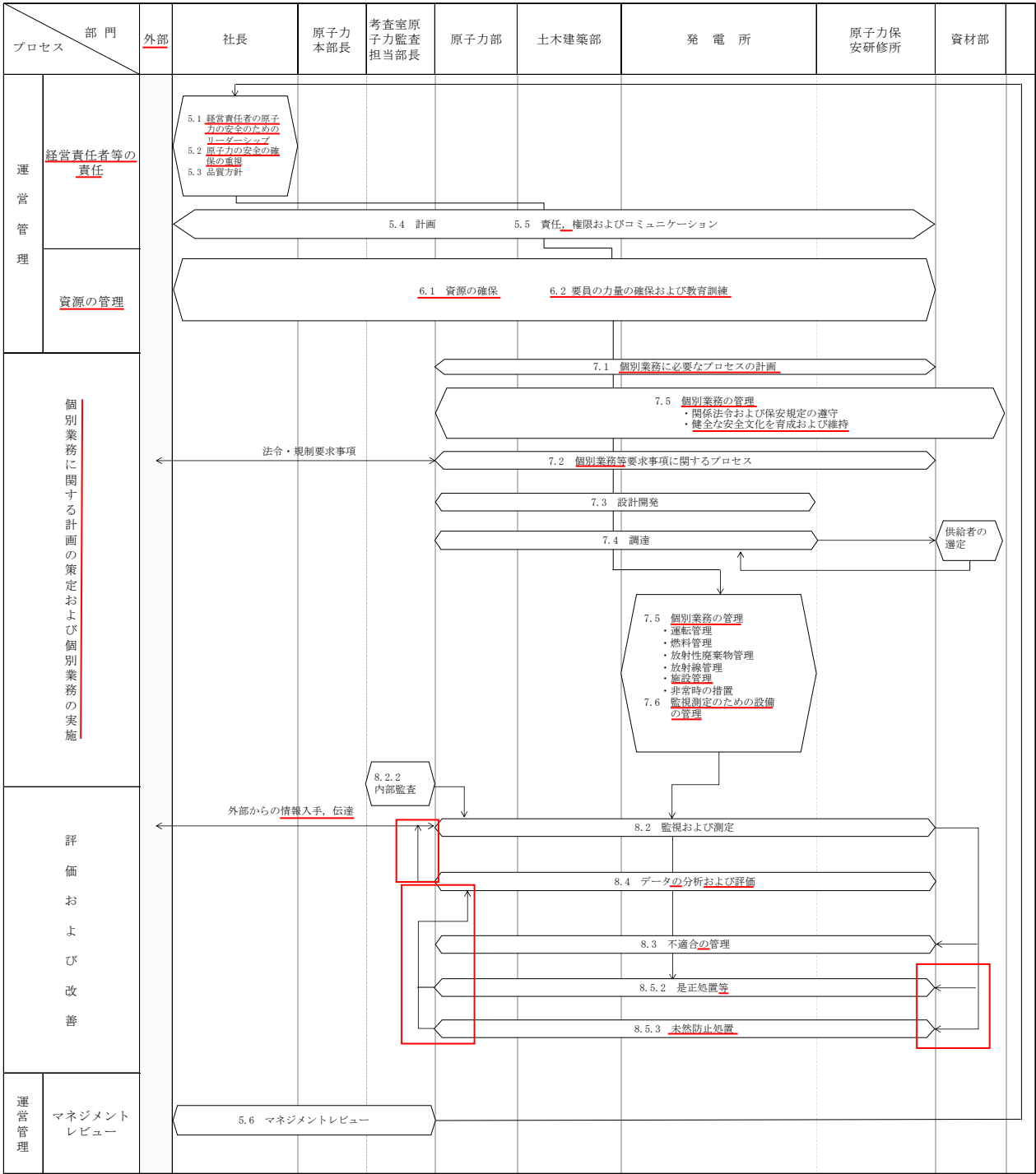
伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考
<u>(安全文化の醸成)</u> <u>第2条の3 社長は、第2条の保安活動の基礎として、原子力安全を第一に位置付けた保安活動とするための安全文化が醸成されるよう基本方針を定めるとともに、必要な場合は基本方針を見直しする。</u> <u>2 原子力本部長は、安全文化を醸成するため、品質保証基準を定め、これに基づき次の事項を実施する。また、審査室原子力監査担当部長は、安全文化を醸成するため、次の事項を実施する。</u> <u>(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための取組みの計画を、年度毎に策定する。</u> <u>(2) 安全文化の醸成のための取組み状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。</u> <u>(3) (2)の評価結果および指示を、安全文化の醸成のための取組みの計画に反映する。</u> <u>3 第4条の保安活動を実施する組織は、第2項(1)の計画に基づき、安全文化の醸成に取り組む。</u>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（安全文化の醸成が第3条品質マネジメントシステム計画に取り込まれたことに伴う削除）

変更前	変更後	備考
第2章 品質保証 (品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 【品質保証計画】 1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)</u>」(以下「<u>JEAC4111</u>」という。)に従った品質マネジメントシステムに、<u>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を踏まえた</u>、第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 2. 適用範囲 本品質保証計画は、<u>組織</u>の保安活動に適用する。 3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、以下を除きJEAC4111に従う。 (1) 原子炉施設 <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の対象となる発電用原子炉施設のことをいう。</u> (2) <u>原子力施設情報公開ライブラリー</u> 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。<u>(以下「ニューシア」という。)</u> (3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施<u>ならびに</u>技術情報を共有するための連絡会のことをいう。(以下、本条および第119条において同じ。)	第2章 品質<u>マネジメントシステム</u> (品質<u>マネジメントシステム</u>計画) 第3条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質<u>マネジメントシステム</u>計画を定める。 【品質<u>マネジメントシステム</u>計画】 1. 目的 本品質<u>マネジメントシステム</u>計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」および「<u>同規則の解釈</u>」(以下「<u>品管規則</u>」という。)ならびに伊方発電所原子炉設置変更許可申請書本文第11号「<u>発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</u>」に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 2. 適用範囲 本品質<u>マネジメントシステム</u>計画は、<u>発電所</u>の保安活動に適用する。 3. 定義 本品質<u>マネジメントシステム</u>計画における用語の定義は、以下に<u>定めるものの他品管規則</u>に従う。 (1) 原子炉施設 <u>原子炉等規制法第4 3条の3の5第2項第5号に規定する</u>発電用原子炉施設をいう。 (2) <u>ニューシア</u> 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース<u>(原子力施設情報公開ライブラリー)</u>のことをいう。 (3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施<u>および</u>技術情報を共有するための連絡会のことをいう。(以下、本条および第119条において同じ。)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則および同規則の解釈(品管規則)の制定に伴う変更)

変更前	変更後	備考
4. 品質マネジメントシステム 4. 1 一般要求事項 (1) 組織は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、<u>文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u> (3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。<u>また、グレードに応じて、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</u> a) <u>プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度</u> b) <u>プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u> c) <u>検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u> d) <u>作業または製造プロセス、要員、要領および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u> e) <u>運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度</u> (2) 組織は、<u>次の事項を実施する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を社内規定で明確にする。</u> b) <u>これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。</u> c) <u>これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。</u> d) <u>これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。</u> e) <u>これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u> f) <u>これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u> g) <u>これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</u> h) <u>社会科学および行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進する。</u>	4. 品質マネジメントシステム 4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 組織（第4条に定める組織をいう。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、<u>実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u> (2) 組織は、<u>保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a）、b）およびc）に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）を考慮して品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、社内規定を定め、グレード分けを行う。</u> a) <u>原子炉施設、組織、または原子炉施設の安全機能に係る機器、構造物およびシステムならびにそれらの部品（以下「機器等」という。）または保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）の重要度およびこれらの複雑さの程度</u> b) <u>原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）</u> c) <u>機器等の故障もしくは通常想定されない事象の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</u> (3) 組織は、<u>原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</u> (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。 a) プロセスの<u>運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。</u> b) プロセスの順序および相互の関係を図1に示す。 c) プロセスの運用および管理の<u>実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</u> <u>なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u> d) プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる<u>体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</u> e) プロセスの<u>運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u> f) プロセスについて、<u>意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</u> g) プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
<u>(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</u> <u>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、組織の品質マネジメントシステムの文書に定める。</u>	<u>(5) 組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指すことにより、健全な安全文化を育成し、および維持する。</u> <u>a) 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u> <u>b) 風通しの良い組織文化が形成されている。</u> <u>c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u> <u>d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u> <u>e) 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u> <u>f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u> <u>g) 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u> <u>h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u> <u>(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u> <u>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前				変更後				備考
								原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更）
図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係				図1 品質マネジメントシステムのプロセスの相互関係				図番の変更

変更前	変更後	備考
4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 <u>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。</u> <u>品質マネジメントシステムの文書体系を図1</u>，社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。 <u>記録は、適正に作成する。</u> a) <u>文書化した、品質方針および品質目標の表明</u> b) <u>本品質保証計画</u> c) <u>JEAC4111の要求事項に基づき作成する文書および以下の記録</u> <u>イ. マネジメントレビューの結果の記録</u> <u>ロ. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録</u> <u>ハ. 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（本c)項のイ，ロ，ニからムで定めるものを除く。）</u> <u>ニ. 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録，およびそのレビューを受けてとられた処置の記録</u> <u>ホ. 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</u> <u>ヘ. 設計・開発のレビューの結果の記録，および必要な処置があればその記録</u> <u>ト. 設計・開発の検証の結果の記録，および必要な処置があればその記録</u> <u>チ. 設計・開発の妥当性確認の結果の記録，および必要な処置があればその記録</u> <u>リ. 設計・開発の変更の記録</u> <u>ス. 設計・開発の変更のレビューの結果の記録，および必要な処置があればその記録</u> <u>ル. 供給者の評価の結果の記録，および評価によって必要とされた処置があればその記録</u> <u>ヲ. プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録</u> <u>ワ. 業務に関するトレーサビリティの記録</u> <u>カ. 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</u> <u>ヨ. 校正または検証に用いた基準の記録</u> <u>タ. 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</u> <u>レ. 校正および検証の結果の記録</u> <u>ソ. 内部監査の結果の記録</u> <u>ツ. 検査および試験の合否判定基準への適合の記録</u> <u>ネ. リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</u> <u>ナ. 不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</u> <u>ウ. 是正処置の結果の記録</u> <u>ム. 予防処置の結果の記録</u> d) <u>組織内のプロセスの効果的な計画，運用および管理を確実に実施するために，組織が必要と決定した文書およびこれらの文書の中で明確にした記録</u>	4. 2 <u>品質マネジメントシステムの文書化</u> 4. 2. 1 一般 <u>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u> <u>品質マネジメントシステムの文書体系を図2</u>，社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。 a) 品質方針および品質目標 b) 本品質マネジメントシステム計画 c) <u>品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定，および手順書，指示書，図面等（以下「手順書等」という。）</u> d) <u>実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために，組織が必要と決定した文書</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更） 具体的な記録については、第132条に記載（第132条に移動）

変更前	変更後	備考
一次文書 → 本品質保証計画 品質保証規程 品質保証基準 二次文書 → 4.2.1c) および d) の文書 (一次文書を除く。) 三次文書 → 上記以外 記 録 → 4.2.1 c) および d) の記録 図1 品質マネジメントシステム文書体系図	一次文書 → 本品質マネジメントシステム計画 品質保証規程 品質保証基準 二次文書 → 4.2.1c) および d) の文書 (一次文書を除く。) 三次文書 → 上記以外 記 録 → 4.2.1 c) および d) の記録 図2 品質マネジメントシステム文書体系図	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更） 図番の変更

表 1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

変更前					変更後					備考
表 1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連		原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更）								
3条 4.2.1 の分類	3条の要求事項	社内規定				制定者				
		一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者					
4.1	<u>一般要求事項</u>	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	設備の重要度分類管理内規	発電所長					
4.2.1	一般	品質保証基準	社長 原子力本部長	—	—					
4.2.3	文書管理	品質保証規程 (132)	社長	書類等管理標準 (132)	原子力部長					
4.2.4	記録の管理	品質保証基準 (132)	原子力本部長	文書・品質記録管理内規 (132) 設計／調達管理標準(原子力発電所) (132) 文書・品質記録管理内規 (132) 内部品質監査要領 (132)	原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 考査室原子力監査担当部長					
5.1	経営者のコミットメント	品質保証規程 (132)	社長	—	—					
5.2	<u>原子力安全の重視</u>	品質保証規程 (2の2, 2の3, 119)	社長	—	—					
5.3	品質方針	品質保証基準 (2の2, 2の3, 119)	原子力本部長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長					
5.4	計画	品質保証規程 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5) 品質保証規程 (4, 5)	社長 原子力本部長 社長	—	—					
5.5.1	責任および権限	品質保証規程 (4, 5)	社長	内部品質監査要領 (4, 5)	考査室原子力監査担当部長					
5.5.2	管理責任者	品質保証基準 (4, 5)	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 原子力発電安全委員会運営要領 (6) 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (7) 品質保証運営委員会運営内規 <u>予防処置管理内規</u> 設計管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長					
5.5.3	<u>プロセス責任者</u>	品質保証規程 (4, 5)	社長	品質保証基準 (6, 7)	考査室原子力監査担当部長					
5.5.4	<u>内部コミュニケーション</u>	品質保証基準 (6, 7)	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 原子力発電安全委員会運営要領 (6) 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (7) 品質保証運営委員会運営内規 <u>品質保証総括内規</u> 設計管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長					

表 1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連						
3条 4.2.1 の分類	3条の要求事項	社内規定				制定者
		一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	
4.1	<u>品質マネジメントシステム に係る要求事項</u>	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	<u>原子力発電所安全文化育成および維持活動要領 (2の2)</u> <u>設備の重要度分類管理内規 (119)</u>	<u>原子力部長</u> 発電所長	
4.2.1	一般	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	—	—	
4.2.3	文書の管理	品質保証規程 (132)	社長	書類等管理標準 (132)	原子力部長	
4.2.4	記録の管理	品質保証基準 (132)	原子力本部長	文書・品質記録管理内規 (132) 設計／調達管理標準(原子力発電所) (132) 文書・品質記録管理内規 (132) 内部品質監査要領 (132)	原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 考査室原子力監査担当部長	
5.1	<u>経営責任者の原子力の安全 のためのリーダーシップ</u>	品質保証規程 (132)	社長	—	—	
5.2	<u>原子力の安全の確保の重視</u>	品質保証規程 (2の2, 119)	社長	—	—	
5.3	品質方針	品質保証規程 (2の2)	社長	品質保証基準 (2の2, 119)	—	
5.4	計画	品質保証基準 (2の2, 119)	原子力本部長	品質保証規程 (2の2)	—	
5.5.1	責任および権限	品質保証規程 (4, 5)	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長	
5.5.2	<u>品質マネジメントシステム 管理責任者</u>	品質保証基準 (4, 5)	原子力本部長	品質保証規程 (4, 5)	—	
5.5.3	<u>管理責任者</u>	品質保証規程 (4, 5)	社長	品質保証基準 (4, 5)	考査室原子力監査担当部長	
5.5.4	<u>組織の内部の情報の伝達</u>	品質保証基準 (6, 7)	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 (6, 5) 品質保証委員会運営要領 原子力発電安全委員会運営要領 (6) 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (7) 品質保証運営委員会運営内規 <u>品質保証総括内規</u> 設計管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長	

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（品管規則の
制定に伴う変更）

表 1 つづき

変更前					変更後					備考
表 1 つづき					表 1 つづき					原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更）
3 条 4.2.1 の分類	3 条の要求事項	一次文書 （3 条以外の関連条文）	制定者	社内規定						
				二次文書 （3 条以外の関連条文）	制定者					
d)	5.6 マネジメントレビュー	品質保証規程 (2の2, 2の3) 品質保証基準 (2の2, 2の3) 品質保証規程 (2の2, 2の3) 品質保証規程 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	社長 原子力本部長 社長 社長 原子力本部長	－	－					
d)	6.1 資源の提供	品質保証規程 (4, 5)	社長	－	－					
d)	6.2 人的資源	品質保証規程 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	社長 原子力本部長	－	－					
d)	6.3 原子炉施設およびインフラ ストラクチャー	品質保証規程 (2の2, 2の3) 品質保証基準 (2の2, 2の3, 119, 133)	社長 原子力本部長	－	－					
d)	6.4 作業環境	品質保証基準 (2の2, 2の3, 119, 133)	原子力本部長	－	－					
d)	7.1 業務の計画	品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					
d)	7.2 業務または原子炉施設に対す る要求事項に関するプロセス	品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					
d)	7.5 業務の実施	品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					
d)	7.6 監視機器および測定機器 の管理	品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					
d)	8.2.3 プロセスの監視および 測定	品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					
d)	7.3 設計・開発	品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					

変更前					変更後					備考
表 1 つづき					表 1 つづき					原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更）
3 条 4.2.1 の分類	3 条の要求事項	一次文書 （3 条以外の関連条文）	制定者	社内規定						
				二次文書 （3 条以外の関連条文）	制定者					
d)	5.6 マネジメントレビュー	品質保証規程 (2の2) 品質保証基準 (2の2) 品質保証規程 (2の2) 品質保証規程 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	社長 原子力本部長 社長 社長 原子力本部長	－	－					
d)	6.1 資源の確保	品質保証規程 (4, 5)	社長	－	－					
d)	7.1 個別業務に必要なプロセス の計画	品質保証基準 (2の2) 品質保証規程 (2の2) 品質保証基準 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					
d)	7.2 個別業務等要求事項に関 するプロセス	品質保証基準 (4, 5) 品質保証規程 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					
d)	7.5 個別業務の管理	品質保証基準 (4, 5) 品質保証規程 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					
d)	7.6 監視測定のための設備 の管理	品質保証基準 (4, 5) 品質保証規程 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					
d)	8.2.3 プロセスの監視測定 8.2.4 機器等の検査等	品質保証基準 (4, 5) 品質保証規程 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					
d)	7.3 設計開発	品質保証基準 (4, 5) 品質保証規程 (4, 5) 品質保証基準 (4, 5, 8, 8の2, 9, 9の2)	原子力本部長	－	－					

表 1 つづき

変更前

表 1 つづき

3 条の要求事項	3 条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (3 条以外の関連条文)	制 定 者	二次文書 (3 条以外の関連条文)	制 定 者
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.1 一般	d)	品質保証基準	原子力本部長	—	—
8.2.1 原子力安全の達成	d)				
8.4 データの分析	d)				
8.5.1 継続的改善	d)				
8.2.2 内部監査	c)	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
8.2.3 プロセスの監視および測定	d)	品質保証基準(119の3)	原子力本部長	原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (119の3) 高経年化対策検討標準 (119の3) 新知見情報等の収集及び分析・評価標準 (17の2の2, 17の3)	原子力部長 原子力部長 原子力部長
8.2.4 検査および試験	d)	品質保証基準	原子力本部長	検査および試験管理内規 (119の2)	発電所長
8.3 不適合管理	c)	品質保証基準 (133)	原子力本部長	設計／調達管理標準 異常時措置連絡要領 (133) 非常事態対策要領 (133) 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.3 予防処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 予防処置管理内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長

表 1 つづき

変更後					備考	
社内規定					原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更）	
3 条の要求事項	3 条 4.2.1 の分類	一次文書 （3 条以外の関連条文）	制定者	二次文書 （3 条以外の関連条文）		
7. 4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規		原子力部長 土木建築部長 発電所長
8. 1 <u>監視測定、分析、評価</u> および改善	d)	品質保証基準	原子力本部長	—		—
8. 2. 1 <u>組織の外部の者の意見</u>	d)					
8. 5. 1 <u>継続的な改善</u>	d)					
8. 2. 2 内部監査	c)	品質保証規程	社長	内部品質監査要領		審査室原子力監査担当部長
8. 2. 3 プロセスの監視測定	d)	品質保証基準 (119の3)	原子力本部長	原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領 (119の4) 高経年化対策検討標準 (119の4) 新知見情報等の収集及び分析・評価標準 (17の2の2, 17の3) <u>改善措置活動管理標準</u> <u>改善措置活動管理内規</u> <u>確率論的リスク評価内規</u> <u>設計／調達管理標準(原子力発電所)</u> <u>品質保証総括内規</u>		原子力部長 原子力部長 原子力部長 <u>原子力部長</u> <u>原子力保安研修所長</u> <u>土木建築部長</u> <u>発電所長</u>
8. 2. 4 機器等の検査等	d)	品質保証基準	原子力本部長	検査管理内規 (119の2, 119の3)		発電所長
8. 3 <u>不適合の管理</u>	c)	品質保証基準 (133)	原子力本部長	<u>改善措置活動管理標準</u> 異常時措置連絡要領 (133) 非常事態対策要領 (133) <u>改善措置活動管理内規</u> <u>設計／調達管理標準(原子力発電所)</u> <u>品質保証総括内規</u>		原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8. 4 <u>データの分析および評価</u>	d)	<u>品質保証基準</u>	<u>原子力本部長</u>	<u>改善措置活動管理標準</u> <u>改善措置活動管理内規</u> <u>設計／調達管理標準(原子力発電所)</u> <u>品質保証総括内規</u>	<u>原子力部長</u> <u>原子力保安研修所長</u> <u>土木建築部長</u> <u>発電所長</u>	
8. 5. 2 <u>是正処置等</u>	c)	品質保証基準	原子力本部長	<u>改善措置活動管理標準</u> <u>改善措置活動管理内規</u> <u>設計／調達管理標準(原子力発電所)</u> <u>品質保証総括内規</u>	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	
8. 5. 3 <u>未然防止処置</u>	c)	品質保証基準	原子力本部長	<u>改善措置活動管理標準</u> <u>改善措置活動管理内規</u> <u>設計／調達管理標準(原子力発電所)</u> <u>品質保証総括内規</u>	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（品管規則の
制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
4. 2. 2 品質マニュアル 組織は、<u>次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画を作成し、維持する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムの組織に関する事項</u> b) <u>品質マネジメントシステムの計画に関する事項</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実施に関する事項</u> d) <u>品質マネジメントシステムの評価に関する事項</u> e) <u>品質マネジメントシステムの改善に関する事項</u> f) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u> g) <u>品質マネジメントシステムについて確立された社内規定またはそれらを参照できる情報</u> h) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係は、図 2 のとおりとする。</u>	4. 2. 2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画に次に掲げる事項を定める。 a) <u>品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u> b) <u>保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</u> c) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u> d) <u>品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u> e) <u>プロセスの相互関係は、図 1 のとおりとする。</u>	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
4. 2. 3 文書管理 (1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を<u>遵守するために、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</u> (2) <u>次の活動に必要な管理を規定した社内規定を定める。</u> a) 発行前に、<u>適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u> b) <u>文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u> c) <u>文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。</u> d) <u>該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u> e) <u>文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u> f) <u>品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u> g) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u> 4. 2. 4 記録の管理 (1) <u>要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために、適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u> (3) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u> (2) 組織は、記録の識別、<u>保管</u>、<u>保護</u>、<u>検索</u>、<u>保管期間</u>および<u>廃棄に関して必要な管理を社内規定に定める。</u> 5. 経営者の責任 5. 1 経営者の<u>コミットメント</u> 社長は、品質マネジメントシステムの<u>構築および実施</u>、ならびにその有効性を継続的に改善することに対する<u>コミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u> b) 「5. 3 品質方針」により、<u>品質方針を設定する。</u> c) 「5. 4. 1 品質目標」により、<u>品質目標が設定されることを確実にする。</u> d) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u> e) 「5. 6 マネジメントレビュー」により、<u>マネジメントレビューを実施する。</u> f) 「6. 資源の運用管理」により、<u>品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。</u> a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、<u>原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u>	4. 2. 3 文書の管理 (1) 組織は、<u>次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</u> a) <u>組織として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止</u> b) <u>文書の組織外への流出等の防止</u> c) <u>品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</u> (2) 組織は、<u>要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）</u>、<u>品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた社内規定を作成する。</u> a) <u>品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</u> b) <u>品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、 a)と同様にその妥当性を審査し、改訂を承認すること。</u> c) <u>品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</u> d) <u>品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</u> e) <u>改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</u> f) <u>品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。</u> g) <u>組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</u> h) <u>廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u> 4. 2. 4 記録の管理 (1) 組織は、<u>品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録（表132-4参照）を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u> (2) 組織は、(1)の記録の識別、<u>保存</u>、<u>保護</u>、<u>検索</u>および<u>廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた、社内規定を作成する。</u> 5. 経営責任者等の責任 5. 1 経営<u>責任者</u>の<u>原子力の安全のためのリーダーシップ</u> 社長は、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u> a) <u>品質方針を定めること。</u> b) <u>品質目標が定められているようにすること。</u> c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること。</u> d) <u>5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</u> e) <u>資源が利用できる体制を確保すること。</u> f) <u>関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u> g) <u>保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</u> h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
5. 2 原子力安全の重視 社長は、財産（設備等）保護よりも原子力安全を最優先に位置付け、業務または原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを<u>確実に</u>する。（7. 2. 1および8. 2. 1参照） 5. 3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を<u>確実に</u>する。 a) 組織の目的に対して適切である。 b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの<u>有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む</u>。 c) 品質目標の<u>設定およびレビューのための枠組みを与える</u>。 d) <u>組織全体に伝達</u>され、理解<u>される</u>。 e) <u>適切性の持続のためにレビューされる</u>。 f) <u>組織運営に関する方針と整合のとれたものである</u>。	5. 2 原子力の<u>安全の確保</u>の重視 社長は、<u>組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由（コスト、工期等）により損なわれないようにする</u>。 5. 3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、<u>技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。</u>）を含む。）が<u>次に掲げる事項に適合しているようにする</u>。 a) <u>組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）</u>。 b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの<u>実効性の維持に社長が責任を持って関与すること</u>。 c) 品質目標を定め、評価するに当たっての<u>枠組みとなるものであること</u>。 d) <u>要員に周知され、理解されていること</u>。 e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること</u>。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
5. 4 計画 5. 4. 1 品質目標 (1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、業務または原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1（3）a）参照）が設定されていることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。 5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。 a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。 b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれている。 5. 5 責任・権限およびコミュニケーション 5. 5. 1 責任および権限 社長は、全社規程である「組織規程」を踏まえて、保安活動を実施するための責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。 5. 5. 2 管理責任者 (1) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る管理責任者に、審査室原子力監査担当部長を内部監査の管理責任者として任命する。 (2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 組織全体にわたって、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにすることならびに原子力安全についての認識を高めることを確実にする。	5. 4 計画 5. 4. 1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。 5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。 (2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。） b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c) 資源の利用可能性 d) 責任および権限の割当て 5. 5 責任、権限およびコミュニケーション 5. 5. 1 責任および権限 社長は、全社規程である「組織規程」を踏まえて、第5条、第9条および第9条の2に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者に、審査室原子力監査担当部長を内部監査の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。 (2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。 a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b) 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。 c) 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d) 関係法令を遵守すること。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
5. 5. 3 <u>プロセス責任者</u> 社長は、<u>プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与えることを確実にする。</u> a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>有効性を継続的に改善する。</u> b) <u>業務に従事する要員の業務または原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u> c) <u>業務の成果を含む実施状況について評価する。</u> (5.4.1および8.2.3参照) d) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u> 5. 5. 4 <u>内部コミュニケーション</u> 社長は、<u>組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを次の活動により確実にする。</u> a) 会議（原子力発電所品質保証委員会、原子力発電安全委員会、伊方発電所安全運営委員会等） b) 文書（電磁的記録媒体を含む。）による周知、指示および報告	5. 5. 3 <u>管理者</u> (1) <u>社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（本品質マネジメントシステム計画に基づき、管理者として責任および権限を付与されている者、以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。</u> <u>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。</u> a) <u>個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u> b) <u>要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u> c) <u>個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u> d) <u>健全な安全文化を育成し、および維持すること。</u> e) <u>関係法令を遵守すること。</u> (2) <u>管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u> a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u> b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u> c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u> d) <u>常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u> e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u> (3) <u>管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u> 5. 5. 4 <u>組織の内部の情報の伝達</u> (1) <u>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されることを次の活動により確実にする。</u> a) 会議（原子力発電所品質保証委員会、原子力発電安全委員会、伊方発電所安全運営委員会等） b) 文書（電磁的記録媒体を含む。）による周知、指示および報告	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
5. 6 マネジメントレビュー 5. 6. 1 一般 (1) 社長は、<u>組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、社内規定を定め、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。</u> (2) <u>このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u> (3) <u>マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4.2.4参照)。</u> 5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット <u>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</u> a) 監査の結果 b) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方</u> c) <u>プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)ならびに検査および試験の結果</u> e) <u>安全文化の醸成のための取組み状況</u> f) <u>関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み状況</u> d) <u>予防処置および是正処置の状況</u> g) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u> h) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> i) <u>改善のための提案</u> 5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット <u>マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。</u> a) <u>品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善</u> b) <u>業務の計画および実施にかかわる改善</u> c) <u>資源の必要性</u>	5. 6 マネジメントレビュー 5. 6. 1 一般 (1) 社長は、<u>品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u> 5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報 <u>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u> a) <u>内部監査の結果</u> b) <u>組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</u> c) <u>プロセスの運用状況</u> d) <u>使用前事業者検査および定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果</u> e) <u>品質目標の達成状況</u> f) <u>健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u> g) <u>関係法令の遵守状況</u> h) <u>不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u> i) <u>従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u> j) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u> k) <u>部門または要員からの改善のための提案</u> l) <u>資源の妥当性</u> m) <u>保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</u> 5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) <u>組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善</u> b) <u>個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</u> d) <u>健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</u> e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u> (2) <u>組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u> (3) <u>組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
6. 資源の運用管理 6. 1 資源の提供 組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。 <u>資源のうち「6.2人的資源」，「6.3原子炉施設およびインフラストラクチャー」，「6.4作業環境」については、以下のとおり明確にし、提供する。</u> 6. 2 人的資源 6. 2. 1 一般 <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育，訓練，技能および経験を判断の根拠として力量を有する。</u> 6. 2. 2 力量，教育・訓練および認識 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 a) <u>管理責任者を含め、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u> b) <u>必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。</u> c) <u>教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。</u> d) <u>組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u> e) <u>教育，訓練，技能および経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。</u> 6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー <u>組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャー(原子炉施設を除く。)を明確にし、維持する。</u> 6. 4 作業環境 <u>組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</u>	6. 資源の管理 6. 1 資源の確保 組織は、原子力の<u>安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、および管理する。</u> a) <u>要員</u> b) <u>個別業務に必要な施設，設備およびサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）</u> c) <u>作業環境（作業場所の放射線量，温度，照度，狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</u> d) <u>その他必要な資源</u> 6. 2 要員の力量の確保および教育訓練 (1) <u>組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的，人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</u> (2) <u>組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて社内規定を定め、次に掲げる業務を行う。</u> a) <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u> b) <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。</u> c) <u>教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</u> d) <u>要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u> (a) <u>品質目標の達成に向けた自らの貢献</u> (b) <u>品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u> (c) <u>原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u> e) <u>要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 業務の計画および実施 7. 1 業務の計画 (1) 組織は、<u>保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</u> (2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4.1参照)</u> (3) 組織は、<u>業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</u> a) <u>業務または原子炉施設に対する品質目標および要求事項</u> b) <u>業務または原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性</u> c) <u>その業務または原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準</u> d) <u>業務または原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</u> (4) <u>この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</u>	7. <u>個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</u> 7. 1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u> (1) 組織は、<u>個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</u> (2) 組織は、<u>(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</u> (3) 組織は、<u>個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u> a) <u>個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果</u> b) <u>機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</u> c) <u>機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</u> d) <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</u> e) <u>個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u> (4) 組織は、<u>策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)

変更前	変更後	備考
7. 2 業務または原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7. 2. 1 業務または原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を業務の計画（7.1参照）で明確にする。 b) 明示されてはいないが、業務または原子炉施設に不可欠な要求事項 a) 業務または原子炉施設に適用される法令・規制要求事項 c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて 7. 2. 2 業務または原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、業務または原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューでは、次の事項を確実にする。 a) 業務または原子炉施設に対する要求事項が定められている。 b) 業務または原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4参照）。 (4) 業務または原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。 (5) 業務または原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。 7. 2. 3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。	7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス 7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。 a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項 b) 関係法令 c) a)およびb)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項 7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査 (1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。 b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。 c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。 (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。 7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等 組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を社内規定で明確に定め、これを実施する。 a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 3 設計・開発 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 7. 3. 1 設計・開発の計画 (1) 組織は、<u>原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、</u>管理する。 (2) 設計・開発の計画において、<u>組織は、次の事項を明確にする。</u> a) 設計・開発の<u>段階</u> b) 設計・開発の各段階に<u>適したレビュー</u>、検証および妥当性確認 c) 設計・開発に<u>関する責任</u>および権限 (3) 組織は、<u>効果的なコミュニケーション</u>ならびに責任および権限の明確な割当てを<u>確実</u>にするために、設計・開発に関与する<u>グループ間のインタフェースを運営</u>管理する。 (4) 設計・開発の進行に応じて、<u>策定した計画を適切に更新</u>する。 7. 3. 2 設計・開発へのインプット (1) <u>原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。そのインプットには、次の事項を含める。</u> a) 機能および性能に関する要求事項 c) <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> b) <u>適用される法令・規制要求事項</u> d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 (2) <u>原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないものとする。</u>	7. 3 設計開発 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 7. 3. 1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発(<u>専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。)</u>の計画(以下「<u>設計開発計画</u>」という。)を策定する(<u>不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。)</u>を行うことを含む。)とともに、<u>設計開発を管理する。</u> <u>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。</u> (2) <u>組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u> a) 設計開発の<u>性質、期間および複雑さの程度</u> b) 設計開発の各段階における<u>適切な審査</u>、検証および妥当性確認<u>の方法ならびに管理体制</u> c) 設計開発に係る部門および要員の<u>責任</u>および権限 d) <u>設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</u> (3) 組織は、<u>実効性のある情報の伝達</u>ならびに責任および権限の明確な割当てが<u>なされるよう</u>にするために、設計開発に関与する各者間の<u>連絡を管理</u>する。 (4) <u>組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更</u>する。 7. 3. 2 設計開発に用いる情報 (1) <u>組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u> a) 機能および性能に係る要求事項 b) <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u> c) <u>関係法令</u> d) <u>その他設計開発に必要な要求事項</u> (2) <u>組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u>	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を行う。 (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。 a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。 d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。 7. 3. 4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。 a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 7. 3. 5 設計・開発の検証 (1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするため、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。 7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認 (1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。 (2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。 (3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。 7. 3. 7 設計・開発の変更管理 (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。 (2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。 (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。 (4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。 (2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。 (3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b) 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c) 合否判定基準を含むものであること。 d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 7. 3. 4 設計開発レビュー (1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。 a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。 (2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。 (3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 7. 3. 5 設計開発の検証 (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。 (2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。 7. 3. 6 設計開発の妥当性確認 (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。 (2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。 (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 7. 3. 7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。 (4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 4 調達 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、規定<u>された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実に</u>する。 (2) 供給者および調達製品に対する<u>管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める</u>。 (3) 組織は、<u>供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める</u>。 (4) <u>評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</u> (5) 組織は、<u>調達製品の調達後における、維持または運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得するための方法およびそれらを他の原子炉設置者と共有するために必要な措置に関する方法を定める</u>。 7. 4. 2 調達要求事項 (1) <u>調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</u> a) <u>製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項</u> b) <u>要員の適格性確認に関する要求事項</u> c) <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u> d) <u>不適合の報告および処理に関する要求事項</u> e) <u>安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u> (2) 組織は、<u>供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実に</u>する。 (3) 組織は、<u>調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる</u>。 7. 4. 3 調達製品の検証 (1) 組織は、<u>調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する</u>。 (2) 組織が、<u>供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする</u>。	7. 4 調達 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、<u>調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする</u>。 (2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法および程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める</u>。 (3) 組織は、<u>調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する</u>。 (4) 組織は、<u>調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める</u>。 (5) 組織は、(3)の<u>評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する</u>。 (6) 組織は、<u>調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める</u>。 7. 4. 2 調達物品等要求事項 (1) <u>組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める</u>。 a) <u>調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項</u> b) <u>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u> c) <u>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> d) <u>調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項</u> e) <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</u> f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u> g) <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u> (2) 組織は、<u>調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める</u>。 (3) 組織は、<u>調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する</u>。 (4) 組織は、<u>調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる</u>。 7. 4. 3 調達物品等の検証 (1) 組織は、<u>調達物品等が調達物品等要求事項に適合するようにするために必要な検証の方法を定め、実施する</u>。 (2) 組織は、<u>調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める</u>。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 5 業務の実施 <u>組織は、業務の計画（7.1参照）に基づき、次の事項を実施する。</u> 7. 5. 1 業務の管理 <u>組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</u> a) <u>原子力安全との係わりを述べた</u>情報が利用できる。 b) <u>必要に応じて、作業手順</u>が利用できる。 c) <u>適切な設備</u>を使用している。 d) <u>監視機器および測定機器</u>が利用でき、<u>使用している</u>。 e) <u>監視および測定が実施</u>されている。 f) <u>業務のリリースが実施</u>されている。 7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 (1) <u>業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u> (2) <u>妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u> (3) <u>組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u> a) プロセスのレビューおよび承認のための<u>明確な基準</u> b) 設備の承認および要員の<u>適格性確認</u> c) <u>所定の方法および手順の適用</u> d) <u>記録に関する要求事項(4.2.4参照)</u> e) <u>妥当性の再確認</u> 7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ (1) <u>必要な場合には、組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務および原子炉施設を識別する。</u> (2) <u>組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、業務および原子炉施設の状態を識別する。</u> (3) <u>トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務または原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。</u>	7. 5 <u>個別業務の管理</u> 7. 5. 1 <u>個別業務の管理</u> <u>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u> a) <u>原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</u> b) <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u> c) <u>当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u> d) <u>監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u> e) <u>8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</u> f) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u> 7. 5. 2 <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u> (1) <u>組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</u> (2) <u>組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</u> (3) <u>組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u> (4) <u>組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u> a) <u>当該プロセスの審査および承認のための判定基準</u> b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法</u> c) <u>妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</u> 7. 5. 3 <u>識別管理およびトレーサビリティの確保</u> (1) <u>組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</u> (2) <u>組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 5. 4 組織外の所有物 組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。 7. 5. 5 調達製品の保存 組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。 7. 6 監視機器および測定機器の管理 組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。 (1) 業務または原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視および測定を社内規定にて明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。 (2) 組織は、監視および測定¹⁾の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。 a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。 c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。 b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。 d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。 さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、および影響を受けた業務または原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。 (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。	7. 5. 4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 7. 5. 5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。 (2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、社内規定に定める。 7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を社内規定において明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を社内規定に定め、実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a) あらかじめ定められた間隔(7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録する方法)により校正または検証がなされていること。 b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c) 所要の調整がなされていること。 d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e) 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)

変更前	変更後	備考
8. 評価および改善 8. 1 一般 (1) 組織は、<u>次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。</u> a) <u>業務または原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</u> b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u> c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u> (2) <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。</u> 8. 2 監視および測定 8. 2. 1 <u>原子力安全の達成</u> 組織は、<u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を定める。</u> 8. 2. 2 内部監査 <u>組織は、「内部品質監査要領」を定め、次の事項を実施する。</u> (1) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u> b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u> (2) 組織は、<u>監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。</u> 監査員の選定および監査の実施においては、<u>監査プロセスの客観性および公平性を確保する。</u> 監査員は、<u>自らの業務を監査しない。</u> (3) <u>監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定する。</u> (4) <u>監査およびその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u> (5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。</u>	8. 評価および改善 8. 1 <u>監視測定、分析、評価および改善</u> (1) 組織は、<u>監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</u> (2) 組織は、<u>要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</u> 8. 2 監視および測定 8. 2. 1 <u>組織の外部の者の意見</u> (1) 組織は、<u>監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u> (2) 組織は、<u>(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を社内規定に明確に定める。</u> 8. 2. 2 内部監査 (1) 組織は、<u>品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</u> a) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> b) <u>実効性のある実施および実効性の維持</u> (2) 組織は、<u>内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</u> (3) 組織は、<u>内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u> (4) 組織は、<u>内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</u> (5) 組織は、<u>内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u> (6) 組織は、<u>内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を社内規定に定める。</u> (7) 組織は、<u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u> (8) 組織は、<u>不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
8. 2. 3 プロセスの監視および測定 (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。 (2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 (3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。 8. 2. 4 検査および試験 (1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、社内規定に基づき、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。 (3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4参照)。 (4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。 (2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。	8. 2. 3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 監視測定の方法には次の事項を含む。 a) 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期 (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができると実証する。 (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。 (5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。 (2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
8. 3 不適合管理 (1) 組織は、<u>業務または原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u> (2) 不適合の処理に<u>関する</u>管理ならびにそれに関連する責任および権限を<u>規定した社内規定</u>を定める。 (3) 該当する場合には、<u>組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u> a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u> b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。</u> c) <u>本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</u> d) <u>外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u> (5) <u>不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</u> (4) <u>不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u> (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「品質保証基準」に定め、該当する不適合を、公開のデータベースである「ニューシア」に登録する。 8. 4 データの分析 (1) 組織は、品質マネジメントシステムの<u>適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u> (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。 a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)</u> b) <u>業務または原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3および8.2.4参照)</u> c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向(8.2.3および8.2.4参照)</u> d) <u>供給者の能力(7.4参照)</u>	8. 3 不適合の管理 (1) 組織は、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないように、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)</u>。 (2) 組織は、<u>不適合の処理に係る管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)</u>ならびにそれに関連する責任および権限を、<u>社内規定に</u>定める。 (3) 組織は、<u>次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u> a) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u> b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</u>。 c) <u>機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u> d) <u>機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u> (4) 組織は、<u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)</u>に係る記録を<u>作成し、これを管理する。</u> (5) 組織は、(3)a)の措置を講じた場合においては、<u>個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u> (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「品質保証基準」に定め、該当する不適合を、公開のデータベースである「ニューシア」に登録する。 8. 4 データの分析および評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが<u>実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)</u>の必要性を評価するために、<u>社内規定において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)</u>を明確にし、収集し、および分析する。 (2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を<u>得る。</u> a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</u> b) <u>個別業務等要求事項への適合性</u> c) <u>機器等およびプロセスの特性および傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</u> d) <u>調達物品等の供給者の供給能力</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
8. 5 改善 8. 5. 1 継続的改善 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 8. 5. 2 是正処置 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 (1) 組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。 a) 不適合のレビュー b) 不適合の原因の特定 c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 d) 必要な処置の決定および実施 f) とった是正処置の有効性のレビュー (3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。 e) とった処置の結果の記録(4. 2. 4参照) 8. 5. 3 予防処置 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 (1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）および他の施設から得られた知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。 (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。 a) 起こり得る不適合およびその原因の特定 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定および実施 e) とった予防処置の有効性のレビュー d) とった処置の結果の記録(4. 2. 4参照)	8. 5 改善 8. 5. 1 継続的な改善 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。 8. 5. 2 是正処置等 (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。 a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。 (a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理、ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。） (b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。 c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。 d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。 e) 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を社内規定に定め、実施する。 g) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、(1)に掲げる事項について、社内規定に定める。 (3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう。）。 8. 5. 3 未然防止処置 (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。 a) 起こり得る不適合およびその原因について調査する。 b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、(1)に掲げる事項について、社内規定に定める。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
第3章 保安管理体制 第1節 組織および職務 (保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 図4 (本店) 社長 管理責任者(審査室原子力監査担当部長) 審査室原子力監査担当部長 管理責任者(原子力本部長) 原子力本部長 原子力部長 原子力発電安全委員会 原子力部発電管理部長 原子力部原子燃料サイクル部長 原子力保安研修所長 ※ → 土木建築部長 資材部長	第3章 保安管理体制 第1節 組織および職務 (保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 図4 (本店) 社長 品質マネジメントシステム 管理責任者(審査室原子力監査担当部長) 審査室原子力監査担当部長 品質マネジメントシステム 管理責任者(原子力本部長) 原子力本部長 原子力部長 原子力発電安全委員会 原子力部発電管理部長 原子力部原子燃料サイクル部長 原子力保安研修所長 ※ → 土木建築部長 資材部長	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更(品管規則 の制定に伴う用語の 変更(「管理責任者」 を「品質マネジメン トシステム管理責任 者」に変更))

第3章 保安管理体制

第1節 組織および職務

(保安に関する組織)

第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。

図4

(本店)

社長

品質マネジメントシステム
管理責任者(審査室原子力監査担当部長)

審査室原子力監査担当部長

品質マネジメントシステム
管理責任者(原子力本部長)

原子力本部長

原子力部長

原子力発電安全委員会

原子力部発電管理部長

原子力部原子燃料サイクル部長

原子力保安研修所長

※ →

土木建築部長

資材部長

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う用語の変更(「管理責任者」を「品質マネジメントシステム管理責任者」に変更))

変更前		変更後		備考
図 4（続き）		図 4（続き）		組織変更に伴う変更
（発電所） 品質保証部長 品質保証課長 保安管理課長 定検検査課長 人材育成課長 工程管理課長 安全管理部長 安全技術課長 放射線・化学管理課長 防災課長 訓練計画課長 施設防護課長 ※→発電所長 発電用原子炉主任技術者（注） ボイラー・タービン主任技術者 電気主任技術者 伊方発電所安全運営委員会 発電課長 発電課当直長 系統管理課長 保 修 部 長 保修統括課長 機械計画第一課長 機械計画第二課長 電気計画課長 計装計画課長 設備改良工事課長 土木建築部長 土木建築課長 耐震工事課長		（発電所） 品質保証部長 品質保証課長 保安管理課長 定検検査課長 人材育成課長 工程管理課長 <u>プロセス管理課長</u> 安全管理部長 安全技術課長 放射線・化学管理課長 防災課長 訓練計画課長 施設防護課長 ※→発電所長 発電用原子炉主任技術者（注） ボイラー・タービン主任技術者 電気主任技術者 伊方発電所安全運営委員会 発電課長 発電課当直長 系統管理課長 保 修 部 長 保修統括課長 機械計画第一課長 機械計画第二課長 電気計画課長 計装計画課長 設備改良工事課長 土木建築部長 土木建築課長 耐震工事課長		

変更前	変更後	備考
（保安に関する職務） 第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の<u>醸成</u>が行われることを確実にするための取組みを統括する。 2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の<u>醸成</u>のための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の<u>醸成</u>のための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の<u>醸成</u>のための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。 5 原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。 6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関連する業務を統括する。 7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。 10 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。 11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長<u>および</u>工程管理課長の所管する業務を統括する。 12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。 14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。 15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。 16 工程管理課長は、<u>施設定期検査（以下「定期検査」という。）</u>および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。 17 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18 安全技術課長は、3号炉について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「<u>重大事故等発生時</u>」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 19 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに3号炉について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	（保安に関する職務） 第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに<u>健全な安全文化の育成および維持</u>が行われることを確実にするための取組みを統括する。 2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る<u>品質マネジメントシステム</u>管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持する</u>ための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る<u>品質マネジメントシステム</u>管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持する</u>ための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持するための取組み</u>を総括（内部監査部門を除く）する。 5 原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。 6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関連する業務を統括する。 7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。 10 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。 11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長、<u>工程管理課長およびプロセス管理課長</u>の所管する業務を統括する。 12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。 14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。 15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。 16 工程管理課長は、<u>定期事業者検査</u>および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。 17 <u>プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</u> 18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 19 安全技術課長は、3号炉について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「<u>重大事故等発生時</u>」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く）、2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに3号炉について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う用語の変更（「管理責任者」を「品質マネジメントシステム管理責任者」に変更、「安全文化の醸成」を「健全な安全文化の育成および維持」に変更）） 組織変更に伴う変更 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更） 組織変更に伴う変更

変更前	変更後	備考
<u>20</u> 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について火山現象（降灰）による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。 <u>21</u> 訓練計画課長は、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。 <u>22</u> 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。 <u>23</u> 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。 <u>24</u> 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。 <u>25</u> 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。 <u>26</u> 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。 <u>27</u> 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。 <u>28</u> 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。 <u>29</u> 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。 <u>30</u> 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>31</u> 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>32</u> 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>33</u> 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>34</u> 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。 <u>35</u> 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>36</u> 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>37</u> 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、2号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。 <u>38</u> 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。	<u>21</u> 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について火山現象（降灰）による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。 <u>22</u> 訓練計画課長は、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。 <u>23</u> 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。 <u>24</u> 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。 <u>25</u> 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。 <u>26</u> 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。 <u>27</u> 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。 <u>28</u> 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。 <u>29</u> 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。 <u>30</u> 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。 <u>31</u> 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>32</u> 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>33</u> 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>34</u> 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>35</u> 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。 <u>36</u> 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>37</u> 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>38</u> 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、2号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。 <u>39</u> 各課長は、<u>検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</u> <u>40</u> 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。	組織変更に伴う変更（項番号の繰り下げ） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（検査の独立性確保のため、必要な場合は、当該検査に関する業務を実施することを規定）

変更前	変更後	備考
(伊方発電所安全運営委員会) 第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的実施するサーベランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項（3号炉） (j) 火災発生時、内部溢水発生時（3号炉）、火山影響等発生時（3号炉）、その他自然災害発生時等（3号炉）および有毒ガス発生時（3号炉）の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（3号炉） (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する内規の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条） (8) 保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項 3 所長を委員長とする。 4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第11項から第36項（第25項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。	(伊方発電所安全運営委員会) 第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 運転管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項（3号炉） (j) 火災発生時、内部溢水発生時（3号炉）、火山影響等発生時（3号炉）、その他自然災害発生時等（3号炉）および有毒ガス発生時（3号炉）の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（3号炉） (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する内規の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条） (8) 保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項 3 所長を委員長とする。 4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第11項から第37項（第26項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準改正に伴い「サーベランス」を「サーベイランス」に変更） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更） 組織変更に伴う変更

変更前	変更後	備考
第3節 主任技術者 (原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の<u>工事または保守管理</u>に関する業務に従事した期間 (2) 原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間 2 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3 原子炉主任技術者は、第5条に定める保安に関する職務と兼務を行う場合は、品質保証部長、品質保証課長、保安管理課長、人材育成課長、安全管理部長、防災課長または訓練計画課長と兼務を行うことができる。 4 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。	第3節 主任技術者 (原子炉主任技術者の選任) 第8条 原子力本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。 (1) 原子炉施設の<u>施設管理</u>に関する業務に従事した期間 (2) 原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間 2 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3 原子炉主任技術者は、第5条に定める保安に関する職務と兼務を行う場合は、品質保証部長、品質保証課長、保安管理課長、人材育成課長、安全管理部長、防災課長または訓練計画課長と兼務を行うことができる。 4 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「工事または保守管理」を「施設管理」に変更）

変更前	変更後	備考																																																				
（原子炉主任技術者の職務等） 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。 (2) 表9－1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。 (3) 表9－2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。 (4) 表9－3に示す記録の内容を確認する。 (5) 第133条第1項で定める事項について報告を受けた場合、発電管理部長に報告する。 (6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。 2 原子炉主任技術者は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を、誠実かつ最優先に行う。 3 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 4 原子炉主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。	（原子炉主任技術者の職務等） 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。 (2) 表9－1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。 (3) 表9－2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。 (4) 表9－3に示す記録の内容を確認する。 (5) 第133条第1項で定める事項について報告を受けた場合、発電管理部長に報告する。 (6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。 2 原子炉主任技術者は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を、誠実かつ最優先に行う。 3 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 4 原子炉主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。	本頁変更なし																																																				
表9－1	表9－1																																																					
<table><tr><th>条 文</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第12条（運転員等の確保）</td><td>第5項、第6項、第7項および第8項に定める体制の構築</td></tr><tr><td>第17条の5〔重大事故等発生時の体制の整備〕</td><td>第1項に定める計画の確認</td></tr><tr><td>第17条の6〔大規模損壊発生時の体制の整備〕</td><td>第1項に定める計画の確認</td></tr><tr><td>第23条（制御棒の挿入限界）</td><td>制御棒の挿入限界</td></tr><tr><td>第31条（軸方向中性子束出力偏差）</td><td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td></tr><tr><td>第35条〔1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率〕</td><td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td></tr><tr><td>第71条（燃料取扱建屋空気浄化系）</td><td>照射済燃料の照射終了後の所定期間</td></tr><tr><td>第92条（異常収束後の措置）</td><td>原子炉の再起動</td></tr><tr><td>第96条（燃料の取替等）</td><td>燃料装荷実施計画</td></tr><tr><td>第104条（管理区域の設定・解除）</td><td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td></tr><tr><td>第130条（所員への保安教育）</td><td>所員への保安教育実施計画</td></tr><tr><td>第131条〔協力会社従業員への保安教育〕</td><td>協力会社従業員への保安教育実施計画</td></tr></table>	条 文	内 容	第12条（運転員等の確保）	第5項、第6項、第7項および第8項に定める体制の構築	第17条の5〔重大事故等発生時の体制の整備〕	第1項に定める計画の確認	第17条の6〔大規模損壊発生時の体制の整備〕	第1項に定める計画の確認	第23条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界	第31条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第35条〔1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率〕	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第71条（燃料取扱建屋空気浄化系）	照射済燃料の照射終了後の所定期間	第92条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第96条（燃料の取替等）	燃料装荷実施計画	第104条（管理区域の設定・解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第130条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画	第131条〔協力会社従業員への保安教育〕	協力会社従業員への保安教育実施計画	<table><tr><th>条 文</th><th>内 容</th></tr><tr><td>第12条（運転員等の確保）</td><td>第5項、第6項、第7項および第8項に定める体制の構築</td></tr><tr><td>第17条の5〔重大事故等発生時の体制の整備〕</td><td>第1項に定める計画の確認</td></tr><tr><td>第17条の6〔大規模損壊発生時の体制の整備〕</td><td>第1項に定める計画の確認</td></tr><tr><td>第23条（制御棒の挿入限界）</td><td>制御棒の挿入限界</td></tr><tr><td>第31条（軸方向中性子束出力偏差）</td><td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td></tr><tr><td>第35条〔1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率〕</td><td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td></tr><tr><td>第71条（燃料取扱建屋空気浄化系）</td><td>照射済燃料の照射終了後の所定期間</td></tr><tr><td>第92条（異常収束後の措置）</td><td>原子炉の再起動</td></tr><tr><td>第96条（燃料の取替等）</td><td>燃料装荷実施計画</td></tr><tr><td>第104条（管理区域の設定・解除）</td><td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td></tr><tr><td>第130条（所員への保安教育）</td><td>所員への保安教育実施計画</td></tr><tr><td>第131条〔協力会社従業員への保安教育〕</td><td>協力会社従業員への保安教育実施計画</td></tr></table>	条 文	内 容	第12条（運転員等の確保）	第5項、第6項、第7項および第8項に定める体制の構築	第17条の5〔重大事故等発生時の体制の整備〕	第1項に定める計画の確認	第17条の6〔大規模損壊発生時の体制の整備〕	第1項に定める計画の確認	第23条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界	第31条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第35条〔1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率〕	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第71条（燃料取扱建屋空気浄化系）	照射済燃料の照射終了後の所定期間	第92条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動	第96条（燃料の取替等）	燃料装荷実施計画	第104条（管理区域の設定・解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第130条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画	第131条〔協力会社従業員への保安教育〕	協力会社従業員への保安教育実施計画	
条 文	内 容																																																					
第12条（運転員等の確保）	第5項、第6項、第7項および第8項に定める体制の構築																																																					
第17条の5〔重大事故等発生時の体制の整備〕	第1項に定める計画の確認																																																					
第17条の6〔大規模損壊発生時の体制の整備〕	第1項に定める計画の確認																																																					
第23条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界																																																					
第31条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																																					
第35条〔1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率〕	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																					
第71条（燃料取扱建屋空気浄化系）	照射済燃料の照射終了後の所定期間																																																					
第92条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動																																																					
第96条（燃料の取替等）	燃料装荷実施計画																																																					
第104条（管理区域の設定・解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																																					
第130条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画																																																					
第131条〔協力会社従業員への保安教育〕	協力会社従業員への保安教育実施計画																																																					
条 文	内 容																																																					
第12条（運転員等の確保）	第5項、第6項、第7項および第8項に定める体制の構築																																																					
第17条の5〔重大事故等発生時の体制の整備〕	第1項に定める計画の確認																																																					
第17条の6〔大規模損壊発生時の体制の整備〕	第1項に定める計画の確認																																																					
第23条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界																																																					
第31条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																																					
第35条〔1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率〕	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																					
第71条（燃料取扱建屋空気浄化系）	照射済燃料の照射終了後の所定期間																																																					
第92条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動																																																					
第96条（燃料の取替等）	燃料装荷実施計画																																																					
第104条（管理区域の設定・解除）	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																																					
第130条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画																																																					
第131条〔協力会社従業員への保安教育〕	協力会社従業員への保安教育実施計画																																																					

変更前		変更後		備考
表 9－2		表 9－2		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第96条の変更を反映）
条文	内 容	条 文	内 容	
第17条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果	
第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	
第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果	
第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）	地震，津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）	地震，津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	
第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガス発生時に講じた措置の結果	第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）	有毒ガス発生時に講じた措置の結果	
第17条の5（重大事故等発生時の体制の整備）	第1項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の5（重大事故等発生時の体制の整備）	第1項に定める成立性の確認訓練の結果	
第17条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第17条の6（大規模損壊発生時の体制の整備）	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	
第17条の7（地震・火災等発生時の措置）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の7（地震・火災等発生時の措置）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	
第84条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認	第84条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認	
第87条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	第87条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合	
	第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行		第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	
第88条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）	第2項に定める必要な安全措置	第88条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）	第2項に定める必要な安全措置	
	第3項に定める点検時の措置の実施		第3項に定める点検時の措置の実施	
	第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合		第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合	
第90条（異常時の基本的な対応）	第1項または第2項に該当する事態が発生した場合の原因調査および対応措置	第90条（異常時の基本的な対応）	第1項または第2項に該当する事態が発生した場合の原因調査および対応措置	
第91条（異常時の措置）	第90条第1項または第2項に該当する事態の収束	第91条（異常時の措置）	第90条第1項または第2項に該当する事態の収束	
第96条（燃料の取替等）	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第96条（燃料の取替等）	第2項および第4項に定める取替炉心の安全性の評価結果	
第133条（報 告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第133条（報 告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	
	第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合		第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合	
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合		放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合		外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	
	実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合		実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	

変更前	変更後	備考
表 9－3	表 9－3	本頁変更なし
記 録 項 目	記 録 項 目	
1．発電日誌等 （1）熱出力 （2）炉心の中性子束密度 （3）炉心の温度 （4）冷却材入口温度 （5）冷却材出口温度 （6）冷却材圧力 （7）冷却材流量 （8）制御棒位置 （9）再結合装置内の温度（3号炉） （10）原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	1．発電日誌等 （1）熱出力 （2）炉心の中性子束密度 （3）炉心の温度 （4）冷却材入口温度 （5）冷却材出口温度 （6）冷却材圧力 （7）冷却材流量 （8）制御棒位置 （9）再結合装置内の温度（3号炉） （10）原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	
2．燃料に係る記録 （1）原子炉内における燃料体の配置 （2）使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 （3）使用済燃料の払出し時における放射能の量	2．燃料に係る記録 （1）原子炉内における燃料体の配置 （2）使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 （3）使用済燃料の払出し時における放射能の量	
3．点検報告書 （1）運転開始前の点検結果 （2）運転停止後の点検結果	3．点検報告書 （1）運転開始前の点検結果 （2）運転停止後の点検結果	
4．引継簿	4．引継簿	
5．放射線管理に係る記録 （1）原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率 （2）管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 （3）放射性物質による汚染の広がり の防止および除去を行った場合には，その状況	5．放射線管理に係る記録 （1）原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率 （2）管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 （3）放射性物質による汚染の広がり の防止および除去を行った場合には，その状況	
6．放射性廃棄物管理に係る記録 （1）放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度 （2）廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 （3）放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法 （4）発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路	6．放射性廃棄物管理に係る記録 （1）放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度 （2）廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 （3）放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法 （4）発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路	
7．原子炉施設の巡視または点検の結果	7．原子炉施設の巡視または点検の結果	
8．保安教育の実施報告書	8．保安教育の実施報告書	

変更前	変更後	備考
(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、関係法令を遵守し、原子力発電工作物^{※1}の保安の監督を誠実に行うため、次の各号に定める職務を責任もって遂行する。 (1) 原子力発電工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて工事、維持、運用に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）に対し指示、指導・助言を行う。 (2) 原子力発電工作物の保安上必要な場合には、工事、維持、運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。 (3) 関係法令で定められている原子力発電工作物の<u>溶接事業者検査および定期事業者検査</u>において、あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導および監督を行う。 (4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。 (5) 所管官庁が関係法令に基づき行う<u>使用前検査、定期検査</u>には、あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。 (6) その他保安の監督に必要な職務を行う。 2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。 ※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう（以下、本条において同じ）。	(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、関係法令を遵守し、原子力発電工作物^{※1}の保安の監督を誠実に行うため、次の各号に定める職務を責任もって遂行する。 (1) 原子力発電工作物の保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて工事、維持、運用に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）に対し指示、指導・助言を行う。 (2) 原子力発電工作物の保安上必要な場合には、工事、維持、運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。 (3) 関係法令で定められている原子力発電工作物の<u>検査</u>において、あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導および監督を行う。 (4) 所管官庁が関係法令に基づき行う立入検査には、原則として立会う。 (5) 所管官庁が関係法令に基づき行う<u>検査</u>には、あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。 (6) その他保安の監督に必要な職務を行う。 2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。 ※1：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう（以下、本条において同じ）。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則において溶接事業者検査、使用前検査および定期検査が変更されたことに伴う変更）

変更前	変更後	備考																																														
第 4 章 運転管理 第 1 節 通 則 (構成および定義) 第11条 本編において、原子炉の運転モード（以下「モード」という。）は、表11のとおりとする。 2 第 3 節（第86条から第89条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第 1 項：運転上の制限 (2) 第 2 項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第 3 項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※¹に要求される措置 3 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。 (1) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えることをいう。 (2) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※²が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。 ※ 1：運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 (1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課長が判断した場合 (2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課長が判断した場合 ※ 2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。 表11 <table><tr><th>モード</th><th>原子炉の運転状態</th><th>原子炉容器スタッドボルトの状態</th></tr><tr><td>1</td><td>出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %超）</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>2（停止時）</td><td>出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下） ～ 制御グループバンク全挿入※³による原子炉停止</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>2（起動時）</td><td>臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下）</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>3</td><td>1 次冷却材温度177℃以上</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>4</td><td>1 次冷却材温度93℃超177℃未満</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>5</td><td rowspan="2">1 次冷却材温度93℃以下</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>6※⁴</td><td>1 本以上が緩められている</td></tr></table> ※ 3：挿入不能な制御棒を除く。 ※ 4：すべての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。	モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態	1	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %超）	全ボルト締付	2（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下） ～ 制御グループバンク全挿入※ ³ による原子炉停止	全ボルト締付	2（起動時）	臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下）	全ボルト締付	3	1 次冷却材温度177℃以上	全ボルト締付	4	1 次冷却材温度93℃超177℃未満	全ボルト締付	5	1 次冷却材温度93℃以下	全ボルト締付	6※ ⁴	1 本以上が緩められている	第 4 章 運転管理 第 1 節 通 則 (構成および定義) 第11条 本編において、原子炉の運転モード（以下「モード」という。）は、表11のとおりとする。 2 第 3 節（第86条から第89条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第 1 項：運転上の制限 (2) 第 2 項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第 3 項：運転上の制限を満足していないと判断した場合※¹に要求される措置 3 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。 (1) 「定期事業者検査時」とは、<u>実用炉規則第55条第 1 項に定める時期に実施する定期事業者検査の期間をいう。</u> (2) 「燃料取替」とは、炉内の燃料配置を変えることをいう。 (3) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※²が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。 ※ 1：運転上の制限を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 (1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各課長が判断した場合 (2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各課長が判断した場合 ※ 2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。 表11 <table><tr><th>モード</th><th>原子炉の運転状態</th><th>原子炉容器スタッドボルトの状態</th></tr><tr><td>1</td><td>出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %超）</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>2（停止時）</td><td>出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下） ～ 制御グループバンク全挿入※³による原子炉停止</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>2（起動時）</td><td>臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下）</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>3</td><td>1 次冷却材温度177℃以上</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>4</td><td>1 次冷却材温度93℃超177℃未満</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>5</td><td rowspan="2">1 次冷却材温度93℃以下</td><td>全ボルト締付</td></tr><tr><td>6※⁴</td><td>1 本以上が緩められている</td></tr></table> ※ 3：挿入不能な制御棒を除く。 ※ 4：すべての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。	モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態	1	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %超）	全ボルト締付	2（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下） ～ 制御グループバンク全挿入※ ³ による原子炉停止	全ボルト締付	2（起動時）	臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下）	全ボルト締付	3	1 次冷却材温度177℃以上	全ボルト締付	4	1 次冷却材温度93℃超177℃未満	全ボルト締付	5	1 次冷却材温度93℃以下	全ボルト締付	6※ ⁴	1 本以上が緩められている	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更したことに伴い用語を定義）
モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態																																														
1	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %超）	全ボルト締付																																														
2（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下） ～ 制御グループバンク全挿入※ ³ による原子炉停止	全ボルト締付																																														
2（起動時）	臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下）	全ボルト締付																																														
3	1 次冷却材温度177℃以上	全ボルト締付																																														
4	1 次冷却材温度93℃超177℃未満	全ボルト締付																																														
5	1 次冷却材温度93℃以下	全ボルト締付																																														
6※ ⁴		1 本以上が緩められている																																														
モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッドボルトの状態																																														
1	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %超）	全ボルト締付																																														
2（停止時）	出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下） ～ 制御グループバンク全挿入※ ³ による原子炉停止	全ボルト締付																																														
2（起動時）	臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始 ～ 出力運転（出力領域中性子束指示値 5 %以下）	全ボルト締付																																														
3	1 次冷却材温度177℃以上	全ボルト締付																																														
4	1 次冷却材温度93℃超177℃未満	全ボルト締付																																														
5	1 次冷却材温度93℃以下	全ボルト締付																																														
6※ ⁴		1 本以上が緩められている																																														

変更前	変更後	備考												
（原子炉の運転期間） 第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間※¹の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第49条第1項に基づき、原子力規制委員会が<u>定期検査を受けるべき時期</u>を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。 ※1：原子炉の運転期間とは、<u>定期検査</u>が終了した日から、次回<u>定期検査</u>を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。（以下、本条において同じ。） 表11の2 <table><tr><td></td><td>2号炉</td><td>3号炉</td></tr><tr><td>原子炉の運転期間</td><td>13ヶ月</td><td>13ヶ月</td></tr></table>		2号炉	3号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	（原子炉の運転期間） 第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間※¹の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第55条第4項に基づき、原子力規制委員会が<u>定期事業者検査を行うべき時期</u>を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。 ※1：原子炉の運転期間とは、<u>定期事業者検査</u>が終了した日から、次回<u>定期事業者検査</u>を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。（以下、本条において同じ。） 表11の2 <table><tr><td></td><td>2号炉</td><td>3号炉</td></tr><tr><td>原子炉の運転期間</td><td>13ヶ月</td><td>13ヶ月</td></tr></table>		2号炉	3号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
	2号炉	3号炉												
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月												
	2号炉	3号炉												
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月												

変更前	変更後	備考
(規定なし)	<u>(運転管理業務)</u> <u>第12条の2 各課長は、運転モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転に関する次の業務を実施する。</u> <u>(a) 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって運転監視を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。</u> <u>(b) 警報発信時の対応を実施する。</u> <u>(c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。</u> <u>(2) 当直長または系統管理課長は、原子炉施設（(4)号で定める設備を除く）の運転操作（系統管理を含む）を実施する。</u> <u>(3) 当直長または系統管理課長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長または系統管理課長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。</u> <u>(4) 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備に関する次の業務を実施する。</u> <u>(a) 第13条第3項の巡視点検を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。</u> <u>(b) 作業に伴う機器操作を実施する。</u> <u>(c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。</u> <u>(5) 各課長は、第3節（第86条から第89条を除く）各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運転管理業務を包括的に規定した条文の追加）

変更前	変更後	備考
(巡視点検) 第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第106条第1項で定める区域および本条第3項で定める設備を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 2 当直長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第106条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内および第106条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く）は、一定期間※¹毎に巡視し、点検を行う。 3 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備について一定期間※¹毎に巡視し、点検を行う。 ※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。 また、点検可能な時期が<u>定期検査時</u>となる施設については、<u>定期検査毎</u>に実施する。	(巡視点検) 第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第106条第1項で定める区域および本条第3項で定める設備を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。<u>実施においては、第119条7.(2)b.(c)に定める観点を含めて行う。(以下、本条において同じ。)</u> (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 2 当直長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第106条第1項で定める区域を、関連するパラメータによる間接的な監視により、点検を行う。なお、原子炉格納容器内および第106条第1項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く）は、一定期間※¹毎に巡視し、点検を行う。 3 各課長は、第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備について一定期間※¹毎に巡視し、点検を行う。 ※1：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。 また、点検可能な時期が<u>定期事業者検査時</u>となる施設については、<u>定期事業者検査時毎</u>に実施する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（施設管理との関連の追加） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）

変更前	変更後	備考
(運転管理に関する内規の作成) 第14条 各課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。 (1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置（3号炉における誤操作防止に関する事項を含む。）に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的実施する<u>サーベランス</u>に関する事項	(運転管理に関する内規の作成) 第14条 各課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。 (1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置（3号炉における誤操作防止に関する事項を含む。）に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的実施する<u>サーベイランス</u>に関する事項	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準改正に伴い「サーベランス」を「サーベイランス」に変更）

変更前	変更後	備考
(原子炉起動前の確認事項) 第16条 発電課長は、燃料を原子炉へ装荷する前までに、第84条で<u>定期検査</u>時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※¹について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。 2 当直長は、原子炉の起動開始前までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 3 発電課長は、最終ヒートアップ開始※²までに、第3節の条文中で<u>定期検査</u>時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※³※⁴について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。 ※1：燃料を原子炉へ装荷した後に実施される確認項目を除く。 ※2：<u>定期検査</u>の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。 ※3：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。 ※4：<u>定期検査</u>における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。	(原子炉起動前の確認事項) 第16条 発電課長は、燃料を原子炉へ装荷する前までに、第84条で<u>定期事業者検査</u>時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※¹について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。 2 当直長は、原子炉の起動開始前までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 3 発電課長は、最終ヒートアップ開始※²までに、第3節の条文中で<u>定期事業者検査</u>時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※³※⁴について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。 ※1：燃料を原子炉へ装荷した後に実施される確認項目を除く。 ※2：<u>定期事業者検査</u>時の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することをいう。 ※3：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。 ※4：<u>定期事業者検査</u>時における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）

変更前	変更後	備考
(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理) 第18条の2　3号炉について、発電課長は、通常時または事故時開となるおそれがないように施錠管理を行うRCSループドレン弁、加圧器ベント弁および加圧器安全弁入口ループシールドドレン弁について、<u>定期検査</u>時に、閉止施錠状態であることを確認する。	(原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理) 第18条の2　3号炉について、発電課長は、通常時または事故時開となるおそれがないように施錠管理を行うRCSループドレン弁、加圧器ベント弁および加圧器安全弁入口ループシールドドレン弁について、<u>定期事業者検査</u>時に、閉止施錠状態であることを確認する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）

変更前	変更後	備考								
（制御棒動作機能） 第22条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表22－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は、<u>定期検査</u>時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が、2号炉では2.1秒以下、3号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。 (3) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。また、当直長はモード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。 3 当直長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない※¹と判断した場合、表22－2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は安全技術課長に通知する。通知を受けた安全技術課長は、同表の措置を講じる。 ※1：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。 表22－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>制御棒動作機能※²</td><td>(1)すべての制御棒が挿入不能※³でないこと (2)すべての制御棒が不整合※⁴でないこと</td></tr></table> ※2：制御棒動作機能のうち、3号炉の制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう。(以下、本条において同じ。) ※4：不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合をいう。(以下、本条において同じ。)	項 目	運転上の制限	制御棒動作機能※ ²	(1)すべての制御棒が挿入不能※ ³ でないこと (2)すべての制御棒が不整合※ ⁴ でないこと	（制御棒動作機能） 第22条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表22－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が、2号炉では2.1秒以下、3号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直長に通知する。 (2) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。 (3) 当直長は、モード1および2（臨界状態）において、12時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。また、当直長はモード1および2（臨界状態）において、制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間に1回、制御棒毎に各制御棒位置が、ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。 3 当直長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない※¹と判断した場合、表22－2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は安全技術課長に通知する。通知を受けた安全技術課長は、同表の措置を講じる。 ※1：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。 表22－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>制御棒動作機能※²</td><td>(1)すべての制御棒が挿入不能※³でないこと (2)すべての制御棒が不整合※⁴でないこと</td></tr></table> ※2：制御棒動作機能のうち、3号炉の制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことをいう。(以下、本条において同じ。) ※4：不整合とは、制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合をいう。(以下、本条において同じ。)	項 目	運転上の制限	制御棒動作機能※ ²	(1)すべての制御棒が挿入不能※ ³ でないこと (2)すべての制御棒が不整合※ ⁴ でないこと	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
項 目	運転上の制限									
制御棒動作機能※ ²	(1)すべての制御棒が挿入不能※ ³ でないこと (2)すべての制御棒が不整合※ ⁴ でないこと									
項 目	運転上の制限									
制御棒動作機能※ ²	(1)すべての制御棒が挿入不能※ ³ でないこと (2)すべての制御棒が不整合※ ⁴ でないこと									

変更前			変更後			備考
表22－2			表22－2			本頁変更なし
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. 制御棒 1 本以上が挿入不能である場合	A. 1. 1 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する。	1 時間	A. 制御棒 1 本以上が挿入不能である場合	A. 1. 1 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する。	1 時間	
	または A. 1. 2 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。	1 時間		または A. 1. 2 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。	1 時間	
	および A. 2 当直長は、モード 3 にする。	12時間		および A. 2 当直長は、モード 3 にする。	12時間	
	B. 1 当直長は、制御棒の不整合を復旧する。	1 時間	B. 制御棒 1 本が不整合である場合	B. 1 当直長は、制御棒の不整合を復旧する。	1 時間	
B. 制御棒 1 本が不整合である場合	または B. 2. 1. 1 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する。	1 時間		または B. 2. 1. 1 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する。	1 時間	
	または B. 2. 1. 2 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。	1 時間		または B. 2. 1. 2 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。	1 時間	
	および B. 2. 2 当直長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。	2 時間		および B. 2. 2 当直長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。	2 時間	
	および B. 2. 3 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する。	24時間 その後の 1 日に 1 回		および B. 2. 3 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k 以上であることを確認する。	24時間 その後の 1 日に 1 回	
	および B. 2. 4 安全技術課長は、モード 1 において、 $F^N_{\Delta H}$ および $F_Q(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。	72時間		および B. 2. 4 安全技術課長は、モード 1 において、 $F^N_{\Delta H}$ および $F_Q(Z)$ が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直長に通知する。	72時間	
	および B. 2. 5 安全技術課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直長に通知する。	5 日		および B. 2. 5 安全技術課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直長に通知する。	5 日	

変更前			変更後			備考
表22－2 つづき			表22－2 つづき			本頁変更なし
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。	12時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は、モード3にする。	12時間	
D. 2本以上の制御棒が不整合である場合	D.1.1 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k以上であることを確認する または	1時間	D. 2本以上の制御棒が不整合である場合	D.1.1 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k以上であることを確認する または	1時間	
	D.1.2 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。	1時間		D.1.2 当直長は、停止余裕が1.8% Δk/k以上となるように、ほう酸による濃縮操作を開始する。	1時間	
	および D.2 当直長は、モード3にする。	12時間		および D.2 当直長は、モード3にする。	12時間	

変更前	変更後	備考								
（制御棒位置指示） 第24条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表24－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 （1） 計装計画課長は、<u>定期検査</u>時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は、制御棒位置指示が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24－2の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎、およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。 表24－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>制御棒位置指示</td><td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※¹</td></tr></table> ※1：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることとは、制御棒位置指示装置およびステップカウンタの指示により制御棒の位置が確認できることをいう。	項 目	運転上の制限	制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※ ¹	（制御棒位置指示） 第24条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表24－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 （1） 計装計画課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認し、その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は、制御棒位置指示が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表24－2の措置を講じるとともに、制御棒位置指示装置が動作不能である場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。ただし、この措置は、制御棒位置指示装置は制御棒毎、およびステップカウンタはバンク毎に、個別に行うことができる。 表24－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>制御棒位置指示</td><td>制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※¹</td></tr></table> ※1：制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であることとは、制御棒位置指示装置およびステップカウンタの指示により制御棒の位置が確認できることをいう。	項 目	運転上の制限	制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※ ¹	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
項 目	運転上の制限									
制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※ ¹									
項 目	運転上の制限									
制御棒位置指示	制御棒位置指示装置およびステップカウンタが動作可能であること※ ¹									

変更前			変更後			備考
表24－2			表24－2			本頁変更なし
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合	A. 1 安全技術課長は，制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を，炉内核計装装置を用いて確認し，その結果を当直長に通知する。 または A. 2 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。	8時間 その後の8時間に1回 ただし，制御棒の移動がない場合は，1日に1回 8時間	A. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合	A. 1 安全技術課長は，制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を，炉内核計装装置を用いて確認し，その結果を当直長に通知する。 または A. 2 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。	8時間 その後の8時間に1回 ただし，制御棒の移動がない場合は，1日に1回 8時間	
B. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合において，その制御棒が最終確認位置から一方向に24ステップを超える移動がある場合	B. 1 安全技術課長は，制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を，炉内核計装装置を用いて確認し，その結果を当直長に通知する。 または B. 2 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。	4時間 8時間	B. 制御棒位置指示装置が動作不能である場合において，その制御棒が最終確認位置から一方向に24ステップを超える移動がある場合	B. 1 安全技術課長は，制御棒位置指示装置の動作不能により位置表示がされなくなった制御棒の位置を，炉内核計装装置を用いて確認し，その結果を当直長に通知する。 または B. 2 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。	4時間 8時間	
C. ステップカウンタが動作不能である場合	C. 1. 1 当直長は，当該バンクにおける制御棒位置指示装置のすべてが，動作可能であることを確認する。 および C. 1. 2 当直長は，当該バンクにおける各制御棒位置の差が，12ステップ以下であることを確認する。 または C. 2 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。	8時間 その後の8時間に1回 8時間 その後の8時間に1回 8時間	C. ステップカウンタが動作不能である場合	C. 1. 1 当直長は，当該バンクにおける制御棒位置指示装置のすべてが，動作可能であることを確認する。 および C. 1. 2 当直長は，当該バンクにおける各制御棒位置の差が，12ステップ以下であることを確認する。 または C. 2 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。	8時間 その後の8時間に1回 8時間 その後の8時間に1回 8時間	
D. 条件A，BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合	D. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	D. 条件A，BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 または 1つの制御棒に対して制御棒位置指示装置およびステップカウンタの両方が動作不能である場合	D. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	

変更前	変更後	備考								
（炉物理検査　－モード２－） 第26条　モード２での炉物理検査時※^１において、第21条（減速材温度係数）、第22条（制御棒動作機能）および第23条（制御棒の挿入限界）の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 （１）　発電課長は、モード２での炉物理検査開始までに、第33条（計測および制御設備）の規定にもとづく出力領域および中間領域中性子束計装に関する設定値確認および機能<u>検査</u>が完了していることを確認する。 （２）　安全技術課長は、モード２での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに、モード２（臨界になるまでの期間を除く。）での炉物理検査時のうち最も制御棒を挿入した状態において、　１回、停止余裕を確認する。 （３）　当直長は、モード２での炉物理検査時において、　１時間に１回、モード２の状態であることを確認する。 ３　安全技術課長は、停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長に通知する。当直長は、停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合、またはモード１の状態であると判断した場合は、表26－２の措置を講じる。 ※１：モード２での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード２（起動時）の開始から所要の炉物理検査を終了するまでの期間をいい、臨界検査、減速材温度係数測定検査、零出力時出力分布測定検査、制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン濃度測定検査のうちから必要事項を実施する。（以下、本条において同じ。）	（炉物理検査　－モード２－） 第26条　モード２での炉物理検査時※^１において、第21条（減速材温度係数）、第22条（制御棒動作機能）および第23条（制御棒の挿入限界）の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 （１）　発電課長は、モード２での炉物理検査開始までに、第33条（計測および制御設備）の規定にもとづく出力領域および中間領域中性子束計装に関する設定値確認および機能<u>確認</u>が完了していることを確認する。 （２）　安全技術課長は、モード２での炉物理検査開始までに、炉物理検査時の停止余裕を解析により確認するとともに、モード２（臨界になるまでの期間を除く。）での炉物理検査時のうち最も制御棒を挿入した状態において、　１回、停止余裕を確認する。 （３）　当直長は、モード２での炉物理検査時において、　１時間に１回、モード２の状態であることを確認する。 ３　安全技術課長は、停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長に通知する。当直長は、停止余裕が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合、またはモード１の状態であると判断した場合は、表26－２の措置を講じる。 ※１：モード２での炉物理検査時とは、燃料取替後のモード２（起動時）の開始から所要の炉物理検査を終了するまでの期間をいい、臨界検査、減速材温度係数測定検査、零出力時出力分布測定検査、制御棒価値測定検査、臨界ボロン濃度測定検査、原子炉停止余裕検査および最小停止余裕ボロン濃度測定検査のうちから必要事項を実施する。（以下、本条において同じ。）	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「機能検査」を「機能確認」に変更）								
表26－１ <table><tr><th>項　　目</th><th>運　転　上　の　制　限</th></tr><tr><td>停止余裕</td><td>1.8％Δk/k以上であること</td></tr></table> 表26－２ <table><tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合</td><td>A. 1 当直長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A. 2 第21条（減速材温度係数）、第22条（制御棒動作機能）および第23条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。</td><td>速やかに </td></tr></table>	項　　目		運　転　上　の　制　限	停止余裕	1.8％Δk/k以上であること	条　　件	要求される措置	完了時間	A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A. 1 当直長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A. 2 第21条（減速材温度係数）、第22条（制御棒動作機能）および第23条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。
項　　目	運　転　上　の　制　限									
停止余裕	1.8％Δk/k以上であること									
条　　件	要求される措置	完了時間								
A. 停止余裕が運転上の制限を満足していない場合	A. 1 当直長は、停止余裕が運転上の制限を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A. 2 第21条（減速材温度係数）、第22条（制御棒動作機能）および第23条（制御棒の挿入限界）の適用を開始する。	速やかに 								

変更前	変更後	備考								
(計測および制御設備) 第33条 次の計測および制御設備は、表33－ 1 で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 原子炉保護系計装 (2) 工学的安全施設等作動計装 (3) 事故時監視計装 (4) 非常用ディーゼル発電機起動計装 (5) 中央制御室換気系隔離計装 (6) 中央制御室外原子炉停止装置 (7) 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装 2 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 安全技術課長、当直長、電気計画課長および計装計画課長は、表33－ 2 から表33－ 8 で定める確認事項を実施する。また、安全技術課長、電気計画課長および計装計画課長は、その結果を発電課長または当直長に通知する。 3 当直長、電気計画課長および計装計画課長は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33－ 2 から表33－ 8 の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。 表33－ 1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>第 1 項で定める計測および制御設備</td><td>表33－ 2 から表33－ 8 に定める所要チャンネル数，系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※¹であること</td></tr></table> ※ 1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合、または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態、または誤動作により動作信号を出力している状態は、動作可能とみなす。	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表33－ 2 から表33－ 8 に定める所要チャンネル数，系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※ ¹ であること	(計測および制御設備) 第33条 次の計測および制御設備は、表33－ 1 で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 原子炉保護系計装 (2) 工学的安全施設等作動計装 (3) 事故時監視計装 (4) 非常用ディーゼル発電機起動計装 (5) 中央制御室換気系隔離計装 (6) 中央制御室外原子炉停止装置 (7) 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装 2 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 安全技術課長、当直長、電気計画課長および計装計画課長は、表33－ 2 から表33－ 8 で定める確認事項を実施する。また、安全技術課長、電気計画課長および計装計画課長は、その結果を発電課長または当直長に通知する。 3 当直長、電気計画課長および計装計画課長は、計測および制御設備が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表33－ 2 から表33－ 8 の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。 表33－ 1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>第 1 項で定める計測および制御設備</td><td>表33－ 2 から表33－ 8 に定める所要チャンネル数，系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※¹であること</td></tr></table> ※ 1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合、または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態、または誤動作により動作信号を出力している状態は、動作可能とみなす。	項 目	運転上の制限	第 1 項で定める計測および制御設備	表33－ 2 から表33－ 8 に定める所要チャンネル数，系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※ ¹ であること	本頁変更なし
項 目	運転上の制限									
第 1 項で定める計測および制御設備	表33－ 2 から表33－ 8 に定める所要チャンネル数，系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※ ¹ であること									
項 目	運転上の制限									
第 1 項で定める計測および制御設備	表33－ 2 から表33－ 8 に定める所要チャンネル数，系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※ ¹ であること									

変更前

表33－ 2 (1)原子炉保護系計装（2号炉）

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置※2		確認事項		
	2号炉				要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
1. 原子炉保護系論理回路	－	モード1およ び2	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認※3 のうえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことができ る。	6時間	機能検査を実施する。 機能検査を実施する。 残りの系統が動作可能 な状態においては、検査 のためのバイパスを 2時間に限り行うこと ができる。	定期検査時 1ヶ月に1回 （交互に1系 統ずつ）	計装計画課長
				B. 原子炉トリッ プしゃ断器1 系統が動作不 能である場合	B. 1 電気計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	1時間			
				C. 条件Aまたは Bの措置を完 了時間内に達 成できない場 合	C. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
		原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3，4 および5	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	48時間			
				B. 原子炉トリッ プしゃ断器1 系統が動作不 能である場合	B. 1 電気計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	48時間			
				C. 条件Aまたは Bの措置を完 了時間内に達 成できない場 合	C. 1 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1時間			

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。（以下、本条において同じ）

※3：「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。（以下、本条において同じ）

変更後										備考	
表33－ 2 (1)原子炉保護系計装（2号炉）										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更、 LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）	
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置※ ²						
	2号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当		
1．原子炉保護系論理回路	－	モード1 およ び2	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認※ ³ のうえ、作業のため当該系 統のバイパスを行うことが できる。	6時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長		
				B. 原子炉トリッ プしゃ断器1 系統が動作不 能である場合	B. 1 電気計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	1時間	機能 <u>の確認を行う。</u> 残りの系統が動作可能 な状態においては、 <u>機能確認</u> のためのバイ パスを2時間に限り行 うことができる。		1ヶ月に1回 〔交互に1系 統ずつ〕		計装計画課長
				C. 条件Aまたは Bの措置を完了 時間内に達成 できない場合	C. 1 当直長は、モード3にする。	12時間					
		原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3， 4 および5	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	48時間					
				B. 原子炉トリッ プしゃ断器1 系統が動作不 能である場合	B. 1 電気計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	48時間					
				C. 条件Aまたは Bの措置を完了 時間内に達成 できない場合	C. 1 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1時間					
※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。（以下、本条において同じ）											
※3：「正常な状態であることを確認」とは、 <u>定期事業者検査時</u> の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。（以下、本条において同じ）											

変更前

表33－ 2 (1) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	2 号炉			条 件
2. 手動原子炉トリップ	－	モード1 およ び2	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
		原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3, 4 および5	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および	12時間			
B. 2 当直長は、原子炉トリップ しゃ断器を開く。	13時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間			
B. 1 当直長は、原子炉トリップ しゃ断器を開く。	1 時間			

変更後										備考
表33－ 2 (1)つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
	条 件									
	2 号炉				要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
	2．手動原子炉トリップ	－	モード1 およ び2	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者</u> <u>検査時</u>	
B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合					B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，原子炉トリップ しゃ断器を開く。	12時間 13時間				
原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ，制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3， 4 および5			2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間				
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，原子炉トリップ しゃ断器を開く。	1 時間				

表33-2 (1) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャンネル・ 系統数	所要チャンネル・ 系統数
		2号炉			条 件
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111%以下	モード1 およ び2	4 ^{※4}	A. 1チャンネル {バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合}
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	低設定	定格出力の27%以下	モード1 (P-10未満) および2	4 ^{※4}	A. 1チャンネル {バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合}
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※4：検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※5：検出器特性検査時、炉内外核計装照校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※6：「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。（以下、本条において同じ）

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※5}	6 時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内 その後の1日に1回	当直長
		出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2%を超える場合	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認 ^{※6} する。	1 日に 1 回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※5}	6 時間			
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

変更後										備考			
表33－ 2 (1)つづき										原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LCO を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）			
機 能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル	ネル・系統数を満足できない場合の措置					確認事項		
		2号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度		担 当		
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111％以下	モード1および2	4※ ⁴	A. 1チャンネル （バイパスしたチャンネルを除く） が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※ ⁵	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者検査時		計装計画課長		
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合			原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内 その後の1日に1回		当直長		
	低設定	定格出力の27％以下	モード1（P-10未満） および2	4※ ⁴		A. 1チャンネル （バイパスしたチャンネルを除く） が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※ ⁵	6時間	出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。		原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±2％を超える場合	当直長	
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	動作不能でないことを指示値により確認※ ⁶ する。			1日に1回		当直長		
						B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間						
						B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間						

※⁴：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※⁵：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※⁶：「動作不能でないことを指示値により確認」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお，トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。（以下，本条において同じ）

変更前

表33－ 2 (1)つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項					
		2 号炉			条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		項 目	頻 度	担 当	
4. 出力領域 中性子束 変化率高	増加率高	定格出力の＋11％以下	モード1 およ び2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※8}	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間				
	減少率高	定格出力の－11％以上	モード1 およ び2	4 ^{※7}	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※8}	6 時間				
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間				
5. 中間領域中性子束高		定格出力の30％以下	モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)	2 ^{※9}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は、P-6未満にする。 または A. 2 当直長は、P-10以上にする。	2 時間 2 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長	
					B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を すべて中止する。 および B. 2 当直長は、P-6未満にする。	速やかに 2 時間				
			モード2 (P-6未満)	2	A. 1 または2 チ ャンネルが動 作不能である 場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	P-6を超え るまでに				

※7：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※8：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※9：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，2時間に限り，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更後											備考
表33－ 2 (1)つづき											
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項					
		条 件			要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当		
4. 出力領域 中性子束 変化率高	増加率高	定格出力の＋11％以下	モード1 およ び2	4※ ⁷	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※ ⁸	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間				
	減少率高	定格出力の－11％以上	モード1 およ び2	4※ ⁷	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※ ⁸	6時間				
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間				
5. 中間領域中性子束高		定格出力の30％以下	モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)	2※ ⁹	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は、P-6未満にする。 または A. 2 当直長は、P-10以上にする。	2時間 2時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
					B. 2チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を すべて中止する。 および B. 2 当直長は、P-6未満にする。	速やかに 2時間				
			モード2 (P-6未満)	2	A. 1または2チャ ンネルが動 作不能である 場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	P-6を超え るまでに				

※7：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※8：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※9：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，2時間に限り，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更前

表33－ 2 (1)つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置					確認事項		
	2 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当			
6．線源領域中性子束高	2×10 ⁵ cps以下	モード2 (P-6未満)	2 ^{※10}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は，1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を すべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長			
				B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 当直長は，原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	速やかに						
		原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ，制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3， 4 および5	2 ^{※10 ※11}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間				動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回 ただし，適用 モード6（燃 料移動中）の 場合は，12時 間に 1 回	当直長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1 時間						
				C. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	C. 1 当直長は，原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	速やかに						
		原子炉トリッ プしゃ断器が 開放されてい る場合の モード3， 4 および5	1 〔監視機 能のみ〕	A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合	A. 1 当直長は，1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および A. 2 当直長は，停止余裕が第19 条で定める値であることを 確認する。	速やかに 2 時間 その後の12 時間に 1 回						

※10：「中間領域中性子束高」 2チャンネルが動作可能であることを条件に，P-6リセット時において，2チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※11：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，2時間に限り，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更後										備考
表33－ 2 (1)つづき										原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項					
	条 件			要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当		
6． 線源領域中性子束高	2×10 ⁵ cps以下	モード2 (P-6未満)	2 ^{※10}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は， 1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を すべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能 の確認を行う。	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 当直長は， 原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	速やかに	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回 ただし， 適用 モード6（燃 料移動中）の 場合は， 12時 間に 1 回	当直長	
		原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ，制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3， 4 および5	2 ^{※10 ※11}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は， 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間				
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は， 原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1 時間				
				C. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	C. 1 当直長は， 原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	速やかに				
		原子炉トリッ プしゃ断器が 開放されてい る場合の モード3， 4 および5	1 〔監視機 能のみ〕	A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合	A. 1 当直長は， 1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および A. 2 当直長は， 停止余裕が第19 条で定める値であることを 確認する。	速やかに	2 時間 その後の12 時間に 1 回			

変更前

表33－ 2 (1)つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル	ネル・系統数を満足できない場合の措置				
	2 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
6．線源領域中性子束高 つづき	2×10 ⁵ cps以下	原子炉格納容 器内での燃料 移動中でない 場合の モード 6	1 〔監視機 能のみ〕	A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合	A. 1 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が第80条で定め る運転上の制限を満足して いることを確認する。	速やかに 4 時間 その後の12 時間に 1 回			
				原子炉格納容 器内での燃料 移動中の場合 の モード 6	2 〔監視機 能のみ〕	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合			
						B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合			

※12：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※13：A. 2の措置を完了し、かつ、1 次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1 日に1 回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。
※14：B. 3の措置を完了し、かつ、1 次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1 回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

変更後

備考

表33－ 2 (1)つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル	ネル・系統数を満足できない場合の措置								
	2 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当				
6．線源領域中性子束高 つづき	2×10 ⁵ cps以下	原子炉格納容 器内での燃料 移動中でない 場合の モード 6	1 〔監視機 能のみ〕	A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合	A. 1 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が第80条で定め る運転上の制限を満足して いることを確認する。	速やかに	4 時間 その後の12 時間に 1 回						
		原子炉格納容 器内での燃料 移動中の場合 の モード 6	2 〔監視機 能のみ〕	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は、原子炉格納容 器内での燃料の移動を中止す る。 ※1※2※13 および A. 2 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。	速やかに	速やかに						
				B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 当直長は、原子炉格納容 器内での燃料の移動を中止す る。 ※1※2※14 および B. 2 計装計画課長は、1 チャン ネルを動作可能な状態にす る措置を開始する。 および B. 3 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および B. 4 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が第80条で定め る運転上の制限を満足して いることを確認する。	速やかに	速やかに						

※12：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※13：A. 2の措置を完了し、かつ、1 次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1 日に 1 回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

※14：B. 3の措置を完了し、かつ、1 次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に 1 回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

本頁変更なし

変更前

表33－ 2 (1) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項				
		2 号炉			条 件	要求される措置		完了時間	項 目	頻 度
7. 1 次冷却材 可変温度高	過大温度 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード 1 およ び 2	4 ※15	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※16	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12 時間	炉内外核計装照合校正 を実施する。	燃料取替後、 原子炉熱出力 が 70 % 以上と なって 48 時間 以内に 1 回 および 炉内出力分布 測定結果と軸 方向中性子束 出力偏差の差 が ± 3 % を超 える場合	安全技術課長 および 計装計画課長
	過出力 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード 1 およ び 2	4 ※15	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※16	6 時間			
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12 時間	炉内出力分布測定結果 と軸方向中性子束出力 偏差の差を比較する。	1 ヶ月に 1 回	安全技術課長
8. 加圧器圧力	低	12. 84MPa[gage]以上	モード 1 (P-7 以上)	4 ※15	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※16	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-7 未満にする。	12 時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
	高	16. 61MPa[gage]以下	モード 1 およ び 2	4 ※15	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※16	6 時間			
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12 時間			

※15：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※16：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

変更後										備考	
表33－ 2 (1)つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）	
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項					
		2 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度		担 当
7． 1 次冷却材 可変温度高	過大温度 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1 およ び2	4※15	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※16	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>		計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	炉内外核計装照合校正 を実施する。	燃料取替後、 原子炉熱出力 が70%以上と なって48時間 以内に1回 および 炉内出力分布 測定結果と軸 方向中性子束 出力偏差の差 が±3%を超 える場合		安全技術課長 および 計装計画課長
	過出力 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1 およ び2	4※15	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※16	6 時間				
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回		当直長
8． 加圧器圧力	低	12.84MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4※15	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※16	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>		計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回		当直長
	高	16.61MPa[gage]以下	モード1 およ び2	4※15	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※16	6 時間				
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間				
※15：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※16：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ とができる。											

表33－ 2 (1)つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
		2 号炉			条 件
9. 加圧器水位高		計器スパンの92%以下	モード 1 (P-7以上)	4 ※17	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
10. 1 次冷却材 流量低	1 ループ	定格流量の87%以上	モード 1 (P-8以上)	1 ループ あたり 4 ※17	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	2 ループ	定格流量の87%以上	モード 1 〔P-7以上, P-8未満〕	1 ループ あたり 4 ※17	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
11. 1 次冷却材ポンプ 母線電圧低		定格電圧の65%以上	モード 1 (P-7以上)	1 母線あ たり 3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※18}	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※18}	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※18}	6 時間	設定値確認を実施す る。	定期検査時	電気計画課長
		機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			

※17：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※18：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

変更後											備考
表33－ 2 (1)つづき											
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
		2 号炉						項 目	頻 度	担 当	
9. 加圧器水位高		計器スパンの92%以下	モード 1 (P-7以上)	4※17	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※18	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長	
10. 1 次冷却材 流量低	1 ループ	定格流量の87%以上	モード 1 (P-8以上)	1 ループ あたり 4※17	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※18	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長	
	2 ループ	定格流量の87%以上	モード 1 〔P-7以上, P-8未満〕	1 ループ あたり 4※17	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※18	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間				動作不能でないことを 指示値により確認する
11. 1 次冷却材ポンプ 母線電圧低		定格電圧の65%以上	モード 1 (P-7以上)	1 母線あ たり 3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態にす る。	6 時間	設定値確認を実施す る。	定期事業者 検査時	電気計画課長	
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
※17：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※18：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ とができる。											原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更、 LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）

表33－ 2 (1)つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
		2 号炉			条 件
12. 1 次冷却材ポンプ 母線周波数低		57Hz以上	モード 1 (P-7以上)	1 母線あ たり 3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
13. 1 次冷却材 ポンプ しゃ断器開	1 台開	－	モード 1 (P-8以上)	1 次冷却 材ポンプ 1 台あた り 1	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	2 台開	－	モード 1 〔P-7以上, P-8未満〕	1 次冷却 材ポンプ 1 台あた り 1	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
14. 蒸気発生器水位異常低		計器スパンの11%以上	モード 1 およ び 2	1 基あた り 4 ^{※19}	A. 1 チャンネル 〔バイパスした チャンネルを 除く〕 が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※19：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に， 1 チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※20：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に， 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 電気計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態にす る。	6 時間	設定値確認を実施す る。	<u>定期検査時</u>	電気計画課長
		機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は, P-7未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は, P-8未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6 時間			
B. 1 当直長は, P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※20}	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
B. 1 当直長は, モード 3 にする。	12時間			

変更後										備考
表33－ 2 (1)つづき										
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		2 号炉						項 目	頻 度	担 当
12. 1 次冷却材ポンプ 母線周波数低		57Hz以上	モード 1 (P-7以上)	1 母線あ たり 3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態にし る。	6 時間	設定値確認を実施す る。	定期事業者 検査時	電気計画課長
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
13. 1 次冷却材 ポンプ しゃ断器開	1 台開	－	モード 1 (P-8以上)	1 次冷却 材ポンプ 1 台あた り 1	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態にし る。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
	2 台開	－	モード 1 〔P-7以上、 P-8未満〕	1 次冷却 材ポンプ 1 台あた り 1	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態にし る。	6 時間			
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
14. 蒸気発生器水位異常低		計器スパンの11%以上	モード 1 およ び 2	1 基あた り 4 ※19	A. 1 チャンネル 〔バイパスした チャンネルを 除く〕が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態にし る。 ※20	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
※19：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。										
※20：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ とができる。										

表33－ 2 (1)つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
		2 号炉			条 件
15. タービン トリップ	タービン オートス トップ油 圧低	0. 25MPa[gage]以上	モード 1 (P-7以上)	3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	主蒸気止 め弁閉	－	モード 1 (P-7以上)	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
16. 非常用炉心冷却系作動		表33－ 3 (1) の機能 1 . 非常用炉心冷却系作動 を参照	モード 1 およ び 2	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
17. 地震加速度大	水平地震 大	原子炉補助建家 地下 1 階床 (EL 4. 2m) 180Gal以下	モード 1 およ び 2	3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
		原子炉格納施設 4 階床 (EL 26. 2m) 320Gal以下		3	B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	鉛直地震 大	原子炉補助建家 地下 1 階床 (EL 4. 2m) 90Gal以下		3	

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6 時間	<u>機能検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。	6 時間	<u>機能検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

変更後

備考

表33－ 2 (1)つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項				
		2 号炉			条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		項 目	頻 度	担 当
15. タービン トリップ	タービン オートス トップ油 压低	0. 25MPa [gage] 以上	モード 1 (P-7以上)	3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
	主蒸気止 め弁閉	－	モード 1 (P-7以上)	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
16. 非常用炉心冷却系作動		表33－ 3 (1) の機能 1 . 非常用炉心冷却系作動 を参照	モード 1 およ び 2	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。	6 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間			
17. 地震加速度大	水平地震 大	原子炉補助建家 地下 1 階床 (EL 4. 2m) 180Gal 以下	モード 1 およ び 2	3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
		原子炉格納施設 4 階床 (EL 26. 2m) 320Gal 以下		3	B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間			
	鉛直地震 大			原子炉補助建家 地下 1 階床 (EL 4. 2m) 90Gal 以下						

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（実用炉規
則の改正に伴い「定
期検査」を「定期事
業者検査」に変更、
LC0 を満足している
かの確認行為につい
て「検査」を「確認」
に変更）

変更前

表33－ 2 (1) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	2 号炉			条 件

18. インターロック				
a . P-6	中間領域中性子束 10 ⁻¹⁰ A	モード 2 (P-6未満)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場 合※21
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
b . P-7	d . 項および e . 項参照	モード 1 (P-7以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
c . P-8	出力領域中性子束 定格出力の10%	モード 1 (P-8以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
d . P-10	出力領域中性子束 定格出力の10%	モード 1 (P-10未満) および 2	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
e . P-13	タービン第 1 段後圧力 定格出力の10%	モード 1 (P-13以上)	3	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	1 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-13未満にする。	12時間			

※21：表33－ 2 のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

変更後

備考

表33－ 2 (1)つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	2 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
18. インターロック									
a . P-6	中間領域中性子束 10 ⁻¹⁰ A	モード 2 (P-6未満)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場 合※21	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間			
b . P-7	d . 項および e . 項参照	モード 1 (P-7以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	1 時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
c . P-8	出力領域中性子束 定格出力の10%	モード 1 (P-8以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
d . P-10	出力領域中性子束 定格出力の10%	モード 1 (P-10未満) および 2	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間			
e . P-13	タービン第 1 段後圧力 定格出力の10%	モード 1 (P-13以上)	3	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に 適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-13未満にする。	12時間			

※21：表33－ 2 のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（実用炉規
則の改正に伴い「定
期検査」を「定期事
業者検査」に変更、
LC0 を満足している
かの確認行為につい
て「検査」を「確認」
に変更）

表33－ 2 (2)原子炉保護系計装（3号炉）

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数
	3号炉			条 件
1．原子炉保護系論理回路※22	－	モード1 およ び2	4系統	A. 1系統が動作 不能である場 合
				B. 原子炉トリッ プしゃ断器1 系統が動作不 能である場合
				C. 条件Aまたは Bの措置を完 了時間内に達 成できない場 合
		原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3，4 および5	4系統	A. 1系統が動作 不能である場 合
				B. 原子炉トリッ プしゃ断器1 系統が動作不 能である場合
				C. 条件Aまたは Bの措置を完 了時間内に達 成できない場 合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。 機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	定期検査時 1ヶ月に1回 （交互に2系 統ずつ）	計装計画課長
B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	1時間			
C. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	48時間			
C. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			

※22：モード1および2における原子炉トリップしゃ断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。

変更後										備考
表33－ 2 (2)原子炉保護系計装（3号炉）										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更， LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）
機 能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数	確認事項					
	3号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
1．原子炉保護系論理回路※22	－	モード1および2	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。 機能の確認を行う。 残りの系統が動作可能な状態においては、 機能確認のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	1時間				
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、モード3にする。	12時間				
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引抜きが行える場合のモード3，4および5	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間				
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B. 1 電気計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。	48時間				
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間				

※22：モード1および2における原子炉トリップしゃ断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※22：モード1および2における原子炉トリップしゃ断器は，重大事故等対処設備を兼ねる。

表33－ 2 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	3 号炉			条 件
2. 手動原子炉トリップ※23	－	モード1 およ び2	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
		原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ、制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3, 4 および5	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
B. 2 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	13時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間			
B. 1 当直長は、原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1 時間			

※23：モード1 および2における手動原子炉トリップは、重大事故等対処設備を兼ねる。

変更後										備考			
表33－ 2 (2) つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）			
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン	ネル・系統数を満足できない場合の措置						確認事項		
	3 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当				
	2. 手動原子炉トリップ※23	－	モード1 およ び2	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>		計装計画課長		
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	12時間 13時間						
原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ，制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3， 4 および5			2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間							
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1 時間							
※23：モード1 および2における手動原子炉トリップは，重大事故等対処設備を兼ねる。													

変更前

表33－ 2 (2) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項				
		3 号炉			条 件	要求される措置		完了時間	項 目	頻 度
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111%以下	モード1 およ び2	4 ※ ²⁴	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※ ²⁵	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
					原子炉熱出力と出力領 域中性子束計装の指示 値との差を確認する。			原子炉熱出力 が15%以上と なってから 24時間以内 その後の1日 に1回	当直長	
					出力領域中性子束計装 の指示値の校正を実施 する。			原子炉熱出力 と出力領域中 性子束計装の 指示値の差が ±2%を超え る場合	当直長	
	低設定	定格出力の27%以下	モード1 (P-10未満) および2	4 ※ ²⁴	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
					A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※ ²⁵	6 時間			
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

※24：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※25：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後										備考
表33－ 2 (2) つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LCO を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		3 号炉						要求される措置	完了時間	項 目
3. 出力領域 中性子束高	高設定	定格出力の111%以下	モード1 およ び2	4 ※24	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※25	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					原子炉熱出力と出力領 域中性子束計装の指示 値との差を確認する。			原子炉熱出力 が15%以上と なってから 24時間以内 その後の1日 に1回	当直長	
					出力領域中性子束計装 の指示値の校正を実施 する。			原子炉熱出力 と出力領域中 性子束計装の 指示値の差が ±2%を超え る場合	当直長	
	低設定	定格出力の27%以下	モード1 (P-10未満) および2	4 ※24	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
					A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※25	6 時間			
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
※24：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。										
※25：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。										

変更前

表33－ 2 (2) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
		3号炉			条件
4. 出力領域 中性子束 変化率高	増加率高	定格出力の11% ステップ以下	モード1 およ び2	4※26	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	減少率高	定格出力の8% ステップ以下	モード1 およ び2	4※26	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
5. 中間領域中性子束高		定格出力の30%以下	モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)	2※28	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合
					B. 2チャンネル が動作不能で ある場合
			モード2 (P-6未満)	2	A. 1または2チャ ンネルが動 作不能である 場合

※26：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※27：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※28：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，2時間に限り，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※27	6時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※27	6時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間			
A. 1 当直長は，P-6未満にする。 または A. 2 当直長は，P-10以上にする。	2時間 2時間			
B. 1 当直長は，1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を すべて中止する。 および B. 2 当直長は，P-6未満にする。	速やかに 2時間			
A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	P-6を超え るまでに			

変更後

備考

表33－ 2 (2)つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
		3号炉			条 件
4. 出力領域 中性子束 変化率高	増加率高	定格出力の11% ステップ以下	モード1 およ び2	4※26	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	減少率高	定格出力の8% ステップ以下	モード1 およ び2	4※26	A. 1チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
5. 中間領域中性子束高		定格出力の30%以下	モード1 (P-10未満) および2 (P-6以上)	2※28	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合
					B. 2チャンネル が動作不能で ある場合
			モード2 (P-6未満)	2	A. 1または2チャ ンネルが動 作不能である 場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※27	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※27	6時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 当直長は、P-6未満にする。 または A. 2 当直長は、P-10以上にする。	2時間 2時間			
B. 1 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を すべて中止する。 および B. 2 当直長は、P-6未満にする。	速やかに 2時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	P-6を超え るまでに			

※26：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※27：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査時においては，残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※28：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，2時間に限り，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更前

表33－ 2 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置	確認事項						
	3 号炉			条 件		要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当		
6． 線源領域中性子束高	2 × 10 ⁵ cps以下	モード 2 (P-6未満)	2 ^{※29}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は， 1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を すべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長			
				B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 当直長は， 原子炉トリップ しゃ断器を開く。	速やかに						
		原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ，制御棒 の引抜きが行 える場合の モード3， 4 および5	2 ^{※29 ※30}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は， 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間				動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回 ただし， 適用 モード6（燃 料移動中）の 場合は， 12時 間に 1 回	当直長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は， 原子炉トリップ しゃ断器を開く。	1 時間						
				C. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	C. 1 当直長は， 原子炉トリップ しゃ断器を開く。	速やかに						
		原子炉トリッ プしゃ断器が 開放されてい る場合の モード3， 4 および5	1 〔監視機 能のみ〕	A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合	A. 1 当直長は， 1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および A. 2 当直長は， 停止余裕が第19 条で定める値であることを 確認する。	速やかに 2 時間 その後の12 時間に 1 回						

※29：「中間領域中性子束高」 2 チャンネルが動作可能であることを条件に， P-6リセット時においては， 2 チャンネルをバイパスすることができる。この場合， バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※30：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は， 残りのチャンネルが動作可能であることを条件に， 2 時間に限り， 1 チャンネルをバイパスすることができる。この場合， バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更後										備考					
表33－ 2 (2)つづき															
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル	確認事項										
	3 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当						
6．線源領域中性子束高	2 × 10 ⁵ cps以下	モード 2 (P-6未満)	2 ^{※29}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は， 1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 および制御棒引抜き操作を すべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能 の確認を行う。	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長						
				B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 当直長は，原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	速やかに									
				原子炉トリッ プしゃ断器が 閉じ，制御棒 の引抜きが行 える場合の モード 3， 4 および 5	2 ^{※29 ※30}	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合				A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間				
						B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合				B. 1 当直長は，原子炉トリッ プしゃ断器を開く。	1 時間				
		C. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	C. 1 当直長は，原子炉トリッ プしゃ断器を開く。			速やかに									
		原子炉トリッ プしゃ断器が 開放されてい る場合の モード 3， 4 および 5	1 （監視機 能のみ）	A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合	A. 1 当直長は， 1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。	速やかに				2 時間 その後の 12 時間に 1 回					
					A. 2 当直長は，停止余裕が第 19 条で定める値であることを 確認する。										
		※29：「中間領域中性子束高」 2 チャンネルが動作可能であることを条件に，P-6リセット時におい ては， 2 チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作 不能とはみなさない。										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）			
		※30：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は，残りのチャンネルが動作可能であ ることを条件に， 2 時間に限り， 1 チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイ パスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。													

変更前

表33－ 2 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	3号炉			条 件			項 目	頻 度	担 当
6．線源領域中性子束高 つづき	2 × 10 ⁵ cps以下	原子炉格納容 器内での燃料 移動中でない 場合の モード6	1 （監視機 能のみ）	A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合	A. 1 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が第80条で定め る運転上の制限を満足して いることを確認する。	速やかに			
					4時間 その後の12 時間に1回				
		原子炉格納容 器内での燃料 移動中の場合 の モード6	2 （監視機 能のみ）	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は、原子炉格納容 器内での燃料の移動を中止す る。 ※31※32 および A. 2 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。	速やかに			
				B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 当直長は、原子炉格納容 器内での燃料の移動を中止す る。 ※31※33 および B. 2 計装計画課長は、1チャ ンネルを動作可能な状態にす る措置を開始する。 および B. 3 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および B. 4 当直長は、1次冷却材中の ほう素濃度が第80条で定め る運転上の制限を満足して いることを確認する。	速やかに			

※31：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※32：A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

※33：B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

変更後					備考				
表33－ 2 (2) つづき					本頁変更なし				
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル	ネル・系統数を満足できない場合の措置				
	3 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
6．線源領域中性子束高 つづき	2 × 10 ⁵ cps以下	原子炉格納容 器内での燃料 移動中でない 場合の モード 6	1 〔監視機 能のみ〕	A. すべてのチャ ンネルが動作 不能である場 合	A. 1 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および A. 2 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が第80条で定め る運転上の制限を満足して いることを確認する。	速やかに			
					4 時間 その後の12 時間に 1 回				
		原子炉格納容 器内での燃料 移動中の場合 の モード 6	2 〔監視機 能のみ〕	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は、原子炉格納容 器内での燃料の移動を中止す る。 ※31※32 および A. 2 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。	速やかに			
				B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 当直長は、原子炉格納容 器内での燃料の移動を中止す る。 ※31※33 および B. 2 計装計画課長は、1 チャン ネルを動作可能な状態にす る措置を開始する。 および B. 3 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が低下する操作 をすべて中止する。 および B. 4 当直長は、1 次冷却材中の ほう素濃度が第80条で定め る運転上の制限を満足して いることを確認する。	速やかに			

※31：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※32：A. 2の措置を完了し、かつ、1 次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを1 日に 1 回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

※33：B. 3の措置を完了し、かつ、1 次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に 1 回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

変更前

表33－ 2 (2) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
		3 号炉			条 件
7. 1 次冷却材 可変温度高	過大温度 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード 1 およ び 2	4 ※ ³⁴	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	過出力 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード 1 およ び 2	4 ※ ³⁴	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
8. 原子炉圧力	低	12. 73MPa[gage] 以上	モード 1 (P-7 以上)	4 ※ ³⁴	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	高	16. 61MPa[gage] 以下	モード 1 およ び 2	4 ※ ³⁴	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※34：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に， 1 チャンネルをバイパスすることができる。
この場合， バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※35：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に， 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※ ³⁵	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	B. 1 当直長は，モード 3 にする。	12 時間	炉内外核計装照合校正 を実施する。	燃料取替後， 原子炉熱出力 が70%以上と なって48時間 以内に 1 回 および 炉内出力分布 測定結果と軸 方向中性子束 出力偏差の差 が± 3 %を超 える場合
A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※ ³⁵		6 時間	炉内出力分布測定結果 と軸方向中性子束出力 偏差の差を比較する。	
B. 1 当直長は，モード 3 にする。	12 時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※ ³⁵	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時
B. 1 当直長は，P-7 未満にする。		12 時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回
	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※ ³⁵	6 時間		
B. 1 当直長は，モード 3 にする。		12 時間		

※34：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※35：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

変更後										備考
表33－ 2 (2) つづき										
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		条 件			要 目			頻 度	担 当	
7. 1 次冷却材 可変温度高	過大温度 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1 およ び2	4 ※34	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※35	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	炉内外核計装照合校正 を実施する。	燃料取替後、 原子炉熱出力 が70%以上と なって48時間 以内に1 回 および 炉内出力分布 測定結果と軸 方向中性子束 出力偏差の差 が± 3 %を超 える場合	安全技術課長 および 計装計画課長
	過出力 Δ T 高	第34条の設定範囲内	モード1 およ び2	4 ※34	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※35	6 時間	炉内出力分布測定結果 と軸方向中性子束出力 偏差の差を比較する。		
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に1 回	当直長
8. 原子炉圧力	低	12. 73MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 ※34	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※35	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に1 回	当直長
	高	16. 61MPa[gage]以下	モード1 およ び2	4 ※34	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※35	6 時間			
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
※34：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。										
※35：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ とができる。										
原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更、 LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）										

表33－ 2 (2) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
		3 号炉			条 件
9. 加圧器水位高		計器スパンの94%以下	モード 1 (P-7以上)	4※36	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
10. 1 次冷却材 流量低	1 ループ	定格流量の87%以上	モード 1 (P-8以上)	1 ループ あたり 4※36	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	2 ループ	定格流量の87%以上	モード 1 (P-7以上, P-8未満)	1 ループ あたり 4※36	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
11. 1 次冷却材ポンプ 電源電圧低		定格電圧の65%以上	モード 1 (P-7以上)	1 母線あ たり 3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
12. 1 次冷却材ポンプ 電源周波数低		57Hz以上	モード 1 (P-7以上)	1 母線あ たり 3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※36：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※37	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
B. 1 当直長は、 P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※37	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
B. 1 当直長は、 P-8未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※37	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
B. 1 当直長は、 P-7未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態にす る。	6 時間	設 定 値 確 認 を 実 施 す る。	<u>定期検査時</u>	電気計画課長
		機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、 P-7未満にする。	12時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態にす る。	6 時間	設 定 値 確 認 を 実 施 す る。	<u>定期検査時</u>	電気計画課長
		機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、 P-7未満にする。	12時間			

※37：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

変更後										備考
表33－ 2 (2) つづき										
機 能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル	確認事項				
		3 号炉			条 件	項 目	頻 度	担 当		
9. 加圧器水位高		計器スパンの94%以下	モード 1 (P-7以上)	4※36	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※37	6 時間	設定値確認および機能の <u>確認を行う</u> 。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
10. 1 次冷却材流量低	1 ループ	定格流量の87%以上	モード 1 (P-8以上)	1 ループあたり 4※36	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※37	6 時間	設定値確認および機能の <u>確認を行う</u> 。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
	2 ループ	定格流量の87%以上	モード 1 (P-7以上、 P-8未満)	1 ループあたり 4※36	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※37	6 時間	設定値確認および機能の <u>確認を行う</u> 。	定期事業者 検査時	計装計画課長
					B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
11. 1 次冷却材ポンプ電源電圧低		定格電圧の65%以上	モード 1 (P-7以上)	1 母線あたり 3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6 時間	設定値確認を実施する。	定期事業者 検査時	電気計画課長
					B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	機能の <u>確認を行う</u> 。	定期事業者 検査時	計装計画課長
12. 1 次冷却材ポンプ電源周波数低		57Hz以上	モード 1 (P-7以上)	1 母線あたり 3	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6 時間	設定値確認を実施する。	定期事業者 検査時	電気計画課長
					B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間	機能の <u>確認を行う</u> 。	定期事業者 検査時	計装計画課長
※36：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。						※37：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。				
原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）										

表33－ 2 (2) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
		3 号炉			条 件
13. 蒸気発生器水位低		計器スパンの11%以上	モード1 およ び2	1 基あたり 4 ^{※38}	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
14. タービン トリップ	タービン 非常しゃ 断油圧低	6. 4MPa [gage]以上	モード1 (P-7以上)	4 ^{※38}	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	主蒸気止 め弁閉	－	モード1 (P-7以上)	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
15. 非常用炉心冷却系作動		表33－ 3 (2) の機能 1 . 非常用炉心冷却系作動 を参照	モード1 およ び2	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 地下2 階床 (EL -4. 5m) 190Gal以下	モード1 およ び2	4 ^{※38}	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
		原子炉建屋 3 階床 (EL 24. 0m) 390Gal以下		4 ^{※38}	
	垂直方向	原子炉補助建屋 地下2 階床 (EL -4. 5m) 90Gal以下		4 ^{※38}	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※38：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスすることができ
る。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※39}	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
B. 1 当直長は、モード3 にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※39}	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該系統を 動作可能な状態にする。	6 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3 にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※39}	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3 にする。	12時間			

※39：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

変更後											備考
表33－ 2 (2) つづき											
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項					
		3号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
13. 蒸気発生器水位低		計器スパンの11%以上	モード1 およ び2	1基あたり4※38	A. 1チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※39	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合			動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長	
						B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間				
14. タービン トリップ	タービン 非常しゃ 断油圧低	6.4MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4※38	A. 1チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※39	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合						
	主蒸気止 め弁閉	－	モード1 (P-7以上)	4	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合						
15. 非常用炉心冷却系作動		表33－ 3 (2) の機能1. 非常用炉心冷却系作動 を参照	モード1 およ び2	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統を 動作可能な状態にする。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合						
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 190Gal以下	モード1 およ び2	4※38	A. 1チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※39	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		原子炉建屋3階床 (EL 24.0m) 390Gal以下		4※38							
	垂直方向	原子炉補助建屋 地下2階床(EL -4.5m) 90Gal以下		4※38	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間				
※38：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。											原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更、 LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）
※39：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。											

変更前

表33－ 2 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	3 号炉			条 件
17. インターロック				
a . P-6	中間領域中性子束 9.1×10 ⁻¹¹ ～ 1.1×10 ⁻¹⁰ A	モード 2 (P-6未満)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
b . P-7	d . 項および e . 項参照	モード 1 (P-7以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
c . P-8	出力領域中性子束 定格出力の40±0.5%	モード 1 (P-8以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
d . P-10	出力領域中性子束 定格出力の10±0.5%	モード 1 (P-10未満) および 2	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
e . P-13	タービン第 1 段後圧力 定格出力の10±0.6%	モード 1 (P-13以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	機能検査を実施する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-7未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-8未満にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、P-13未満にする。	12時間			

変更後										備考
表33－ 2 (2) つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）
機 能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
	3 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
17. インターロック										
a . P-6	中間領域中性子束 9.1×10 ⁻¹¹ ～ 1.1×10 ⁻¹⁰ A	モード 2 (P-6未満)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件 A の措置 を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード 3 にする。	12時間				
b . P-7	d . 項および e . 項参照	モード 1 (P-7以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1 時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件 A の措置 を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，P-7未満にする。	12時間				
c . P-8	出力領域中性子束 定格出力の40±0.5%	モード 1 (P-8以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件 A の措置 を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，P-8未満にする。	12時間				
d . P-10	出力領域中性子束 定格出力の10±0.5%	モード 1 (P-10未満) および 2	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件 A の措置 を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード 3 にする。	12時間				
e . P-13	タービン第 1 段後圧力 定格出力の10±0.6%	モード 1 (P-13以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件 A の措置 を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，P-13未満にする。	12時間				

変更前

表33－ 3 (1) 工学的安全施設等作動計装 （2号炉）

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数
	2号炉			条 件
1. 非常用炉心冷却系作動				
a. 非常用炉心冷却系作動 論理回路	－	モード1， 2， 3および 4	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
b. 手動起動	－	モード1， 2， 3および 4	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
c. 格納容器圧力高 （高1）	0.032MPa[gage]以下	モード1， 2 および3	4※40	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
d. 加圧器圧力異常低	11.66MPa[gage]以上	モード1 および2 (P-6以上)	4※40	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※41	6時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u> 動作不能でないことを指示値により確認する	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間		1日に1回	当直長
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※41	6時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u> 動作不能でないことを指示値により確認する	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間		1日に1回	当直長

※40：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※41：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後										備考
表33－ 3 (1) 工学的安全施設等作動計装（ 2 号炉）										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
	2 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
1．非常用炉心冷却系作動										
a．非常用炉心冷却系作動 論理回路	－	モード1， 2， 3および 4	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統を 動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間				
b．手動起動	－	モード1， 2， 3および 4	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間				
c．格納容器圧力高 （高1）	0.032MPa[gage]以下	モード1， 2 および3	4 ^{※40}	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※41}	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			動作不能でないことを 指示値により確認する	
d．加圧器圧力異常低	11.66MPa[gage]以上	モード1 および2 (P-6以上)	4 ^{※40}	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※41}	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			動作不能でないことを 指示値により確認する	
※40：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に， 1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※41：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に， 1チャンネルをバイパスする措置を行うこ とができる。										

変更前

表33－ 3 (1) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項				
		2 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
e．加圧器圧力低と 加圧器水位低の 一致	加圧器 圧力低	12. 35MPa[gage]以上	モード1， 2 および3 (P-11以上)	4※42	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※43	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
	加圧器 水位低	計器スパンの3%以上	モード1， 2 および3 (P-11以上)	4※42	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※43	6 時間			
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
f．主蒸気ライン圧力異常低		3. 35MPa[gage]以上	モード1， 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ラ イン毎に 4※42	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※43	6 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長

※42：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に， 1 チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※43：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に， 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

※42：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※43：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

変更後

備考

表33－ 3 (1)つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
		2 号炉			条 件
e．加圧器圧力低と 加圧器水位低の 一致	加圧器 圧力低	12. 35MPa[gage]以上	モード1， 2 および3 (P-11以上)	4 ^{※42}	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	加圧器 水位低	計器スパンの3%以上	モード1， 2 および3 (P-11以上)	4 ^{※42}	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
f．主蒸気ライン圧力異常低		3. 35MPa[gage]以上	モード1， 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ラ イン毎に 4 ^{※42}	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※43}	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
	動作不能でないことを 指示値により確認する			
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※43}	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
	動作不能でないことを 指示値により確認する			
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

※42：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※43：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（実用炉規
則の改正に伴い「定
期検査」を「定期事
業者検査」に変更、
LC0 を満足している
かの確認行為につい
て「検査」を「確認」
に変更）

変更前

表33－ 3 (1)つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	2 号炉			条 件			要求される措置	完了時間	項 目
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動									
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	－	モード1， 2， 3および 4	2 系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	－	モード1， 2， 3および 4	4	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間			
c. 格納容器圧力異常高（高3）	0.128MPa[gage]以下	モード1， 2 および3	4※44	A. 1 チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※45	6 時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	動作不能でないことを指示値により確認する	1 日に 1 回			
					B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			

※44：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※45：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後										備考	
表33－ 3 (1)つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）	
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項					
		2 号炉			条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		項 目			頻 度
		2．原子炉格納容器スプレイ系作動									
a．原子炉格納容器スプレイ 系作動論理回路		－	モード1， 2， 3および 4	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>		計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間				
b．手動起動		－	モード1， 2， 3および 4	4	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>		計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間				
c．格納容器圧力異常高 （高3）		0.128MPa[gage]以下	モード1， 2 および3	4※4 4	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く） が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※4 5	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>		計装計画課長
								動作不能でないことを 指示値により確認する			1 日に 1 回
								B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。		12時間 36時間
※44：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※45：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うこ とができる。											

変更前

表33－ 3 (1) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数	確認事項				
	2 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
3． 原子炉格納容器隔離									
a． 格納容器隔離 A									
(1) 格納容器隔離 A 作動論理回路	－	モード 1， 2， 3 および 4	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード 3 にする。 および B. 2 当直長は，モード 5 にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	－	モード 1， 2， 3 および 4	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード 3 にする。 および B. 2 当直長は，モード 5 にする。	12時間 56時間			
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能 1． 非常用炉心冷却系作動を参照								
b． 格納容器隔離 B									
(1) 格納容器隔離 B 作動論理回路	－	モード 1， 2， 3 および 4	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード 3 にする。 および B. 2 当直長は，モード 5 にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	機能 2． 原子炉格納容器スプレイ系作動 b． 手動起動を参照								
(3) 格納容器圧力異常高 (高 3)	機能 2． 原子炉格納容器スプレイ系作動 c． 格納容器圧力異 常高（高 3）を参照								

変更後										備考			
表33－ 3 (1)つづき													
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数	ネル・系統数を満足できない場合の措置					確認事項		
		2 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当			
3． 原子炉格納容器隔離													
a． 格納容器隔離 A													
(1) 格納容器隔離 A 作動論理回路	－	モード 1， 2， 3 および 4	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ， 作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長				
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は， モード 3 にする。 および B. 2 当直長は， モード 5 にする。	12時間 56時間							
(2) 手動起動	－	モード 1， 2， 3 および 4	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長				
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は， モード 3 にする。 および B. 2 当直長は， モード 5 にする。	12時間 56時間							
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能 1． 非常用炉心冷却系作動を参照												
b． 格納容器隔離 B													
(1) 格納容器隔離 B 作動論理回路	－	モード 1， 2， 3 および 4	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ， 作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長				
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は， モード 3 にする。 および B. 2 当直長は， モード 5 にする。	12時間 56時間							
(2) 手動起動	機能 2． 原子炉格納容器スプレイ系作動 b． 手動起動を参照												
(3) 格納容器圧力異常高 （高 3）	機能 2． 原子炉格納容器スプレイ系作動 c． 格納容器圧力異 常高（高 3）を参照												

変更後										備考			
表33－ 3 (1)つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）			
機 能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル	ネル・系統数を満足できない場合の措置					確認事項		
		2号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度		担 当		
c．格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離													
(1)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路		－	モード1， 2， 3および 4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者検査時</u>		計装計画課長		
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間						
(2)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離A	機能3．原子炉格納容器隔離 a．格納容器隔離Aを参照											
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1， 2， 3および 4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	<u>定期事業者検査時</u>		電気計画課長		
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者検査時</u>		計装計画課長		
d．格納容器換気系隔離													
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路		－	モード1， 2， 3および 4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者検査時</u>	計装計画課長			
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間						
(2)手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能2．原子炉格納容器スプレイ系作動 b．手動起動を参照											
	格納容器隔離A手動起動	機能3．原子炉格納容器隔離 a．格納容器隔離A											
(3)非常用炉心冷却系作動		機能1．非常用炉心冷却系作動を参照											
						ネル・系統数を満足できない場合の措置		項 目		頻 度	担 当		
						要求される措置	完了時間						
						A. 1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者検査時</u>	計装計画課長			
						B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間						
						A. 1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	<u>定期事業者検査時</u>	電気計画課長			
						B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者検査時</u>	計装計画課長			
						(2)手動起動を参照							

変更前

表33－ 3 (1)つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置				
	2 号炉			条 件	要求される措置		確認事項		
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離 作動論理回路	－	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は, 当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし, 残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ, 作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間			
b. 手動起動	－	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間			
c. 格納容器圧力異常高 (高2)	0.089MPa[gage]以下	モード1, 2 および3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	4※46	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※47	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを 指示値により確認する		1日に1回 当直長
d. 主蒸気ライン圧力異常低	3.35MPa[gage]以上	モード1, 2 および3 (P-11以上) ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4※46	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は, 当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※47	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は, モード3にする。 および B. 2 当直長は, モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを 指示値により確認する		1日に1回 当直長

※46：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※47：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後										備考
表33－ 3 (1)つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項					
	2 号炉			条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		項 目			
					要求される措置	完了時間				
4．主蒸気ライン隔離										
a．主蒸気ライン隔離 作動論理回路	－	モード1， 2 および3 ただし，全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間				
b．手動起動	－	モード1， 2 および3 ただし，全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間				
c．格納容器圧力異常高 （高2）	0.089MPa[gage]以下	モード1， 2 および3 ただし，全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	4※46	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※47	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u> 動作不能でないことを 指示値により確認する	<u>定期事業者 検査時</u> 1 日に1 回	計装計画課長 当直長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間				
d．主蒸気ライン圧力異常低	3.35MPa[gage]以上	モード1， 2 および3 （P-11以上） ただし，全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4※46	A. 1 チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※47	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u> 動作不能でないことを 指示値により確認する	<u>定期事業者 検査時</u> 1 日に1 回	計装計画課長 当直長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間				
※46：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に， 1チャンネルをバイパスすることができる。 この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※47：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に， 1チャンネルをバイパスする措置を行うこ とができる。										

変更前

表33－ 3 (1)つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	2 号炉			条 件
e. 主蒸気ライン圧力 減少率高	－0.87MPa以上	モード3 (P-11未満) ただし、全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4※48	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※49	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および	12時間			
B. 2 当直長は、モード4にする。	36時間			

※48：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※49：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

変更後

備考

表33－ 3 (1)つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	2 号炉			条 件
e．主蒸気ライン圧力 減少率高	－0.87MPa以上	モード3 (P-11未満) ただし、全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4※48	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※48：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※49：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※49	6 時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（実用炉規
則の改正に伴い「定
期検査」を「定期事
業者検査」に変更、
LC0 を満足している
かの確認行為につい
て「検査」を「確認」
に変更）

変更前

表33－ 3 (1) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
		2 号炉			条 件
5．主給水隔離					
a．主給水隔離 作動論理回路	—	モード 1， 2 および 3	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	
b．蒸気発生器水位異常高	狭域水位計の 77%以下	モード 1， 2 および 3	1 基あた り 4 ^{※50}	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	12時間
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	36時間
c．非常用炉心冷却系作動		機能 1．非常用炉心冷却系作動を参照			
d． 1 次冷却材平均 温度低と原子炉 トリップの一致	1 次冷却 材平均温 度低	289. 25℃以上	モード 1， 2 および 3	4 ^{※50}	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
	原子炉 トリップ	表33－ 2 (1)原子炉保護系計装を参照			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※51}	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ^{※51}	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12時間 36時間			
B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長

※50：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※51：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

変更後

備考

表33－ 3 (1)つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		2 号炉						項 目	頻 度	担 当
5．主給水隔離										
a．主給水隔離 作動論理回路		－	モード1， 2 および3	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
b．蒸気発生器水位異常高		狭域水位計の 77%以下	モード1， 2 および3	1 基あた り 4 ^{※50}	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く） が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※51}	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			動作不能でないことを 指示値により確認する
c．非常用炉心冷却系作動		機能 1．非常用炉心冷却系作動を参照								
d． 1 次冷却材平均 温度低と原子炉 トリップの一致	1 次冷却 材平均温 度低	289. 25℃以上	モード1， 2 および3	4 ^{※50}	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く） が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ^{※51}	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
	原子炉 トリップ	表33－ 2 (1)原子炉保護系計装を参照	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回			当直長

※50：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※51：残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスする措置を行うこ
とができる。

変更前

表33－ 3 (1)つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置				
	2 号炉			条 件	要求される措置		完了時間	確認事項	
6．インターロック									
a． P-6	中間領域中性子束 10 ⁻¹⁰ A	モード 1 および 2 (P-6以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場 合※52	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間			
b． P-11	加圧器圧力 13.73MPa[gage]	モード 1， 2 および 3 (P-11以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12時間 36時間			

※52：表33－ 3 のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）

変更後										備考
表33－ 3 (1)つづき										
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置				
		2 号炉			条 件	要求される措置		完了時間	項 目	頻 度
6．インターロック										
a． P-6	中間領域中性子束 10 ⁻¹⁰ A	モード 1 および 2 (P-6以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場 合※52	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間				
b． P-11	加圧器圧力 13. 73MPa[gage]	モード 1， 2 および 3 (P-11以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12時間 36時間				
※52：表33－ 3 のインターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により、関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下、本条において同じ。）										
										原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

変更前

表33－ 3 (2) 工学的安全施設等作動計装（ 3 号炉）

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置				
	3 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
1．非常用炉心冷却系作動									
a．非常用炉心冷却系作動 論理回路	－	モード 1， 2， 3 および 4	※53 2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 5 にする。	12時間 56時間			
b．手動起動	－	モード 1， 2， 3 および 4	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 5 にする。	12時間 56時間			
c．格納容器圧力高 （高 1）	0. 034MPa[gage]以下	モード 1， 2 および 3	4 ※54	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く） が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※55	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u> 動作不能でないことを 指示値により確認する	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12時間 36時間			1 日に 1 回 当直長
d．原子炉圧力異常低	11. 36MPa[gage]以上	モード 1 および 2 (P-6以上)	4 ※54	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く） が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※55	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u> 動作不能でないことを 指示値により確認する	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12時間 36時間			1 日に 1 回 当直長

※53：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り 1 系統が動作可能であることを条件に、2 時間に限り、 1 系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※54：残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※55：残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、 1 チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後										備考
表33－ 3 (2) 工学的安全施設等作動計装 （ 3 号炉）										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LCO を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置					
	3 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
1．非常用炉心冷却系作動										
a．非常用炉心冷却系作動 論理回路	－	モード1， 2， 3および 4	※53 2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6時間	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間				
b．手動起動	－	モード1， 2， 3および 4	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間				
c．格納容器圧力高 （高1）	0.034MPa[gage]以下	モード1， 2 および3	4※54	A. 1チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※55	6時間	設定値確認および機能 の <u>確認を行う。</u> 動作不能でないことを 指示値により確認する	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			当直長	
d．原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード1 および2 (P-6以上)	4※54	A. 1チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※55	6時間	設定値確認および機能 の <u>確認を行う。</u> 動作不能でないことを 指示値により確認する	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			当直長	
※53：原子炉保護系論理回路の機能 <u>確認</u> 時においては，残り1系統が動作可能であることを条件に， 2時間に限り，1系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不 能とはみなさない。 ※54：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることがで きる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※55：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行 うことができる。										

表33－ 3 (2) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
		3 号炉			条 件
e． 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致	原子炉 圧力低	12. 04MPa[gage]以上	モード1， 2 および3 (P-11以上)	4 ※ ^{5 6}	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
	加圧器 水位低	計器スパンの3%以上	モード1， 2 および3 (P-11以上)	4 ※ ^{5 6}	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
f． 主蒸気ライン圧力低		3. 35MPa[gage]以上	モード1， 2 および3 (P-11以上)	主蒸気ラ イン毎に 4 ※ ^{5 6}	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※56：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることがで
きる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※57：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行
うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※57	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※57	6 時間			
B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※57	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			

変更後										備考
表33－ 3 (2) つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LCO を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項				
		3 号炉			条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
e． 原子炉圧力低と 加圧器水位低の 一致	原子炉 圧力低	12. 04MPa [gage] 以上	モード 1， 2 および 3 (P-11 以上)	4 ※5 6	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※5 7	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12 時間 36 時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
	加圧器 水位低	計器スパンの 3 % 以上	モード 1， 2 および 3 (P-11 以上)	4 ※5 6	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※5 7	6 時間			
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12 時間 36 時間			
f． 主蒸気ライン圧力低		3. 35MPa [gage] 以上	モード 1， 2 および 3 (P-11 以上)	主蒸気ラ イン毎に 4 ※5 6	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※5 7	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
					B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12 時間 36 時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長
※56：残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※57：残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。										

変更前

表33－ 3 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置				
	3 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
2. 原子炉格納容器スプレイ系作動									
a. 原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	－	モード1， 2， 3および 4	※58 2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動起動	－	モード1， 2， 3および 4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間			
c. 格納容器圧力異常高（高3）	0.136MPa[gage]以下	モード1， 2 および3	4※59	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※60	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			1日に1回 当直長

※58：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り1系統が動作可能であることを条件に，2時間に限り，1系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※59：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※60：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後

備考

表33－ 3 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数
	3 号炉			条 件
2．原子炉格納容器スプレイ系作動				
a．原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	－	モード1， 2， 3および 4	※58 2系統	A. 1系統が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b．手動起動	－	モード1， 2， 3および 4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
c．格納容器圧力異常高（高3）	0.136MPa[gage]以下	モード1， 2 および3	4※59	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

※58：原子炉保護系論理回路の機能確認時においては，残り1系統が動作可能であることを条件に，2時間に限り，1系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※59：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※60：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
A. 1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。				12時間 56時間
A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。				12時間 56時間
A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※60	6時間	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
		動作不能でないことを指示値により確認する		1日に1回	当直長
	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LCO を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

変更前

表33－ 3 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数
	3 号炉			条 件
3. 原子炉格納容器隔離				
a. 格納容器隔離 A				
(1) 格納容器隔離 A 作動論理回路	－	モード 1， 2， 3 および 4	※ 6 1 2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
(2) 手動起動	－	モード 1， 2， 3 および 4	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能 1. 非常用炉心冷却系作動を参照			
b. 格納容器隔離 B				
(1) 格納容器隔離 B 作動論理回路	－	モード 1， 2， 3 および 4	※ 6 1 2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
(2) 手動起動	機能 2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 b. 手動起動を参照			
(3) 格納容器圧力異常高 (高 3)	機能 2. 原子炉格納容器スプレイ系作動 c. 格納容器圧力異			

※61：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り 1 系統が動作可能であることを条件に、2 時間に限り、1 系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
A. 1 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
常高（高 3）を参照				

変更後

備考

表33－ 3 (2)つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	3 号炉			条 件
3．原子炉格納容器隔離				
a．格納容器隔離A				
(1)格納容器隔離A 作動論理回路	－	モード1， 2， 3および 4	※61 2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
(2)手動起動	－	モード1， 2， 3および 4	2	A. 1チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
(3)非常用炉心冷却系作動	機能1． 非常用炉心冷却系作動を参照			
b．格納容器隔離B				
(1)格納容器隔離B 作動論理回路	－	モード1， 2， 3および 4	※61 2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合
(2)手動起動	機能2． 原子炉格納容器スプレイ系作動 b． 手動起動を参照			
(3)格納容器圧力異常高 (高3)	機能2． 原子炉格納容器スプレイ系作動 c． 格納容器圧力異			

※61：原子炉保護系論理回路の機能確認時においては，残り1系統が動作可能であることを条件に，2時間に限り，1系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間			
常高（高3）を参照				

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

変更前

表33－ 3 (2) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャネル・系統数	所要チャンネル・系統数
		3 号炉			条 件
c．格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離					
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路		－	モード1， 2， 3および 4	※62 2系統	A. 1系統が動作不能である場合
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離A	機能3．原子炉格納容器隔離 a．格納容器隔離Aを参照			
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1， 2， 3および 4	1母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
d．格納容器換気系隔離					
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路		－	モード1， 2， 3および 4	※62 2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
(2) 手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能2．原子炉格納容器スプレイ系作動 b．手動起動を参照			
	格納容器隔離A手動起動	機能3．原子炉格納容器隔離 a．格納容器隔離A (2)手動起動を参照			
(3) 非常用炉心冷却系作動		機能1．非常用炉心冷却系作動を参照			

※62：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6 時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
動を参照				

変更後										備考	
表33－ 3 (2) つづき											
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項					
		3 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
c．格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離											
(1)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路		－	モード1， 2， 3および 4	※62 2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間				
(2)格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離		格納容器 隔離A	機能3．原子炉格納容器隔離 a．格納容器隔離Aを参照								
		6.6kV 非常用母 線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1， 2， 3および 4	1 母線あ たり 3	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態にし る。	6 時間	設定値確認を実施す る。	<u>定期事業者 検査時</u>	電気計画課長
						B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
d．格納容器換気系隔離											
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路		－	モード1， 2， 3および 4	※62 2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間				
(2)手動起動		原子炉格納容 器スプレイ系 手動起動	機能2．原子炉格納容器スプレイ系作動 b．手動起動を参照								
		格納容器隔離 A手動起動	機能3．原子炉格納容器隔離 a．格納容器隔離A (2)手動起 動を参照								
(3)非常用炉心冷却系作動		機能1．非常用炉心冷却系作動を参照									
※62：原子炉保護系論理回路の機能 <u>確認</u> 時においては，残り1系統が動作可能であることを条件に， 2時間に限り，1系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不 能とはみなさない。											

変更前

表33－ 3 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	3 号炉			条 件

4. 主蒸気ライン隔離				
a. 主蒸気ライン隔離 作動論理回路	－	モード 1, 2 および 3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	※63 2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
b. 手動起動	－	モード 1, 2 および 3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
c. 格納容器圧力異常高 (高 2)	0. 092MPa[gage]以下	モード 1, 2 および 3 ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	4 ※64	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能で ある場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
d. 主蒸気ライン圧力低	3. 35MPa[gage]以上	モード 1, 2 および 3 (P-11以上) ただし, 全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4 ※64	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く) が動作不能で ある場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は, 当該系統を動作可能な状態にする。ただし, 残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ, 作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は, モード 3 にする。 および B. 2 当直長は, モード 4 にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は, モード 3 にする。 および B. 2 当直長は, モード 4 にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※65	6 時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は, モード 3 にする。 および B. 2 当直長は, モード 4 にする。	12時間 36時間			
A. 1 計装計画課長は, 当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※65	6 時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は, モード 3 にする。 および B. 2 当直長は, モード 4 にする。	12時間 36時間			

※63：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては, 残り 1 系統が動作可能であることを条件に, 2 時間に限り, 1 系統をバイパスすることができる。この場合, バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

※64：残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に, 1 チャンネルをバイパスすることができる。この場合, バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※65：残りの 3 チャンネルが動作可能であることを条件に, 1 チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後										備考					
表33－ 3 (2) つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）					
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数	確認事項										
	3 号炉			条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項								
要求される措置											完了時間	項 目	頻 度	担 当	
4. 主蒸気ライン隔離															
a. 主蒸気ライン隔離 作動論理回路	－	モード1， 2 および3	※6 3 2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長						
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間									
b. 手動起動	－	モード1， 2 および3	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	48時間	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長						
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間									
c. 格納容器圧力異常高 （高2）	0.092MPa[gage]以下	モード1， 2 および3	4 ※6 4	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く） が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※6 5	6 時間	設定値確認および機能 の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長						
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			動作不能でないことを 指示値により確認する		1 日に 1 回	当直長			
d. 主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード1， 2 および3 （P-11以上）	主蒸気ラ イン毎に 4 ※6 4	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く） が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※6 5	6 時間	設定値確認および機能 の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長						
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			動作不能でないことを 指示値により確認する		1 日に 1 回	当直長			
※63：原子炉保護系論理回路の機能 <u>確認</u> 時においては，残り1系統が動作可能であることを条件に，2時間に限り，1系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。															
※64：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。															
※65：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。															

変更前

表33－ 3 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	3 号炉			条 件
e. 主蒸気ライン圧力 減少率高	－0.87MPa以上	モード3 (P-11未満) ただし、全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4※66	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合

※66：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスすることがで
きる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※67：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に，1チャンネルをバイパスする措置を行
うことができる。

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※67	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は，モード3にする。 および	12時間			
B. 2 当直長は，モード4にする。	36時間			

変更後					備考									
表33－ 3 (2) つづき														
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置					確認事項				
	条 件			項 目						頻 度	担 当			
e. 主蒸気ライン圧力 減少率高	－0.87MPa以上	モード3 (P-11未満) ただし、全主 蒸気隔離弁が 閉じている場 合を除く	主蒸気ラ イン毎に 4※66	A. 1 チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。※67	6 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者</u> <u>検査時</u>	計装計画課長					
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。					12時間 36時間				
※66：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更、 LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）				
※67：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。														

変更前

表33－ 3 (2) つづき

機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		3 号炉						要 求 さ れ る 措 置	完了時間	項 目
5．主給水隔離										
a．主給水隔離 作動論理回路		－	モード1， 2 および3	※68 2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合					
b．蒸気発生器水位異常高		狭域水位計の 75.5%以下	モード1， 2 および3	1 基あた り 4 ※69	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※70	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u> 動作不能でないことを 指示値により確認する	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合					
c．非常用炉心冷却系作動		機能1．非常用炉心冷却系作動を参照								
d． 1 次冷却材平均 温度低と原子炉 トリップの一致	1 次冷却 材平均温 度低	289.75℃以上	モード1， 2 および3	4 ※69	A. 1 チャンネル (バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※70	6 時間	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u> 動作不能でないことを 指示値により確認する	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
	原子炉 トリップ				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合					
		表33－ 2 (2) 原子炉保護系計装を参照								

※68：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不能とはみなさない。
※69：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※70：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後										備考			
表33－ 3 (2) つづき													
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置					確認事項		
		条 件			要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当				
5．主給水隔離													
a．主給水隔離 作動論理回路		－	モード1， 2 および3	※68 2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	6時間	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間						
b．蒸気発生器水位異常高		狭域水位計の 75.5%以下	モード1， 2 および3	1基あた り4※69	A. 1チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く）が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※70	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
					B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回	当直長
c．非常用炉心冷却系作動		機能1．非常用炉心冷却系作動を参照											
d． 1次冷却材平均 温度低と原子炉 トリップの一致	1次冷却 材平均温 度低	289.75℃以上	モード1， 2 および3	4※69	A. 1チャンネル （バイパスした チャンネルを 除く）が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※70	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長			
	原子炉 トリップ	表33－ 2 (2)原子炉保護系計装を参照	B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1日に1回				当直長		
※68：原子炉保護系論理回路の機能確認時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、 2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合、バイパスした系統を動作不 能とはみなさない。 ※69：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることがで きる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。 ※70：残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行 うことができる。													

変更前

表33－ 3 (2) つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	3 号炉			条 件
6．インターロック				
a． P-6	中間領域中性子束 $9.1\times 10^{-11}\sim$ 1.1×10^{-10} A	モード 1 および 2 (P-6以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合
b． P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa[gage]	モード 1， 2 および 3 (P-11以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間			
A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および	12時間			
B. 2 当直長は、モード 4 にする。	36時間			
		動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長

変更後										備考			
表33－ 3 (2)つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更、 LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）			
機 能		設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置					確認事項		
		3 号炉			条 件	要求される措置		完了時間	項 目		頻 度	担 当	
6．インターロック													
a． P-6	中間領域中性子束 9.1×10 ⁻¹¹ ～ 1.1×10 ⁻¹⁰ A	モード 1 および 2 (P-6以上)	2	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長				
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。	12時間							
b． P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa[gage]	モード 1， 2 および 3 (P-11以上)	4	A. 1 チャンネル 以上が動作不 能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該イン ターロックを運転状態に適 合させる措置を講じる。	1 時間	設定値確認および機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長				
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 4 にする。	12時間 36時間					動作不能でないことを 指示値により確認する	1 日に 1 回	当直長

変更前

表33－ 4 (1) 事故時監視計装 （ 2 号炉）

項 目	機 能	所要チャ ンネル数	適用モード	所要チ	チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項					
				条 件			要 求 さ れ る 措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
1 次冷却設備計装	1 次冷却材圧力	2	モード 1， 2 および 3	A. 1 チャンネル の計器が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	30 日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長			
	加圧器水位	2					動作不能でないことを 指示値により確認する			1 ヶ月に 1 回	当直長	
	1 次冷却材温度（広域）（高温側）	2		B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 計装計画課長は、当該計器 が故障状態であることが 運転員に明確に分かるよ うな措置を講じる。	速やかに						
	1 次冷却材温度（広域）（低温側）	2										
化学体積制御設備計 装	ほう酸タンク水位	2		C. 1 つの機能が 動作不能であ る場合	C. 1 計装計画課長は、当該機能 の 1 チャンネルを動作可能 な状態にする。または代替 の監視手段を確保する。	10 日						
主蒸気および給水設 備計装	主蒸気ライン圧力	主蒸気ラ イン毎に 2					D. 条件 C の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	D. 1 当直長は、 モード 3 にする および D. 2 当直長は、 モード 4 にする	12時間 36時間			
	復水タンク水位	2										
	蒸気発生器水位（広域）	2										
	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生 器毎に 2										
	補助給水流量	2										
原子炉格納施設計装	格納容器再循環サンプ水位	2										
	原子炉格納容器内圧力	2										
	原子炉格納容器内温度	2										
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ（低レンジ）	2										
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ（高レンジ）	2										
原子炉補機冷却設備 計装	原子炉補機冷却水サージタンク水 位	2										
原子炉補機冷却海水 設備計装	原子炉補機冷却海水母管圧力	2										
制御用圧縮空気設備 計装	制御用空気圧力	2										
非常用炉心冷却設備 計装	高圧注入流量	2										
	低圧注入流量（余熱除去流量）	2										
	燃料取替用水タンク水位	2										

変更後										備考			
表33－ 4 (1) 事故時監視計装 （ 2 号炉）													
項 目	機 能	所要チャ ンネル数	適用モード	所要チ	チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項						
				条 件			要 求 され る 措 置	完了時間	項 目		頻 度	担 当	
1 次冷却設備計装	1 次冷却材圧力	2	モード 1， 2 および 3	A. 1 チャンネル の計器が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	30 日	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LCO を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）			
	加圧器水位	2					動作不能でないことを 指示値により確認する		1 ヶ月に 1 回		当直長		
	1 次冷却材温度（広域）（高温側）	2		B. 1 計装計画課長は、当該計器 が故障状態であることが 運転員に明確に分かるよ うな措置を講じる。	速やかに								
	1 次冷却材温度（広域）（低温側）	2				C. 1 計装計画課長は、当該機能 の 1 チャンネルを動作可能 な状態にする。または代替 の監視手段を確保する。		10 日					
化学体積制御設備計 装	ほう酸タンク水位	2		D. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	D. 1 当直長は、モード 3 にする および D. 2 当直長は、モード 4 にする		12時間 36時間						
主蒸気および給水設 備計装	主蒸気ライン圧力	主蒸気ラ イン毎に 2				D. 条件 C の措置 を完了時間内 に達成できな い場合							
	復水タンク水位	2											
	蒸気発生器水位（広域）	2											
	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生 器毎に 2											
	補助給水流量	2											
原子炉格納施設計装	格納容器再循環サンプ水位	2											
	原子炉格納容器内圧力	2											
	原子炉格納容器内温度	2											
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ（低レンジ）	2											
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ（高レンジ）	2											
原子炉補機冷却設備 計装	原子炉補機冷却水サージタンク水 位	2											
原子炉補機冷却海水 設備計装	原子炉補機冷却海水母管圧力	2											
制御用圧縮空気設備 計装	制御用空気圧力	2											
非常用炉心冷却設備 計装	高圧注入流量	2											
	低圧注入流量（余熱除去流量）	2											
	燃料取替用水タンク水位	2											

変更前

表33－ 4 (2) 事故時監視計装 （ 3 号炉）

項 目	機 能	所要チャ ンネル数	適用モード	所要チ	チャンネル数を満足できない場合の措置	確認事項						
				条 件		要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当		
1 次冷却系計装※71	1 次冷却材圧力	2	モード 1， 2 および 3	A. 1 チャンネル の計器が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	30 日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長			
	加圧器水位	2		動作不能でないことを 指示値により確認する			1 ヶ月に 1 回	当直長				
	1 次冷却材温度（広域）（高温側）	3		B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 計装計画課長は，当該計器 が故障状態であることが運 転員に明確に分かるような 措置を講じる。	速やかに						
	1 次冷却材温度（広域）（低温側）	3										
化学体積制御系 計装※71	ほう酸タンク水位	2		C. 1 1 つの機能が 動作不能であ る場合	C. 1 計装計画課長は，当該機能 の 1 チャンネルを動作可能 な状態にする。または代替 の監視手段を確保する。	10 日						
主蒸気および給水， 補助給水計装※71	主蒸気ライン圧力	主蒸気ラ イン毎に 2		D. 条件 C の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	D. 1 当直長は， モード 3 にする および D. 2 当直長は， モード 4 にする	12時間 36時間						
	補助給水タンク水位	2										
	蒸気発生器水位（広域）	3										
	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生 器毎に 2										
	補助給水流量	3										
燃料取替用水系 計装※71	燃料取替用水タンク水位	2										
原子炉格納容器関連 計装※71	格納容器再循環サンプ水位(広域)	2										
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	2										
	原子炉格納容器内圧力	2										
	原子炉格納容器内温度	2										
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ（低レンジ）	2										
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ（高レンジ）	2										
原子炉補機冷却系計 装※71	原子炉補機冷却水サージタンク水 位	2										
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2										
非常用炉心冷却系計 装※71	高压注入流量	2										
	低压注入流量	2										

※71：各計装が動作不能時は， 第84条（表84－16） の運転上の制限も確認する。

変更後										備考
表33－ 4 (2) 事故時監視計装 （ 3 号炉）										
項 目	機 能	所要チャ ンネル数	適用モード	所要チ	チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項			
				条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
1 次冷却系計装※71	1 次冷却材圧力	2	モード 1， 2 および 3	A. 1 チャンネル の計器が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	30 日	機能の <u>確認を行う</u> 。	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LCO を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）
	加圧器水位	2					動作不能でないことを 指示値により確認する			
	1 次冷却材温度（広域）（高温側）	3		B. 1 計装計画課長は，当該計器 が故障状態であることが運 転員に明確に分かるような 措置を講じる。	速やかに					
	1 次冷却材温度（広域）（低温側）	3								
化学体積制御系 計装※71	ほう酸タンク水位	2	B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	C. 1 計装計画課長は，当該機能 の 1 チャンネルを動作可能 な状態にする。または代替 の監視手段を確保する。	10 日					
主蒸気および給水， 補助給水計装※71	主蒸気ライン圧力	主蒸気ラ イン毎に 2							D. 条件 C の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	
	補助給水タンク水位	2								
	蒸気発生器水位（広域）	3								
	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生 器毎に 2								
		補助給水流量	3							
燃料取替用水系 計装※71	燃料取替用水タンク水位	2								
原子炉格納容器関連 計装※71	格納容器再循環サンプ水位(広域)	2								
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	2								
	原子炉格納容器内圧力	2								
	原子炉格納容器内温度	2								
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ（低レンジ）	2								
	原子炉格納容器内高レンジエリア モニタ（高レンジ）	2								
原子炉補機冷却系計 装※71	原子炉補機冷却水サージタンク水 位	2								
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2								
非常用炉心冷却系計 装※71	高压注入流量	2								
	低压注入流量	2								
※71：各計装が動作不能時は，第84条（表84－16）の運転上の制限も確認する。										

変更前

表33－ 5 (1)非常用ディーゼル発電機起動計装 （ 2 号炉）

機 能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数
	2 号炉			条 件
1． 非常用ディーゼル発電機 起動論理回路	－	モード 1， 2， 3 および 4	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場合
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できない場合
		モード 5， 6 および照射済 燃料移動中	1 系統	A. 1 系統が動作 不能である場合
2． 6. 6kV非常用母線電圧低 検出	定格電圧の64. 7%以上 検出	モード 1， 2， 3， 4， 5， 6 および 照射済燃料移 動中	所要の 1 母線 あたり 3	A. 1 母線あたり 1 チャンネル が動作不能で ある場合
				B. 1 母線あたり 2 チャンネル 以上が動作不 能である場合
				C. 条件 A または B の措置を完了 時間内に達成 できない場合
3． 非常用炉心冷却系作動	表33－ 3 (1)機能 1． 非常用炉心冷却系作動を参照			

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のための当該系統のバイパスを行うことができる。	6 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 5 にする。	12時間 56時間			
A. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
A. 1 電気計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6 時間	設定値確認を実施する。	<u>定期検査時</u>	電気計画課長
B. 1 電気計画課長は、1 母線あたり 2 チャンネルを動作可能な状態にする。	2 時間			
C. 1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			

変更後										備考
表33－ 5 (1)非常用ディーゼル発電機起動計装（ 2 号炉）										
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル 条 件	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
	2 号炉				要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
1． 非常用ディーゼル発電機 起動論理回路	－	モード1， 2， 3 および 4	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のための当該系 統のバイパスを行うことが できる。	6 時間	<u>機能の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間				
		モード5， 6 および照射済 燃料移動中	1 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 当直長は，当該非常用ディ ーゼル発電機を動作不能と みなす。	速やかに				
2． 6.6kV非常用母線電圧低 検出	定格電圧の64.7%以上 検出	モード1， 2， 3， 4， 5， 6 および 照射済燃料移 動中	所要の 1 母線 あたり 3	A. 1 母線あたり 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態にす る。	6 時間	設定値確認を実施す る。	<u>定期事業者 検査時</u>	電気計画課長	
				B. 1 母線あたり 2 チャンネル 以上が動作不 能である場合	B. 1 電気計画課長は，1 母線あた り 2 チャンネルを動作可能 な状態にする。	2 時間	<u>機能の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				C. 条件Aまたは B の措置を完 了時間内に達 成できない場 合	C. 1 当直長は，当該非常用ディ ーゼル発電機を動作不能と みなす。	速やかに				
3． 非常用炉心冷却系作動	表33－ 3 (1)機能 1． 非常用炉心冷却系作動を参照									
										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LCO を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）

変更前

表33－ 5 (2) 非常用ディーゼル発電機起動計装 （ 3 号炉）

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置				
	3 号炉			条 件					
1． 非常用ディーゼル発電機 起動論理回路	－	モード 1， 2， 3 および 4	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のための当該系 統のバイパスを行うことが できる。	6 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 条件 A の措置 を完了時間内 に達成できな い場合	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 5 にする。	12時間 56時間			
		モード 5， 6 および照射済 燃料移動中	1 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 当直長は、当該非常用ディ ーゼル発電機を動作不能と みなす。	速やかに			
2． 6. 6kV非常用母線電圧低 検出	定格電圧の64. 7%以上 検出	モード 1， 2， 3， 4， 5， 6 および 照射済燃料移 動中	所要の 1 母線 あたり 3	A. 1 母線あたり 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態にす る。	6 時間	設 定 値 確 認 を 実 施 す る。	<u>定期検査時</u>	電気計画課長
				B. 1 母線あたり 2 チャンネル 以上が動作不 能である場合	B. 1 電気計画課長は、1 母線あた り 2 チャンネルを動作可能 な状態にする。	2 時間	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				C. 条件 A または B の措置を完 了時間内に達 成できない場 合	C. 1 当直長は、当該非常用ディ ーゼル発電機を動作不能と みなす。	速やかに			
3． 非常用炉心冷却系作動	表33－ 3 (2) 機能 1． 非常用炉心冷却系作動を参照								

変更後										備考			
表33－ 5 (2)非常用ディーゼル発電機起動計装 （3号炉）										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）			
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置						確認事項		
	3号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当				
	1． 非常用ディーゼル発電機 起動論理回路	－	モード1， 2， 3および 4	2系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のための当該系 統のバイパスを行うことが できる。	6時間	機能の <u>確認を行う</u> 。	<u>定期事業者 検査時</u>		計装計画課長		
B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合					B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間							
		モード5， 6 および照射済 燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作 不能である場 合	A. 1 当直長は、当該非常用ディ ーゼル発電機を動作不能と みなす。	速やかに							
2． 6.6kV非常用母線電圧低 検出	定格電圧の64.7%以上 検出	モード1， 2， 3， 4， 5， 6および 照射済燃料移 動中	所要の 1母線 あたり3	A. 1母線あたり 1チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 電気計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態にす る。	6時間	設 定 値 確 認 を 実 施 す る。	<u>定期事業者 検査時</u>	電気計画課長				
				B. 1母線あたり 2チャンネル 以上が動作不 能である場合	B. 1 電気計画課長は、1母線あた り2チャンネルを動作可能 な状態にする。	2時間					機能の <u>確認を行う</u> 。	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
				C. 条件Aまたは Bの措置を完 了時間内に達 成できない場 合	C. 1 当直長は、当該非常用ディ ーゼル発電機を動作不能と みなす。	速やかに							
3． 非常用炉心冷却系作動	表33－ 3 (2)機能1． 非常用炉心冷却系作動を参照												

変更前

表33－ 6 (1) 中央制御室換気系隔離計装 （ 2 号炉）

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	2 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
1． 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	－	モード1， 2， 3， 4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	所要の中 央制御室 非常用循 環系につ き 2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	30 日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 2 系統が動作 不能である場 合	B. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。	10 日			
				C. モード1， 2， 3および4に おいて条件A またはBの措 置を完了時間 内に達成でき ない場合	C. 1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピ ットでの照射 済燃料移動中 において、条 件AまたはB の措置を完了 時間内に達成 できない場合	D. 1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または安全技術課長 は、照射済燃料の移動を中 止する。 ※72	速やかに 速やかに			
2． 手動起動	－	モード1， 2， 3， 4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	所要の中 央制御室 非常用循 環系につ き 2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	30 日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	10 日			
				C. モード1， 2， 3および4に おいて、条件 AまたはBの 措置を完了時 間内に達成で きない場合	C. 1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピ ットでの照射 済燃料移動中 において、条 件AまたはB の措置を完了 時間内に達成 できない場合	D. 1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または安全技術課長 は、照射済燃料の移動を中 止する。 ※72	速やかに 速やかに			
3． 非常用炉心冷却系作動	表33－ 3 (1) 機能 1． 非常用炉心冷却系作動を参照								

※72：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

備考

表33－ 6 (1) 中央制御室換気系隔離計装（２号炉）

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	確認事項				
	２号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
１． 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	－	モード１， ２， ３， ４ および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	所要の中 央制御室 非常用循 環系につ き２系統	A. １系統が動作 不能である場 合	A. １ 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	30日	<u>機能の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
				B. ２系統が動作 不能である場 合	B. １ 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード１， ２， ３および４に おいて条件A またはBの措 置を完了時間 内に達成でき ない場合	C. １ 当直長は，中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピ ットでの照射 済燃料移動中 において，条 件AまたはB の措置を完了 時間内に達成 できない場合	D. １ 当直長は，中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D. ２ 当直長または安全技術課長 は，照射済燃料の移動を中 止する。 ^{※72}	速やかに			
２． 手動起動	－	モード１， ２， ３， ４ および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	所要の中 央制御室 非常用循 環系につ き２	A. １チャンネル が動作不能で ある場合	A. １ 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	30日	<u>機能の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
				B. ２チャンネル が動作不能で ある場合	B. １ 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	10日			
				C. モード１， ２， ３および４に おいて，条件 AまたはBの 措置を完了時 間内に達成で きない場合	C. １ 当直長は，中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピ ットでの照射 済燃料移動中 において，条 件AまたはB の措置を完了 時間内に達成 できない場合	D. １ 当直長は，中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D. ２ 当直長または安全技術課長 は，照射済燃料の移動を中 止する。 ^{※72}	速やかに			
３． 非常用炉心冷却系作動	表33－ 3 (1)機能 １． 非常用炉心冷却系作動を参照								

※72：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

変更前

表33－ 6 (2) 中央制御室換気系隔離計装（ 3 号炉）

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置				
	3 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
1． 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	－	モード1， 2， 3， 4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ，作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	30 日	<u>機能検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 2 系統が動作 不能である場 合	B. 1 計装計画課長は，当該系統 を動作可能な状態にする。	10 日			
				C. モード1， 2， 3 および4 に おいて条件A またはB の措 置を完了時間 内に達成でき ない場合	C. 1 当直長は，中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピ ットでの照射 済燃料移動中 において，条 件AまたはB の措置を完了 時間内に達成 できない場合	D. 1 当直長は，中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または安全技術課長 は，照射済燃料の移動を中 止する。 ^{※73}	速やかに 速やかに			
2． 手動起動	－	モード1， 2， 3， 4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	30 日	<u>機能検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
				B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 計装計画課長は，当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	10 日			
				C. モード1， 2， 3 および4 に おいて，条件 AまたはB の 措置を完了時 間内に達成で きない場合	C. 1 当直長は，中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピ ットでの照射 済燃料移動中 において，条 件AまたはB の措置を完了 時間内に達成 できない場合	D. 1 当直長は，中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または安全技術課長 は，照射済燃料の移動を中 止する。 ^{※73}	速やかに 速やかに			
3． 非常用炉心冷却系作動	表33－ 3 (2) 機能 1． 非常用炉心冷却系作動を参照								

※73：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後										備考
表33－ 6 (2) 中央制御室換気系隔離計装（ 3 号炉）										
機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャン	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			
	3 号炉			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
1． 中央制御室換気系隔離 作動論理回路	－	モード1， 2， 3， 4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	2 系統	A. 1 系統が動作 不能である場 合	A. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常 な状態であることを確認の うえ、作業のため当該系統 のバイパスを行うことがで きる。	30日	<u>機能の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 2 系統が動作 不能である場 合	B. 1 計装計画課長は、当該系統 を動作可能な状態にする。	10日				
				C. モード1， 2， 3および4に おいて条件A またはBの措 置を完了時間 内に達成でき ない場合	C. 1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに				
				D. 使用済燃料ピ ットでの照射 済燃料移動中 において、条 件AまたはB の措置を完了 時間内に達成 できない場合	D. 1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または安全技術課長 は、照射済燃料の移動を中 止する。 ^{※73}	速やかに 速やかに				
2． 手動起動	－	モード1， 2， 3， 4 および使用済 燃料ピットで の照射済燃料 移動中	2	A. 1 チャンネル が動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	30日	<u>機能の確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
				B. 2 チャンネル が動作不能で ある場合	B. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。	10日				
				C. モード1， 2， 3および4に おいて、条件 AまたはBの 措置を完了時 間内に達成で きない場合	C. 1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。	速やかに				
				D. 使用済燃料ピ ットでの照射 済燃料移動中 において、条 件AまたはB の措置を完了 時間内に達成 できない場合	D. 1 当直長は、中央制御室非常 用給気ファンを起動させる。 または D. 2 当直長または安全技術課長 は、照射済燃料の移動を中 止する。 ^{※73}	速やかに 速やかに				
3． 非常用炉心冷却系作動	表33－ 3 (2)機能 1． 非常用炉心冷却系作動を参照									
※73：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。										
原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更、 LCO を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）										

変更前

表33－ 7 (1) 中央制御室外原子炉停止装置（2号炉）

機 能	適用モード	機能を	満足できない場合の措置※74		確認事項		
		条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 ほう酸ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1， 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間			
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計 加圧器圧力計	モード1， 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	1ヶ月に1回	当直長

※74：機能毎に個別の条件が適用される。

変更後						備考		
表33－ 7 (1) 中央制御室外原子炉停止装置（2号炉）						原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LCO を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）		
機 能	適用モード	機能を	確認事項					
		条 件	要求される措置	完了時間	項 目		頻 度	担 当
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 ほう酸ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1， 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の <u>確認を行う。</u>		<u>定期事業者 検査時</u>	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間				
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計 加圧器圧力計	モード1， 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを 指示値により確認する	1ヶ月に1回	当直長	
※74：機能毎に個別の条件が適用される。								

変更前

表33－ 7 (2) 中央制御室外原子炉停止装置（3号炉）

機 能	適用モード	機能を	満足できない場合の措置※75		確認事項		
		条 件			要 求	完了時間	項 目
ほう酸ポンプ	モード1， 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間			
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1， 2， 3および 4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
余熱除去ポンプ	モード4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード5にする。	56時間			
加圧器圧力計	モード1， 2および3	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直長
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード1， 2， 3および 4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直長
線源領域中性子束計	モード2 （P-6未満）， 3および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直長
1次冷却材圧力計（広域） 1次冷却材温度計（広域）（低温側）	モード3 および4	A. 機能の1つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード5にする。	56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直長

※75：機能毎に個別の条件が適用される。

変更後						備考		
表33－ 7 (2) 中央制御室外原子炉停止装置（3号炉）						原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LC0 を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）		
機 能	適用モード	機能を	満足できない場合の措置※75		確認事項			
		条 件	要求される措置	完了時間	項 目		頻 度	担 当
ほう酸ポンプ	モード1， 2および3	A. 機能の1つが動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を 動作可能な状態にする。	30日	機能の <u>確認を行う。</u>		<u>定期事業者 検査時</u>	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間				
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1， 2， 3および 4	A. 機能の1つが動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を 動作可能な状態にする。	30日	機能の <u>確認を行う。</u>		<u>定期事業者 検査時</u>	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間				
余熱除去ポンプ	モード4	A. 機能の1つが動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を 動作可能な状態にする。	30日	機能の <u>確認を行う。</u>		<u>定期事業者 検査時</u>	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード5にする。	56時間				
加圧器圧力計	モード1， 2および3	A. 機能の1つが動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を 動作可能な状態にする。	30日	機能の <u>確認を行う。</u>		<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを 指示値により確認す る。		1ヶ月に1回	当直長
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード1， 2， 3および 4	A. 機能の1つが動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を 動作可能な状態にする。	30日	機能の <u>確認を行う。</u>		<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを 指示値により確認す る。		1ヶ月に1回	当直長
線源領域中性子束計	モード2 （P-6未満） ， 3および4	A. 機能の1つが動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を 動作可能な状態にする。	30日	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 および B. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1ヶ月に1回	当直長	
1次冷却材圧力計（広域） 1次冷却材温度計（広域）（低温側）	モード3 および4	A. 機能の1つが動作不能で ある場合	A. 1 計装計画課長は、当該機能を 動作可能な状態にする。	30日	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長	
		B. 条件Aの措置を完了時間 内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード5にする。	56時間	動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1ヶ月に1回	当直長	
※75：機能毎に個別の条件が適用される。								

変更前

表33－ 8 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装（ 3 号炉）

機 能	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数	
			条 件	
1． 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2 系統	A. 1 系統が動作不能である場合	
			B. 2 系統が動作不能である場合 または 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	
2． 燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし、照射終了後、所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	
			B. 2 チャンネルが動作不能である場合 または 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	

ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン 1 台が運転可能な状態であることを確認する。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10 日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン 1 台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 ※76	速やかに 速やかに			
A. 1 当直長は、アニュラス排気ファン 1 台が運転可能な状態であることを確認する。	10 日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	電気計画課長
B. 1 当直長は、アニュラス排気ファン 1 台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 ※76	速やかに 速やかに			

※76：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後										備考
表33－ 8 燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装（ 3 号炉）										
機 能	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数	ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項				
			条 件	要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当		
1． 燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし，照射終了後，所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2 系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 当直長は，アニュラス排気ファン 1 台が運転可能な状態であることを確認する。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10 日	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者検査時</u>	計装計画課長	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）	
			B. 2 系統が動作不能である場合 または 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，アニュラス排気ファン 1 台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 ※76	速やかに 速やかに					
2． 燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし，照射終了後，所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は，アニュラス排気ファン 1 台が運転可能な状態であることを確認する。	10 日	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者検査時</u>	電気計画課長		
			B. 2 チャンネルが動作不能である場合 または 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，アニュラス排気ファン 1 台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。 ※76	速やかに 速やかに					
※76：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。										

変更前	変更後	備考															
（加圧器安全弁） 第43条 モード1， 2， 3および4（1次冷却材温度が130℃を超える）において，加圧器安全弁は，表43－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 （1） 機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，加圧器安全弁の吹出し圧力が表43－2で定める設定値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表43－3の措置を講じる。	（加圧器安全弁） 第43条 モード1， 2， 3および4（1次冷却材温度が130℃を超える）において，加圧器安全弁は，表43－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 （1） 機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，加圧器安全弁の吹出し圧力が表43－2で定める設定値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，加圧器安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表43－3の措置を講じる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）															
表43－1	表43－1																
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>加圧器安全弁※¹</td><td>すべてが動作可能であること</td></tr></table>	項 目		運転上の制限	加圧器安全弁※ ¹	すべてが動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>加圧器安全弁※¹</td><td>すべてが動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	加圧器安全弁※ ¹	すべてが動作可能であること							
項 目	運転上の制限																
加圧器安全弁※ ¹	すべてが動作可能であること																
項 目	運転上の制限																
加圧器安全弁※ ¹	すべてが動作可能であること																
※1：3号炉の加圧器安全弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。	※1：3号炉の加圧器安全弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。																
表43－2	表43－2																
<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">設定値</th></tr><tr><th>2号炉</th><th>3号炉</th></tr><tr><td>加圧器安全弁吹出し圧力</td><td colspan="2">17.16MPa[gage]以下</td></tr></table>	項 目	設定値		2号炉	3号炉	加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下		<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">設定値</th></tr><tr><th>2号炉</th><th>3号炉</th></tr><tr><td>加圧器安全弁吹出し圧力</td><td colspan="2">17.16MPa[gage]以下</td></tr></table>	項 目	設定値		2号炉	3号炉	加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下	
項 目		設定値															
	2号炉	3号炉															
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下																
項 目	設定値																
	2号炉	3号炉															
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下																
表43－3	表43－3																
<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>A.2 当直長は，モード4にし，1次冷却材温度を130℃以下にする。</td><td>36時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は，モード3にする。	12時間	A.2 当直長は，モード4にし，1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間	<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>A.2 当直長は，モード4にし，1次冷却材温度を130℃以下にする。</td><td>36時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は，モード3にする。	12時間	A.2 当直長は，モード4にし，1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間
条 件	要求される措置	完了時間															
A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は，モード3にする。	12時間															
	A.2 当直長は，モード4にし，1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間															
条 件	要求される措置	完了時間															
A. 加圧器安全弁1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は，モード3にする。	12時間															
	A.2 当直長は，モード4にし，1次冷却材温度を130℃以下にする。	36時間															

変更前				変更後				備考
(加圧器逃がし弁) 第44条 モード1， 2および3において，加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は，表44－1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は，<u>定期検査</u>時に，加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44－2 で定める設定値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (2) 計装計画課長は，<u>定期検査</u>時に，加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (3) 機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表44－3 の措置を講じる。				(加圧器逃がし弁) 第44条 モード1， 2および3において，加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は，表44－1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44－2 で定める設定値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (2) 計装計画課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (3) 機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表44－3 の措置を講じる。				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
表44－1								
項 目		運 転 上 の 制 限						
加圧器逃がし弁※ ¹ および加圧器逃がし元弁		すべてが動作可能であること						
※1：3号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は，第84条（表84－3）の運転上の制限も確認する。				※1：3号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は，第84条（表84－3）の運転上の制限も確認する。				
表44－2				表44－2				
項 目		設 定 値		項 目		設 定 値		
		2号炉	3号炉			2号炉	3号炉	
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下		加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下		
	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上		吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上	

変更前			変更後			備考
表44－3			表44－3			本頁変更なし
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合※2	A. 1 当直長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし元弁を閉止する。 。	1 時間	A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合※2	A. 1 当直長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし元弁を閉止する。 。	1 時間	
B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開または全閉操作ができない場合	B. 1 当直長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし元弁を閉止する。 。 および	1 時間	B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開または全閉操作ができない場合	B. 1 当直長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし元弁を閉止する。 。 および	1 時間	
	B. 2 当直長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。	72時間		B. 2 当直長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。	72時間	
C. 加圧器逃がし元弁 1 台の全閉操作ができない場合	C. 1 当直長は、当該加圧器逃がし元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。 。 および	1 時間	C. 加圧器逃がし元弁 1 台の全閉操作ができない場合	C. 1 当直長は、当該加圧器逃がし元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。 。 および	1 時間	
	C. 2 当直長は、当該加圧器逃がし元弁を動作可能な状態に復旧する。	72時間		C. 2 当直長は、当該加圧器逃がし元弁を動作可能な状態に復旧する。	72時間	
D. 条件 A，B または C の措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は、モード 3 にする。 および	12時間	D. 条件 A，B または C の措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は、モード 3 にする。 および	12時間	
	D. 2 当直長は、モード 4 にする。	36時間		D. 2 当直長は、モード 4 にする。	36時間	
※ 2：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。			※ 2：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。			

変更前	変更後	備考								
（低温過加圧防護） 第45条 モード4※¹， 5および6※²において，低温過加圧に係る機器は，表45－1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は，<u>定期検査</u>時に， 2 台の加圧器逃がし弁について，低温過加圧防護のための校正を行い，その結果を発電課長に通知する。 (2) 当直長は，モード4， 5および6において，12時間に1回， 1 台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチが切引状態であることを確認する。 (3) 当直長は，モード4， 5および6において，12時間に1回，蓄圧タンク全基が隔離されていることを確認する。 (4) モード4， 5および6において，以下の事項を実施する。 (a) 機械計画第一課長は，加圧器安全弁1 台以上を取り外し，または取り付けた場合は，その結果を当直長に通知する。 (b) 当直長は，1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は， 3 日に1回， 2 台の加圧器逃がし元弁が開状態であることを確認する。 3 当直長は，低温過加圧に係る機器が第1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表45－2 の措置を講じるとともに，加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は，機械計画第一課長に通知する。通知をうけた機械計画第一課長は，同表の措置を講じる。 ※1：1 次冷却材温度が130℃以下の場合をいう。ただし，加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。（以下，本条において同じ。） ※2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下，本条において同じ。） 表45－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>低温過加圧に係る機器</td><td>(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり， 2 台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※³</td></tr></table> ※3：1 次冷却系の水張りを行う場合， 1 基毎に隔離を解除することが許容される。また，蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合は，蓄圧タンク圧力が1 次冷却材圧力以下であることを条件に， 1 基毎に隔離を解除することが許容される。これらの場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。	項 目	運転上の制限	低温過加圧に係る機器	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり， 2 台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※ ³	（低温過加圧防護） 第45条 モード4※¹， 5および6※²において，低温過加圧に係る機器は，表45－1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は，<u>定期事業者検査</u>時に， 2 台の加圧器逃がし弁について，低温過加圧防護のための校正を行い，その結果を発電課長に通知する。 (2) 当直長は，モード4， 5および6において，12時間に1回， 1 台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチが切引状態であることを確認する。 (3) 当直長は，モード4， 5および6において，12時間に1回，蓄圧タンク全基が隔離されていることを確認する。 (4) モード4， 5および6において，以下の事項を実施する。 (a) 機械計画第一課長は，加圧器安全弁1 台以上を取り外し，または取り付けた場合は，その結果を当直長に通知する。 (b) 当直長は，1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていない場合は， 3 日に1回， 2 台の加圧器逃がし元弁が開状態であることを確認する。 3 当直長は，低温過加圧に係る機器が第1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表45－2 の措置を講じるとともに，加圧器安全弁を取り外す必要がある場合は，機械計画第一課長に通知する。通知をうけた機械計画第一課長は，同表の措置を講じる。 ※1：1 次冷却材温度が130℃以下の場合をいう。ただし，加圧器逃がし弁が低圧設定になるまでの間を除く。（以下，本条において同じ。） ※2：原子炉容器のふたが閉められている場合（以下，本条において同じ。） 表45－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>低温過加圧に係る機器</td><td>(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり， 2 台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※³</td></tr></table> ※3：1 次冷却系の水張りを行う場合， 1 基毎に隔離を解除することが許容される。また，蓄圧タンク出口弁の開閉確認を行う場合は，蓄圧タンク圧力が1 次冷却材圧力以下であることを条件に， 1 基毎に隔離を解除することが許容される。これらの場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。	項 目	運転上の制限	低温過加圧に係る機器	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり， 2 台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※ ³	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
項 目	運転上の制限									
低温過加圧に係る機器	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり， 2 台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※ ³									
項 目	運転上の制限									
低温過加圧に係る機器	(1)-1 2 台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり， 2 台の加圧器逃がし元弁が開状態であること または (1)-2 1 台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な高圧注入ポンプが1 台以下であること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること※ ³									

変更前			変更後			備考
表45－ 2			表45－ 2			本頁変更なし
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. 操作スイッチが切引状態にない 高圧注入ポンプが2台ある場合	A.1 当直長は、 1 台以上の高圧注入ポンプ の操作スイッチを切引状態にする。	1 時間	A. 操作スイッチが切引状態にない 高圧注入ポンプが2台ある場合	A.1 当直長は、 1 台以上の高圧注入ポンプ の操作スイッチを切引状態にする。	1 時間	
B. 蓄圧タンク 1 基以上が隔離され ていない場合	B.1 当直長は、当該蓄圧タンクを隔離す る。	1 時間	B. 蓄圧タンク 1 基以上が隔離され ていない場合	B.1 当直長は、当該蓄圧タンクを隔離す る。	1 時間	
C. 条件Bの措置を完了時間内に達 成できない場合	C.1 当直長は、 1 次冷却材温度を130℃超 にする。	12時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達 成できない場合	C.1 当直長は、 1 次冷却材温度を130℃超 にする。	12時間	
	または C.2 当直長は、当該蓄圧タンクの圧力をそ の時点の1 次冷却材圧力まで減圧する 。	12時間		または C.2 当直長は、当該蓄圧タンクの圧力をそ の時点の1 次冷却材圧力まで減圧する 。	12時間	
D. モード4において、加圧器逃が し弁1 台が低圧設定で動作不能 である場合	D.1 当直長は、当該加圧器逃がし弁を動作 可能な状態に復旧する。	7 日	D. モード4において、加圧器逃が し弁1 台が低圧設定で動作不能 である場合	D.1 当直長は、当該加圧器逃がし弁を動作 可能な状態に復旧する。	7 日	
E. モード5または6において、加 圧器逃がし弁1 台が低圧設定で 動作不能である場合 および モード5または6において、加 圧器安全弁がすべて取り付けら れている場合	E.1 当直長は、当該加圧器逃がし弁を動作 可能な状態に復旧する。	24時間	E. モード5または6において、加 圧器逃がし弁1 台が低圧設定で 動作不能である場合 および モード5または6において、加 圧器安全弁がすべて取り付けら れている場合	E.1 当直長は、当該加圧器逃がし弁を動作 可能な状態に復旧する。	24時間	
F. 加圧器逃がし弁2 台が低圧設定 で動作不能である場合 および 加圧器安全弁がすべて取り付け られている場合 または 条件A、 C、 DまたはEの措置 を完了時間内に達成できない場 合	F.1 当直長は、モード5にする。 および	20時間	F. 加圧器逃がし弁2 台が低圧設定 で動作不能である場合 および 加圧器安全弁がすべて取り付け られている場合 または 条件A、 C、 DまたはEの措置 を完了時間内に達成できない場 合	F.1 当直長は、モード5にする。 および	20時間	
	F.2 機械計画第一課長は、加圧器安全弁1 台以上を取り外す※ ⁴ 。	28時間		F.2 機械計画第一課長は、加圧器安全弁1 台以上を取り外す※ ⁴ 。	28時間	
※4：モード5になったことを確認したうえで取り外すこと			※4：モード5になったことを確認したうえで取り外すこと			

変更前	変更後	備考												
（１次冷却材漏えい率） 第46条 モード１，２，３および４において，原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は，表46－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２ 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 （１） 計装計画課長は，<u>定期検査</u>時に，原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し，その結果を発電課長に通知する。 （２） 当直長は，モード１，２，３および４において，１日に１回，原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置を用いて，原子炉格納容器内への漏えい率を確認する※^１。 なお，原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のどちらかが動作不能である場合，当直長は，８時間に１回，動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。 ３ 当直長は，原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表46－２の措置を講じる。 ※１：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23m³/hを上回っている状態で運転を継続する場合は，１日に１回，１次冷却材のインベントリ収支，格納容器ガスモニタ，格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。	（１次冷却材漏えい率） 第46条 モード１，２，３および４において，原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は，表46－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２ 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が，前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 （１） 計装計画課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し，その結果を発電課長に通知する。 （２） 当直長は，モード１，２，３および４において，１日に１回，原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置を用いて，原子炉格納容器内への漏えい率を確認する※^１。 なお，原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置のどちらかが動作不能である場合，当直長は，８時間に１回，動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。 ３ 当直長は，原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表46－２の措置を講じる。 ※１：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が0.23m³/hを上回っている状態で運転を継続する場合は，１日に１回，１次冷却材のインベントリ収支，格納容器ガスモニタ，格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）												
表46－１	表46－１													
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器内への漏えい率</td><td>(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「未確認の漏えい率」という。）が0.23m³/h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが１次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が2.3m³/h以下であること</td></tr><tr><td>原子炉格納容器内漏えい監視装置</td><td>原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置※²が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器内への漏えい率	(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「未確認の漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが１次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が2.3m ³ /h以下であること	原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置※ ² が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器内への漏えい率</td><td>(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「未確認の漏えい率」という。）が0.23m³/h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが１次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が2.3m³/h以下であること</td></tr><tr><td>原子炉格納容器内漏えい監視装置</td><td>原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置※²が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器内への漏えい率	(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「未確認の漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが１次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が2.3m ³ /h以下であること	原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置※ ² が動作可能であること	
項 目	運転上の制限													
原子炉格納容器内への漏えい率	(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「未確認の漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが１次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が2.3m ³ /h以下であること													
原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置※ ² が動作可能であること													
項 目	運転上の制限													
原子炉格納容器内への漏えい率	(1)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「未確認の漏えい率」という。）が0.23m ³ /h以下であること (2)原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことは確認されているが１次冷却系からの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下，「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が2.3m ³ /h以下であること													
原子炉格納容器内漏えい監視装置	原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置※ ² が動作可能であること													
※２：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により，原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く。	※２：凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により，原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く。													

変更前			変更後			備考
表46－2			表46－2			本頁変更なし
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. 未確認の漏えい率が0. 23m ³ /hを超えた場合	A. 1 当直長は，制限値以下に回復させる。	4 時間	A. 未確認の漏えい率が0. 23m ³ /hを超えた場合	A. 1 当直長は，制限値以下に回復させる。	4 時間	
	または A. 2 当直長は，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。	4 時間		または A. 2 当直長は，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。	4 時間	
B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が2. 3m ³ /hを超えた場合	B. 1 当直長は，制限値以下に回復させる。	4 時間	B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が2. 3m ³ /hを超えた場合	B. 1 当直長は，制限値以下に回復させる。	4 時間	
	または B. 2 当直長は，１次冷却系からの漏えいでないことを確認する。	4 時間		または B. 2 当直長は，１次冷却系からの漏えいでないことを確認する。	4 時間	
C. 格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合	C. 1 当直長は，原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。	30日	C. 格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合	C. 1 当直長は，原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。	30日	
	および C. 2 当直長は，代替手段※ ³ による監視を行う。	速やかに その後の１日に１回		および C. 2 当直長は，代替手段※ ³ による監視を行う。	速やかに その後の１日に１回	
D. 条件A，BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件Cで要求される措置を実施中に，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化があった場合	D. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	D. 条件A，BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 または 条件Cで要求される措置を実施中に，原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいを示す有意な変化があった場合	D. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	
	および D. 2 当直長は，モード5にする。	56時間		および D. 2 当直長は，モード5にする。	56時間	
※３：代替手段による監視とは，１次冷却材のインベントリ収支，格納容器ガスモニタおよび格納容器じんあいモニタによる監視をいう。			※３：代替手段による監視とは，１次冷却材のインベントリ収支，格納容器ガスモニタおよび格納容器じんあいモニタによる監視をいう。			

変更前	変更後	備考
(蒸気発生器細管漏えい監視) 第47条 モード1，2，3および4において，蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は，表47－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は，<u>定期検査</u>時に，復水器ガスモニタ※¹，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い，その結果を発電課長に通知する。 (2) 機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し，その結果を発電課長に通知する。 (3) 放射線・化学管理課長は，モード1，2，3および4において，1ヶ月に1回，2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (4) 当直長は，モード1および2において，1日に1回，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタ，高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上※²のモニタにより，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (5) 当直長は，モード3および4において，1日に1回，蒸気発生器ブローダウン水モニタにより，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお，プラント状態により監視できない場合または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は，放射線・化学管理課長が，1日に1回，2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し，その結果を当直長に通知することをもって，蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。 (6) 当直長は，モード1，2，3および4において，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は，放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は，その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し，その結果を当直長に通知する。 3 当直長は，蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，第2項(6)号で定める確認の結果を待つことなく，表47－2の措置を講じるとともに，2次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は同表の措置を講じる。放射線・化学管理課長は，蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合※³，当直長に通知する。通知をうけた当直長は同表の措置を講じる。 ※1：2号炉については復水器空気抽出器ガスモニタ，3号炉については復水器排気ガスモニタをいう。（以下，本条において同じ。） ※2：高感度型主蒸気管モニタについては，2号炉については2つの主蒸気管モニタ，3号炉においては3つの主蒸気管モニタで1種類とみなす。（以下，本条において同じ。） ※3：第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は，蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。	(蒸気発生器細管漏えい監視) 第47条 モード1，2，3および4において，蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は，表47－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 計装計画課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，復水器ガスモニタ※¹，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い，その結果を発電課長に通知する。 (2) 機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し，その結果を発電課長に通知する。 (3) 放射線・化学管理課長は，モード1，2，3および4において，1ヶ月に1回，2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (4) 当直長は，モード1および2において，1日に1回，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタ，高感度型主蒸気管モニタのうち2種類以上※²のモニタにより，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 (5) 当直長は，モード3および4において，1日に1回，蒸気発生器ブローダウン水モニタにより，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお，プラント状態により監視できない場合または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は，放射線・化学管理課長が，1日に1回，2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し，その結果を当直長に通知することをもって，蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。 (6) 当直長は，モード1，2，3および4において，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は，放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は，その後の8時間以内に2次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し，その結果を当直長に通知する。 3 当直長は，蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，第2項(6)号で定める確認の結果を待つことなく，表47－2の措置を講じるとともに，2次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は同表の措置を講じる。放射線・化学管理課長は，蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合※³，当直長に通知する。通知をうけた当直長は同表の措置を講じる。 ※1：2号炉については復水器空気抽出器ガスモニタ，3号炉については復水器排気ガスモニタをいう。（以下，本条において同じ。） ※2：高感度型主蒸気管モニタについては，2号炉については2つの主蒸気管モニタ，3号炉においては3つの主蒸気管モニタで1種類とみなす。（以下，本条において同じ。） ※3：第2項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は，蒸気発生器細管が第1項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）

変更前		変更後		備考
表47－1		表47－1		本頁変更なし
項 目	運転上の制限	項 目	運転上の制限	
蒸気発生器細管	漏えいがないこと	蒸気発生器細管	漏えいがないこと	
蒸気発生器細管漏えい監視装置	(1)モード1 および2 において，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち， 2 種類以上が動作可能であること (2)モード3 および4 において，蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作可能であること※ ⁴	蒸気発生器細管漏えい監視装置	(1)モード1 および2 において，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち， 2 種類以上が動作可能であること (2)モード3 および4 において，蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作可能であること※ ⁴	
※4：プラント状態により監視できない場合または洗浄中は除く。		※4：プラント状態により監視できない場合または洗浄中は除く。		

変更前			変更後			備考
表47－2			表47－2			本頁変更なし
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. モード1および2において、復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち，いずれか2種類が動作不能である場合	A. 1 当直長は，動作不能なモニタのうち，いずれか1種類を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	A. モード1および2において，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち，いずれか2種類が動作不能である場合	A. 1 当直長は，動作不能なモニタのうち，いずれか1種類を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	
	A. 2 当直長は，残りの動作可能なモニタで，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 および	1時間 その後の1日に1回		A. 2 当直長は，残りの動作可能なモニタで，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。 および	1時間 その後の1日に1回	
	A. 3 放射線・化学管理課長は，2次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	24時間 その後の1日に1回		A. 3 放射線・化学管理課長は，2次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	24時間 その後の1日に1回	
B. モード1および2において，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのすべてが動作不能である場合	B. 1 当直長は，いずれか1種類のモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	B. モード1および2において，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのすべてが動作不能である場合	B. 1 当直長は，いずれか1種類のモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	
	B. 2 放射線・化学管理課長は，2次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	8時間 その後の8時間に1回		B. 2 放射線・化学管理課長は，2次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	8時間 その後の8時間に1回	
C. モード3および4において，蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作不能である場合	C. 1 当直長は，蒸気発生器ブローダウン水モニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	C. モード3および4において，蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作不能である場合	C. 1 当直長は，蒸気発生器ブローダウン水モニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	
	C. 2 放射線・化学管理課長は，2次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	8時間 その後の8時間に1回		C. 2 放射線・化学管理課長は，2次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。	8時間 その後の8時間に1回	
D. 蒸気発生器細管に漏えいが発生したと判断した場合 または 条件A，BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は，モード3にする。 および	12時間	D. 蒸気発生器細管に漏えいが発生したと判断した場合 または 条件A，BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は，モード3にする。 および	12時間	
	D. 2 当直長は，モード5にする。	56時間		D. 2 当直長は，モード5にする。	56時間	

変更前	変更後	備考																						
（余熱除去系への漏えい監視） 第48条 モード1，2，3および4（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）において，1次冷却系から余熱除去系への漏えいは，表48－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 （1） 機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，1次冷却系から余熱除去系への漏えいが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表48－2の措置を講じる。	（余熱除去系への漏えい監視） 第48条 モード1，2，3および4（余熱除去系隔離弁が閉止している場合）において，1次冷却系から余熱除去系への漏えいは，表48－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 （2） 機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，1次冷却系から余熱除去系への漏えいが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表48－2の措置を講じる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）																						
表48－1	表48－1																							
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>1次冷却系から余熱除去系への漏えい</td><td>漏えいがないこと※¹</td></tr></table>	項 目		運転上の制限	1次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと※ ¹	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>1次冷却系から余熱除去系への漏えい</td><td>漏えいがないこと※¹</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	1次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと※ ¹														
項 目	運転上の制限																							
1次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと※ ¹																							
項 目	運転上の制限																							
1次冷却系から余熱除去系への漏えい	漏えいがないこと※ ¹																							
※1：漏えいがないこととは，余熱除去系の逃がし弁が作動していないことをいう。	※1：漏えいがないこととは，余熱除去系の逃がし弁が作動していないことをいう。																							
表48－2	表48－2																							
<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合</td><td>A.1 当直長は，余熱除去系の当該ラインを隔離し，1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める※²。</td><td>4時間</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>B.2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合	A.1 当直長は，余熱除去系の当該ラインを隔離し，1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める※ ² 。	4時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	B.2 当直長は，モード5にする。	56時間	<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合</td><td>A.1 当直長は，余熱除去系の当該ラインを隔離し，1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める※²。</td><td>4時間</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>B.2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合	A.1 当直長は，余熱除去系の当該ラインを隔離し，1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める※ ² 。	4時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	B.2 当直長は，モード5にする。	56時間	
条 件	要求される措置	完了時間																						
A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合	A.1 当直長は，余熱除去系の当該ラインを隔離し，1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める※ ² 。	4時間																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																						
	B.2 当直長は，モード5にする。	56時間																						
条 件	要求される措置	完了時間																						
A. 余熱除去系の逃がし弁が作動した場合	A.1 当直長は，余熱除去系の当該ラインを隔離し，1次冷却系から余熱除去系への漏えいを止める※ ² 。	4時間																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																						
	B.2 当直長は，モード5にする。	56時間																						
※2：隔離により低圧注入系の機能が動作不能となった場合は，当該低圧注入系を動作不能とみなす。	※2：隔離により低圧注入系の機能が動作不能となった場合は，当該低圧注入系を動作不能とみなす。																							

変更前	変更後	備考								
（非常用炉心冷却系　－モード１，２および３－） 第51条　モード１，２および３において，非常用炉心冷却系は，表51－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 （１）　発電課長は，<u>定期検査</u>時に，２号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および余熱除去ポンプについては表51－２に定める事項を確認する。 （２）　発電課長は，<u>定期検査</u>時に，３号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表51－２に定める事項を確認する。 （３）　発電課長は，<u>定期検査</u>時に，高圧注入系および低圧注入系の自動作動弁が，模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 （４）　発電課長は，<u>定期検査</u>時に，高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが，模擬信号により起動することを確認する。 （５）　発電課長は，<u>定期検査</u>時に，施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 （６）　機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し，その結果を発電課長に通知する。 （７）　機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，３号炉の余熱除去ポンプ入口弁が，閉止可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 （８）　当直長は，モード１，２および３において，１ヶ月に１回，２台の高圧注入ポンプおよび２台の余熱除去ポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。また，動作可能であることを確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。 ３　当直長は，非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表51－３の措置を講じる。 表51－１ <table><tr><th>項　　目</th><th>運　転　上　の　制　限</th></tr><tr><td>非常用炉心冷却系※^１※^２</td><td>(1) 高圧注入系の２系統が動作可能であること※^３※^４ (2) 低圧注入系の２系統が動作可能であること※^３</td></tr></table> ※１：３号炉の高圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－３および表84－４）の運転上の制限も確認する。 ※２：３号炉の低圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。 ※３：<u>非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合，２時間に限り，運転上の制限を適用しない。</u> ※<u>４</u>：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は，高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に，動作不能とはみなさない。	項　　目	運　転　上　の　制　限	非常用炉心冷却系※ ^１ ※ ^２	(1) 高圧注入系の２系統が動作可能であること※ ^３ ※ ^４ (2) 低圧注入系の２系統が動作可能であること※ ^３	（非常用炉心冷却系　－モード１，２および３－） 第51条　モード１，２および３において，非常用炉心冷却系は，表51－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 （１）　発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，２号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および余熱除去ポンプについては表51－２に定める事項を確認する。 （２）　発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，３号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表51－２に定める事項を確認する。 （３）　発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，高圧注入系および低圧注入系の自動作動弁が，模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 （４）　発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが，模擬信号により起動することを確認する。 （５）　発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 （６）　機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し，その結果を発電課長に通知する。 （７）　機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，３号炉の余熱除去ポンプ入口弁が，閉止可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 （８）　当直長は，モード１，２および３において，１ヶ月に１回，２台の高圧注入ポンプおよび２台の余熱除去ポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。また，動作可能であることを確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。 <u>(9) 当直長は，モード１，２および３において，１ヶ月に１回，非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い，弁の動作に異常がないことを確認する。また，確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</u> ３　当直長は，非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表51－３の措置を講じる。 表51－１ <table><tr><th>項　　目</th><th>運　転　上　の　制　限</th></tr><tr><td>非常用炉心冷却系※^１※^２</td><td>(1) 高圧注入系の２系統が動作可能であること※^３ (2) 低圧注入系の２系統が動作可能であること</td></tr></table> ※１：３号炉の高圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－３および表84－４）の運転上の制限も確認する。 ※２：３号炉の低圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。 ※<u>３</u>：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は，高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に，動作不能とはみなさない。	項　　目	運　転　上　の　制　限	非常用炉心冷却系※ ^１ ※ ^２	(1) 高圧注入系の２系統が動作可能であること※ ^３ (2) 低圧注入系の２系統が動作可能であること	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「実条件性能確認」のための LCO を満足していることの確認行為の追加） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（上記の追加に伴う除外規定の削除）
項　　目	運　転　上　の　制　限									
非常用炉心冷却系※ ^１ ※ ^２	(1) 高圧注入系の２系統が動作可能であること※ ^３ ※ ^４ (2) 低圧注入系の２系統が動作可能であること※ ^３									
項　　目	運　転　上　の　制　限									
非常用炉心冷却系※ ^１ ※ ^２	(1) 高圧注入系の２系統が動作可能であること※ ^３ (2) 低圧注入系の２系統が動作可能であること									

変更前	変更後	備考																					
表51－2 1. 2号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th></tr><tr><td>余熱除去ポンプ</td><td>テストラインにおける揚程が86m以上，容量が454m³/h以上であることを確認する。</td></tr></table> 2. 3号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th></tr><tr><td>高圧注入ポンプ</td><td>テストラインにおける揚程が950m以上，容量が280m³/h以上であることを確認する。</td></tr><tr><td>余熱除去ポンプ</td><td>テストラインにおける揚程が82.4m以上，容量が681m³/h以上であることを確認する。</td></tr></table>	項 目	確認事項	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が86m以上，容量が454m ³ /h以上であることを確認する。	項 目	確認事項	高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上，容量が280m ³ /h以上であることを確認する。	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上，容量が681m ³ /h以上であることを確認する。	表51－2 1. 2号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th></tr><tr><td>余熱除去ポンプ</td><td>テストラインにおける揚程が86m以上，容量が454m³/h以上であることを確認する。</td></tr></table> 2. 3号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th></tr><tr><td>高圧注入ポンプ</td><td>テストラインにおける揚程が950m以上，容量が280m³/h以上であることを確認する。</td></tr><tr><td>余熱除去ポンプ</td><td>テストラインにおける揚程が82.4m以上，容量が681m³/h以上であることを確認する。</td></tr></table>	項 目	確認事項	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が86m以上，容量が454m ³ /h以上であることを確認する。	項 目	確認事項	高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上，容量が280m ³ /h以上であることを確認する。	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上，容量が681m ³ /h以上であることを確認する。	本頁変更なし	
項 目	確認事項																						
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が86m以上，容量が454m ³ /h以上であることを確認する。																						
項 目	確認事項																						
高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上，容量が280m ³ /h以上であることを確認する。																						
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上，容量が681m ³ /h以上であることを確認する。																						
項 目	確認事項																						
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が86m以上，容量が454m ³ /h以上であることを確認する。																						
項 目	確認事項																						
高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上，容量が280m ³ /h以上であることを確認する。																						
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上，容量が681m ³ /h以上であることを確認する。																						
表51－3 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td></tr><tr><td>B. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td></tr><tr><td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C. 1 当直長は，モード 3 にする。 および C. 2 当直長は，モード 4 にする。</td><td>12時間 36時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	B. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード 3 にする。 および C. 2 当直長は，モード 4 にする。	12時間 36時間	表51－3 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合</td><td>A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td></tr><tr><td>B. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回</td></tr><tr><td>C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C. 1 当直長は，モード 3 にする。 および C. 2 当直長は，モード 4 にする。</td><td>12時間 36時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	B. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回	C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード 3 にする。 および C. 2 当直長は，モード 4 にする。	12時間 36時間
条 件	要求される措置	完了時間																					
A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回																					
	B. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回																					
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード 3 にする。 および C. 2 当直長は，モード 4 にする。	12時間 36時間																					
条 件	要求される措置	完了時間																					
A. 高圧注入系 1 系統が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回																					
	B. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回																					
C. 条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード 3 にする。 および C. 2 当直長は，モード 4 にする。	12時間 36時間																					

変更前	変更後	備考																																
(非常用炉心冷却系　－モード４－) 第52条　モード４において、非常用炉心冷却系は、表52－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)　当直長は、モード４において、１ヶ月に１回、１台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、および１台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。 ３　当直長は、非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52－２の措置を講じる。 表52－１ <table><tr><th>項　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>非常用炉心冷却系※¹※²※³</td><td>(1) 高圧注入系または充てん系１系統以上が動作可能であること ※⁴ (2) 低圧注入系１系統以上が動作可能であること※⁴※⁵</td></tr></table> ※¹：３号炉の高圧注入系が動作不能時は、第84条（表84－３および表84－４）の運転上の制限も確認する。 ※²：３号炉の充てん系が動作不能時は、第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。 ※³：３号炉の低圧注入系が動作不能時は、第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。 ※⁴：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、２時間に限り、運転上の制限を適用しない。 ※⁵：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。 表52－２ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合</td><td>A. 1 当直長は、低圧注入系１系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合</td><td>B. 1 当直長は、高圧注入系または充てん系の１系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>１時間</td></tr><tr><td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C. 1 当直長は、モード５にする。</td><td>20時間</td></tr></table>	項　目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※ ¹ ※ ² ※ ³	(1) 高圧注入系または充てん系１系統以上が動作可能であること ※ ⁴ (2) 低圧注入系１系統以上が動作可能であること※ ⁴ ※ ⁵	条　件	要求される措置	完了時間	A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A. 1 当直長は、低圧注入系１系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに	B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B. 1 当直長は、高圧注入系または充てん系の１系統を動作可能な状態に復旧する。	１時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、モード５にする。	20時間	(非常用炉心冷却系　－モード４－) 第52条　モード４において、非常用炉心冷却系は、表52－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)　当直長は、モード４において、１ヶ月に１回、１台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、および１台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。 (2)　当直長は、モード４において、１ヶ月に１回、<u>非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</u> ３　当直長は、非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52－２の措置を講じる。 表52－１ <table><tr><th>項　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>非常用炉心冷却系※¹※²※³</td><td>(1) 高圧注入系または充てん系１系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系１系統以上が動作可能であること※⁴</td></tr></table> ※¹：３号炉の高圧注入系が動作不能時は、第84条（表84－３および表84－４）の運転上の制限も確認する。 ※²：３号炉の充てん系が動作不能時は、第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。 ※³：３号炉の低圧注入系が動作不能時は、第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。 ※⁴：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。 表52－２ <table><tr><th>条　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合</td><td>A. 1 当直長は、低圧注入系１系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合</td><td>B. 1 当直長は、高圧注入系または充てん系の１系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>１時間</td></tr><tr><td>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C. 1 当直長は、モード５にする。</td><td>20時間</td></tr></table>	項　目	運転上の制限	非常用炉心冷却系※ ¹ ※ ² ※ ³	(1) 高圧注入系または充てん系１系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系１系統以上が動作可能であること※ ⁴	条　件	要求される措置	完了時間	A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A. 1 当直長は、低圧注入系１系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに	B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B. 1 当直長は、高圧注入系または充てん系の１系統を動作可能な状態に復旧する。	１時間	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、モード５にする。	20時間	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「実条件性能確認」のためのLC0を満足していることの確認行為の追加） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（上記の追加に伴う除外規定の削除）
項　目	運転上の制限																																	
非常用炉心冷却系※ ¹ ※ ² ※ ³	(1) 高圧注入系または充てん系１系統以上が動作可能であること ※ ⁴ (2) 低圧注入系１系統以上が動作可能であること※ ⁴ ※ ⁵																																	
条　件	要求される措置	完了時間																																
A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A. 1 当直長は、低圧注入系１系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに																																
B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B. 1 当直長は、高圧注入系または充てん系の１系統を動作可能な状態に復旧する。	１時間																																
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、モード５にする。	20時間																																
項　目	運転上の制限																																	
非常用炉心冷却系※ ¹ ※ ² ※ ³	(1) 高圧注入系または充てん系１系統以上が動作可能であること (2) 低圧注入系１系統以上が動作可能であること※ ⁴																																	
条　件	要求される措置	完了時間																																
A. 低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A. 1 当直長は、低圧注入系１系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに																																
B. 高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B. 1 当直長は、高圧注入系または充てん系の１系統を動作可能な状態に復旧する。	１時間																																
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は、モード５にする。	20時間																																

変更前	変更後	備考
(原子炉格納容器) 第55条 モード1， 2， 3および4において，原子炉格納容器は，表55－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，原子炉格納容器漏えい率が表55－3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (2) 機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，エアロックインターロック機構の健全性を確認し，その結果を発電課長に通知する。 (3) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に，表55－6で定める系統の格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。 (4) 発電課長および機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，事故条件下において閉止していることが要求される格納容器隔離弁で，閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した格納容器自動隔離弁を含む。）を除き，閉止状態であることを確認する。ただし，格納容器隔離弁のうち，発電課長は手動隔離弁，機械計画第一課長は閉止フランジについて，至近の記録，施錠管理の実施，区域管理の実施等により確認を行うことができる。 (5) 当直長は，モード1， 2， 3および4において，12時間に1回，原子炉格納容器圧力を確認する。 3 当直長は，原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，以下の措置を講じる。 (1) エアロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は，表55－4の措置を講じる。 (2) エアロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は，表55－5の措置を講じるとともに，同表の条件Dに該当する場合は機械計画第一課長に通知する。通知を受けた機械計画第一課長は，同表の措置を講じる。	(原子炉格納容器) 第55条 モード1， 2， 3および4において，原子炉格納容器は，表55－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，原子炉格納容器漏えい率が表55－3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (2) 機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，エアロックインターロック機構の健全性を確認し，その結果を発電課長に通知する。 (3) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，表55－6で定める系統の格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。 (4) 発電課長および機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，事故条件下において閉止していることが要求される格納容器隔離弁で，閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した格納容器自動隔離弁を含む。）を除き，閉止状態であることを確認する。ただし，格納容器隔離弁のうち，発電課長は手動隔離弁，機械計画第一課長は閉止フランジについて，至近の記録，施錠管理の実施，区域管理の実施等により確認を行うことができる。 (5) 当直長は，モード1， 2， 3および4において，12時間に1回，原子炉格納容器圧力を確認する。 3 当直長は，原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，以下の措置を講じる。 (1) エアロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は，表55－4の措置を講じる。 (2) エアロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は，表55－5の措置を講じるとともに，同表の条件Dに該当する場合は機械計画第一課長に通知する。通知を受けた機械計画第一課長は，同表の措置を講じる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）

変更前		変更後		備考																																		
表55－ 1		表55－ 1		本頁変更なし																																		
<table><tr><th>項 目</th><th>運 転 上 の 制 限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器※¹</td><td>(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55－ 2 で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※²※³ (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※⁴</td></tr></table>		項 目	運 転 上 の 制 限		原子炉格納容器※ ¹	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55－ 2 で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※ ² ※ ³ (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※ ⁴	<table><tr><th>項 目</th><th>運 転 上 の 制 限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器※¹</td><td>(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55－ 2 で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※²※³ (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※⁴</td></tr></table>		項 目	運 転 上 の 制 限	原子炉格納容器※ ¹	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55－ 2 で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※ ² ※ ³ (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※ ⁴																										
項 目	運 転 上 の 制 限																																					
原子炉格納容器※ ¹	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55－ 2 で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※ ² ※ ³ (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※ ⁴																																					
項 目	運 転 上 の 制 限																																					
原子炉格納容器※ ¹	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55－ 2 で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※ ² ※ ³ (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※ ⁴																																					
※ 1 ： 3 号炉の原子炉格納容器は，重大事故等対処設備を兼ねる。																																						
※ 2 ： 動作可能であることとは，エアロックのインターロック機構が健全であること，およびエアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。																																						
※ 3 ： モード 4 の原子炉格納容器ページ後，直ちに閉止できることを条件にエアロックの両方のドアを開放する場合，運転上の制限を適用しない。																																						
※ 4 ： 動作可能であることとは，閉止可能（閉止状態であることを含む。）であることをいう。																																						
表55－ 2		表55－ 2																																				
<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">制 限 値</th></tr><tr><th>2 号炉</th><th>3 号炉</th></tr><tr><td>原子炉格納容器圧力</td><td colspan="2">0. 0098MPa〔gage〕以下</td></tr></table>		項 目	制 限 値		2 号炉	3 号炉	原子炉格納容器圧力	0. 0098MPa〔gage〕以下		<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">制 限 値</th></tr><tr><th>2 号炉</th><th>3 号炉</th></tr><tr><td>原子炉格納容器圧力</td><td colspan="2">0. 0098MPa〔gage〕以下</td></tr></table>		項 目	制 限 値		2 号炉	3 号炉	原子炉格納容器圧力	0. 0098MPa〔gage〕以下																				
項 目	制 限 値																																					
	2 号炉	3 号炉																																				
原子炉格納容器圧力	0. 0098MPa〔gage〕以下																																					
項 目	制 限 値																																					
	2 号炉	3 号炉																																				
原子炉格納容器圧力	0. 0098MPa〔gage〕以下																																					
表55－ 3		表55－ 3																																				
<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">漏 え い 率</th></tr><tr><th>2 号炉</th><th>3 号炉</th></tr><tr><td rowspan="2">A 種検査</td><td>設計圧力検査</td><td colspan="2">0. 08％/日以下</td></tr><tr><td>低圧検査</td><td colspan="2">0. 04％/日以下</td></tr><tr><td colspan="2">B ・ C 種検査</td><td colspan="2">0. 04％/日以下</td></tr></table>		項 目		漏 え い 率		2 号炉	3 号炉	A 種検査	設計圧力検査	0. 08％/日以下		低圧検査	0. 04％/日以下		B ・ C 種検査		0. 04％/日以下		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">漏 え い 率</th></tr><tr><th>2 号炉</th><th>3 号炉</th></tr><tr><td rowspan="2">A 種検査</td><td>設計圧力検査</td><td colspan="2">0. 08％/日以下</td></tr><tr><td>低圧検査</td><td colspan="2">0. 04％/日以下</td></tr><tr><td colspan="2">B ・ C 種検査</td><td colspan="2">0. 04％/日以下</td></tr></table>		項 目		漏 え い 率		2 号炉	3 号炉	A 種検査	設計圧力検査	0. 08％/日以下		低圧検査	0. 04％/日以下		B ・ C 種検査		0. 04％/日以下		
項 目				漏 え い 率																																		
		2 号炉	3 号炉																																			
A 種検査	設計圧力検査	0. 08％/日以下																																				
	低圧検査	0. 04％/日以下																																				
B ・ C 種検査		0. 04％/日以下																																				
項 目		漏 え い 率																																				
		2 号炉	3 号炉																																			
A 種検査	設計圧力検査	0. 08％/日以下																																				
	低圧検査	0. 04％/日以下																																				
B ・ C 種検査		0. 04％/日以下																																				

変更前	変更後	備考																																										
表55－4※5※6※7 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td><td>A. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※⁸。</td><td>4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回</td></tr><tr><td>B. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 2 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td><td>B. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※⁸。</td><td>1 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回</td></tr><tr><td>C. 閉鎖系で格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td><td>C. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および C. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※⁸。</td><td>4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回</td></tr><tr><td>D. 原子炉格納容器圧力が表55－2で定める制限値を満足していない場合</td><td>D. 1 当直長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。</td><td>1 時間</td></tr><tr><td>E. 条件 A， B， C または D 以外の理由で、 原子炉格納容器の機能が確保されない場合</td><td>E. 1 当直長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。</td><td>1 時間</td></tr><tr><td>F. 条件 A， B， C， D または E の措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>F. 1 当直長は、モード 3 にする。 および F. 2 当直長は、モード 5 にする。</td><td>12時間 56時間</td></tr></table> ※ 5：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。 ※ 6：ライン毎に、条件および要求される措置が適用される。 ※ 7：格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。 ※ 8：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。	条 件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回	B. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 2 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	1 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回	C. 閉鎖系で格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および C. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回	D. 原子炉格納容器圧力が表55－2で定める制限値を満足していない場合	D. 1 当直長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1 時間	E. 条件 A， B， C または D 以外の理由で、 原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E. 1 当直長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1 時間	F. 条件 A， B， C， D または E の措置を完了時間内に達成できない場合	F. 1 当直長は、モード 3 にする。 および F. 2 当直長は、モード 5 にする。	12時間 56時間	表55－4※5※6※7 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td><td>A. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※⁸。</td><td>4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回</td></tr><tr><td>B. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 2 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td><td>B. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※⁸。</td><td>1 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回</td></tr><tr><td>C. 閉鎖系で格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td><td>C. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および C. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※⁸。</td><td>4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回</td></tr><tr><td>D. 原子炉格納容器圧力が表55－2で定める制限値を満足していない場合</td><td>D. 1 当直長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。</td><td>1 時間</td></tr><tr><td>E. 条件 A， B， C または D 以外の理由で、 原子炉格納容器の機能が確保されない場合</td><td>E. 1 当直長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。</td><td>1 時間</td></tr><tr><td>F. 条件 A， B， C， D または E の措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>F. 1 当直長は、モード 3 にする。 および F. 2 当直長は、モード 5 にする。</td><td>12時間 56時間</td></tr></table> ※ 5：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。 ※ 6：ライン毎に、条件および要求される措置が適用される。 ※ 7：格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。 ※ 8：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。	条 件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回	B. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 2 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	1 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回	C. 閉鎖系で格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および C. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回	D. 原子炉格納容器圧力が表55－2で定める制限値を満足していない場合	D. 1 当直長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1 時間	E. 条件 A， B， C または D 以外の理由で、 原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E. 1 当直長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1 時間	F. 条件 A， B， C， D または E の措置を完了時間内に達成できない場合	F. 1 当直長は、モード 3 にする。 および F. 2 当直長は、モード 5 にする。	12時間 56時間	本頁変更なし
条 件	要求される措置	完了時間																																										
A. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回																																										
B. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 2 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	1 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回																																										
C. 閉鎖系で格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および C. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回																																										
D. 原子炉格納容器圧力が表55－2で定める制限値を満足していない場合	D. 1 当直長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1 時間																																										
E. 条件 A， B， C または D 以外の理由で、 原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E. 1 当直長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1 時間																																										
F. 条件 A， B， C， D または E の措置を完了時間内に達成できない場合	F. 1 当直長は、モード 3 にする。 および F. 2 当直長は、モード 5 にする。	12時間 56時間																																										
条 件	要求される措置	完了時間																																										
A. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回																																										
B. 格納容器隔離弁 2 個を有するラインで、 2 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	1 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回																																										
C. 閉鎖系で格納容器隔離弁 1 個を有するラインで、 1 個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。 および C. 2 当直長は、当該ラインが隔離されていることを確認する※ ⁸ 。	4 時間 隔離後の 1 ヶ月に 1 回																																										
D. 原子炉格納容器圧力が表55－2で定める制限値を満足していない場合	D. 1 当直長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1 時間																																										
E. 条件 A， B， C または D 以外の理由で、 原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E. 1 当直長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1 時間																																										
F. 条件 A， B， C， D または E の措置を完了時間内に達成できない場合	F. 1 当直長は、モード 3 にする。 および F. 2 当直長は、モード 5 にする。	12時間 56時間																																										

変更前			変更後			備考
表55－5※9※10※11			表55－5※9※10※11			本頁変更なし
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. 閉止不能なエアロックドア1つを有するエアロックが1基以上ある場合	A.1 当直長は、当該エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。	1時間	A. 閉止不能なエアロックドア1つを有するエアロックが1基以上ある場合	A.1 当直長は、当該エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。	1時間	
	および A.2 当直長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間		および A.2 当直長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	
	および A.3 当直長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1ヶ月に1回		および A.3 当直長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1ヶ月に1回	
B. インターロック機構が動作不能なエアロックが1基以上ある場合	B.1 当直長は、当該エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間	B. インターロック機構が動作不能なエアロックが1基以上ある場合	B.1 当直長は、当該エアロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。	1時間	
	および B.2 当直長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間		および B.2 当直長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。	24時間	
	および B.3 当直長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1ヶ月に1回		および B.3 当直長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	施錠後の1ヶ月に1回	
C. 閉止不能なエアロックドア2つを有するエアロックが1基以上ある場合	C.1 当直長は、当該エアロックの1つのドアを閉止する。	1時間	C. 閉止不能なエアロックドア2つを有するエアロックが1基以上ある場合	C.1 当直長は、当該エアロックの1つのドアを閉止する。	1時間	
	および C.2 当直長は、C.1で閉止したドアを施錠する。	24時間		および C.2 当直長は、C.1で閉止したドアを施錠する。	24時間	
	および C.3 当直長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。	施錠後の1ヶ月に1回		および C.3 当直長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。	施錠後の1ヶ月に1回	

変更前			変更後			備考																													
表55－5 つづき			表55－5 つづき			本頁変更なし																													
<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="3">D. 条件A， BまたはC以外の理由によりエアロック 1 基以上の機能が確保できない場合</td><td>D. 1 機械計画第一課長は, 当該エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>および D. 2 当直長は, 当該エアロックの 1 つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。</td><td>1 時間</td></tr><tr><td>および D. 3 機械計画第一課長は, 当該エアロックの機能を復旧し, その結果を当直長に通知する。</td><td>24時間</td></tr><tr><td rowspan="2">E. 条件A， B， CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>E. 1 当直長は, モード 3 にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および E. 2 当直長は, モード 5 にする。</td><td>56時間</td></tr></table>			条 件	要求される措置	完了時間		D. 条件A， BまたはC以外の理由によりエアロック 1 基以上の機能が確保できない場合	D. 1 機械計画第一課長は, 当該エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。	速やかに	および D. 2 当直長は, 当該エアロックの 1 つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。	1 時間	および D. 3 機械計画第一課長は, 当該エアロックの機能を復旧し, その結果を当直長に通知する。	24時間	E. 条件A， B， CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E. 1 当直長は, モード 3 にする。	12時間	および E. 2 当直長は, モード 5 にする。	56時間	<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="3">D. 条件A， BまたはC以外の理由によりエアロック 1 基以上の機能が確保できない場合</td><td>D. 1 機械計画第一課長は, 当該エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>および D. 2 当直長は, 当該エアロックの 1 つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。</td><td>1 時間</td></tr><tr><td>および D. 3 機械計画第一課長は, 当該エアロックの機能を復旧し, その結果を当直長に通知する。</td><td>24時間</td></tr><tr><td rowspan="2">E. 条件A， B， CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>E. 1 当直長は, モード 3 にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および E. 2 当直長は, モード 5 にする。</td><td>56時間</td></tr></table>			条 件	要求される措置	完了時間	D. 条件A， BまたはC以外の理由によりエアロック 1 基以上の機能が確保できない場合	D. 1 機械計画第一課長は, 当該エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。	速やかに	および D. 2 当直長は, 当該エアロックの 1 つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。	1 時間	および D. 3 機械計画第一課長は, 当該エアロックの機能を復旧し, その結果を当直長に通知する。	24時間	E. 条件A， B， CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E. 1 当直長は, モード 3 にする。	12時間	および E. 2 当直長は, モード 5 にする。
条 件	要求される措置	完了時間																																	
D. 条件A， BまたはC以外の理由によりエアロック 1 基以上の機能が確保できない場合	D. 1 機械計画第一課長は, 当該エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。	速やかに																																	
	および D. 2 当直長は, 当該エアロックの 1 つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。	1 時間																																	
	および D. 3 機械計画第一課長は, 当該エアロックの機能を復旧し, その結果を当直長に通知する。	24時間																																	
E. 条件A， B， CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E. 1 当直長は, モード 3 にする。	12時間																																	
	および E. 2 当直長は, モード 5 にする。	56時間																																	
条 件	要求される措置	完了時間																																	
D. 条件A， BまたはC以外の理由によりエアロック 1 基以上の機能が確保できない場合	D. 1 機械計画第一課長は, 当該エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。	速やかに																																	
	および D. 2 当直長は, 当該エアロックの 1 つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。	1 時間																																	
	および D. 3 機械計画第一課長は, 当該エアロックの機能を復旧し, その結果を当直長に通知する。	24時間																																	
E. 条件A， B， CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E. 1 当直長は, モード 3 にする。	12時間																																	
	および E. 2 当直長は, モード 5 にする。	56時間																																	
※ 9：当該エアロックの修理を行うための出入りは許容される。			※ 9：当該エアロックの修理を行うための出入りは許容される。																																
※10：常用および非常用エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に，一時的に当該エアロックを使用することが許容される。			※10：常用および非常用エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に，一時的に当該エアロックを使用することが許容される。																																
※11：インターロック機構が動作不能な場合，同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。			※11：インターロック機構が動作不能な場合，同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。																																

変更前		変更後		備考
表55－6 つづき 2. 3号炉		表55－6 つづき 2. 3号炉		本頁変更なし
化 学 体 積 制 御 系 統	抽出ライン 1 次冷却材ポンプ封水戻りライン	化 学 体 積 制 御 系 統	抽出ライン 1 次冷却材ポンプ封水戻りライン	
安 全 注 入 系 統	蓄圧タンクN ₂ ライン 安全注入テストライン	安 全 注 入 系 統	蓄圧タンクN ₂ ライン 安全注入テストライン	
原 子 炉 補 機 冷 却 系 統	余剰抽出冷却器冷却水ラインおよび制御棒クラスタ駆動装置 冷却ユニット冷却水ライン 格納容器空調装置冷却水ライン 1 次冷却材ポンプ・モータ冷却水ライン	原 子 炉 補 機 冷 却 系 統	余剰抽出冷却器冷却水ラインおよび制御棒クラスタ駆動装置 冷却ユニット冷却水ライン 格納容器空調装置冷却水ライン 1 次冷却材ポンプ・モータ冷却水ライン	
放 射 性 廃 棄 物 処 理 系 統	加圧器逃がしタンク純水補給ライン 加圧器逃がしタンクN ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンクベントヘッダライン 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンク出口ライン 格納容器サンプポンプ出口ライン	放 射 性 廃 棄 物 処 理 系 統	加圧器逃がしタンク純水補給ライン 加圧器逃がしタンクN ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンクベントヘッダライン 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンク出口ライン 格納容器サンプポンプ出口ライン	
試 料 採 取 系 統	加圧器サンプルラインおよび1 次冷却材（ループA）サン プルライン 1 次冷却材（ループB）サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン 格納容器サンプル空気ライン	試 料 採 取 系 統	加圧器サンプルラインおよび1 次冷却材（ループA）サン プルライン 1 次冷却材（ループB）サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン 格納容器サンプル空気ライン	
換 気 空 調 系 統	格納容器給気ライン 格納容器排気ライン	換 気 空 調 系 統	格納容器給気ライン 格納容器排気ライン	
蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンプルライン	蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンプルライン	
消 火 系 統	消火ライン	消 火 系 統	消火ライン	
炉内核計装炭酸ガスパージ系統	炉内核計装炭酸ガスパージライン	炉内核計装炭酸ガスパージ系統	炉内核計装炭酸ガスパージライン	
空 調 用 冷 水 系 統	制御棒位置指示装置冷却ユニット冷却水ライン	空 調 用 冷 水 系 統	制御棒位置指示装置冷却ユニット冷却水ライン	
制 御 用 空 気 系 統	制御用空気ライン	制 御 用 空 気 系 統	制御用空気ライン	
原 子 炉 格 納 施 設	真空逃がしライン（格納容器の外側の弁による） 格納容器減圧ライン 真空逃がしライン（格納容器の内側の弁による）	原 子 炉 格 納 施 設	真空逃がしライン（格納容器の外側の弁による） 格納容器減圧ライン 真空逃がしライン（格納容器の内側の弁による）	

変更前	変更後	備考																																						
（原子炉格納容器真空逃がし系） 第56条 モード1， 2， 3および4において，原子炉格納容器真空逃がし系は，表56－1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 （1） 機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，原子炉格納容器真空逃がし系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表56－2 の措置を講じる。 表56－1 1. 2号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器真空逃がし系</td><td>4系統以上が動作可能であること※¹</td></tr></table> 2. 3号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器真空逃がし系</td><td>2系統が動作可能であること※¹</td></tr></table> ※1：動作可能であることとは，真空逃がし機能が確保されていることをいう。（以下，本条において同じ。） 表56－2 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合</td><td>A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>B. 2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※ ¹	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※ ¹	条 件	要求される措置	完了時間	A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間	（原子炉格納容器真空逃がし系） 第56条 モード1， 2， 3および4において，原子炉格納容器真空逃がし系は，表56－1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 （1） 機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，原子炉格納容器真空逃がし系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表56－2 の措置を講じる。 表56－1 1. 2号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器真空逃がし系</td><td>4系統以上が動作可能であること※¹</td></tr></table> 2. 3号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器真空逃がし系</td><td>2系統が動作可能であること※¹</td></tr></table> ※1：動作可能であることとは，真空逃がし機能が確保されていることをいう。（以下，本条において同じ。） 表56－2 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合</td><td>A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>B. 2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※ ¹	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※ ¹	条 件	要求される措置	完了時間	A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
項 目	運転上の制限																																							
原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※ ¹																																							
項 目	運転上の制限																																							
原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※ ¹																																							
条 件	要求される措置	完了時間																																						
A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間																																						
	B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間																																						
項 目	運転上の制限																																							
原子炉格納容器真空逃がし系	4系統以上が動作可能であること※ ¹																																							
項 目	運転上の制限																																							
原子炉格納容器真空逃がし系	2系統が動作可能であること※ ¹																																							
条 件	要求される措置	完了時間																																						
A. 1系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間																																						
	B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間																																						

変更前	変更後	備考								
（原子炉格納容器スプレイ系） 第57条 モード1， 2， 3および4において，原子炉格納容器スプレイ系は，表57－1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に， 2号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭および漏えいがないことを確認する。 (2) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に， 3号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭漏えいがないこと， および表57－ 3に定める事項を確認する。 (3) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に， 格納容器スプレイポンプが， 模擬信号により起動することを確認する。 (4) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に， 原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が， 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 (5) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に， 施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (6) 発電課長は， よう素除去薬品タンクの薬品※¹濃度を表57－ 2に定める頻度で確認する。 (7) 当直長は， よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57－ 2に定める頻度で確認する。 (8) 当直長は，モード1， 2， 3および4において， 1ヶ月に1回， 2台の格納容器スプレイポンプについて， ポンプを起動し， 動作可能であることを確認する。また， 動作可能であることを確認する際に操作した弁については， 正しい位置に復旧していることを確認する。 3 当直長は， 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表57－ 4の措置を講じる。 ※1：2号炉については苛性ソーダ，3号炉についてはヒドラジンをいう。（以下，本条において同じ。） 表57－ 1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器スプレイ系※²</td><td>(1) 2系統が動作可能であること※³ (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57－ 2に定める制限値内にあること</td></tr></table> ※2：3号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は，第84条（表84－ 4および表84－ 6）の運転上の制限も確認する。 ※3：<u>原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合，2時間に限り，運転上の制限を適用しない。</u>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※ ²	(1) 2系統が動作可能であること※ ³ (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57－ 2に定める制限値内にあること	（原子炉格納容器スプレイ系） 第57条 モード1， 2， 3および4において，原子炉格納容器スプレイ系は，表57－ 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に， 2号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭および漏えいがないことを確認する。 (2) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に， 3号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと， および表57－ 3に定める事項を確認する。 (3) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に， 格納容器スプレイポンプが， 模擬信号により起動することを確認する。 (4) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に， 原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が， 模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。 (5) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に， 施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (6) 発電課長は， よう素除去薬品タンクの薬品※¹濃度を表57－ 2に定める頻度で確認する。 (7) 当直長は， よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57－ 2に定める頻度で確認する。 (8) 当直長は，モード1， 2， 3および4において， 1ヶ月に1回， 2台の格納容器スプレイポンプについて， ポンプを起動し， 動作可能であることを確認する。また， 動作可能であることを確認する際に操作した弁については， 正しい位置に復旧していることを確認する。 <u>(9) 当直長は，モード1， 2， 3および4において， 1ヶ月に1回， 原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い， 弁の動作に異常がないことを確認する。また， 確認する際に操作した弁が正しい位置に復旧していることを確認する。</u> 3 当直長は， 原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表57－ 4の措置を講じる。 ※1：2号炉については苛性ソーダ，3号炉についてはヒドラジンをいう。（以下，本条において同じ。） 表57－ 1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器スプレイ系※²</td><td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57－ 2に定める制限値内にあること</td></tr></table> ※2：3号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は，第84条（表84－ 4および表84－ 6）の運転上の制限も確認する。	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系※ ²	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57－ 2に定める制限値内にあること	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（「実条件性能確認」のためのLC0を満足していることの確認行為の追加） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（上記の追加に伴う除外規定の削除）
項 目	運転上の制限									
原子炉格納容器スプレイ系※ ²	(1) 2系統が動作可能であること※ ³ (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57－ 2に定める制限値内にあること									
項 目	運転上の制限									
原子炉格納容器スプレイ系※ ²	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57－ 2に定める制限値内にあること									

変更前				変更後				備考	
表57－2				表57－2				原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）	
項 目		制 限 値		項 目		制 限 値			確認頻度
		2 号炉	3 号炉			2 号炉	3 号炉		
苛性ソーダ濃度		30wt%以上	—	苛性ソーダ濃度		30wt%以上	—		定期事業者検査時
ヒドラジン濃度		—	35wt%以上	ヒドラジン濃度		—	35wt%以上		定期事業者検査時
溶液量 （有効水量）		7. 3m ³ 以上	1. 6m ³ 以上	溶液量 （有効水量）		7. 3m ³ 以上	1. 6m ³ 以上		モード1，2，3および4において6ヶ月に1回
表57－3				表57－3					
項 目		確認事項		項 目		確認事項			
格納容器スプレイポンプ		テストラインにおける揚程が170m以上，容量が940m ³ /h以上であることを確認する		格納容器スプレイポンプ		テストラインにおける揚程が170m以上，容量が940m ³ /h以上であることを確認する			
表57－4				表57－4					
条 件		要求される措置		条 件		要求される措置			完了時間
A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合		A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。		A. 原子炉格納容器スプレイ系1系統が動作不能である場合		A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A. 2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。			10日 4 時間 その後の 8 時間に 1 回
B. よう素除去薬品タンクの薬品濃度または溶液量が制限値を満足していない場合		B. 1 当直長は，制限値内に回復させる。		B. よう素除去薬品タンクの薬品濃度または溶液量が制限値を満足していない場合		B. 1 当直長は，制限値内に回復させる。		72時間	
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合		C. 1 当直長は，モード3にする。 および C. 2 当直長は，モード5にする。		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合		C. 1 当直長は，モード3にする。 および C. 2 当直長は，モード5にする。		12時間 56時間	

変更前	変更後	備考																									
(アニュラス空気浄化系) 第58条 モード1， 2， 3および4において，アニュラス空気浄化系は，表58－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，アニュラス排気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表58－2に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (2) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に，アニュラス排気ファンが模擬信号により起動することを確認する。 (3) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に，アニュラス排気ファンの起動により，自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (4) 当直長は，モード1， 2， 3および4において，1ヶ月に1回，2台のアニュラス排気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。 3 当直長は，アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表58－3の措置を講じる。	(アニュラス空気浄化系) 第58条 モード1， 2， 3および4において，アニュラス空気浄化系は，表58－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，アニュラス排気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表58－2に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (2) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，アニュラス排気ファンが模擬信号により起動することを確認する。 (3) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，アニュラス排気ファンの起動により，自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (4) 当直長は，モード1， 2， 3および4において，1ヶ月に1回，2台のアニュラス排気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。 3 当直長は，アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表58－3の措置を講じる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）																									
表58－1	表58－1																										
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>アニュラス空気浄化系※¹</td><td>2系統が動作可能であること</td></tr></table>	項 目		運転上の制限	アニュラス空気浄化系※ ¹	2系統が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>アニュラス空気浄化系※¹</td><td>2系統が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	アニュラス空気浄化系※ ¹	2系統が動作可能であること																	
項 目	運転上の制限																										
アニュラス空気浄化系※ ¹	2系統が動作可能であること																										
項 目	運転上の制限																										
アニュラス空気浄化系※ ¹	2系統が動作可能であること																										
※1：3号炉のアニュラス空気浄化系が動作不能時は，第84条（表84－11および表84－17）の運転上の制限も確認する。	※1：3号炉のアニュラス空気浄化系が動作不能時は，第84条（表84－11および表84－17）の運転上の制限も確認する。																										
表58－2	表58－2																										
<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">よう素除去効率（総合除去効率）</th></tr><tr><th>2号炉</th><th>3号炉</th></tr><tr><td>アニュラス排気フィルタ</td><td colspan="2">95%以上</td></tr></table>	項 目	よう素除去効率（総合除去効率）		2号炉	3号炉	アニュラス排気フィルタ	95%以上		<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">よう素除去効率（総合除去効率）</th></tr><tr><th>2号炉</th><th>3号炉</th></tr><tr><td>アニュラス排気フィルタ</td><td colspan="2">95%以上</td></tr></table>	項 目	よう素除去効率（総合除去効率）		2号炉	3号炉	アニュラス排気フィルタ	95%以上											
項 目		よう素除去効率（総合除去効率）																									
	2号炉	3号炉																									
アニュラス排気フィルタ	95%以上																										
項 目	よう素除去効率（総合除去効率）																										
	2号炉	3号炉																									
アニュラス排気フィルタ	95%以上																										
表58－3	表58－3																										
<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および B.2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間	<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および B.2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間
条 件	要求される措置	完了時間																									
A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																									
	および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回																									
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																									
	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間																									
条 件	要求される措置	完了時間																									
A. アニュラス空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																									
	および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回																									
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																									
	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間																									

変更前	変更後	備考																														
(アニュラス) 第59条 モード1， 2， 3および4において，アニュラスは，表59－1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電課長は，<u>定期検査時</u>に，アニュラス排気ファンの起動により，アニュラスが10分以内に負圧になることを確認する。 3 当直長は，アニュラスが第1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表59－2 の措置を講じる。 表59－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>アニュラス</td><td>アニュラスの機能が健全であること※¹</td></tr></table> ※1：アニュラス内点検，エアロック点検， 2号炉の原子炉格納容器内点検等を行う場合，運転上の制限を適用しない。 表59－2 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. アニュラスの負圧確立が不能である場合</td><td>A. 1 当直長は，アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。</td><td>24時間</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直長は，モード3にする。 および</td><td>12時間</td></tr><tr><td>B. 2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※ ¹	条 件	要求される措置	完了時間	A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A. 1 当直長は，アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および	12時間	B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間	(アニュラス) 第59条 モード1， 2， 3および4において，アニュラスは，表59－1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 発電課長は，<u>定期事業者検査時</u>に，アニュラス排気ファンの起動により，アニュラスが10分以内に負圧になることを確認する。 3 当直長は，アニュラスが第1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表59－2 の措置を講じる。 表59－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>アニュラス</td><td>アニュラスの機能が健全であること※¹</td></tr></table> ※1：アニュラス内点検，エアロック点検， 2号炉の原子炉格納容器内点検等を行う場合，運転上の制限を適用しない。 表59－2 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. アニュラスの負圧確立が不能である場合</td><td>A. 1 当直長は，アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。</td><td>24時間</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直長は，モード3にする。 および</td><td>12時間</td></tr><tr><td>B. 2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※ ¹	条 件	要求される措置	完了時間	A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A. 1 当直長は，アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および	12時間	B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
項 目	運転上の制限																															
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※ ¹																															
条 件	要求される措置	完了時間																														
A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A. 1 当直長は，アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および	12時間																														
	B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間																														
項 目	運転上の制限																															
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※ ¹																															
条 件	要求される措置	完了時間																														
A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A. 1 当直長は，アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および	12時間																														
	B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間																														

変更前	変更後	備考																																																								
(主蒸気安全弁) 第60条 モード1， 2および3において※¹，主蒸気安全弁は，表60－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，主蒸気安全弁設定値が表60－3に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。 3 当直長は，主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表60－4の措置を講じる。 ※1：原子炉起動時のモード3から，主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。 表60－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>主蒸気安全弁※²</td><td>蒸気発生器毎に表60－2で定める個数以上が動作可能であること</td></tr></table> ※2：3号炉の主蒸気安全弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。 表60－2 1. 2号炉 <table><tr><th>原子炉熱出力</th><th>個 数</th></tr><tr><td>80%超</td><td>7個</td></tr><tr><td>70%超で，かつ80%以下</td><td>6個</td></tr><tr><td>55%超で，かつ70%以下</td><td>5個</td></tr><tr><td>40%超で，かつ55%以下</td><td>4個</td></tr><tr><td>25%超で，かつ40%以下</td><td>3個</td></tr><tr><td>25%以下</td><td>2個</td></tr></table> 2. 3号炉 <table><tr><th>原子炉熱出力</th><th>個 数</th></tr><tr><td>80%超</td><td>5個</td></tr><tr><td>60%超で，かつ80%以下</td><td>4個</td></tr><tr><td>40%超で，かつ60%以下</td><td>3個</td></tr><tr><td>40%以下</td><td>2個</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	主蒸気安全弁※ ²	蒸気発生器毎に表60－2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個 数	80%超	7個	70%超で，かつ80%以下	6個	55%超で，かつ70%以下	5個	40%超で，かつ55%以下	4個	25%超で，かつ40%以下	3個	25%以下	2個	原子炉熱出力	個 数	80%超	5個	60%超で，かつ80%以下	4個	40%超で，かつ60%以下	3個	40%以下	2個	(主蒸気安全弁) 第60条 モード1， 2および3において※¹，主蒸気安全弁は，表60－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，主蒸気安全弁設定値が表60－3に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。 3 当直長は，主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表60－4の措置を講じる。 ※1：原子炉起動時のモード3から，主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。 表60－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>主蒸気安全弁※²</td><td>蒸気発生器毎に表60－2で定める個数以上が動作可能であること</td></tr></table> ※2：3号炉の主蒸気安全弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。 表60－2 1. 2号炉 <table><tr><th>原子炉熱出力</th><th>個 数</th></tr><tr><td>80%超</td><td>7個</td></tr><tr><td>70%超で，かつ80%以下</td><td>6個</td></tr><tr><td>55%超で，かつ70%以下</td><td>5個</td></tr><tr><td>40%超で，かつ55%以下</td><td>4個</td></tr><tr><td>25%超で，かつ40%以下</td><td>3個</td></tr><tr><td>25%以下</td><td>2個</td></tr></table> 2. 3号炉 <table><tr><th>原子炉熱出力</th><th>個 数</th></tr><tr><td>80%超</td><td>5個</td></tr><tr><td>60%超で，かつ80%以下</td><td>4個</td></tr><tr><td>40%超で，かつ60%以下</td><td>3個</td></tr><tr><td>40%以下</td><td>2個</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	主蒸気安全弁※ ²	蒸気発生器毎に表60－2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個 数	80%超	7個	70%超で，かつ80%以下	6個	55%超で，かつ70%以下	5個	40%超で，かつ55%以下	4個	25%超で，かつ40%以下	3個	25%以下	2個	原子炉熱出力	個 数	80%超	5個	60%超で，かつ80%以下	4個	40%超で，かつ60%以下	3個	40%以下	2個	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
項 目	運転上の制限																																																									
主蒸気安全弁※ ²	蒸気発生器毎に表60－2で定める個数以上が動作可能であること																																																									
原子炉熱出力	個 数																																																									
80%超	7個																																																									
70%超で，かつ80%以下	6個																																																									
55%超で，かつ70%以下	5個																																																									
40%超で，かつ55%以下	4個																																																									
25%超で，かつ40%以下	3個																																																									
25%以下	2個																																																									
原子炉熱出力	個 数																																																									
80%超	5個																																																									
60%超で，かつ80%以下	4個																																																									
40%超で，かつ60%以下	3個																																																									
40%以下	2個																																																									
項 目	運転上の制限																																																									
主蒸気安全弁※ ²	蒸気発生器毎に表60－2で定める個数以上が動作可能であること																																																									
原子炉熱出力	個 数																																																									
80%超	7個																																																									
70%超で，かつ80%以下	6個																																																									
55%超で，かつ70%以下	5個																																																									
40%超で，かつ55%以下	4個																																																									
25%超で，かつ40%以下	3個																																																									
25%以下	2個																																																									
原子炉熱出力	個 数																																																									
80%超	5個																																																									
60%超で，かつ80%以下	4個																																																									
40%超で，かつ60%以下	3個																																																									
40%以下	2個																																																									

変更前	変更後	備考																																		
表60－ 3 1. 2号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>設 定 値</th></tr><tr><td>主蒸気安全弁 吹出し圧力</td><td>各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下</td></tr></table> 2. 3号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>設 定 値</th></tr><tr><td>主蒸気安全弁 吹出し圧力</td><td>各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下</td></tr></table> 表60－ 4 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は、表60－2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。</td><td>6時間</td></tr><tr><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合</td><td>B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。</td><td>12時間 36時間</td></tr></table>	項 目	設 定 値	主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下	項 目	設 定 値	主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、表60－2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	表60－ 3 1. 2号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>設 定 値</th></tr><tr><td>主蒸気安全弁 吹出し圧力</td><td>各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下</td></tr></table> 2. 3号炉 <table><tr><th>項 目</th><th>設 定 値</th></tr><tr><td>主蒸気安全弁 吹出し圧力</td><td>各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下</td></tr></table> 表60－ 4 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は、表60－2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。</td><td>6時間</td></tr><tr><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合</td><td>B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。</td><td>12時間 36時間</td></tr></table>	項 目	設 定 値	主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下	項 目	設 定 値	主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下	条 件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、表60－2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間	本頁変更なし
項 目	設 定 値																																			
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下																																			
項 目	設 定 値																																			
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下																																			
条 件	要求される措置	完了時間																																		
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、表60－2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間																																		
項 目	設 定 値																																			
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り5個は 7.85 MPa[gage]以下																																			
項 目	設 定 値																																			
主蒸気安全弁 吹出し圧力	各蒸気発生器において5個のうち1個は 7.48MPa[gage]以下 他の1個は 7.65 MPa[gage]以下 残り3個は 7.85 MPa[gage]以下																																			
条 件	要求される措置	完了時間																																		
A. 所要の主蒸気安全弁のうち1個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は、表60－2に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	6時間																																		
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード4にする。	12時間 36時間																																		

変更前	変更後	備考																														
(主蒸気隔離弁) 第61条 モード1， 2および3において，主蒸気隔離弁は，表61－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は，<u>定期検査時</u>に，主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表61－2の措置を講じる。	(主蒸気隔離弁) 第61条 モード1， 2および3において，主蒸気隔離弁は，表61－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査時</u>に，主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表61－2の措置を講じる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）																														
表61－1	表61－1																															
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>主蒸気隔離弁※¹</td><td>閉止可能であること※²</td></tr></table>	項 目		運転上の制限	主蒸気隔離弁※ ¹	閉止可能であること※ ²	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>主蒸気隔離弁※¹</td><td>閉止可能であること※²</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	主蒸気隔離弁※ ¹	閉止可能であること※ ²																						
項 目	運転上の制限																															
主蒸気隔離弁※ ¹	閉止可能であること※ ²																															
項 目	運転上の制限																															
主蒸気隔離弁※ ¹	閉止可能であること※ ²																															
※1：3号炉の主蒸気隔離弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：閉止状態にある主蒸気隔離弁については，運転上の制限を適用しない。	※1：3号炉の主蒸気隔離弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：閉止状態にある主蒸気隔離弁については，運転上の制限を適用しない。																															
表61－2	表61－2																															
<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。</td><td>8時間</td></tr><tr><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合</td><td>C.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直長は，当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。</td><td>8時間 閉止後の1週間に1回</td></tr><tr><td>D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>D.1 当直長は，モード4にする。</td><td>24時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直長は，当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード4にする。	24時間	<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。</td><td>8時間</td></tr><tr><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合</td><td>C.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直長は，当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。</td><td>8時間 閉止後の1週間に1回</td></tr><tr><td>D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>D.1 当直長は，モード4にする。</td><td>24時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直長は，当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード4にする。	24時間	
条 件	要求される措置	完了時間																														
A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																														
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直長は，当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回																														
D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード4にする。	24時間																														
条 件	要求される措置	完了時間																														
A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																														
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直長は，当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回																														
D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード4にする。	24時間																														

変更前	変更後	備考								
（主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁） 第62条 モード1，2および3において，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は，表62－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 （1）機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 （2）計装計画課長は，<u>定期検査</u>時に，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，主給水隔離弁，主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表62－2の措置を講じる。 表62－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁</td><td>閉止可能であること※¹</td></tr></table> ※1：閉止または手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁，主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については，運転上の制限を適用しない。	項 目	運転上の制限	主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※ ¹	（主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁） 第62条 モード1，2および3において，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は，表62－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 （1）機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，主給水隔離弁が閉止可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 （2）計装計画課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，主給水隔離弁，主給水制御弁または主給水バイパス制御弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表62－2の措置を講じる。 表62－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁</td><td>閉止可能であること※¹</td></tr></table> ※1：閉止または手動弁で隔離された状態にある主給水隔離弁，主給水制御弁または主給水バイパス制御弁については，運転上の制限を適用しない。	項 目	運転上の制限	主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※ ¹	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
項 目	運転上の制限									
主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※ ¹									
項 目	運転上の制限									
主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	閉止可能であること※ ¹									

変更前			変更後			備考
表62－2			表62－2			本頁変更なし
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. 主給水隔離弁 1 個以上が閉止不能である場合※ ²	A. 1 当直長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間 閉止または隔離後の1週間に1回	A. 主給水隔離弁 1 個以上が閉止不能である場合※ ²	A. 1 当直長は、当該主給水隔離弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および A. 2 当直長は、当該主給水隔離弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間 閉止または隔離後の1週間に1回	
B. 主給水制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※ ²	B. 1 当直長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間 閉止または隔離後の1週間に1回	B. 主給水制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※ ²	B. 1 当直長は、当該主給水制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および B. 2 当直長は、当該主給水制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間 閉止または隔離後の1週間に1回	
C. 主給水バイパス制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※ ²	C. 1 当直長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および C. 2 当直長は、当該主給水バイパス制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間 閉止または隔離後の1週間に1回	C. 主給水バイパス制御弁 1 個以上が閉止不能である場合※ ²	C. 1 当直長は、当該主給水バイパス制御弁を閉止するかまたは当該ラインを隔離する。 および C. 2 当直長は、当該主給水バイパス制御弁が閉止されているかまたは当該ラインが隔離されていることを確認する。	72時間 閉止または隔離後の1週間に1回	
D. 同じラインの 2 個の弁が閉止不能である場合	D. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。	8 時間	D. 同じラインの 2 個の弁が閉止不能である場合	D. 1 当直長は、当該ラインを隔離する。	8 時間	
E. 条件 A，B，C または D の措置を完了時間内に達成できない場合	E. 1 当直長は、モード 3 にする。 および E. 2 当直長は、モード 4 にする。	12時間 36時間	E. 条件 A，B，C または D の措置を完了時間内に達成できない場合	E. 1 当直長は、モード 3 にする。 および E. 2 当直長は、モード 4 にする。	12時間 36時間	
※ 2：弁毎に個別の条件が適用される。			※ 2：弁毎に個別の条件が適用される。			

変更前	変更後	備考																																																										
(主蒸気逃がし弁) 第63条 モード1， 2， 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において，主蒸気逃がし弁は，表63－ 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 計装計画課長は，<u>定期検査時</u>に，主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，主蒸気逃がし弁が第1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表63－ 2 の措置を講じる。 表63－ 1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>主蒸気逃がし弁※¹</td><td>手動での開弁ができること</td></tr></table> ※1：3号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能時は，第84条（表84－ 9）の運転上の制限も確認する。 表63－ 2 1. 2号炉 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合</td><td>A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td><td>7 日</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>B. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。</td><td>36時間</td></tr></table> 2. 3号炉 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合</td><td>A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td><td>7 日</td></tr><tr><td>B. 主蒸気逃がし弁2 個以上が開弁できない場合</td><td>B. 1 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。</td><td>24時間</td></tr><tr><td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C. 1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。</td><td>36時間</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁※ ¹	手動での開弁ができること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合	A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	B. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間	条 件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合	A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日	B. 主蒸気逃がし弁2 個以上が開弁できない場合	B. 1 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間	(主蒸気逃がし弁) 第63条 モード1， 2， 3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において，主蒸気逃がし弁は，表63－ 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1) 計装計画課長は，<u>定期事業者検査時</u>に，主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 3 当直長は，主蒸気逃がし弁が第1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表63－ 2 の措置を講じる。 表63－ 1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>主蒸気逃がし弁※¹</td><td>手動での開弁ができること</td></tr></table> ※1：3号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能時は，第84条（表84－ 9）の運転上の制限も確認する。 表63－ 2 1. 2号炉 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合</td><td>A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td><td>7 日</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>B. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。</td><td>36時間</td></tr></table> 2. 3号炉 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合</td><td>A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。</td><td>7 日</td></tr><tr><td>B. 主蒸気逃がし弁2 個以上が開弁できない場合</td><td>B. 1 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。</td><td>24時間</td></tr><tr><td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C. 1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。</td><td>36時間</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁※ ¹	手動での開弁ができること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合	A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	B. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間	条 件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合	A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日	B. 主蒸気逃がし弁2 個以上が開弁できない場合	B. 1 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
項 目	運転上の制限																																																											
主蒸気逃がし弁※ ¹	手動での開弁ができること																																																											
条 件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合	A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日																																																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間																																																										
	B. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間																																																										
条 件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合	A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日																																																										
B. 主蒸気逃がし弁2 個以上が開弁できない場合	B. 1 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。	24時間																																																										
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間																																																										
	C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間																																																										
項 目	運転上の制限																																																											
主蒸気逃がし弁※ ¹	手動での開弁ができること																																																											
条 件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合	A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日																																																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間																																																										
	B. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間																																																										
条 件	要求される措置	完了時間																																																										
A. 主蒸気逃がし弁1 個が開弁できない場合	A. 1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	7 日																																																										
B. 主蒸気逃がし弁2 個以上が開弁できない場合	B. 1 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。	24時間																																																										
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間																																																										
	C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間																																																										

変更前	変更後	備考
(補助給水系) 第64条 モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，補助給水系は，表64－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 発電課長は，<u>定期検査時</u>に，施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電課長は，<u>定期検査時</u>に，2号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭および漏えいがないことを確認する。 (3) 発電課長は，<u>定期検査時</u>に，3号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表64－2に定める事項を確認する。 (4) 発電課長は，<u>定期検査時</u>に，電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。 (5) 発電課長は，<u>定期検査時</u>に，タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認する。 (6) 発電課長は，<u>定期検査時</u>に，2号炉の電動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭および漏えいがないことを確認する。 (7) 発電課長は，<u>定期検査時</u>に，3号炉の電動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表64－3に定める事項を確認する。 (8) 当直長は，モード1，2および3において，1ヶ月に1回，2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※¹。また，動作可能であることを確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。 (9) 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，1ヶ月に1回，1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。 3 当直長は，補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表64－4の措置を講じる。 ※1：モード3において，タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は，起動弁の開閉確認をもって代えることができる。（以下，本条において同じ。）	(補助給水系) 第64条 モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，補助給水系は，表64－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 発電課長は，<u>定期事業者検査時</u>に，施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電課長は，<u>定期事業者検査時</u>に，2号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭および漏えいがないことを確認する。 (3) 発電課長は，<u>定期事業者検査時</u>に，3号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表64－2に定める事項を確認する。 (4) 発電課長は，<u>定期事業者検査時</u>に，電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。 (5) 発電課長は，<u>定期事業者検査時</u>に，タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認する。 (6) 発電課長は，<u>定期事業者検査時</u>に，2号炉の電動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭および漏えいがないことを確認する。 (7) 発電課長は，<u>定期事業者検査時</u>に，3号炉の電動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表64－3に定める事項を確認する。 (8) 当直長は，モード1，2および3において，1ヶ月に1回，2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※¹。また，動作可能であることを確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。 (9) 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，1ヶ月に1回，1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。 3 当直長は，補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表64－4の措置を講じる。 ※1：モード3において，タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は，起動弁の開閉確認をもって代えることができる。（以下，本条において同じ。）	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）

変更前	変更後	備考																																			
表64－1	表64－1	本頁変更なし																																			
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>補助給水系※²</td><td>(1)モード1， 2および3において，電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※³ (2)モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td></tr></table>	項 目		運転上の制限	補助給水系※ ²	(1)モード1， 2および3において，電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※ ³ (2)モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>補助給水系※²</td><td>(1)モード1， 2および3において，電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※³ (2)モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	補助給水系※ ²	(1)モード1， 2および3において，電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※ ³ (2)モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること																											
項 目	運転上の制限																																				
補助給水系※ ²	(1)モード1， 2および3において，電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※ ³ (2)モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること																																				
項 目	運転上の制限																																				
補助給水系※ ²	(1)モード1， 2および3において，電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること※ ³ (2)モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること																																				
※2：3号炉の補助給水系が動作不能時は，第84条（表84－8）の運転上の制限も確認する。 ※3：タービン動補助給水ポンプについては，原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合，運転上の制限は適用しない。																																					
表64－2	表64－2																																				
<table><tr><th>項 目</th><th>確認項目</th></tr><tr><td>タービン動補助給水ポンプ</td><td>テストラインにおける揚程が900m以上，容量が210m³/h以上であることを確認する。</td></tr></table>	項 目	確認項目	タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が210m ³ /h以上であることを確認する。	<table><tr><th>項 目</th><th>確認項目</th></tr><tr><td>タービン動補助給水ポンプ</td><td>テストラインにおける揚程が900m以上，容量が210m³/h以上であることを確認する。</td></tr></table>	項 目	確認項目	タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が210m ³ /h以上であることを確認する。																												
項 目	確認項目																																				
タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が210m ³ /h以上であることを確認する。																																				
項 目	確認項目																																				
タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が210m ³ /h以上であることを確認する。																																				
表64－3	表64－3																																				
<table><tr><th>項 目</th><th>確認項目</th></tr><tr><td>電動補助給水ポンプ</td><td>テストラインにおける揚程が900m以上，容量が90m³/h以上であることを確認する。</td></tr></table>	項 目	確認項目	電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が90m ³ /h以上であることを確認する。	<table><tr><th>項 目</th><th>確認項目</th></tr><tr><td>電動補助給水ポンプ</td><td>テストラインにおける揚程が900m以上，容量が90m³/h以上であることを確認する。</td></tr></table>	項 目	確認項目	電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が90m ³ /h以上であることを確認する。																												
項 目	確認項目																																				
電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が90m ³ /h以上であることを確認する。																																				
項 目	確認項目																																				
電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が90m ³ /h以上であることを確認する。																																				
表64－4	表64－4																																				
<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. モード1， 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A.2 当直長は，残りの2系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1， 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および B.2 当直長は，モード4にする。</td><td>36時間</td></tr><tr><td rowspan="2">C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合</td><td>C.1 当直長は，電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>または C.2 当直長は，余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。</td><td>速やかに</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. モード1， 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は，残りの2系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1， 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は，モード4にする。	36時間	C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合	C.1 当直長は，電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	または C.2 当直長は，余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに	<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. モード1， 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A.2 当直長は，残りの2系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1， 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および B.2 当直長は，モード4にする。</td><td>36時間</td></tr><tr><td rowspan="2">C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合</td><td>C.1 当直長は，電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>または C.2 当直長は，余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。</td><td>速やかに</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. モード1， 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は，残りの2系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1， 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は，モード4にする。	36時間	C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合	C.1 当直長は，電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	または C.2 当直長は，余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに
条 件	要求される措置	完了時間																																			
A. モード1， 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																			
	および A.2 当直長は，残りの2系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回																																			
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1， 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																																			
	および B.2 当直長は，モード4にする。	36時間																																			
C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合	C.1 当直長は，電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																			
	または C.2 当直長は，余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに																																			
条 件	要求される措置	完了時間																																			
A. モード1， 2および3において補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																			
	および A.2 当直長は，残りの2系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回																																			
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1， 2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																																			
	および B.2 当直長は，モード4にする。	36時間																																			
C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合	C.1 当直長は，電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																			
	または C.2 当直長は，余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに																																			

変更前	変更後	備考																										
（原子炉補機冷却水系） 第66条 モード1， 2， 3および4において，原子炉補機冷却水系は，表66－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に，原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること，および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直長は，モード1， 2， 3および4において，原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合，切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3 当直長は，原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表66－2の措置を講じる。	（原子炉補機冷却水系） 第66条 モード1， 2， 3および4において，原子炉補機冷却水系は，表66－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること，および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直長は，モード1， 2， 3および4において，原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合，切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3 当直長は，原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表66－2の措置を講じる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）																										
表66－1	表66－1																											
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉補機冷却水系※¹</td><td>2系統が動作可能であること</td></tr></table>	項 目		運転上の制限	原子炉補機冷却水系※ ¹	2系統が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉補機冷却水系※¹</td><td>2系統が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	原子炉補機冷却水系※ ¹	2系統が動作可能であること																		
項 目	運転上の制限																											
原子炉補機冷却水系※ ¹	2系統が動作可能であること																											
項 目	運転上の制限																											
原子炉補機冷却水系※ ¹	2系統が動作可能であること																											
※1：3号炉の原子炉補機冷却水系が動作不能時は，第84条（表84－7）の運転上の制限も確認する。	※1：3号炉の原子炉補機冷却水系が動作不能時は，第84条（表84－7）の運転上の制限も確認する。																											
表66－2	表66－2																											
<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※²。</td><td>4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および B.2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ² 。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間	<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※²。</td><td>4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および B.2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ² 。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間	
条 件	要求される措置	完了時間																										
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																										
	および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ² 。	4時間 その後の8時間に1回																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																										
	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間																										
条 件	要求される措置	完了時間																										
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																										
	および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ² 。	4時間 その後の8時間に1回																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																										
	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間																										
※2：運転中のポンプについては運転状態により確認する。	※2：運転中のポンプについては運転状態により確認する。																											

変更前	変更後	備考																									
（原子炉補機冷却海水系） 第67条 モード1， 2， 3および4において，原子炉補機冷却海水系は，表67－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に，海水ポンプが模擬信号により起動すること，および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直長は，モード1， 2， 3および4において，海水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合，切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3 当直長は，原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表67－2の措置を講じる。	（原子炉補機冷却海水系） 第67条 モード1， 2， 3および4において，原子炉補機冷却海水系は，表67－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，海水ポンプが模擬信号により起動すること，および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直長は，モード1， 2， 3および4において，海水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合，切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3 当直長は，原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表67－2の措置を講じる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）																									
表67－1	表67－1																										
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉補機冷却海水系※¹</td><td>2系統が動作可能であること</td></tr></table> ※1：3号炉の原子炉補機冷却海水系が動作不能時は，第84条（表84－7）の運転上の制限も確認する。	項 目		運転上の制限	原子炉補機冷却海水系※ ¹	2系統が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉補機冷却海水系※¹</td><td>2系統が動作可能であること</td></tr></table> ※1：3号炉の原子炉補機冷却海水系が動作不能時は，第84条（表84－7）の運転上の制限も確認する。	項 目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系※ ¹	2系統が動作可能であること																	
項 目	運転上の制限																										
原子炉補機冷却海水系※ ¹	2系統が動作可能であること																										
項 目	運転上の制限																										
原子炉補機冷却海水系※ ¹	2系統が動作可能であること																										
表67－2	表67－2																										
<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※²。</td><td>4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および B.2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table> ※2：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ² 。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間	<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※²。</td><td>4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および B.2 当直長は，モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table> ※2：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。	条 件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ² 。	4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間
条 件	要求される措置	完了時間																									
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																									
	および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ² 。	4時間 その後の8時間に1回																									
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																									
	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間																									
条 件	要求される措置	完了時間																									
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																									
	および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ² 。	4時間 その後の8時間に1回																									
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。	12時間																									
	および B.2 当直長は，モード5にする。	56時間																									

変更前	変更後	備考
（中央制御室非常用循環系） 第69条 モード1， 2， 3， 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，中央制御室非常用循環系は，表69－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は，<u>定期検査</u>時に，中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表69－2に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (2) 発電課長は，<u>定期検査</u>時に，中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直長は，モード1， 2， 3， 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において， 1ヶ月に1回，中央制御室あたり2台の中央制御室非常用給気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。 3 当直長は，中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表69－3の措置を講じるとともに，安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。	（中央制御室非常用循環系） 第69条 モード1， 2， 3， 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，中央制御室非常用循環系は，表69－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表69－2に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (2) 発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直長は，モード1， 2， 3， 4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において， 1ヶ月に1回，中央制御室あたり2台の中央制御室非常用給気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。 3 当直長は，中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表69－3の措置を講じるとともに，安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
表69－1	表69－1	
※1：3号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は，第84条（表84－17）の運転上の制限も確認する。	※1：3号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は，第84条（表84－17）の運転上の制限も確認する。	
表69－2	表69－2	
表69－3	表69－3	
※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	

変更前	変更後	備考																																			
(安全補機室空気浄化系) 第70条 モード1, 2, 3および4において, 3号炉の安全補機室空気浄化系は, 表70-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は, <u>定期検査</u>時に, 安全補機室排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表70-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。 (2) 発電課長は, <u>定期検査</u>時に, 安全補機室排気ファンが模擬信号により起動すること, および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (3) 発電課長は, <u>定期検査</u>時に, 安全補機室排気ファンを起動させ, 異常な振動, 異音がないこと, および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。 (4) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台の安全補機室排気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。 3 当直長は, 安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表70-3の措置を講じる。	(安全補機室空気浄化系) 第70条 モード1, 2, 3および4において, 3号炉の安全補機室空気浄化系は, 表70-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。 (1) 機械計画第一課長は, <u>定期事業者検査</u>時に, 安全補機室排気フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表70-2に定める値であることを確認し, その結果を発電課長に通知する。 (2) 発電課長は, <u>定期事業者検査</u>時に, 安全補機室排気ファンが模擬信号により起動すること, および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (3) 発電課長は, <u>定期事業者検査</u>時に, 安全補機室排気ファンを起動させ, 異常な振動, 異音がないこと, および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。 (4) 当直長は, モード1, 2, 3および4において, 1ヶ月に1回, 2台の安全補機室排気ファンについて, ファンを起動し, 動作可能であることを確認する。 3 当直長は, 安全補機室空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表70-3の措置を講じる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更)																																			
表70-1	表70-1																																				
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>安全補機室空気浄化系</td><td>2系統が動作可能であること</td></tr></table>	項 目		運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>安全補機室空気浄化系</td><td>2系統が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること																											
項 目	運転上の制限																																				
安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること																																				
項 目	運転上の制限																																				
安全補機室空気浄化系	2系統が動作可能であること																																				
表70-2	表70-2																																				
<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">よう素除去効率(総合除去効率)</th></tr><tr><th>2号炉</th><th>3号炉</th></tr><tr><td>安全補機室排気フィルタ</td><td>—</td><td>95%以上</td></tr></table>	項 目	よう素除去効率(総合除去効率)		2号炉	3号炉	安全補機室排気フィルタ	—	95%以上	<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">よう素除去効率(総合除去効率)</th></tr><tr><th>2号炉</th><th>3号炉</th></tr><tr><td>安全補機室排気フィルタ</td><td>—</td><td>95%以上</td></tr></table>	項 目	よう素除去効率(総合除去効率)		2号炉	3号炉	安全補機室排気フィルタ	—	95%以上																				
項 目		よう素除去効率(総合除去効率)																																			
	2号炉	3号炉																																			
安全補機室排気フィルタ	—	95%以上																																			
項 目	よう素除去効率(総合除去効率)																																				
	2号炉	3号炉																																			
安全補機室排気フィルタ	—	95%以上																																			
表70-3	表70-3																																				
<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</td><td>4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合</td><td>B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>72時間</td></tr><tr><td>および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</td><td>24時間 その後の1日に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C.1 当直長は, モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および C.2 当直長は, モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回	B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間	および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	24時間 その後の1日に1回	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間	および C.2 当直長は, モード5にする。	56時間	<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。</td><td>4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合</td><td>B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>72時間</td></tr><tr><td>および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。</td><td>24時間 その後の1日に1回</td></tr><tr><td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C.1 当直長は, モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および C.2 当直長は, モード5にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回	B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間	および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	24時間 その後の1日に1回	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間	および C.2 当直長は, モード5にする。	56時間
条 件	要求される措置	完了時間																																			
A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																			
	および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回																																			
B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間																																			
	および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	24時間 その後の1日に1回																																			
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																			
	および C.2 当直長は, モード5にする。	56時間																																			
条 件	要求される措置	完了時間																																			
A. 安全補機室空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																			
	および A.2 当直長は, 残りの系統のファンを起動し, 動作可能であることを確認する。	4時間 その後の8時間に1回																																			
B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間																																			
	および B.2 当直長は, 安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	24時間 その後の1日に1回																																			
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は, モード3にする。	12時間																																			
	および C.2 当直長は, モード5にする。	56時間																																			

変更前	変更後	備考																							
（燃料取扱建屋空気浄化系） 第71条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、 3号炉の燃料取扱建屋空気浄化系は、表71－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電課長は、<u>定期検査</u>時に、アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (2) 当直長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、 1ヶ月に1回、 2台のアニュラス排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 3 当直長は、燃料取扱建屋空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71－2の措置を講じるとともに、安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。	（燃料取扱建屋空気浄化系） 第71条 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、 3号炉の燃料取扱建屋空気浄化系は、表71－1で定める事項を運転上の制限とする。 2 燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 (2) 当直長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、 1ヶ月に1回、 2台のアニュラス排気ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 3 当直長は、燃料取扱建屋空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表71－2の措置を講じるとともに、安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は、同表の措置を講じる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）																							
表71－1	表71－1																								
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>燃料取扱建屋空気浄化系</td><td>2系統が動作可能であること※¹</td></tr></table>	項 目		運転上の制限	燃料取扱建屋空気浄化系	2系統が動作可能であること※ ¹	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>燃料取扱建屋空気浄化系</td><td>2系統が動作可能であること※¹</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	燃料取扱建屋空気浄化系	2系統が動作可能であること※ ¹															
項 目	運転上の制限																								
燃料取扱建屋空気浄化系	2系統が動作可能であること※ ¹																								
項 目	運転上の制限																								
燃料取扱建屋空気浄化系	2系統が動作可能であること※ ¹																								
※1：照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合、運転上の制限を適用しない。なお、所定期間については、安全技術課長があらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。	※1：照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合、運転上の制限を適用しない。なお、所定期間については、安全技術課長があらかじめ定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。																								
表71－2	表71－2																								
<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td><td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※²。</td><td>速やかに 8時間に1回 速やかに</td></tr><tr><td>C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合</td><td>C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。</td><td>速やかに</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※ ² 。	速やかに 8時間に1回 速やかに	C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに	<table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td><td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td></tr><tr><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※²。</td><td>速やかに 8時間に1回 速やかに</td></tr><tr><td>C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合</td><td>C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。</td><td>速やかに</td></tr></table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※ ² 。	速やかに 8時間に1回 速やかに	C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに
条 件	要求される措置	完了時間																							
A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																							
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※ ² 。	速やかに 8時間に1回 速やかに																							
C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに																							
条 件	要求される措置	完了時間																							
A. 燃料取扱建屋空気浄化系1系統が動作不能である場合	A.1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																							
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 当直長は、残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は、残りの系統のファンについて、運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※ ² 。	速やかに 8時間に1回 速やかに																							
C. 燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに																							
※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。（以下、本条において同じ。）	※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。（以下、本条において同じ。）																								

変更前	変更後	備考																
（ディーゼル発電機　ーモード1， 2， 3および4ー） 第73条　モード1， 2， 3および4において，非常用ディーゼル発電機は，表73－1で定める事項を運転上の制限とする。 2　非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 （1）　発電課長は，<u>定期検査</u>時に，次の事項を確認する。 （a）　模擬信号により非常用ディーゼル発電機が起動し，10秒以内に非常用ディーゼル発電機の電圧が確立すること （b）　非常用ディーゼル発電機に電源を求める機器が，母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること （c）　（b）における所定負荷のもとにおいて，非常用ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数60±3Hzで運転可能であること （2）　当直長は，モード1， 2， 3および4において，1ヶ月に1回，2基の非常用ディーゼル発電機について，待機状態から起動し，無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzで運転可能であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。 （3）　当直長は，モード1， 2， 3および4において，1ヶ月に1回，燃料油サービスタンク貯油量を確認する。 3　当直長は，非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表73－3の措置を講じる。	（ディーゼル発電機　ーモード1， 2， 3および4ー） 第73条　モード1， 2， 3および4において，非常用ディーゼル発電機は，表73－1で定める事項を運転上の制限とする。 2　非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 （1）　発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，次の事項を確認する。 （a）　模擬信号により非常用ディーゼル発電機が起動し，10秒以内に非常用ディーゼル発電機の電圧が確立すること （b）　非常用ディーゼル発電機に電源を求める機器が，母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること （c）　（b）における所定負荷のもとにおいて，非常用ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数60±3Hzで運転可能であること （2）　当直長は，モード1， 2， 3および4において，1ヶ月に1回，2基の非常用ディーゼル発電機について，待機状態から起動し，無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzで運転可能であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。 （3）　当直長は，モード1， 2， 3および4において，1ヶ月に1回，燃料油サービスタンク貯油量を確認する。 3　当直長は，非常用ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表73－3の措置を講じる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）																
表73－1	表73－1																	
<table><tr><th>項　目</th><th>運 転 上 の 制 限</th></tr><tr><td>非常用ディーゼル発電機※¹</td><td>(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること※² (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73－2に定める制限値内にあること※³</td></tr></table>	項　目		運 転 上 の 制 限	非常用ディーゼル発電機※ ¹	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること※ ² (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73－2に定める制限値内にあること※ ³	<table><tr><th>項　目</th><th>運 転 上 の 制 限</th></tr><tr><td>非常用ディーゼル発電機※¹</td><td>(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること※² (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73－2に定める制限値内にあること※³</td></tr></table>	項　目	運 転 上 の 制 限	非常用ディーゼル発電機※ ¹	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること※ ² (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73－2に定める制限値内にあること※ ³								
項　目	運 転 上 の 制 限																	
非常用ディーゼル発電機※ ¹	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること※ ² (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73－2に定める制限値内にあること※ ³																	
項　目	運 転 上 の 制 限																	
非常用ディーゼル発電機※ ¹	(1)非常用ディーゼル発電機2基が動作可能であること※ ² (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73－2に定める制限値内にあること※ ³																	
※1：3号炉の非常用ディーゼル発電機は，重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。 ※3：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。	※1：3号炉の非常用ディーゼル発電機は，重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。 ※3：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。																	
表73－2	表73－2																	
<table><tr><th rowspan="2">項　目</th><th colspan="2">制　限　値</th></tr><tr><th>2号炉</th><th>3号炉</th></tr><tr><td>燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）</td><td>825L以上</td><td>1,375L以上</td></tr></table>	項　目	制　限　値		2号炉	3号炉	燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）	825L以上	1,375L以上	<table><tr><th rowspan="2">項　目</th><th colspan="2">制　限　値</th></tr><tr><th>2号炉</th><th>3号炉</th></tr><tr><td>燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）</td><td>825L以上</td><td>1,375L以上</td></tr></table>	項　目	制　限　値		2号炉	3号炉	燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）	825L以上	1,375L以上	
項　目		制　限　値																
	2号炉	3号炉																
燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）	825L以上	1,375L以上																
項　目	制　限　値																	
	2号炉	3号炉																
燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）	825L以上	1,375L以上																

変更前			変更後			備考
表73－3			表73－3			本頁変更なし
条 件	要求される措置	完了時間	条 件	要求される措置	完了時間	
A. 非常用ディーゼル発電機1基が動作不能※ ⁴ である場合	A.1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの非常用ディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回	A. 非常用ディーゼル発電機1基が動作不能※ ⁴ である場合	A.1 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は、残りの非常用ディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、残りの非常用ディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、残りの非常用ディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直長は、当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日	
C. 非常用ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	C.1 当直長は、動作不能となっている非常用ディーゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。	12時間	C. 非常用ディーゼル発電機1基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	C.1 当直長は、動作不能となっている非常用ディーゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。	12時間	
D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は、モード3にする。 および D.2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間	
※4：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。（以下、本条において同じ。）			※4：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。（以下、本条において同じ。）			

変更前	変更後	備考																															
（非常用直流電源　－モード１，２，３および４－） 第76条　モード１，２，３および４において，非常用直流電源（蓄電池※¹および充電器）は，表76－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 （１）　発電課長は，<u>定期検査</u>時に，非常用直流電源の健全性を確認する。 （２）　当直長は，モード１，２，３および４において，１週間に１回，浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V以上であることを確認する。 ３　当直長は，非常用直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表76－２の措置を講じる。 ※１：３号炉においては，蓄電池（非常用）をいう（以下，本条において同じ）。	（非常用直流電源　－モード１，２，３および４－） 第76条　モード１，２，３および４において，非常用直流電源（蓄電池※¹および充電器）は，表76－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 （１）　発電課長は，<u>定期事業者検査</u>時に，非常用直流電源の健全性を確認する。 （２）　当直長は，モード１，２，３および４において，１週間に１回，浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V以上であることを確認する。 ３　当直長は，非常用直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表76－２の措置を講じる。 ※１：３号炉においては，蓄電池（非常用）をいう（以下，本条において同じ）。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）																															
表76－１	表76－１																																
<table><tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>非常用直流電源</td><td>２系統（蓄電池※²および充電器※³）が動作可能であること</td></tr></table> ※２：３号炉の蓄電池が動作不能時は，第84条（表84－15）の運転上の制限も確認する。 ※３：充電器とは，充電器または後備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能とみなす。（以下，本条において同じ。）	項　　目		運転上の制限	非常用直流電源	２系統（蓄電池※ ² および充電器※ ³ ）が動作可能であること	<table><tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>非常用直流電源</td><td>２系統（蓄電池※²および充電器※³）が動作可能であること</td></tr></table> ※２：３号炉の蓄電池が動作不能時は，第84条（表84－15）の運転上の制限も確認する。 ※３：充電器とは，充電器または後備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能とみなす。（以下，本条において同じ。）	項　　目	運転上の制限	非常用直流電源	２系統（蓄電池※ ² および充電器※ ³ ）が動作可能であること																							
項　　目	運転上の制限																																
非常用直流電源	２系統（蓄電池※ ² および充電器※ ³ ）が動作可能であること																																
項　　目	運転上の制限																																
非常用直流電源	２系統（蓄電池※ ² および充電器※ ³ ）が動作可能であること																																
表76－２	表76－２																																
<table><tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 非常用直流電源１系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td><td>A. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A. 2 当直長は，残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>B. 非常用直流電源１系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合</td><td>B. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td><td>２時間</td></tr><tr><td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C. 1 当直長は，モード３にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および C. 2 当直長は，モード５にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	条　　件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流電源１系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A. 2 当直長は，残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	速やかに	B. 非常用直流電源１系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	２時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード３にする。	12時間	および C. 2 当直長は，モード５にする。	56時間	<table><tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 非常用直流電源１系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td><td>A. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>および A. 2 当直長は，残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>B. 非常用直流電源１系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合</td><td>B. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td><td>２時間</td></tr><tr><td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C. 1 当直長は，モード３にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および C. 2 当直長は，モード５にする。</td><td>56時間</td></tr></table>	条　　件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流電源１系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	10日	および A. 2 当直長は，残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	速やかに	B. 非常用直流電源１系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	２時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード３にする。	12時間	および C. 2 当直長は，モード５にする。	56時間
条　　件	要求される措置	完了時間																															
A. 非常用直流電源１系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	10日																															
	および A. 2 当直長は，残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	速やかに																															
B. 非常用直流電源１系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	２時間																															
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード３にする。	12時間																															
	および C. 2 当直長は，モード５にする。	56時間																															
条　　件	要求される措置	完了時間																															
A. 非常用直流電源１系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	10日																															
	および A. 2 当直長は，残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	速やかに																															
B. 非常用直流電源１系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B. 1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	２時間																															
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード３にする。	12時間																															
	および C. 2 当直長は，モード５にする。	56時間																															

変更前	変更後	備考
（重大事故等対処設備（３号炉）） 第84条　３号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表84－１で定める事項を運転上の制限とする。 (1)　緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2)　１次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備 (3)　炉心注水をするための設備 (4)　１次冷却系統の減圧をするための設備 (5)　原子炉格納容器スプレイをするための設備 (6)　原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7)　２次冷却系からの除熱（注水）をするための設備 (8)　２次冷却系からの除熱（蒸気放出）をするための設備 (9)　水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10)　水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11)　使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12)　発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13)　重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 (14)　電源設備 (15)　計装設備 (16)　中央制御室 (17)　監視測定設備 (18)　緊急時対策所 (19)　通信連絡を行うために必要な設備 (20)　中型ポンプ車 (21)　その他の設備 ２　重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)　各課長は、表84－２から表84－22に定める確認事項を実施する。また、各課長（発電課長および当直長を除く。）は、その結果を発電課長または当直長に通知する。 ３　各課長は、重大事故等対処設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表84－２から表84－22の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。	（重大事故等対処設備（３号炉）） 第84条　３号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表84－１で定める事項を運転上の制限とする。 (1)　緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2)　１次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備 (3)　炉心注水をするための設備 (4)　１次冷却系統の減圧をするための設備 (5)　原子炉格納容器スプレイをするための設備 (6)　原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7)　２次冷却系からの除熱（注水）をするための設備 (8)　２次冷却系からの除熱（蒸気放出）をするための設備 (9)　水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10)　水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11)　使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12)　発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13)　重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備 (14)　電源設備 (15)　計装設備 (16)　中央制御室 (17)　監視測定設備 (18)　緊急時対策所 (19)　通信連絡を行うために必要な設備 (20)　中型ポンプ車 (21)　その他の設備 ２　重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)　各課長は、表84－２から表84－22に定める確認事項を実施する。また、各課長（発電課長および当直長を除く。）は、その結果を発電課長または当直長に通知する。 ３　各課長は、重大事故等対処設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表84－２から表84－22の措置を講じるとともに、必要に応じ、関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。	本頁変更なし

変更前		変更後		備考
表84－1		表84－1		本頁変更なし
項 目	運転上の制限	項 目	運転上の制限	
第1項で定める 重大事故等対処設備	(1)表84－2，表84－12※ ¹ ，表84－16，表84－18および表84－20に定める機能，系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2)表84－3から表84－15※ ² ，表84－17，表84－19，表84－21および表84－22については，各表内に定める※ ³	第1項で定める 重大事故等対処設備	(1)表84－2，表84－12※ ¹ ，表84－16，表84－18および表84－20に定める機能，系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること (2)表84－3から表84－15※ ² ，表84－17，表84－19，表84－21および表84－22については，各表内に定める※ ³	
※1：84－12－3が該当 ※2：表84－3から表84－15のうち，表84－12については84－12－1，84－12－2が該当 ※3：可搬型設備の系統には，資機材等を含む		※1：84－12－3が該当 ※2：表84－3から表84－15のうち，表84－12については84－12－1，84－12－2が該当 ※3：可搬型設備の系統には，資機材等を含む		

変更前

表84－2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

84－2－1 原子炉出力抑制（自動）※1

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン
	3号炉			条 件
1. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）				
a. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）論理回路	－	モード1および2	1系統	A. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）が動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合
b. 蒸気発生器水位低	計器スパンの7％以上	モード1および2	3※5	A. 1 チャンネルが動作不能である場合
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合

ネル・系統数を満足できない場合の措置※2		確認事項		
要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A. 2 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日	機能 <u>検査を実施する。</u>	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
A. 1 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A. 2 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日	設定値確認および機能 <u>検査を実施する。</u> 動作不能でないことを指示値により確認する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長
	B. 1 当直長は、モード3にする。			

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：電動補助給水ポンプ，タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気隔離弁をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。

※5：多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）に使用するチャンネルに限る。

変更後

備考

表84－2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

84－2－1 原子炉出力抑制（自動）※1

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ン	ネル・系統数を満足できない場合の措置※2	確認事項			
	3号炉			条 件		要求される措置	完了時間	項 目	頻 度
1. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）									
a. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）論理回路	－	モード1および2	1系統	A. 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）が動作不能である場合	A. 1 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A. 2 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			
b. 蒸気発生器水位低	計器スパンの7%以上	モード1および2	3※5	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A. 2 計装計画課長は、当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	6時間 30日	設定値確認および機能の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：電動補助給水ポンプ，タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気隔離弁をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。

※5：多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）に使用するチャンネルに限る。

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LCO を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

変更前		変更後		備考																																								
表 84－3　１次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備		表 84－3　１次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備		原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）																																								
84－3－1　１次冷却系統のフィードアンドブリード		84－3－1　１次冷却系統のフィードアンドブリード																																										
（１）運転上の制限		（１）運転上の制限																																										
<table><tr><th>項　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>１次冷却系統のフィードアンドブ リードによる炉心冷却系※¹</td><td>(1) 高圧注入系の２系統が動作可能であること※² (2) 加圧器逃がし弁２台による１次冷却系統の減圧系が動作可能 であること</td></tr></table>	項　目	運転上の制限	１次冷却系統のフィードアンドブ リードによる炉心冷却系※ ¹		(1) 高圧注入系の２系統が動作可能であること※ ² (2) 加圧器逃がし弁２台による１次冷却系統の減圧系が動作可能 であること																																							
項　目	運転上の制限																																											
１次冷却系統のフィードアンドブ リードによる炉心冷却系※ ¹	(1) 高圧注入系の２系統が動作可能であること※ ² (2) 加圧器逃がし弁２台による１次冷却系統の減圧系が動作可能 であること																																											
<table><tr><th>適用モード</th><th>設　　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="3">モード１，２，３および４（蒸気 発生器が熱除去のために使用され ている場合）</td><td>高圧注入ポンプ</td><td>２台</td></tr><tr><td>加圧器逃がし弁</td><td>２台</td></tr><tr><td>燃料取替用水タンク</td><td>※３</td></tr></table>	適用モード	設　　備	所要数		モード１，２，３および４（蒸気 発生器が熱除去のために使用され ている場合）	高圧注入ポンプ	２台	加圧器逃がし弁	２台	燃料取替用水タンク	※３																																	
適用モード	設　　備	所要数																																										
モード１，２，３および４（蒸気 発生器が熱除去のために使用され ている場合）	高圧注入ポンプ	２台																																										
	加圧器逃がし弁	２台																																										
	燃料取替用水タンク	※３																																										
※１：高圧注入系および加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系をいう。 ※２：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。 ※３：「84－14－2　燃料取替用水タンク」において運転上の制限等を定める。		※１：高圧注入系および加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系をいう。 ※２：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。 ※３：「84－14－2　燃料取替用水タンク」において運転上の制限等を定める。																																										
（２）確認事項		（２）確認事項																																										
<table><tr><th>項　目</th><th>確認事項</th><th>頻　度</th><th>担　当</th></tr><tr><td rowspan="4">高圧注入ポンプ</td><td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、 漏えいがないこと、およびテストラインにお ける揚程が950m以上、容量が280m³/h以上で あることを確認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>施錠等により固定されていない高圧注入系 の流路中の弁が正しい位置にあることを確 認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>モード１，２および３において、２台のポン プを起動し、動作可能であることを確認す る。また、確認する際に操作した弁につい ては、正しい位置に復旧していることを確認 する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用 されている場合）において、２台のポンプが 手動起動可能であることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>加圧器逃がし弁</td><td>加圧器逃がし弁が全開および全閉すること を確認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>計装計画課長</td></tr></table>	項　目	確認事項	頻　度	担　当	高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、 漏えいがないこと、およびテストラインにお ける揚程が950m以上、容量が280m ³ /h以上で あることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	施錠等により固定されていない高圧注入系 の流路中の弁が正しい位置にあることを確 認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	モード１，２および３において、２台のポン プを起動し、動作可能であることを確認す る。また、確認する際に操作した弁につい ては、正しい位置に復旧していることを確認 する。	１ヶ月に１回	当直長	モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用 されている場合）において、２台のポンプが 手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開および全閉すること を確認する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長	<table><tr><th>項　目</th><th>確認事項</th><th>頻　度</th><th>担　当</th></tr><tr><td rowspan="4">高圧注入ポンプ</td><td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、 漏えいがないこと、およびテストラインにお ける揚程が950m以上、容量が280m³/h以上で あることを確認する。</td><td><u>定期事業者 検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>施錠等により固定されていない高圧注入系 の流路中の弁が正しい位置にあることを確 認する。</td><td><u>定期事業者 検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>モード１，２および３において、２台のポン プを起動し、動作可能であることを確認す る。また、確認する際に操作した弁につい ては、正しい位置に復旧していることを確認 する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用 されている場合）において、２台のポンプが 手動起動可能であることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>加圧器逃がし弁</td><td>加圧器逃がし弁が全開および全閉すること を確認する。</td><td><u>定期事業者 検査時</u></td><td>計装計画課長</td></tr></table>		項　目	確認事項	頻　度	担　当	高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、 漏えいがないこと、およびテストラインにお ける揚程が950m以上、容量が280m ³ /h以上で あることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	施錠等により固定されていない高圧注入系 の流路中の弁が正しい位置にあることを確 認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	モード１，２および３において、２台のポン プを起動し、動作可能であることを確認す る。また、確認する際に操作した弁につい ては、正しい位置に復旧していることを確認 する。	１ヶ月に１回	当直長	モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用 されている場合）において、２台のポンプが 手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開および全閉すること を確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
項　目	確認事項	頻　度	担　当																																									
高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、 漏えいがないこと、およびテストラインにお ける揚程が950m以上、容量が280m ³ /h以上で あることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長																																									
	施錠等により固定されていない高圧注入系 の流路中の弁が正しい位置にあることを確 認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長																																									
	モード１，２および３において、２台のポン プを起動し、動作可能であることを確認す る。また、確認する際に操作した弁につい ては、正しい位置に復旧していることを確認 する。	１ヶ月に１回	当直長																																									
	モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用 されている場合）において、２台のポンプが 手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																									
加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開および全閉すること を確認する。	<u>定期検査時</u>	計装計画課長																																									
項　目	確認事項	頻　度	担　当																																									
高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、 漏えいがないこと、およびテストラインにお ける揚程が950m以上、容量が280m ³ /h以上で あることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長																																									
	施錠等により固定されていない高圧注入系 の流路中の弁が正しい位置にあることを確 認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長																																									
	モード１，２および３において、２台のポン プを起動し、動作可能であることを確認す る。また、確認する際に操作した弁につい ては、正しい位置に復旧していることを確認 する。	１ヶ月に１回	当直長																																									
	モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用 されている場合）において、２台のポンプが 手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																									
加圧器逃がし弁	加圧器逃がし弁が全開および全閉すること を確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長																																									

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，および 3	A. 高圧注入系1系統 が動作不能である 場合	A.1 当直長は，1台の電動補助給水ポンプを起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	表51-3 A.2の初回確 認完了後4 時間 10日	モード1， 2，および 3	A. 高圧注入系1系統 が動作不能である 場合	A.1 当直長は，1台の電動補助給水ポンプを起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	表51-3 A.2の初回確 認完了後4 時間 10日	
	B. 加圧器逃がし弁1 台が動作不能であ る場合	B.1 当直長は，1台の電動補助給水ポンプを起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直長は，当該設備を動作可能な状態に復旧す る。	表44-3 B.1の措置確 認完了後4 時間 72時間		B. 加圧器逃がし弁1 台が動作不能であ る場合	B.1 当直長は，1台の電動補助給水ポンプを起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直長は，当該設備を動作可能な状態に復旧す る。	表44-3 B.1の措置確 認完了後4 時間 72時間	
	C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	C.1 当直長は，モード3にする。 および C.2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間		C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	C.1 当直長は，モード3にする。 および C.2 当直長は，モード4にする。	12時間 36時間	
モード4 (蒸気発 生器が熱 除去のた めに使用 されてい る場合)	A. 高圧注入系1系統 が動作不能である 場合	A.1 当直長は，1台の電動補助給水ポンプを起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	4時間 10日	モード4 (蒸気発 生器が熱 除去のた めに使用 されてい る場合)	A. 高圧注入系1系統 が動作不能である 場合	A.1 当直長は，1台の電動補助給水ポンプを起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	4時間 10日	
	B. 加圧器逃がし弁1 台が動作不能であ る場合	B.1 当直長は，1台の電動補助給水ポンプを起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直長は，当該設備を動作可能な状態に復旧す る	4時間 72時間		B. 加圧器逃がし弁1 台が動作不能であ る場合	B.1 当直長は，1台の電動補助給水ポンプを起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直長は，当該設備を動作可能な状態に復旧す る	4時間 72時間	
	C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	C.1 当直長は，モード5にする。	20時間		C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	C.1 当直長は，モード5にする。	20時間	
※4：残りの電動補助給水ポンプ1台，タービン動補助給水ポンプ1台および主蒸気逃がし弁3個をい い，至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5：残りの電動補助給水ポンプ1台および主蒸気逃がし弁3個をいい，至近の記録等により動作可能 であることを確認する。				※4：残りの電動補助給水ポンプ1台，タービン動補助給水ポンプ1台および主蒸気逃がし弁3個をい い，至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5：残りの電動補助給水ポンプ1台および主蒸気逃がし弁3個をいい，至近の記録等により動作可能 であることを確認する。				

変更前		変更後		備考																																
表84－４　炉心注水をするための設備		表84－４　炉心注水をするための設備		原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）																																
84－４－１　炉心注水および再循環運転		84－４－１　炉心注水および再循環運転																																		
（１）運転上の制限		（１）運転上の制限																																		
<table><tr><th>項　　目</th><th>運　　転　　上　　の　　制　　限</th></tr><tr><td>非常用炉心冷却系</td><td>(1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること※¹ (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること※¹</td></tr></table>	項　　目	運　　転　　上　　の　　制　　限	非常用炉心冷却系		(1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること※ ¹ (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること※ ¹																															
項　　目	運　　転　　上　　の　　制　　限																																			
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系および高圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること※ ¹ (2) 低圧注入系および低圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること※ ¹																																			
<table><tr><th>適用モード</th><th>設　　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="5">モード１，２，３，４，５および６</td><td>高圧注入ポンプ</td><td>１台</td></tr><tr><td>余熱除去ポンプ</td><td>１台</td></tr><tr><td>燃料取替用水タンク</td><td>※２</td></tr><tr><td>格納容器再循環サンプ</td><td>１基</td></tr><tr><td>格納容器再循環サンプスクリー ン</td><td>１基</td></tr></table>	適用モード	設　　備	所要数		モード１，２，３，４，５および６	高圧注入ポンプ	１台	余熱除去ポンプ	１台	燃料取替用水タンク	※２	格納容器再循環サンプ	１基	格納容器再循環サンプスクリー ン	１基																					
適用モード	設　　備	所要数																																		
モード１，２，３，４，５および６	高圧注入ポンプ	１台																																		
	余熱除去ポンプ	１台																																		
	燃料取替用水タンク	※２																																		
	格納容器再循環サンプ	１基																																		
	格納容器再循環サンプスクリー ン	１基																																		
※１：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※２：「84－14－２　燃料取替用水タンク」において運転上の制限等を定める。		※１：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※２：「84－14－２　燃料取替用水タンク」において運転上の制限等を定める。																																		
（２）確認事項		（２）確認事項																																		
<table><tr><th>項　　目</th><th>確　　認　　事　　項</th><th>頻　　度</th><th>担　　当</th></tr><tr><td rowspan="4">高圧注入ポンプ</td><td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m³/h以上であることを確認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>施錠等により固定されていない高圧注入系および高圧再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>モード１，２および３において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>モード４，５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr></table>	項　　目	確　　認　　事　　項	頻　　度	担　　当	高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	施錠等により固定されていない高圧注入系および高圧再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	モード１，２および３において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	モード４，５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	<table><tr><th>項　　目</th><th>確　　認　　事　　項</th><th>頻　　度</th><th>担　　当</th></tr><tr><td rowspan="4">高圧注入ポンプ</td><td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m³/h以上であることを確認する。</td><td><u>定期事業者 検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>施錠等により固定されていない高圧注入系および高圧再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td><td><u>定期事業者 検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>モード１，２および３において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>モード４，５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr></table>		項　　目	確　　認　　事　　項	頻　　度	担　　当	高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	施錠等により固定されていない高圧注入系および高圧再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	モード１，２および３において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	モード４，５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長
項　　目	確　　認　　事　　項	頻　　度	担　　当																																	
高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長																																	
	施錠等により固定されていない高圧注入系および高圧再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長																																	
	モード１，２および３において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																	
	モード４，５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																	
項　　目	確　　認　　事　　項	頻　　度	担　　当																																	
高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が950m以上、容量が280m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長																																	
	施錠等により固定されていない高圧注入系および高圧再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長																																	
	モード１，２および３において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																	
	モード４，５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																	

変更前				変更後				備考
(2) 確認事項 つづき				2) 確認事項 つづき				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）
項 目	確認事項	頻 度	担 当	項 目	確認事項	頻 度	担 当	
余熱除去ポンプ	ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，およびテストラインにおける揚程が82. 4m以上，容量が681m³/h以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	余熱除去ポンプ	ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，およびテストラインにおける揚程が82. 4m以上，容量が681m³/h以上であることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	
	施錠等により固定されていない低圧注入系および低圧再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長		施錠等により固定されていない低圧注入系および低圧再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	
	モード1，2および3において，1台以上のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※³。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		モード1，2および3において，1台以上のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※³。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	
	モード4，5および6において，1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		モード4，5および6において，1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	
格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプ スクリーン	格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	<u>定期検査時</u>	機械計画第一課長	格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプ スクリーン	格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	機械計画第一課長	
※3：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。				※3：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。				

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 高圧注入系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 高圧再循環系のす べての系統が動作 不能である場合 または 低圧注入系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 低圧再循環系のす べての系統が動作 不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。 および	速やかに	モード1， 2，3およ び4	A. 高圧注入系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 高圧再循環系のす べての系統が動作 不能である場合 または 低圧注入系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 低圧再循環系のす べての系統が動作 不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。 および	速やかに	
		A.2 当直長は，モード3にする。 および	12時間			A.2 当直長は，モード3にする。 および	12時間	
		A.3 当直長は，モード5にする。	56時間			A.3 当直長は，モード5にする。	56時間	
モード5 および6	A. 高圧注入系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 高圧再循環系のす べての系統が動作 不能である場合 または 低圧注入系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 低圧再循環系のす べての系統が動作 不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。 および	速やかに	モード5 および6	A. 高圧注入系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 高圧再循環系のす べての系統が動作 不能である場合 または 低圧注入系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 低圧再循環系のす べての系統が動作 不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。 および	速やかに	
		A.2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および	速やかに			A.2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および	速やかに	
		A.3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水※ ⁴ ）ま たはモード6（キャビティ低水位※ ⁵ ）の場合， 1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			A.3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水※ ⁴ ）ま たはモード6（キャビティ低水位※ ⁵ ）の場合， 1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
※4：1次冷却系非満水とは，1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで，およびモード5となっ てから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下，本条において同じ）。				※4：1次冷却系非満水とは，1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで，およびモード5となっ てから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下，本条において同じ）。				
※5：キャビティ低水位とは，原子炉キャビティ水位がEL 31.7m未満である場合をいう（以下，本条に おいて同じ）。				※5：キャビティ低水位とは，原子炉キャビティ水位がEL 31.7m未満である場合をいう（以下，本条に おいて同じ）。				

変更前		変更後		備考																																	
84－4－2 代替炉心注水 ー充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水ー		84－4－2 代替炉心注水 ー充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水ー		原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）																																	
（１）運転上の制限		（１）運転上の制限																																			
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>代替炉心注水系</td><td>充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系が動作可能であること※¹</td></tr></table>		項 目	運転上の制限		代替炉心注水系	充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系が動作可能であること※ ¹	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>代替炉心注水系</td><td>充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系が動作可能であること※¹</td></tr></table>		項 目	運転上の制限	代替炉心注水系	充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系が動作可能であること※ ¹																									
項 目	運転上の制限																																				
代替炉心注水系	充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系が動作可能であること※ ¹																																				
項 目	運転上の制限																																				
代替炉心注水系	充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系が動作可能であること※ ¹																																				
<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td>モード１， ２， ３， ４， ５および 6</td><td>充てんポンプ（B，自己冷却式） 燃料取替用水タンク</td><td>１台 ※²</td></tr></table>		適用モード	設 備		所要数	モード１， ２， ３， ４， ５および 6	充てんポンプ（B，自己冷却式） 燃料取替用水タンク	１台 ※ ²	<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td>モード１， ２， ３， ４， ５および 6</td><td>充てんポンプ（B，自己冷却式） 燃料取替用水タンク</td><td>１台 ※²</td></tr></table>		適用モード	設 備	所要数	モード１， ２， ３， ４， ５および 6	充てんポンプ（B，自己冷却式） 燃料取替用水タンク	１台 ※ ²																					
適用モード	設 備	所要数																																			
モード１， ２， ３， ４， ５および 6	充てんポンプ（B，自己冷却式） 燃料取替用水タンク	１台 ※ ²																																			
適用モード	設 備	所要数																																			
モード１， ２， ３， ４， ５および 6	充てんポンプ（B，自己冷却式） 燃料取替用水タンク	１台 ※ ²																																			
※ ¹ ：動作可能とは，ポンプが手動起動（系統構成含む）できること，または運転中であることをいう。		※ ¹ ：動作可能とは，ポンプが手動起動（系統構成含む）できること，または運転中であることをいう。																																			
※ ² ：「84－14－2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限等を定める。		※ ² ：「84－14－2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限等を定める。																																			
（２）確認事項		（２）確認事項																																			
<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="4">充てんポンプ（B）</td><td>ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および試験系統における揚程が1,720m以上,容量が45.4m³/h以上であることを確認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>施錠等により固定されていない充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>モード１，２および３において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※³。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>モード４，５および６において，ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	充てんポンプ（B）	ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および試験系統における揚程が1,720m以上,容量が45.4m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	施錠等により固定されていない充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	モード１，２および３において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ³ 。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	モード４，５および６において，ポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="4">充てんポンプ（B）</td><td>ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および試験系統における揚程が1,720m以上,容量が45.4m³/h以上であることを確認する。</td><td><u>定期事業者検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>施錠等により固定されていない充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td><td><u>定期事業者検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>モード１，２および３において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※³。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>モード４，５および６において，ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	充てんポンプ（B）	ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および試験系統における揚程が1,720m以上,容量が45.4m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	発電課長	施錠等により固定されていない充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	発電課長	モード１，２および３において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ³ 。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	モード４，５および６において，ポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																		
充てんポンプ（B）	ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および試験系統における揚程が1,720m以上,容量が45.4m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長																																		
	施錠等により固定されていない充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長																																		
	モード１，２および３において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ³ 。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																		
	モード４，５および６において，ポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																		
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																		
充てんポンプ（B）	ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および試験系統における揚程が1,720m以上,容量が45.4m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	発電課長																																		
	施錠等により固定されていない充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	発電課長																																		
	モード１，２および３において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ³ 。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																		
	モード４，５および６において，ポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																		
※ ³ ：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。		※ ³ ：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。																																			

変更前				変更後				備考				
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし				
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間					
モード1， 2，3およ び4	A. 充てんポンプ（B， 自己冷却式）による 代替炉心注水系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する※ ⁴ とともに，その 他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 および	4 時間	モード1， 2，3およ び4	A. 充てんポンプ（B， 自己冷却式）による 代替炉心注水系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する※ ⁴ とともに，その 他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 および	4 時間					
		A. 2 機械計画第二課長は，当該系統と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁶ が動作可能である ことを確認する※ ⁷ 。	72時間			A. 2 機械計画第二課長は，当該系統と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁶ が動作可能である ことを確認する※ ⁷ 。	72時間					
		および				および						
	A. 3 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	A. 3 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。		30日							
	B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および	12時間		B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および	12時間					
		B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間			B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間					
	モード5 および6	A. 充てんポンプ（B， 自己冷却式）による 代替炉心注水系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する 措置を開始する。 および		速やかに	モード5 および6	A. 充てんポンプ（B， 自己冷却式）による 代替炉心注水系が 動作不能である場 合		A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する 措置を開始する。 および	速やかに		
A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および			速やかに	A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および	速やかに							
A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）または モード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。 および			速やかに	A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）または モード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。 および	速やかに							
A. 4 機械計画第二課長は，当該系統と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁶ が動作可能である ことを確認する※ ⁸ 。			速やかに	A. 4 機械計画第二課長は，当該系統と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁶ が動作可能である ことを確認する※ ⁸ 。	速やかに							
※4：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。				※4：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。								
※5：残りの余熱除去ポンプ1台，高圧注入ポンプ2台，ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却 水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。				※5：残りの余熱除去ポンプ1台，高圧注入ポンプ2台，ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却 水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。								
※6：中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系をいう。				※6：中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系をいう。								
※7：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。また，「動作可能である こと」とは，当該重大事故等対処設備について，当該系統に要求される準備時間を満足させる ために，ディスタンスピースの取替および当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設 置し，接続口付近までホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。				※7：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。また，「動作可能である こと」とは，当該重大事故等対処設備について，当該系統に要求される準備時間を満足させる ために，ディスタンスピースの取替および当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設 置し，接続口付近までホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。								
※8：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※8：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。								

変更前				変更後				備考
84-4-3 代替炉心注水 - 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水 -				84-4-3 代替炉心注水 - 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水 -				本頁変更なし
(1) 運転上の制限				(1) 運転上の制限				
項 目		運転上の制限		項 目		運転上の制限		
代替炉心注水系		中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統 ^{※1} が動作可能であること		代替炉心注水系		中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系2系統 ^{※1} が動作可能であること		
適用モード		設 備	所要数	適用モード		設 備	所要数	
モード1, 2, 3, 4, 5および6		中型ポンプ車	※2	モード1, 2, 3, 4, 5および6		中型ポンプ車	※2	
		加圧ポンプ車	1台×2			加圧ポンプ車	1台×2	
		軽油タンク	※3			軽油タンク	※3	
		ミニローリー	※3			ミニローリー	※3	
※1: 1系統とは、中型ポンプ車1台および加圧ポンプ車1台をいう。 ※2: 「84-21-1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。 ※3: 「84-15-6 重油タンク、軽油タンク、ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				※1: 1系統とは、中型ポンプ車1台および加圧ポンプ車1台をいう。 ※2: 「84-21-1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。 ※3: 「84-15-6 重油タンク、軽油タンク、ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項 目	確認事項	頻 度	担 当	項 目	確認事項	頻 度	担 当	
中型ポンプ車および加圧ポンプ車	中型ポンプ車および加圧ポンプ車を起動し、加圧ポンプ車の運転状態に異常がないこと、および試験系統における揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	機械計画第二課長	中型ポンプ車および加圧ポンプ車	中型ポンプ車および加圧ポンプ車を起動し、加圧ポンプ車の運転状態に異常がないこと、および試験系統における揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	機械計画第二課長	
	モード1, 2, 3, 4, 5および6において、2台以上の加圧ポンプ車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第二課長		モード1, 2, 3, 4, 5および6において、2台以上の加圧ポンプ車を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第二課長	

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 中型ポンプ車およ び加圧ポンプ車に よる代替炉心注水 系のうち，動作可能 な系統が2系統未 満である場合	A.1 当直長は，1台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに，その他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 および	4時間	モード1， 2，3およ び4	A. 中型ポンプ車およ び加圧ポンプ車に よる代替炉心注水 系のうち，動作可能 な系統が2系統未 満である場合	A.1 当直長は，1台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに，その他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 および	4時間	
		A.2 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する※ ⁷ 。	10日			A.2 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する※ ⁷ 。	10日	
		A.3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日			A.3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	
	B. 中型ポンプ車およ び加圧ポンプ車に よる代替炉心注水 系のすべての系統 が動作不能である 場合	B.1 当直長は，1台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに，その他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 および	4時間		B. 中型ポンプ車およ び加圧ポンプ車に よる代替炉心注水 系のすべての系統 が動作不能である 場合	B.1 当直長は，1台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに，その他の設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する。 および	4時間	
		B.2 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する※ ⁷ 。	72時間			B.2 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁶ が動作可能であることを確認する※ ⁷ 。	72時間	
		B.3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日			B.3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	
C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	C.1 当直長は，モード3にする。 および	12時間	C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	C.1 当直長は，モード3にする。 および	12時間			
	C.2 当直長は，モード5にする。	56時間		C.2 当直長は，モード5にする。	56時間			
※4：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。				※4：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。				
※5：残りの余熱除去ポンプ1台，高圧注入ポンプ2台，ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。				※5：残りの余熱除去ポンプ1台，高圧注入ポンプ2台，ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。				
※6：充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系をいう。				※6：充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系をいう。				
※7：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※7：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置 つづき				(3) 要求される措置 つづき				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 機械計画第一課長または機械計画第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	モード5 および6	A. 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A.1 機械計画第一課長または機械計画第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および A.2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに			および A.2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	
		および A.3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A.3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		および A.4 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁸ が動作可能であることを確認する※ ⁹ 。	速やかに			および A.4 当直長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁸ が動作可能であることを確認する※ ⁹ 。	速やかに	
※8：充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				※8：充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前				変更後				備考
84－4－4 代替再循環運転 ー格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環運転ー				84－4－4 代替再循環運転 ー格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環運転ー				原子力規制における 検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
（１）運転上の制限				（１）運転上の制限				
項 目		運転上の制限		項 目		運転上の制限		
代替再循環系		格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること ※ ¹		代替再循環系		格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること ※ ¹		
適用モード		設 備	所要数	適用モード		設 備	所要数	
モード１，２，３，４，５および ６		格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）	１台	モード１，２，３，４，５および ６		格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）	１台	
		格納容器再循環サンプ※ ²	１基			格納容器再循環サンプ※ ²	１基	
		格納容器再循環サンプスクリー ン※ ²	１基			格納容器再循環サンプスクリー ン※ ²	１基	
※１：動作可能とは，ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。				※１：動作可能とは，ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。				
※２：格納容器再循環サンプおよび格納容器再循環サンプスクリーンはB系統のみをいう。				※２：格納容器再循環サンプおよび格納容器再循環サンプスクリーンはB系統のみをいう。				
（２）確認事項				（２）確認事項				
項 目	確認事項	頻 度	担 当	項 目	確認事項	頻 度	担 当	
格納容器スプレイポン プ（B）	ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，およびテストラインにおける揚程が170m以上，容量が940m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	格納容器スプレイポン プ（B）	ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，およびテストラインにおける揚程が170m以上，容量が940m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	
	施錠等により固定されていない格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長		施錠等により固定されていない格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	
	モード１，２，３および４において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長		モード１，２，３および４において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	
	モード５および６において，ポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長		モード５および６において，ポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	
格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプ スクリーン※ ²	格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	<u>定期検査時</u>	機械計画第一課長	格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプ スクリーン※ ²	格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	機械計画第一課長	

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 格納容器スプレイ ポンプ（B，代替再 循環配管使用）によ る代替再循環系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する ※ ³ とともに，残り の余熱除去ポンプ 1 台が動作可能であることを 確認する ※ ⁴ 。	表57－4 A. 2の初回確 認完了後 4 時間	モード1， 2，3およ び4	A. 格納容器スプレイ ポンプ（B，代替再 循環配管使用）によ る代替再循環系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する ※ ³ とともに，残り の余熱除去ポンプ 1 台が動作可能であることを 確認する ※ ⁴ 。	表57－4 A. 2の初回確 認完了後 4 時間	
		および A. 2 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備 ※ ⁵ が動作可能であることを確認 する ※ ⁴ 。	72時間			および A. 2 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備 ※ ⁵ が動作可能であることを確認 する ※ ⁴ 。	72時間	
		および A. 3 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	10日			および A. 3 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	10日	
	B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間		B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	
および B. 2 当直長は，モード5にする。		56時間	および B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間				
モード5 および6	A. 格納容器スプレイ ポンプ（B，代替再 循環配管使用）によ る代替再循環系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	モード5 および6	A. 格納容器スプレイ ポンプ（B，代替再 循環配管使用）によ る代替再循環系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	
		および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに			および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに	
		および A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 4 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備 ※ ⁵ が動作可能であることを確認 する ※ ⁴ 。	速やかに			および A. 4 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備 ※ ⁵ が動作可能であることを確認 する ※ ⁴ 。	速やかに	
※3：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。				※3：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。				
※4：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※4：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				
※5：高圧注入ポンプによる高圧再循環および格納容器スプレイポンプによるスプレイ再循環をいう。				※5：高圧注入ポンプによる高圧再循環および格納容器スプレイポンプによるスプレイ再循環をいう。				

変更前				変更後				備考	
84－4－5 代替再循環運転 ー格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁による代替再循環運転ー				84－4－5 代替再循環運転 ー格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁による代替再循環運転ー				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）	
（1）運転上の制限				（1）運転上の制限					
項 目		運転上の制限		項 目		運転上の制限			
代替再循環系		格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁が開弁できること		代替再循環系		格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁が開弁できること			
適用モード		設 備	所要数	適用モード		設 備	所要数		
モード1， 2， 3， 4， 5および 6		格納容器再循環サンプ	※1	モード1， 2， 3， 4， 5および 6		格納容器再循環サンプ	※1		
		格納容器再循環サンプスクリー ン	※1			格納容器再循環サンプスクリー ン	※1		
		格納容器再循環サンプB隔離弁 バイパス弁	1個			格納容器再循環サンプB隔離弁 バイパス弁	1個		
※1：「84－4－4 代替再循環運転 ー格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による 代替再循環運転ー」において運転上の制限等を定める。				※1：「84－4－4 代替再循環運転 ー格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による 代替再循環運転ー」において運転上の制限等を定める。					
（2）確認事項				（2）確認事項					
項 目	確認事項		頻 度	担 当	項 目	確認事項		頻 度	担 当
格納容器再循環サンプ B隔離弁バイパス弁	格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁 が開弁できることを確認する。		<u>定期検査時</u>	機械計画第一 課長	格納容器再循環サンプ B隔離弁バイパス弁	格納容器再循環サンプB隔離弁バイパス弁 が開弁できることを確認する。		<u>定期事業者 検査時</u>	機械計画第一 課長

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 格納容器再循環サ ンプB隔離弁パイ パス弁が動作不能 である場合	A. 1 当直長は，1 個の格納容器再循環サンプ隔離弁 を開弁し，動作可能であることを確認するとと もに，残りの格納容器再循環サンプ隔離弁 1 個 が動作可能であることを確認する※ ² 。 および	4 時間	モード1， 2，3およ び4	A. 格納容器再循環サ ンプB隔離弁パイ パス弁が動作不能 である場合	A. 1 当直長は，1 個の格納容器再循環サンプ隔離弁 を開弁し，動作可能であることを確認するとと もに，残りの格納容器再循環サンプ隔離弁 1 個 が動作可能であることを確認する※ ² 。 および	4 時間	
		A. 2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	72時間			A. 2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	72時間	
	B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	
モード5 および6	A. 格納容器再循環サ ンプB隔離弁パイ パス弁が動作不能 である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。 および	速やかに	モード5 および6	A. 格納容器再循環サ ンプB隔離弁パイ パス弁が動作不能 である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。 および	速やかに	
		A. 2 当直長は，1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および	速やかに			A. 2 当直長は，1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および	速やかに	
		A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
※2：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※2：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前				変更後				備考
84－4－6 代替再循環運転 ー高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環および格納容器再循環ユニットによる格納容器内冷却ー				84－4－6 代替再循環運転 ー高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環および格納容器再循環ユニットによる格納容器内冷却ー				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）
（１） 運転上の制限				（２） 運転上の制限				
項 目		運転上の制限		項 目		運転上の制限		
代替再循環系		高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること ※ ¹		代替再循環系		高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること ※ ¹		
適用モード		設 備	所要数	適用モード		設 備	所要数	
モード1， 2， 3， 4， 5および 6		高圧注入ポンプ（B，海水冷却）	1 台	モード1， 2， 3， 4， 5および 6		高圧注入ポンプ（B，海水冷却）	1 台	
		格納容器再循環サンプ	※ 2			格納容器再循環サンプ	※ 2	
		格納容器再循環サンプスクリーン	※ 2			格納容器再循環サンプスクリーン	※ 2	
		中型ポンプ車	※ 3			中型ポンプ車	※ 3	
		軽油タンク	※ 4			軽油タンク	※ 4	
		ミニローリー	※ 4			ミニローリー	※ 4	
		格納容器再循環ユニット（Aおよび B）	※ 5			格納容器再循環ユニット（Aおよび B）	※ 5	
		可搬型温度計測装置（格納容器再循 環ユニット入口／出口用）	※ 6			可搬型温度計測装置（格納容器再循 環ユニット入口／出口用）	※ 6	
※ 1：動作可能とは，ポンプが手動起動（系統構成含む）できること，または運転中であることをいう。				※ 1：動作可能とは，ポンプが手動起動（系統構成含む）できること，または運転中であることをいう。				
※ 2：「84－4－4 代替再循環運転 ー格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環運転ー」において運転上の制限等を定める。				※ 2：「84－4－4 代替再循環運転 ー格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環運転ー」において運転上の制限等を定める。				
※ 3：「84－21－1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。				※ 3：「84－21－1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。				
※ 4：「84－15－6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				※ 4：「84－15－6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				
※ 5：「84－7－1 原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限等を定める。				※ 5：「84－7－1 原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限等を定める。				
※ 6：「84－16－1 計測設備」において運転上の制限等を定める。				※ 6：「84－16－1 計測設備」において運転上の制限等を定める。				
（２）確認事項				（２）確認事項				
項 目	確認事項	頻 度	担 当	項 目	確認事項	頻 度	担 当	
高圧注入ポンプ（B）	ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，およびテストラインにおける揚程が950m以上，容量が280m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	高圧注入ポンプ（B）	ポンプを起動し，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，およびテストラインにおける揚程が950m以上，容量が280m ³ /h以上であることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	
	施錠等により固定されていない高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長		施錠等により固定されていない高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	
	モード1， 2および3において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長		モード1， 2および3において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。また，確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長	
	モード4， 5および6において，ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長		モード4， 5および6において，ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長	

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 高圧注入ポンプ （B，海水冷却）に よる高圧再循環系 が動作不能である 場合	A. 1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ⁷ が動作可能であることを確認する。 および A. 2 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備※ ⁸ が動作可能であることを確認 する※ ⁹ 。 および A. 3 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	表51－3 A. 2の初回確 認完了後4 時間 72時間 10日	モード1， 2，3およ び4	A. 高圧注入ポンプ （B，海水冷却）に よる高圧再循環系 が動作不能である 場合	A. 1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ⁷ が動作可能であることを確認する。 および A. 2 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備※ ⁸ が動作可能であることを確認 する※ ⁹ 。 および A. 3 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	表51－3 A. 2の初回確 認完了後4 時間 72時間 10日	
	B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成でき ない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成でき ない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	
モード5 および6	A. 高圧注入ポンプ （B，海水冷却）に よる高圧再循環系 が動作不能である 場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する 措置を開始する。	速やかに	モード5 および6	A. 高圧注入ポンプ （B，海水冷却）に よる高圧再循環系 が動作不能である 場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する 措置を開始する。	速やかに	
		A. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに			A. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに	
		A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		A. 4 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備※ ⁸ が動作可能であることを確認 する※ ⁹ 。	速やかに			A. 4 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備※ ⁸ が動作可能であることを確認 する※ ⁹ 。	速やかに	
※7：残りのディーゼル発電機1基および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。				※7：残りのディーゼル発電機1基および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。				
※8：充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系および中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。				※8：充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系および中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。				
※9：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※9：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前	変更後	備考																																																																														
表84－５　　１次冷却系統の減圧をするための設備 84－５－１　　加圧器逃がし弁による減圧 （１）運転上の制限 <table><tr><th>項　　目</th><th>運 転 上 の 制 限</th></tr><tr><td>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用） および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系</td><td>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作可能であること</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設　　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="2">モード１，　２および３</td><td>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）</td><td>２個※^１</td></tr><tr><td>加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池</td><td>１個</td></tr></table> ※１：Ａ系統１個，Ｂ系統１個 （２）確認事項 <table><tr><th>項　　目</th><th>確認事項</th><th>頻　　度</th><th>担　　当</th></tr><tr><td>窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)</td><td>モード１，２および３において，ポンベ１次側圧力により使用可能であることを確認する。</td><td>３ヶ月に１回</td><td>計装計画課長</td></tr><tr><td>加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池</td><td>モード１，２および３において，蓄電池端子電圧により使用可能であることを確認する。</td><td>３ヶ月に１回</td><td>計装計画課長</td></tr></table> （３）要求される措置 <table><tr><th>適用モード</th><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="4">モード１， ２および ３</td><td rowspan="3">A. 窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)または加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作不能である場合</td><td>A. １ 当直長は，　１基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備 ※^２が動作可能であることを確認する。 および</td><td>４時間</td></tr><tr><td>A. ２ 計装計画課長は，代替措置 ※^３を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および</td><td>72時間</td></tr><tr><td>A. ３ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. １ 当直長は，モード３にする。 および B. ２ 当直長は，モード４にする。</td><td>12時間 36時間</td></tr></table> ※２：残りのディーゼル発電機１基および非常用直流電源２系統をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※３：代替品の補充等	項　　目	運 転 上 の 制 限	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用） および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作可能であること	適用モード	設　　備	所要数	モード１，　２および３	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）	２個※ ^１	加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池	１個	項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当	窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)	モード１，２および３において，ポンベ１次側圧力により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長	加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池	モード１，２および３において，蓄電池端子電圧により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長	適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間	モード１， ２および ３	A. 窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)または加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作不能である場合	A. １ 当直長は，　１基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備 ※ ^２ が動作可能であることを確認する。 および	４時間	A. ２ 計装計画課長は，代替措置 ※ ^３ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および	72時間	A. ３ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. １ 当直長は，モード３にする。 および B. ２ 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	表84－５　　１次冷却系統の減圧をするための設備 84－５－１　　加圧器逃がし弁による減圧 （１）運転上の制限 <table><tr><th>項　　目</th><th>運 転 上 の 制 限</th></tr><tr><td>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用） および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系</td><td>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作可能であること</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設　　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="2">モード１，　２および３</td><td>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）</td><td>２個※^１</td></tr><tr><td>加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池</td><td>１個</td></tr></table> ※１：Ａ系統１個，Ｂ系統１個 （２）確認事項 <table><tr><th>項　　目</th><th>確認事項</th><th>頻　　度</th><th>担　　当</th></tr><tr><td>窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)</td><td>モード１，２および３において，ポンベ１次側圧力により使用可能であることを確認する。</td><td>３ヶ月に１回</td><td>計装計画課長</td></tr><tr><td>加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池</td><td>モード１，２および３において，蓄電池端子電圧により使用可能であることを確認する。</td><td>３ヶ月に１回</td><td>計装計画課長</td></tr></table> （３）要求される措置 <table><tr><th>適用モード</th><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="4">モード１， ２および ３</td><td rowspan="3">A. 窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)または加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作不能である場合</td><td>A. １ 当直長は，　１基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備 ※^２が動作可能であることを確認する。 および</td><td>４時間</td></tr><tr><td>A. ２ 計装計画課長は，代替措置 ※^３を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および</td><td>72時間</td></tr><tr><td>A. ３ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. １ 当直長は，モード３にする。 および B. ２ 当直長は，モード４にする。</td><td>12時間 36時間</td></tr></table> ※２：残りのディーゼル発電機１基および非常用直流電源２系統をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※３：代替品の補充等	項　　目	運 転 上 の 制 限	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用） および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作可能であること	適用モード	設　　備	所要数	モード１，　２および３	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）	２個※ ^１	加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池	１個	項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当	窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)	モード１，２および３において，ポンベ１次側圧力により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長	加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池	モード１，２および３において，蓄電池端子電圧により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長	適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間	モード１， ２および ３	A. 窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)または加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作不能である場合	A. １ 当直長は，　１基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備 ※ ^２ が動作可能であることを確認する。 および	４時間	A. ２ 計装計画課長は，代替措置 ※ ^３ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および	72時間	A. ３ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. １ 当直長は，モード３にする。 および B. ２ 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	本頁変更なし
項　　目	運 転 上 の 制 限																																																																															
窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用） および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作可能であること																																																																															
適用モード	設　　備	所要数																																																																														
モード１，　２および３	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）	２個※ ^１																																																																														
	加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池	１個																																																																														
項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当																																																																													
窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)	モード１，２および３において，ポンベ１次側圧力により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長																																																																													
加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池	モード１，２および３において，蓄電池端子電圧により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長																																																																													
適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間																																																																													
モード１， ２および ３	A. 窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)または加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作不能である場合	A. １ 当直長は，　１基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備 ※ ^２ が動作可能であることを確認する。 および	４時間																																																																													
		A. ２ 計装計画課長は，代替措置 ※ ^３ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および	72時間																																																																													
		A. ３ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																																																													
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. １ 当直長は，モード３にする。 および B. ２ 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間																																																																													
項　　目	運 転 上 の 制 限																																																																															
窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用） および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）および加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作可能であること																																																																															
適用モード	設　　備	所要数																																																																														
モード１，　２および３	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁用）	２個※ ^１																																																																														
	加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池	１個																																																																														
項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当																																																																													
窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)	モード１，２および３において，ポンベ１次側圧力により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長																																																																													
加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池	モード１，２および３において，蓄電池端子電圧により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長																																																																													
適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間																																																																													
モード１， ２および ３	A. 窒素ポンベ(加圧器逃がし弁用)または加圧器逃がし弁用可搬型蓄電池を使用した加圧器逃がし弁による１次冷却系統の減圧系が動作不能である場合	A. １ 当直長は，　１基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備 ※ ^２ が動作可能であることを確認する。 および	４時間																																																																													
		A. ２ 計装計画課長は，代替措置 ※ ^３ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および	72時間																																																																													
		A. ３ 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																																																													
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. １ 当直長は，モード３にする。 および B. ２ 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間																																																																													

変更前		変更後		備考																																
表 84－6 原子炉格納容器スプレイをするための設備		表 84－6 原子炉格納容器スプレイをするための設備		原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）																																
84－6－1 原子炉格納容器スプレイおよびスプレイ再循環		84－6－1 原子炉格納容器スプレイおよびスプレイ再循環																																		
（１）運転上の制限		（１）運転上の制限																																		
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器スプレイ系およびスプレイ再循環系</td><td>原子炉格納容器スプレイ系※^１およびスプレイ再循環系の１系統以上が動作可能であること※^２</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系およびスプレイ再循環系		原子炉格納容器スプレイ系※ ^１ およびスプレイ再循環系の１系統以上が動作可能であること※ ^２																															
項 目	運転上の制限																																			
原子炉格納容器スプレイ系およびスプレイ再循環系	原子炉格納容器スプレイ系※ ^１ およびスプレイ再循環系の１系統以上が動作可能であること※ ^２																																			
<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="4">モード１，２，３，４，５および６</td><td>格納容器スプレイポンプ</td><td>１台</td></tr><tr><td>燃料取替用水タンク</td><td>※３</td></tr><tr><td>格納容器再循環サンプ</td><td>※４</td></tr><tr><td>格納容器再循環サンプスクリー ン</td><td>※４</td></tr></table>	適用モード	設 備	所要数		モード１，２，３，４，５および６	格納容器スプレイポンプ	１台	燃料取替用水タンク	※３	格納容器再循環サンプ	※４	格納容器再循環サンプスクリー ン	※４																							
適用モード	設 備	所要数																																		
モード１，２，３，４，５および６	格納容器スプレイポンプ	１台																																		
	燃料取替用水タンク	※３																																		
	格納容器再循環サンプ	※４																																		
	格納容器再循環サンプスクリー ン	※４																																		
※１：よう素除去薬品タンクを除く。 ※２：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。 ※３：「84－14－２ 燃料取替用水タンク」において運転上の制限等を定める。 ※４：「84－４－１ 炉心注水および再循環運転」において運転上の制限等を定める。		※１：よう素除去薬品タンクを除く。 ※２：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。 ※３：「84－14－２ 燃料取替用水タンク」において運転上の制限等を定める。 ※４：「84－４－１ 炉心注水および再循環運転」において運転上の制限等を定める。																																		
（２）確認事項		（２）確認事項																																		
<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="4">格納容器スプレイポン プ</td><td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m³/h 以上であることを確認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系およびスプレイ再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>モード１，２，３および４において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>モード５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr></table>	項 目	確認事項	頻 度	担 当	格納容器スプレイポン プ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m³/h 以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系およびスプレイ再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	モード１，２，３および４において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	モード５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="4">格納容器スプレイポン プ</td><td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m³/h 以上であることを確認する。</td><td><u>定期事業者 検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系およびスプレイ再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td><td><u>定期事業者 検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>モード１，２，３および４において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>モード５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td><td>１ヶ月に１回</td><td>当直長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	格納容器スプレイポン プ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m³/h 以上であることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系およびスプレイ再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	モード１，２，３および４において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	モード５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																	
格納容器スプレイポン プ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m³/h 以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長																																	
	施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系およびスプレイ再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長																																	
	モード１，２，３および４において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																	
	モード５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																	
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																	
格納容器スプレイポン プ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が170m以上、容量が940m³/h 以上であることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長																																	
	施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系およびスプレイ再循環系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長																																	
	モード１，２，３および４において、１台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																	
	モード５および６において、１台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長																																	

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 原子炉格納容器ス プレイ系のすべて の系統が動作不能 である場合 または スプレイ再循環系 のすべての系統が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	モード1， 2，3およ び4	A. 原子炉格納容器ス プレイ系のすべて の系統が動作不能 である場合 または スプレイ再循環系 のすべての系統が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	
		および A. 2 当直長は，モード3にする。	12時間			および A. 2 当直長は，モード3にする。	12時間	
		および A. 3 当直長は，モード5にする。	56時間			および A. 3 当直長は，モード5にする。	56時間	
モード5 および6	A. 原子炉格納容器ス プレイ系のすべて の系統が動作不能 である場合 または スプレイ再循環系 のすべての系統が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	モード5 および6	A. 原子炉格納容器ス プレイ系のすべて の系統が動作不能 である場合 または スプレイ再循環系 のすべての系統が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	
		および A. 2 当直長は， 1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに			および A. 2 当直長は， 1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに	
		および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 4 機械計画第二課長は，当該系統と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁵ が動作可能である ことを確認する※ ⁶ 。	速やかに			および A. 4 機械計画第二課長は，当該系統と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁵ が動作可能である ことを確認する※ ⁶ 。	速やかに	
※5：中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※5：中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前				変更後				備考
84-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ				84-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）
(1) 運転上の制限				(1) 運転上の制限				
項 目		運転上の制限		項 目		運転上の制限		
代替原子炉格納容器スプレイ系		代替格納容器スプレイポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること		代替原子炉格納容器スプレイ系		代替格納容器スプレイポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること		
適用モード		設 備	所要数	適用モード		設 備	所要数	
モード1, 2, 3, 4, 5および6		代替格納容器スプレイポンプ	1台	モード1, 2, 3, 4, 5および6		代替格納容器スプレイポンプ	1台	
		燃料取替用水タンク	※1			燃料取替用水タンク	※1	
		補助給水タンク	※2			補助給水タンク	※2	
※1：「84-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限等を定める。 ※2：「84-14-3 補助給水タンク」において運転上の制限等を定める。				※1：「84-14-2 燃料取替用水タンク」において運転上の制限等を定める。 ※2：「84-14-3 補助給水タンク」において運転上の制限等を定める。				
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項 目	確認事項	頻 度	担 当	項 目	確認事項	頻 度	担 当	
代替格納容器スプレイポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電課長	代替格納容器スプレイポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期事業者検査時	発電課長	
	施錠等により固定されていない代替原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電課長		施錠等により固定されていない代替原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者検査時	発電課長	
	モード1, 2, 3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		モード1, 2, 3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	
	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 代替格納容器スプレ イポンプによる 代替原子炉格納容 器スプレイ系が動 作不能である場合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する ※ ³ とともに，その 他の設備 ※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 および A. 2 機械計画第二課長は，当該系統と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備 ※ ⁵ が動作可能であるこ とを確認する ※ ⁶ 。 および A. 3 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	4 時間 72時間 30日	モード1， 2，3およ び4	A. 代替格納容器スプレ イポンプによる 代替原子炉格納容 器スプレイ系が動 作不能である場合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する ※ ³ とともに，その 他の設備 ※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 および A. 2 機械計画第二課長は，当該系統と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備 ※ ⁵ が動作可能であるこ とを確認する ※ ⁶ 。 および A. 3 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	4 時間 72時間 30日	
	B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成でき ない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成でき ない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	
モード5 および6	A. 代替格納容器スプレ イポンプによる 代替原子炉格納容 器スプレイ系が動 作不能である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。 および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに 速やかに	モード5 および6	A. 代替格納容器スプレ イポンプによる 代替原子炉格納容 器スプレイ系が動 作不能である場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。 および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに 速やかに	
		A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		A. 4 機械計画第二課長は，当該系統と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁵ が動作可能であるこ とを確認する※ ⁷ 。	速やかに			A. 4 機械計画第二課長は，当該系統と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁵ が動作可能であるこ とを確認する※ ⁷ 。	速やかに	
※3：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。 ※4：残りの余熱除去ポンプ1台，格納容器スプレイポンプ2台，ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5：中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。また，「動作可能であること」とは，当該重大事故等対処設備について，当該系統に要求される準備時間を満足させるために，ディスタンスピースの取替および当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し，接続口付近までホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。 ※7：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※3：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。 ※4：残りの余熱除去ポンプ1台，格納容器スプレイポンプ2台，ディーゼル発電機2基および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5：中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。また，「動作可能であること」とは，当該重大事故等対処設備について，当該系統に要求される準備時間を満足させるために，ディスタンスピースの取替および当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し，接続口付近までホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。 ※7：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前	変更後	備考																																												
表 84－7 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 84－7－1 原子炉格納容器内自然対流冷却 (1) 運転上の制限 <table><tr><th>項 目</th><th colspan="2">運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器内自然対流冷却系</td><td colspan="2">原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="6">モード1，2，3，4，5および6</td><td>格納容器再循環ユニット（AおよびB）※2</td><td>2基</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ</td><td>2台</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却水サージタンク</td><td>1基</td></tr><tr><td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）</td><td>2個</td></tr><tr><td>海水ポンプ</td><td>2台</td></tr><tr><td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口／出口用）</td><td>※3</td></tr></table> ※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：ダクト開放機構を含む。（以下、本条において同じ。） ※3：「84－16－1 計測設備」において運転上の制限等を定める。	項 目	運転上の制限		原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1		適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5および6	格納容器再循環ユニット（AおよびB）※2	2基	原子炉補機冷却水ポンプ	2台	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	2個	海水ポンプ	2台	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口／出口用）	※3	表 84－7 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 84－7－1 原子炉格納容器内自然対流冷却 (1) 運転上の制限 <table><tr><th>項 目</th><th colspan="2">運転上の制限</th></tr><tr><td>原子炉格納容器内自然対流冷却系</td><td colspan="2">原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="6">モード1，2，3，4，5および6</td><td>格納容器再循環ユニット（AおよびB）※2</td><td>2基</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却水ポンプ</td><td>2台</td></tr><tr><td>原子炉補機冷却水サージタンク</td><td>1基</td></tr><tr><td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）</td><td>2個</td></tr><tr><td>海水ポンプ</td><td>2台</td></tr><tr><td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口／出口用）</td><td>※3</td></tr></table> ※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：ダクト開放機構を含む。（以下、本条において同じ。） ※3：「84－16－1 計測設備」において運転上の制限等を定める。	項 目	運転上の制限		原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1		適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5および6	格納容器再循環ユニット（AおよびB）※2	2基	原子炉補機冷却水ポンプ	2台	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	2個	海水ポンプ	2台	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口／出口用）	※3	本頁変更なし
項 目	運転上の制限																																													
原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1																																													
適用モード	設 備	所要数																																												
モード1，2，3，4，5および6	格納容器再循環ユニット（AおよびB）※2	2基																																												
	原子炉補機冷却水ポンプ	2台																																												
	原子炉補機冷却水サージタンク	1基																																												
	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	2個																																												
	海水ポンプ	2台																																												
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口／出口用）	※3																																												
項 目	運転上の制限																																													
原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1																																													
適用モード	設 備	所要数																																												
モード1，2，3，4，5および6	格納容器再循環ユニット（AおよびB）※2	2基																																												
	原子炉補機冷却水ポンプ	2台																																												
	原子炉補機冷却水サージタンク	1基																																												
	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク用）	2個																																												
	海水ポンプ	2台																																												
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口／出口用）	※3																																												

変更前				変更後				備考	
(2) 確認事項				(2) 確認事項				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更） 以下、本頁において 同じ	
項 目	確認事項	頻 度	担 当	項 目	確認事項	頻 度	担 当		
格納容器再循環ユニッ ト（AおよびB）	外観点検により動作可能であることを確認 する。	<u>定期検査時</u>	機械計画第一 課長	格納容器再循環ユニッ ト（AおよびB）	外観点検により動作可能であることを確認 する。	<u>定期事業者 検査時</u>	機械計画第一 課長		
原子炉補機冷却水ポン プ	施錠等により固定されていない原子炉補機 冷却水系の流路中の弁が正しい位置にある ことを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	原子炉補機冷却水ポン プ	施錠等により固定されていない原子炉補機 冷却水系の流路中の弁が正しい位置にある ことを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長		
	モード1，2，3，4，5および6において ，ポンプの切替を行った場合は，切替の際に 操作した弁が正しい位置にあることを確認 する。	切替時	当直長		モード1，2，3，4，5および6において ，ポンプの切替を行った場合は，切替の際に 操作した弁が正しい位置にあることを確認 する。	切替時	当直長		
原子炉補機冷却水サー ジタンク	モード1，2，3，4，5および6において ，外観点検により動作可能であることを確認 する。	1ヶ月に1回	当直長	原子炉補機冷却水サー ジタンク	モード1，2，3，4，5および6において ，外観点検により動作可能であることを確認 する。	1ヶ月に1回	当直長		
窒素ポンベ（原子炉補機 冷却水サージタンク用）	モード1，2，3，4，5および6において ，ポンベ1次側圧力により使用可能であるこ とを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一 課長	窒素ポンベ（原子炉補機 冷却水サージタンク用）	モード1，2，3，4，5および6において ，ポンベ1次側圧力により使用可能であるこ とを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一 課長		
海水ポンプ	施錠等により固定されていない原子炉補機 冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあ ることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	海水ポンプ	施錠等により固定されていない原子炉補機 冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあ ることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長		
	モード1，2，3，4，5および6において ，ポンプの切替を行った場合は，切替の際に 操作した弁が正しい位置にあることを確認 する。	切替時	当直長		モード1，2，3，4，5および6において ，ポンプの切替を行った場合は，切替の際に 操作した弁が正しい位置にあることを確認 する。	切替時	当直長		

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 原子炉格納容器内 自然対流冷却系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は， 1 台の格納容器スプレイポンプを起 動し，動作可能であることを確認するとともに， 残りの格納容器スプレイポンプ1 台が動作可能 であることを確認する ※ ⁴ 。	4 時間	モード1， 2，3およ び4	A. 原子炉格納容器内 自然対流冷却系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は， 1 台の格納容器スプレイポンプを起 動し，動作可能であることを確認するとともに， 残りの格納容器スプレイポンプ1 台が動作可能 であることを確認する ※ ⁴ 。	4 時間	
		および A. 2 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備 ※ ⁵ が動作可能であることを確認 する ※ ⁴ 。	72時間			および A. 2 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備 ※ ⁵ が動作可能であることを確認 する ※ ⁴ 。	72時間	
		および A. 3 当直長または機械計画第一課長は，当該系統を 動作可能な状態に復旧する。	30日			および A. 3 当直長または機械計画第一課長は，当該系統を 動作可能な状態に復旧する。	30日	
	B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間		B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	
		および B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間			および B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間	
モード5 および6	A. 原子炉格納容器内 自然対流冷却系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長または機械計画第一課長は，当該系統を 動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	モード5 および6	A. 原子炉格納容器内 自然対流冷却系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長または機械計画第一課長は，当該系統を 動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに			および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに	
		および A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 4 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備※ ⁵ が動作可能であることを確認 する※ ⁴ 。	速やかに			および A. 4 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備※ ⁵ が動作可能であることを確認 する※ ⁴ 。	速やかに	
※4：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※4：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				
※5：代替格納容器スプレイポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。				※5：代替格納容器スプレイポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。				

変更前	変更後	備考																												
84－7－2 中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却	84－7－2 中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却	本頁変更なし																												
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																													
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系</td><td>中型ポンプ車による海水供給系 2 系統が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	中型ポンプ車による海水供給系 2 系統が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系</td><td>中型ポンプ車による海水供給系 2 系統が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	中型ポンプ車による海水供給系 2 系統が動作可能であること																					
項 目	運転上の制限																													
中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	中型ポンプ車による海水供給系 2 系統が動作可能であること																													
項 目	運転上の制限																													
中型ポンプ車による原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	中型ポンプ車による海水供給系 2 系統が動作可能であること																													
<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="5">モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6</td><td>中型ポンプ車</td><td>※ 1</td></tr><tr><td>格納容器再循環ユニット (A および B)</td><td>※ 2</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※ 3</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※ 3</td></tr><tr><td>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口／出口用)</td><td>※ 4</td></tr></table>	適用モード	設 備	所要数	モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	中型ポンプ車	※ 1	格納容器再循環ユニット (A および B)	※ 2	軽油タンク	※ 3	ミニローリー	※ 3	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口／出口用)	※ 4	<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="5">モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6</td><td>中型ポンプ車</td><td>※ 1</td></tr><tr><td>格納容器再循環ユニット (A および B)</td><td>※ 2</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※ 3</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※ 3</td></tr><tr><td>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口／出口用)</td><td>※ 4</td></tr></table>	適用モード	設 備	所要数	モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	中型ポンプ車	※ 1	格納容器再循環ユニット (A および B)	※ 2	軽油タンク	※ 3	ミニローリー	※ 3	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口／出口用)	※ 4	
適用モード	設 備	所要数																												
モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	中型ポンプ車	※ 1																												
	格納容器再循環ユニット (A および B)	※ 2																												
	軽油タンク	※ 3																												
	ミニローリー	※ 3																												
	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口／出口用)	※ 4																												
適用モード	設 備	所要数																												
モード 1, 2, 3, 4, 5 および 6	中型ポンプ車	※ 1																												
	格納容器再循環ユニット (A および B)	※ 2																												
	軽油タンク	※ 3																												
	ミニローリー	※ 3																												
	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口／出口用)	※ 4																												
※ 1 : 「84－21－1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。 ※ 2 : 「84－7－1 原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限等を定める。 ※ 3 : 「84－15－6 重油タンク, 軽油タンク, ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※ 4 : 「84－16－1 計測設備」において運転上の制限等を定める。	※ 1 : 「84－21－1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。 ※ 2 : 「84－7－1 原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限等を定める。 ※ 3 : 「84－15－6 重油タンク, 軽油タンク, ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 ※ 4 : 「84－16－1 計測設備」において運転上の制限等を定める。																													

変更前				変更後				備考
(2) 要求される措置				(2) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード 1， 2， 3および 4	A. 中型ポンプ車による海水供給系のうち，動作可能な系統が2系統未満である場合	A. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備 ※ ⁵ が動作可能であることを確認する。	4 時間	モード 1， 2， 3および 4	A. 中型ポンプ車による海水供給系のうち，動作可能な系統が2系統未満である場合	A. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備 ※ ⁵ が動作可能であることを確認する。	4 時間	
		および A. 2 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，代替措置 ※ ⁶ を検討し， 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10 日			および A. 2 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，代替措置 ※ ⁶ を検討し， 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10 日	
		および A. 3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30 日			および A. 3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30 日	
	B. 中型ポンプ車による海水供給系のすべての系統が動作不能である場合	B. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備 ※ ⁵ が動作可能であることを確認する。	4 時間		B. 中型ポンプ車による海水供給系のすべての系統が動作不能である場合	B. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備 ※ ⁵ が動作可能であることを確認する。	4 時間	
		および B. 2 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，代替措置 ※ ⁶ を検討し， 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72 時間			および B. 2 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，代替措置 ※ ⁶ を検討し， 原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72 時間	
		および B. 3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10 日			および B. 3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10 日	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は， モード3にする。	12 時間		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は， モード3にする。	12 時間	
		および C. 2 当直長は， モード5にする。	56 時間			および C. 2 当直長は， モード5にする。	56 時間	
	※5：残りのディーゼル発電機1基，海水ポンプ4台および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。				※5：残りのディーゼル発電機1基，海水ポンプ4台および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。			
※6：代替品の補充等				※6：代替品の補充等				

変更前				変更後				備考
(2) 要求される措置 つづき				(2) 要求される措置 つづき				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. 中型ポンプ車による海水供給系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A. 1 機械計画第一課長または機械計画第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	モード5 および6	A. 中型ポンプ車による海水供給系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合	A. 1 機械計画第一課長または機械計画第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	
		A. 2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	速やかに			A. 2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	速やかに	
		A. 3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および	速やかに			A. 3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および	速やかに	
		A. 4 機械計画第一課長または機械計画第二課長は、代替措置 ※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			A. 4 機械計画第一課長または機械計画第二課長は、代替措置 ※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
※ 7：代替品の補充等				※ 7：代替品の補充等				

変更前	変更後	備考																													
表 84－8　2次冷却系からの除熱（注水）をするための設備	表 84－8　2次冷却系からの除熱（注水）をするための設備	本頁変更なし																													
84－8－1　2次冷却系からの除熱（注水）	84－8－1　2次冷却系からの除熱（注水）																														
（1）運転上の制限	（1）運転上の制限																														
<table><tr><th>項　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>補助給水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系</td><td>(1)モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）において、補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統※¹が動作可能であること※² または (2)モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること※²※³※⁴</td></tr></table>	項　目	運転上の制限	補助給水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1)モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）において、補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統※ ¹ が動作可能であること※ ² または (2)モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること※ ² ※ ³ ※ ⁴	<table><tr><th>項　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>補助給水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系</td><td>(1)モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）において、補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統※¹が動作可能であること※² または (2)モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること※²※³※⁴</td></tr></table>	項　目	運転上の制限	補助給水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1)モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）において、補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統※ ¹ が動作可能であること※ ² または (2)モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること※ ² ※ ³ ※ ⁴																						
項　目	運転上の制限																														
補助給水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1)モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）において、補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統※ ¹ が動作可能であること※ ² または (2)モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること※ ² ※ ³ ※ ⁴																														
項　目	運転上の制限																														
補助給水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1)モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）において、補助給水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統※ ¹ が動作可能であること※ ² または (2)モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること※ ² ※ ³ ※ ⁴																														
<table><tr><th>適用モード</th><th>設　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="3">モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）</td><td>電動補助給水ポンプ</td><td>2台</td></tr><tr><td>補助給水タンク</td><td>※5</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※6</td></tr><tr><td rowspan="2">モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）※³</td><td>タービン動補助給水ポンプ</td><td>1台</td></tr><tr><td>タービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁</td><td>1個</td></tr></table>	適用モード	設　備	所要数	モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）	電動補助給水ポンプ	2台	補助給水タンク	※5	空冷式非常用発電装置	※6	モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）※ ³	タービン動補助給水ポンプ	1台	タービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁	1個	<table><tr><th>適用モード</th><th>設　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="3">モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）</td><td>電動補助給水ポンプ</td><td>2台</td></tr><tr><td>補助給水タンク</td><td>※5</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※6</td></tr><tr><td rowspan="2">モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）※³</td><td>タービン動補助給水ポンプ</td><td>1台</td></tr><tr><td>タービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁</td><td>1個</td></tr></table>	適用モード	設　備	所要数	モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）	電動補助給水ポンプ	2台	補助給水タンク	※5	空冷式非常用発電装置	※6	モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）※ ³	タービン動補助給水ポンプ	1台	タービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁	1個
適用モード	設　備	所要数																													
モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）	電動補助給水ポンプ	2台																													
	補助給水タンク	※5																													
	空冷式非常用発電装置	※6																													
モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）※ ³	タービン動補助給水ポンプ	1台																													
	タービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁	1個																													
適用モード	設　備	所要数																													
モード1，2，3，4および5（1次冷却系満水）	電動補助給水ポンプ	2台																													
	補助給水タンク	※5																													
	空冷式非常用発電装置	※6																													
モード1，2，3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）※ ³	タービン動補助給水ポンプ	1台																													
	タービン動補助給水ポンプ蒸気入口弁	1個																													
※1：電動補助給水ポンプ2台で1系統とする（本表に限る）。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※3：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合および原子炉起動時のモード4は運転上の制限を適用しない。 ※4：タービン動補助給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。 ※5：「84－14－3　補助給水タンク」において運転上の制限等を定める。 ※6：「84－15－1　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。	※1：電動補助給水ポンプ2台で1系統とする（本表に限る）。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※3：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合および原子炉起動時のモード4は運転上の制限を適用しない。 ※4：タービン動補助給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。 ※5：「84－14－3　補助給水タンク」において運転上の制限等を定める。 ※6：「84－15－1　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。																														

変更前				変更後				備考
(2) 確認事項				(2) 確認事項				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）
項 目	確認事項	頻 度	担 当	項 目	確認事項	頻 度	担 当	
補助給水系	施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	発電課長	補助給水系	施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期事業者 検査時	発電課長	
	電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が900m以上、容量が90m ³ /h 以上であることを確認する。	定期検査時	発電課長		電動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が900m以上、容量が90m ³ /h 以上であることを確認する。	定期事業者 検査時	発電課長	
	タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が900m以上、容量が210m ³ /h 以上であることを確認する。	定期検査時	発電課長		タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が900m以上、容量が210m ³ /h 以上であることを確認する。	定期事業者 検査時	発電課長	
	モード1、2および3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		モード1、2および3において、2台の電動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	
	モード4および5（1次冷却系満水）において、2台の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長		モード4および5（1次冷却系満水）において、2台の電動補助給水ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	
モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁷ 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長	モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、タービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁷ 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直長			
※7：モード3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。				※7：モード3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。				

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4※8	A. 補助給水タンクを 水源とした電動補 助給水ポンプによ る蒸気発生器への 給水系1系統およ びタービン動補助 給水ポンプによる 蒸気発生器への給 水系1系統が動作 不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	モード1， 2，3およ び4※8	A. 補助給水タンクを 水源とした電動補 助給水ポンプによ る蒸気発生器への 給水系1系統およ びタービン動補助 給水ポンプによる 蒸気発生器への給 水系1系統が動作 不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	
		および	12時間			および	12時間	
		A.2 当直長は，モード3にする。 および A.3 当直長は，モード5にする。	56時間			A.2 当直長は，モード3にする。 および A.3 当直長は，モード5にする。	56時間	
モード5 (1次冷却 系満水)	A. 補助給水タンクを 水源とした電動補 助給水ポンプによ る蒸気発生器への 給水系1系統が動 作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	モード5 (1次冷却 系満水)	A. 補助給水タンクを 水源とした電動補 助給水ポンプによ る蒸気発生器への 給水系1系統が動 作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	
※8：タービン動補助給水ポンプについてはモード1，2，3およびモード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）とする。				※8：タービン動補助給水ポンプについてはモード1，2，3およびモード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）とする。				

変更前	変更後	備考																																							
表 84－9　2次冷却系からの除熱（蒸気放出）をするための設備	表 84－9　2次冷却系からの除熱（蒸気放出）をするための設備																																								
84－9－1　2次冷却系からの除熱（蒸気放出）	84－9－1　2次冷却系からの除熱（蒸気放出）																																								
(1) 運転上の制限																																									
<table><tr><th>項　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>主蒸気逃がし弁による蒸気放出系</td><td>手動での開弁ができること（現場手動含む）</td></tr></table>	項　目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	手動での開弁ができること（現場手動含む）	<table><tr><th>項　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>主蒸気逃がし弁による蒸気放出系</td><td>手動での開弁ができること（現場手動含む）</td></tr></table>	項　目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	手動での開弁ができること（現場手動含む）																																
項　目	運転上の制限																																								
主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	手動での開弁ができること（現場手動含む）																																								
項　目	運転上の制限																																								
主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	手動での開弁ができること（現場手動含む）																																								
<table><tr><th>適用モード</th><th>設　　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td>モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td><td>主蒸気逃がし弁</td><td>3 個</td></tr></table>	適用モード	設　　備	所要数	モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	主蒸気逃がし弁	3 個	<table><tr><th>適用モード</th><th>設　　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td>モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td><td>主蒸気逃がし弁</td><td>3 個</td></tr></table>	適用モード	設　　備	所要数	モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	主蒸気逃がし弁	3 個																												
適用モード	設　　備	所要数																																							
モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	主蒸気逃がし弁	3 個																																							
適用モード	設　　備	所要数																																							
モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	主蒸気逃がし弁	3 個																																							
(2) 確認事項																																									
<table><tr><th>項　目</th><th>確認事項</th><th>頻　度</th><th>担　当</th></tr><tr><td>主蒸気逃がし弁</td><td>主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。</td><td>定期検査時</td><td>計装計画課長</td></tr></table>	項　目	確認事項	頻　度	担　当	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期検査時	計装計画課長	<table><tr><th>項　目</th><th>確認事項</th><th>頻　度</th><th>担　当</th></tr><tr><td>主蒸気逃がし弁</td><td>主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。</td><td>定期事業者検査時</td><td>計装計画課長</td></tr></table>	項　目	確認事項	頻　度	担　当	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	計装計画課長	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）																							
項　目	確認事項	頻　度	担　当																																						
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期検査時	計装計画課長																																						
項　目	確認事項	頻　度	担　当																																						
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期事業者検査時	計装計画課長																																						
(3) 要求される措置																																									
<table><tr><th>適用モード</th><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="6">モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td><td rowspan="2">A. 主蒸気逃がし弁1個が手動で開弁できない場合</td><td>A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※¹とともに，その他の設備※²が動作可能であることを確認する。</td><td>4 時間</td></tr><tr><td>および A. 2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>72時間</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 主蒸気逃がし弁2個以上が手動で開弁できない場合</td><td>B. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※¹とともに，その他の設備※²が動作可能であることを確認する。</td><td>4 時間</td></tr><tr><td>および B. 2 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。</td><td>24時間</td></tr><tr><td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C. 1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。</td><td>36時間</td></tr></table>	適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間	モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	A. 主蒸気逃がし弁1個が手動で開弁できない場合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ¹ とともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。	4 時間	および A. 2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が手動で開弁できない場合	B. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ¹ とともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。	4 時間	および B. 2 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	および C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間	<table><tr><th>適用モード</th><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="6">モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）</td><td rowspan="2">A. 主蒸気逃がし弁1個が手動で開弁できない場合</td><td>A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※¹とともに，その他の設備※²が動作可能であることを確認する。</td><td>4 時間</td></tr><tr><td>および A. 2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。</td><td>72時間</td></tr><tr><td rowspan="2">B. 主蒸気逃がし弁2個以上が手動で開弁できない場合</td><td>B. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※¹とともに，その他の設備※²が動作可能であることを確認する。</td><td>4 時間</td></tr><tr><td>および B. 2 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。</td><td>24時間</td></tr><tr><td rowspan="2">C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>C. 1 当直長は，モード3にする。</td><td>12時間</td></tr><tr><td>および C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。</td><td>36時間</td></tr></table>	適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間	モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	A. 主蒸気逃がし弁1個が手動で開弁できない場合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ¹ とともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。	4 時間	および A. 2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が手動で開弁できない場合	B. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ¹ とともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。	4 時間	および B. 2 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	および C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間
適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間																																						
モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	A. 主蒸気逃がし弁1個が手動で開弁できない場合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ¹ とともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。	4 時間																																						
		および A. 2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間																																						
	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が手動で開弁できない場合	B. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ¹ とともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。	4 時間																																						
		および B. 2 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。	24時間																																						
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間																																						
		および C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間																																						
適用モード	条　　件	要求される措置	完了時間																																						
モード1， 2， 3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	A. 主蒸気逃がし弁1個が手動で開弁できない場合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ¹ とともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。	4 時間																																						
		および A. 2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	72時間																																						
	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が手動で開弁できない場合	B. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ¹ とともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。	4 時間																																						
		および B. 2 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が1 個以下になるように復旧する。	24時間																																						
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間																																						
		および C. 2 当直長は，モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	36時間																																						
※1：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。																																									
※2：残りの余熱除去ポンプ1台，加圧器逃がし弁2台，ディーゼル発電機2基，非常用直流電源2系統，海水ポンプ4台および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。																																									

変更前				変更後				備考
表 84－10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備				表 84－10 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）
84－10－ 1 水素濃度低減				84－10－ 1 水素濃度低減				
(1) 運転上の制限				(1) 運転上の制限				
項 目		運転上の制限		項 目		運転上の制限		
水素濃度低減		(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) イグナイタの所要数が動作可能であること		水素濃度低減		(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) イグナイタの所要数が動作可能であること		
適用モード		設 備	所要数	適用モード		設 備	所要数	
モード1， 2， 3， 4， 5および 6		静的触媒式水素再結合装置	5 基	モード1， 2， 3， 4， 5および 6		静的触媒式水素再結合装置	5 基	
		静的触媒式水素再結合装置作動 温度計測装置	※ 1			静的触媒式水素再結合装置作動 温度計測装置	※ 1	
		イグナイタ	12 個			イグナイタ	12 個	
		イグナイタ作動温度計測装置	※ 1			イグナイタ作動温度計測装置	※ 1	
		空冷式非常用発電装置	※ 2			空冷式非常用発電装置	※ 2	
※ 1：「84－16－ 1 計測設備」において運転上の制限等を定める。 ※ 2：「84－15－ 1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。				※ 1：「84－16－ 1 計測設備」において運転上の制限等を定める。 ※ 2：「84－15－ 1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。				
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	
静的触媒式水素再結合 装置	装置の外観点検により動作可能であることを 確認する。	<u>定期検査時</u>	機械計画第一 課長	静的触媒式水素再結合 装置	装置の外観点検により動作可能であることを 確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	機械計画第一 課長	
	モード1， 2， 3， 4， 5および6において ，装置の外観点検※ ³ により動作可能である ことを確認する。	1 ヶ月に 1 回	機械計画第一 課長		モード1， 2， 3， 4， 5および6において ，装置の外観点検※ ³ により動作可能である ことを確認する。	1 ヶ月に 1 回	機械計画第一 課長	
イグナイタ	装置の外観点検により動作可能であることを 確認する。	<u>定期検査時</u>	電気計画課長	イグナイタ	装置の外観点検により動作可能であることを 確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	電気計画課長	
	モード1， 2， 3， 4， 5および6において ，装置の外観点検※ ³ により動作可能である ことを確認する。	1 ヶ月に 1 回	電気計画課長		モード1， 2， 3， 4， 5および6において ，装置の外観点検※ ³ により動作可能である ことを確認する。	1 ヶ月に 1 回	電気計画課長	
※ 3：特に立入が制限された区域等，接近できない場所に設置されているものを除く。				※ 3：特に立入が制限された区域等，接近できない場所に設置されているものを除く。				

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 静的触媒式水素再 結合装置の所要数 の1基以上が動作 不能である場合	A.1 当直長は，1台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに，残りの余熱除去ポンプ1台が動作可能であることを確認する※ ⁵ 。	4時間	モード1， 2，3およ び4	A. 静的触媒式水素再 結合装置の所要数 の1基以上が動作 不能である場合	A.1 当直長は，1台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※ ⁴ とともに，残りの余熱除去ポンプ1台が動作可能であることを確認する※ ⁵ 。	4時間	
		および A.2 機械計画第一課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する。	72時間			および A.2 機械計画第一課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する。	72時間	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。 および B.2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード3にする。 および B.2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	
	C. イグナイタの所要数の1個以上が動作不能である場合	C.1 電気計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		C. イグナイタの所要数の1個以上が動作不能である場合	C.1 電気計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
モード5 および6	A. 静的触媒式水素再 結合装置の所要数 の1基以上が動作 不能である場合	A.1 機械計画第一課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	モード5 および6	A. 静的触媒式水素再 結合装置の所要数 の1基以上が動作 不能である場合	A.1 機械計画第一課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および A.2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。	速やかに			および A.2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。	速やかに	
		および A.3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合，1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A.3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合，1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
	B. イグナイタの所要数の1個以上が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		B. イグナイタの所要数の1個以上が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
※4：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。 ※5：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※4：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。 ※5：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前		変更後		備考																																											
84－10－2　水素濃度監視		84－10－2　水素濃度監視		本頁変更なし																																											
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																													
<table><tr><th>項　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>水素濃度監視</td><td>格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること</td></tr></table>		項　目	運転上の制限	水素濃度監視	格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること	<table><tr><th>項　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>水素濃度監視</td><td>格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること</td></tr></table>		項　目	運転上の制限	水素濃度監視	格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること																																				
項　目	運転上の制限																																														
水素濃度監視	格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること																																														
項　目	運転上の制限																																														
水素濃度監視	格納容器水素濃度計測装置等による水素濃度監視系が動作可能であること																																														
<table><tr><th>適用モード</th><th>設　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="9">モード1，　2，　3，　4，　5および6</td><td>格納容器水素濃度計測装置</td><td>※1</td></tr><tr><td>可搬型代替冷却水ポンプ</td><td>1台</td></tr><tr><td>代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置</td><td>1台</td></tr><tr><td>格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置</td><td>1台</td></tr><tr><td>窒素ボンベ（格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用）</td><td>2個</td></tr><tr><td>中型ポンプ車</td><td>※2</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※3</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※4</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※4</td></tr></table>		適用モード	設　備	所要数	モード1，　2，　3，　4，　5および6	格納容器水素濃度計測装置	※1	可搬型代替冷却水ポンプ	1台	代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置	1台	格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置	1台	窒素ボンベ（格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用）	2個	中型ポンプ車	※2	空冷式非常用発電装置	※3	軽油タンク	※4	ミニローリー	※4	<table><tr><th>適用モード</th><th>設　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="9">モード1，　2，　3，　4，　5および6</td><td>格納容器水素濃度計測装置</td><td>※1</td></tr><tr><td>可搬型代替冷却水ポンプ</td><td>1台</td></tr><tr><td>代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置</td><td>1台</td></tr><tr><td>格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置</td><td>1台</td></tr><tr><td>窒素ボンベ（格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用）</td><td>2個</td></tr><tr><td>中型ポンプ車</td><td>※2</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※3</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※4</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※4</td></tr></table>		適用モード	設　備	所要数	モード1，　2，　3，　4，　5および6	格納容器水素濃度計測装置	※1	可搬型代替冷却水ポンプ	1台	代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置	1台	格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置	1台	窒素ボンベ（格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用）	2個	中型ポンプ車	※2	空冷式非常用発電装置	※3	軽油タンク	※4	ミニローリー	※4
適用モード	設　備	所要数																																													
モード1，　2，　3，　4，　5および6	格納容器水素濃度計測装置	※1																																													
	可搬型代替冷却水ポンプ	1台																																													
	代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置	1台																																													
	格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置	1台																																													
	窒素ボンベ（格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用）	2個																																													
	中型ポンプ車	※2																																													
	空冷式非常用発電装置	※3																																													
	軽油タンク	※4																																													
	ミニローリー	※4																																													
適用モード	設　備	所要数																																													
モード1，　2，　3，　4，　5および6	格納容器水素濃度計測装置	※1																																													
	可搬型代替冷却水ポンプ	1台																																													
	代替格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置	1台																																													
	格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置	1台																																													
	窒素ボンベ（格納容器ガスサンプリングライン空気作動弁用）	2個																																													
	中型ポンプ車	※2																																													
	空冷式非常用発電装置	※3																																													
	軽油タンク	※4																																													
	ミニローリー	※4																																													
※1：「84－16－1　計測設備」において運転上の制限等を定める。 ※2：「84－21－1　中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。 ※3：「84－15－1　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。 ※4：「84－15－6　重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※1：「84－16－1　計測設備」において運転上の制限等を定める。 ※2：「84－21－1　中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。 ※3：「84－15－1　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。 ※4：「84－15－6　重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。																																													

変更前				変更後				備考
(2) 確認事項				(2) 確認事項				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
	可搬型代替冷却水ポン プ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認 する。	<u>定期検査時</u>		機械計画第一 課長	可搬型代替冷却水ポン プ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認 する。	
代替格納容器雰囲気ガス サンプリング圧縮装 置	モード1，2，3，4，5および6において ，ポンプの外観点検により動作可能であるこ とを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一 課長	代替格納容器雰囲気ガス サンプリング圧縮装 置	モード1，2，3，4，5および6において ，ポンプの外観点検により動作可能であるこ とを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一 課長	
	装置を起動し、動作可能であることを確認す る。	<u>定期検査時</u>	機械計画第一 課長	代替格納容器雰囲気ガス サンプリング圧縮装 置	装置を起動し、動作可能であることを確認す る。	<u>定期事業者 検査時</u>	機械計画第一 課長	
格納容器雰囲気ガスサ ンプリング圧縮装置	モード1，2，3，4，5および6において ，装置の外観点検により動作可能であること を確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一 課長	格納容器雰囲気ガスサ ンプリング圧縮装置	モード1，2，3，4，5および6において ，装置の外観点検により動作可能であること を確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一 課長	
	装置を起動し、動作可能であることを確認す る。	<u>定期検査時</u>	機械計画第一 課長	格納容器雰囲気ガスサ ンプリング圧縮装置	装置を起動し、動作可能であることを確認す る。	<u>定期事業者 検査時</u>	機械計画第一 課長	
窒素ボンベ（格納容器ガ スサンプリングライン 空気作動弁用）	モード1，2，3，4，5および6において ，ポンベの1次側圧力により使用可能である ことを確認する。	1ヶ月に1回	機械計画第一 課長	窒素ボンベ（格納容器ガ スサンプリングライン 空気作動弁用）	モード1，2，3，4，5および6において ，ポンベの1次側圧力により使用可能である ことを確認する。	1ヶ月に1回	機械計画第一 課長	
	モード1，2，3，4，5および6において ，ボンベの1次側圧力により使用可能である ことを確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長		窒素ボンベ（格納容器ガ スサンプリングライン 空気作動弁用）	モード1，2，3，4，5および6において ，ボンベの1次側圧力により使用可能である ことを確認する。	3ヶ月に1回	

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 格納容器水素濃度 計測装置等による 水素濃度監視系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する ※ ⁵ とともに，残り の余熱除去ポンプ 1 台が動作可能であることを 確認する ※ ⁶ 。	4 時間	モード1， 2，3およ び4	A. 格納容器水素濃度 計測装置等による 水素濃度監視系が 動作不能である場 合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する ※ ⁵ とともに，残り の余熱除去ポンプ 1 台が動作可能であることを 確認する ※ ⁶ 。	4 時間	
		および A. 2 計装計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備 ※ ⁷ が動作可能であることを 確認する ※ ⁶ 。	72時間			および A. 2 計装計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備 ※ ⁷ が動作可能であることを 確認する ※ ⁶ 。	72時間	
		および A. 3 計装計画課長または機械計画第一課長は，当該 系統を動作可能な状態に復旧する。	30日			および A. 3 計装計画課長または機械計画第一課長は，当該 系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	
	B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	
モード5 および6	A. 格納容器水素濃度 計測装置等による 水素濃度監視系が 動作不能である場 合	A. 1 計装計画課長または機械計画第一課長は，当該 系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに	モード5 および6	A. 格納容器水素濃度 計測装置等による 水素濃度監視系が 動作不能である場 合	A. 1 計装計画課長または機械計画第一課長は，当該 系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに	
		および A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 4 計装計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ⁷ が動作可能であることを 確認する※ ⁶ 。	速やかに			および A. 4 計装計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ⁷ が動作可能であることを 確認する※ ⁶ 。	速やかに	
		※5：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。 ※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。 ※7：静的触媒式水素再結合装置作動温度計測装置またはイグナイタ作動温度計測装置をいう。				※5：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。 ※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。 ※7：静的触媒式水素再結合装置作動温度計測装置またはイグナイタ作動温度計測装置をいう。		

変更前				変更後				備考
表 84－11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備				表 84－11 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）
84－11－ 1 水素排出				84－11－ 1 水素排出				
（１）運転上の制限				（１）運転上の制限				
項 目		運転上の制限		項 目		運転上の制限		
水素排出		(1)アニュラス空気浄化系の１系統以上が動作可能であること※ ¹ (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること※ ²		水素排出		(1)アニュラス空気浄化系の１系統以上が動作可能であること※ ¹ (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること※ ²		
適用モード		設 備	所要数	適用モード		設 備	所要数	
モード１，２，３，４，５および ６		アニュラス排気ファン	１台	モード１，２，３，４，５および ６		アニュラス排気ファン	１台	
		アニュラス排気フィルタユニット	１基			アニュラス排気フィルタユニット	１基	
		窒素ポンベ（アニュラス排気系 空気作動弁用）	１個			窒素ポンベ（アニュラス排気系 空気作動弁用）	１個	
		空冷式非常用発電装置	※３			空冷式非常用発電装置	※３	
※１：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※２：窒素ポンベを含む。 ※３：「84－15－１ 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。				※１：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※２：窒素ポンベを含む。 ※３：「84－15－１ 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。				
（２）確認事項				（２）確認事項				
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	
アニュラス排気ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	アニュラス排気ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	発電課長	
	モード１，２，３および４において、１台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ 。	１ヶ月に１回	当直長		モード１，２，３および４において、１台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ 。	１ヶ月に１回	当直長	
	モード５および６において、１台以上のファンが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長		モード５および６において、１台以上のファンが手動起動可能であることを確認する。	１ヶ月に１回	当直長	
アニュラス排気フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	機械計画第一課長	アニュラス排気フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	<u>定期事業者 検査時</u>	機械計画第一課長	
窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）	モード１，２，３，４，５および６において，ポンベの１次側圧力により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長	窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）	モード１，２，３，４，５および６において，ポンベの１次側圧力により使用可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	計装計画課長	
※４：運転中のファンについては，運転状態により確認する。				※４：運転中のファンについては，運転状態により確認する。				

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. アニュラス空気浄 化系のすべての系 統が動作不能であ る場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	速やかに	モード1， 2，3およ び4	A. アニュラス空気浄 化系のすべての系 統が動作不能であ る場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	速やかに	
		および	12時間			および	12時間	
		A. 2 当直長は，モード3にする。	56時間			A. 2 当直長は，モード3にする。	56時間	
	A. 3 当直長は，モード5にする。	および			A. 3 当直長は，モード5にする。	および		
		A. 3 当直長は，モード5にする。				A. 3 当直長は，モード5にする。		
B. 代替空気（窒素）系 統が動作不能であ る場合	B. 1 当直長は，1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する ※ ⁵ とともに，残り の余熱除去ポンプ 1 台が動作可能であることを 確認する ※ ⁶ 。	4 時間	B. 代替空気（窒素）系 統が動作不能であ る場合	B. 1 当直長は，1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する ※ ⁵ とともに，残り の余熱除去ポンプ 1 台が動作可能であることを 確認する ※ ⁶ 。	4 時間			
		および			72時間	および	72時間	
		B. 2 計装計画課長は，代替措置 ※ ⁷ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。			10日	B. 2 計装計画課長は，代替措置 ※ ⁷ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	10日	
	B. 3 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。			B. 3 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。				
		および				および		
		B. 3 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。				B. 3 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。		
C. 条件Bの措置を完 了時間内に達成で きない場合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	C. 条件Bの措置を完 了時間内に達成で きない場合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間			
		および			56時間	および	56時間	
		C. 2 当直長は，モード5にする。				C. 2 当直長は，モード5にする。		

※5：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。

※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。

※7：代替品の補充等

※5：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。

※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。

※7：代替品の補充等

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置 つづき				(3) 要求される措置 つづき				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. アニュラス空気浄 化系のすべての系 統が動作不能であ る場合	A. 1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	モード5 および6	A. アニュラス空気浄 化系のすべての系 統が動作不能であ る場合	A. 1 当直長は、当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	
		および A. 2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場 合は、水抜きを中止する。	速やかに			および A. 2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場 合は、水抜きを中止する。	速やかに	
		および A. 3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
B. 代替空気（窒素）系 統が動作不能であ る場合	B. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 代替空気（窒素）系 統が動作不能であ る場合	B. 1 計装計画課長は、当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに			
	および B. 2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場 合は、水抜きを中止する。	速やかに		および B. 2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場 合は、水抜きを中止する。	速やかに			
	および B. 3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに		および B. 3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合、1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			
	および B. 4 計装計画課長は、代替措置※8を検討し、原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに		および B. 4 計装計画課長は、代替措置※8を検討し、原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに			
※8：代替品の補充等				※8：代替品の補充等				

変更前		変更後		備考															
84－11－2　水素濃度監視		84－11－2　水素濃度監視		本頁変更なし															
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																	
<table><tr><th>項　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>アニユラス水素濃度監視</td><td>アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置の所要数が動作可能であること</td></tr></table>	項　目	運転上の制限	アニユラス水素濃度監視		アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置の所要数が動作可能であること		<table><tr><th>項　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>アニユラス水素濃度監視</td><td>アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置の所要数が動作可能であること</td></tr></table>	項　目	運転上の制限	アニユラス水素濃度監視	アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置の所要数が動作可能であること								
項　目	運転上の制限																		
アニユラス水素濃度監視	アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置の所要数が動作可能であること																		
項　目	運転上の制限																		
アニユラス水素濃度監視	アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置の所要数が動作可能であること																		
<table><tr><th>適用モード</th><th>設　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="2">モード1， 2， 3， 4， 5および6</td><td>アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置</td><td>※1</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※2</td></tr></table>	適用モード	設　備	所要数	モード1， 2， 3， 4， 5および6	アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置	※1	空冷式非常用発電装置	※2		<table><tr><th>適用モード</th><th>設　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="2">モード1， 2， 3， 4， 5および6</td><td>アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置</td><td>※1</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※2</td></tr></table>	適用モード	設　備	所要数	モード1， 2， 3， 4， 5および6	アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置	※1	空冷式非常用発電装置	※2	
適用モード	設　備	所要数																	
モード1， 2， 3， 4， 5および6	アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置	※1																	
	空冷式非常用発電装置	※2																	
適用モード	設　備	所要数																	
モード1， 2， 3， 4， 5および6	アニユラス水素濃度 (AM) 計測装置	※1																	
	空冷式非常用発電装置	※2																	
※1：「84－16－1　計測設備」において運転上の制限等を定める。		※1：「84－16－1　計測設備」において運転上の制限等を定める。																	
※2：「84－15－1　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。		※2：「84－15－1　空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。																	

変更前	変更後	備考																																																				
表 84－12 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 84－12－1 中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 (1) 運転上の制限 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系</td><td>中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系 2 系統が動作可能であること</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="3">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>中型ポンプ車</td><td>※ 1</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※ 2</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※ 2</td></tr></table> ※ 1 : 「84－21－1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。 ※ 2 : 「84－15－6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 (2) 要求される措置 <table><tr><th>適用モード</th><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="3">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td rowspan="3">A. 動作可能な中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系が 2 系統未満である場合</td><td>A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位が EL 31. 7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>および A. 2 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>および A. 3 機械計画第二課長は，代替措置※³を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr></table> ※ 3 : 代替品の補充等	項 目	運転上の制限	中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系	中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系 2 系統が動作可能であること	適用モード	設 備	所要数	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中型ポンプ車	※ 1	軽油タンク	※ 2	ミニローリー	※ 2	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系が 2 系統未満である場合	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位が EL 31. 7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	速やかに	および A. 2 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	および A. 3 機械計画第二課長は，代替措置※ ³ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	表 84－12 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 84－12－1 中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 (1) 運転上の制限 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系</td><td>中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系 2 系統が動作可能であること</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="3">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>中型ポンプ車</td><td>※ 1</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※ 2</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※ 2</td></tr></table> ※ 1 : 「84－21－1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。 ※ 2 : 「84－15－6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 (2) 要求される措置 <table><tr><th>適用モード</th><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="3">使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td rowspan="3">A. 動作可能な中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系が 2 系統未満である場合</td><td>A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位が EL 31. 7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>および A. 2 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr><tr><td>および A. 3 機械計画第二課長は，代替措置※³を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr></table> ※ 3 : 代替品の補充等	項 目	運転上の制限	中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系	中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系 2 系統が動作可能であること	適用モード	設 備	所要数	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中型ポンプ車	※ 1	軽油タンク	※ 2	ミニローリー	※ 2	適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系が 2 系統未満である場合	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位が EL 31. 7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	速やかに	および A. 2 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	および A. 3 機械計画第二課長は，代替措置※ ³ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	本頁変更なし
項 目	運転上の制限																																																					
中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系	中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系 2 系統が動作可能であること																																																					
適用モード	設 備	所要数																																																				
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中型ポンプ車	※ 1																																																				
	軽油タンク	※ 2																																																				
	ミニローリー	※ 2																																																				
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																																																			
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系が 2 系統未満である場合	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位が EL 31. 7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	速やかに																																																			
		および A. 2 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																																			
		および A. 3 機械計画第二課長は，代替措置※ ³ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																																																			
項 目	運転上の制限																																																					
中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系	中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系 2 系統が動作可能であること																																																					
適用モード	設 備	所要数																																																				
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中型ポンプ車	※ 1																																																				
	軽油タンク	※ 2																																																				
	ミニローリー	※ 2																																																				
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																																																			
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水系が 2 系統未満である場合	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位が EL 31. 7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	速やかに																																																			
		および A. 2 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																																			
		および A. 3 機械計画第二課長は，代替措置※ ³ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに																																																			

変更前				変更後				備考
84-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイ				84-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイ				本頁変更なし
(1) 運転上の制限				(1) 運転上の制限				
項 目		運 転 上 の 制 限		項 目		運 転 上 の 制 限		
使用済燃料ピットへのスプレイ系		中型ポンプ車および加圧ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ系1系統※ ¹ が動作可能であること		使用済燃料ピットへのスプレイ系		中型ポンプ車および加圧ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ系1系統※ ¹ が動作可能であること		
適用モード		設 備	所要数	適用モード		設 備	所要数	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		中型ポンプ車	※2	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		中型ポンプ車	※2	
		加圧ポンプ車	1台※ ³			加圧ポンプ車	1台※ ³	
		小型放水砲	2台			小型放水砲	2台	
		軽油タンク	※4			軽油タンク	※4	
		ミニローリー	※4			ミニローリー	※4	
※1：1系統とは、中型ポンプ車1台、加圧ポンプ車1台および小型放水砲2台をいう。				※1：1系統とは、中型ポンプ車1台、加圧ポンプ車1台および小型放水砲2台をいう。				
※2：「84-21-1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。				※2：「84-21-1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。				
※3：「84-4-3 代替炉心注水」-中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水-の加圧ポンプ車と兼ねることができる。				※3：「84-4-3 代替炉心注水」-中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水-の加圧ポンプ車と兼ねることができる。				
※4：「84-15-6 重油タンク、軽油タンク、ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				※4：「84-15-6 重油タンク、軽油タンク、ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	項 目	確 認 事 項	頻 度	担 当	
中型ポンプ車および加圧ポンプ車	中型ポンプ車および加圧ポンプ車を起動し、加圧ポンプ車の運転状態に異常がないこと、および試験系統における揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	機械計画第二課長	中型ポンプ車および加圧ポンプ車	中型ポンプ車および加圧ポンプ車を起動し、加圧ポンプ車の運転状態に異常がないこと、および試験系統における揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	機械計画第二課長	
	中型ポンプ車および加圧ポンプ車のうち、1系統以上を起動し、加圧ポンプ車が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第二課長		中型ポンプ車および加圧ポンプ車のうち、1系統以上を起動し、加圧ポンプ車が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第二課長	
小型放水砲	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一課長	小型放水砲	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一課長	

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ系が動作不能である場合	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位が EL 31. 7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ系が動作不能である場合	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位が EL 31. 7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	速やかに	
		および A. 2 機械計画第一課長または機械計画第二課長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに			および A. 2 機械計画第一課長または機械計画第二課長は, 当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は, 代替措置※ ⁵ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は, 代替措置※ ⁵ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
※ 5：代替品の補充等				※ 5：代替品の補充等				

変更前

84－12－3 使用済燃料ピットの監視

項 目	機 能	所要数	適用 モード	所要数	確認事項				
				条 件					
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位（AM）※ ²	2 個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	を満足できない場合の措置※ ¹				
	使用済燃料ピット温度（AM）	2 個			措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
	使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む）	1 個			A. 1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※ ³ 。	速やかに	使用済燃料ピット水位（AM）および使用済燃料ピット温度（AM）の機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	使用済燃料ピット広域水位（AM）	2 個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A. 2 放射線・化学管理課長または計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※ ³ 。 および A. 4 放射線・化学管理課長または計装計画課長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット広域水位（AM）の機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	2 個			使用済燃料ピット広域水位（AM）が動作可能であることを外観点検により確認する。 可搬型使用済燃料ピットエリアモニタの機能検査を実施する。	速やかに	使用済燃料ピット広域水位（AM）の機能検査を実施する。	定期検査時	放射線・化学管理課長 および 計装計画課長
空冷式非常用発電装置		「84－15－1 空冷式非常用発電装置			からの給電」において運転上の制限等を定める。				

※ 1：所要数ごとに個別の条件が適用される。
※ 2：使用済燃料ピット広域水位（AM）が動作可能であれば動作不能とはみなさない。
※ 3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※ 4：代替品の補充等

変更後					備考				
84－12－3 使用済燃料ピットの監視									
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位（AM）※2	2 個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	を満足できない場合の措置※1		確認事項		
					措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
					A. 1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位（AM）および使用済燃料ピット温度（AM）の機能の <u>確認を行う</u> 。	<u>定期事業者検査時</u>	計装計画課長
	使用済燃料ピット温度（AM）	2 個			A. 2 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット水位（AM）および使用済燃料ピット温度（AM）が動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直長
	使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む）	1 個			A. 3 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※3。	速やかに	使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む）が動作不能でないことを画像により確認する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
	使用済燃料ピット広域水位（AM）	2 個	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット広域水位（AM）の機能の <u>確認を行う</u> 。	<u>定期事業者検査時</u>	計装計画課長
	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	2 個			A. 2 放射線・化学管理課長または計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピット広域水位（AM）が動作可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
A. 3 当直長または安全技術課長は、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※3。					速やかに	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタの機能の <u>確認を行う</u> 。	<u>定期事業者検査時</u>	放射線・化学管理課長 および 計装計画課長	
空冷式非常用発電装置	「84－15－1 空冷式非常用発電装置				A. 4 放射線・化学管理課長または計装計画課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬型使用済燃料ピットエリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学管理課長 および 計装計画課長
※1：所要数ごとに個別の条件が適用される。 ※2：使用済燃料ピット広域水位（AM）が動作可能であれば動作不能とはみなさない。 ※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※4：代替品の補充等					からの給電」において運転上の制限等を定める。				

変更前		変更後		備考
表84-13 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		表84-13 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		本頁変更なし
84-13-1 大気への拡散抑制, 航空機燃料火災への泡消火		84-13-1 大気への拡散抑制, 航空機燃料火災への泡消火		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項 目	運転上の制限			
原子炉格納容器およびアニュラス部への放水 燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火	大型ポンプ車（泡混合機能付）、または大型ポンプ車および泡混合器ならびに大型放水砲による放水系1系統 ^{※1} が動作可能であること			
適用モード	設 備	所要数		
モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	大型ポンプ車（泡混合機能付）	1台 ^{※2}		
	大型ポンプ車	1台 ^{※2}		
	泡混合器	1台 ^{※2}		
	大型放水砲	1台		
	軽油タンク	※3		
	ミニローリー	※3		
※1：1系統とは、大型ポンプ車（泡混合機能付）1台、または大型ポンプ車1台および泡混合器1台ならびに大型放水砲1台をいう。				
※2：大型ポンプ車（泡混合機能付）または大型ポンプ車および泡混合器どちらか1台が動作可能であること。				
※3：「84-15-6 重油タンク、軽油タンク、ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				
(2) 確認事項				
項 目	確認事項	頻 度	担 当	
大型ポンプ車（泡混合機能付） 大型ポンプ車	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および試験系統における揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	機械計画第二課長	
	1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第二課長	
泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第二課長	
大型放水砲	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第二課長	

変更後		変更後		備考
表84-13 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		表84-13 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備		本頁変更なし
84-13-1 大気への拡散抑制, 航空機燃料火災への泡消火		84-13-1 大気への拡散抑制, 航空機燃料火災への泡消火		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項 目	運転上の制限			
原子炉格納容器およびアニュラス部への放水 燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火	大型ポンプ車（泡混合機能付）、または大型ポンプ車および泡混合器ならびに大型放水砲による放水系1系統 ^{※1} が動作可能であること			
適用モード	設 備	所要数		
モード1, 2, 3, 4, 5, 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	大型ポンプ車（泡混合機能付）	1台 ^{※2}		
	大型ポンプ車	1台 ^{※2}		
	泡混合器	1台 ^{※2}		
	大型放水砲	1台		
	軽油タンク	※3		
	ミニローリー	※3		
※1：1系統とは、大型ポンプ車（泡混合機能付）1台、または大型ポンプ車1台および泡混合器1台ならびに大型放水砲1台をいう。				
※2：大型ポンプ車（泡混合機能付）または大型ポンプ車および泡混合器どちらか1台が動作可能であること。				
※3：「84-15-6 重油タンク、軽油タンク、ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				
(2) 確認事項				
項 目	確認事項	頻 度	担 当	
大型ポンプ車（泡混合機能付） 大型ポンプ車	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および試験系統における揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	機械計画第二課長	
	1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第二課長	
泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第二課長	
大型放水砲	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第二課長	

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 放水系が動作不能である場合	A. 1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 。および	速やかに	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 放水系が動作不能である場合	A. 1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 。および	速やかに	
		A. 2 機械計画第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 。および	速やかに			A. 2 機械計画第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 。および	速やかに	
		A. 3 機械計画第二課長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 。および	速やかに			A. 3 機械計画第二課長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。 。および	速やかに	
モード1，2，3および4	A. 放水系が動作不能である場合	A. 1 当直長は、1 台の原子炉格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの原子炉格納容器スプレイポンプ1 台が動作可能であることを確認する※ ⁵ 。 。および	4 時間	モード1，2，3および4	A. 放水系が動作不能である場合	A. 1 当直長は、1 台の原子炉格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、残りの原子炉格納容器スプレイポンプ1 台が動作可能であることを確認する※ ⁵ 。 。および	4 時間	
		A. 2 機械計画第二課長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 。および	72時間			A. 2 機械計画第二課長は、代替措置※ ⁴ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 。および	72時間	
		A. 3 機械計画第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 。および	10日			A. 3 機械計画第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 。および	10日	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 。および	12時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は、モード3にする。 。および	12時間	
		B. 2 当直長は、モード5にする。 。および	56時間			B. 2 当直長は、モード5にする。 。および	56時間	
※4：代替品の補充等				※4：代替品の補充等				
※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前		変更後		備考																																							
84－13－2 海洋への拡散抑制		84－13－2 海洋への拡散抑制		本頁変更なし																																							
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																									
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>海洋への拡散抑制</td><td>所要数が使用可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	海洋への拡散抑制		所要数が使用可能であること		<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>海洋への拡散抑制</td><td>所要数が使用可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること																																
項 目	運転上の制限																																										
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること																																										
項 目	運転上の制限																																										
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること																																										
<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="7">モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>放射性物質吸着剤</td><td>200 個</td></tr><tr><td>海水ピットシルトフェンス</td><td>2 本</td></tr><tr><td>取水ピットシルトフェンス</td><td>2 本</td></tr><tr><td>放水ピットシルトフェンス</td><td>12 本</td></tr><tr><td>放水ピットテントシート</td><td>48 枚</td></tr><tr><td>雨水排水口海洋シルトフェンス</td><td>2 本</td></tr><tr><td>小型船舶</td><td>1 台</td></tr></table>	適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	放射性物質吸着剤	200 個	海水ピットシルトフェンス	2 本	取水ピットシルトフェンス	2 本	放水ピットシルトフェンス	12 本	放水ピットテントシート	48 枚	雨水排水口海洋シルトフェンス	2 本	小型船舶	1 台		<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="7">モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>放射性物質吸着剤</td><td>200 個</td></tr><tr><td>海水ピットシルトフェンス</td><td>2 本</td></tr><tr><td>取水ピットシルトフェンス</td><td>2 本</td></tr><tr><td>放水ピットシルトフェンス</td><td>12 本</td></tr><tr><td>放水ピットテントシート</td><td>48 枚</td></tr><tr><td>雨水排水口海洋シルトフェンス</td><td>2 本</td></tr><tr><td>小型船舶</td><td>1 台</td></tr></table>	適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	放射性物質吸着剤	200 個	海水ピットシルトフェンス	2 本	取水ピットシルトフェンス	2 本	放水ピットシルトフェンス	12 本	放水ピットテントシート	48 枚	雨水排水口海洋シルトフェンス	2 本	小型船舶	1 台					
適用モード	設 備	所要数																																									
モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	放射性物質吸着剤	200 個																																									
	海水ピットシルトフェンス	2 本																																									
	取水ピットシルトフェンス	2 本																																									
	放水ピットシルトフェンス	12 本																																									
	放水ピットテントシート	48 枚																																									
	雨水排水口海洋シルトフェンス	2 本																																									
	小型船舶	1 台																																									
適用モード	設 備	所要数																																									
モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	放射性物質吸着剤	200 個																																									
	海水ピットシルトフェンス	2 本																																									
	取水ピットシルトフェンス	2 本																																									
	放水ピットシルトフェンス	12 本																																									
	放水ピットテントシート	48 枚																																									
	雨水排水口海洋シルトフェンス	2 本																																									
	小型船舶	1 台																																									
(2) 確認事項		(2) 確認事項																																									
<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td>放射性物質吸着剤</td><td rowspan="7">所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td><td rowspan="7">3 ヶ月に 1 回</td><td>放射線・化学管理課長</td></tr><tr><td>海水ピットシルトフェンス</td><td>機械計画第一課長</td></tr><tr><td>取水ピットシルトフェンス</td><td>機械計画第二課長</td></tr><tr><td>放水ピットシルトフェンス</td><td>機械計画第二課長</td></tr><tr><td>放水ピットテントシート</td><td>機械計画第二課長</td></tr><tr><td>雨水排水口海洋シルトフェンス</td><td>土木建築課長</td></tr><tr><td>小型船舶</td><td>放射線・化学管理課長</td></tr></table>	項 目	確認事項	頻 度	担 当	放射性物質吸着剤	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3 ヶ月に 1 回	放射線・化学管理課長	海水ピットシルトフェンス	機械計画第一課長	取水ピットシルトフェンス	機械計画第二課長	放水ピットシルトフェンス	機械計画第二課長	放水ピットテントシート	機械計画第二課長	雨水排水口海洋シルトフェンス	土木建築課長	小型船舶	放射線・化学管理課長		<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td>放射性物質吸着剤</td><td rowspan="7">所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td><td rowspan="7">3 ヶ月に 1 回</td><td>放射線・化学管理課長</td></tr><tr><td>海水ピットシルトフェンス</td><td>機械計画第一課長</td></tr><tr><td>取水ピットシルトフェンス</td><td>機械計画第二課長</td></tr><tr><td>放水ピットシルトフェンス</td><td>機械計画第二課長</td></tr><tr><td>放水ピットテントシート</td><td>機械計画第二課長</td></tr><tr><td>雨水排水口海洋シルトフェンス</td><td>土木建築課長</td></tr><tr><td>小型船舶</td><td>放射線・化学管理課長</td></tr></table>	項 目	確認事項	頻 度	担 当	放射性物質吸着剤	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3 ヶ月に 1 回	放射線・化学管理課長	海水ピットシルトフェンス	機械計画第一課長	取水ピットシルトフェンス	機械計画第二課長	放水ピットシルトフェンス	機械計画第二課長	放水ピットテントシート	機械計画第二課長	雨水排水口海洋シルトフェンス	土木建築課長	小型船舶	放射線・化学管理課長	
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																								
放射性物質吸着剤	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3 ヶ月に 1 回	放射線・化学管理課長																																								
海水ピットシルトフェンス			機械計画第一課長																																								
取水ピットシルトフェンス			機械計画第二課長																																								
放水ピットシルトフェンス			機械計画第二課長																																								
放水ピットテントシート			機械計画第二課長																																								
雨水排水口海洋シルトフェンス			土木建築課長																																								
小型船舶			放射線・化学管理課長																																								
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																								
放射性物質吸着剤	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3 ヶ月に 1 回	放射線・化学管理課長																																								
海水ピットシルトフェンス			機械計画第一課長																																								
取水ピットシルトフェンス			機械計画第二課長																																								
放水ピットシルトフェンス			機械計画第二課長																																								
放水ピットテントシート			機械計画第二課長																																								
雨水排水口海洋シルトフェンス			土木建築課長																																								
小型船舶			放射線・化学管理課長																																								

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A. 1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 。 および	速やかに	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 所要数を満足していない場合	A. 1 当直長は、使用済燃料ピット水位がEL 31.7m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 。 および	速やかに	
		A. 2 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 。 および	速やかに			A. 2 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 。 および	速やかに	
		A. 3 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，代替措置※ ¹ 検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			A. 3 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，代替措置※ ¹ 検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
モード1，2，3および4	A. 所要数を満足していない場合	A. 1 当直長は，1 台の原子炉格納容器スプレイポンプを起動し，動作可能であることを確認するとともに，残りの原子炉格納容器スプレイポンプ1 台が動作可能であることを確認する※ ² 。 および	4 時間	モード1，2，3および4	A. 所要数を満足していない場合	A. 1 当直長は，1 台の原子炉格納容器スプレイポンプを起動し，動作可能であることを確認するとともに，残りの原子炉格納容器スプレイポンプ1 台が動作可能であることを確認する※ ² 。 および	4 時間	
		A. 2 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，代替措置※ ¹ 検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および	72時間			A. 2 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，代替措置※ ¹ 検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および	72時間	
		A. 3 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する。	10日			A. 3 放射線・化学管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長または土木建築課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する。	10日	
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および	12時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および	12時間	
		B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間			B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間	
※1：代替品の補充等				※1：代替品の補充等				
※2：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※2：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前	変更後	備考																				
表 84－14 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	表 84－14 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給設備	本頁変更なし																				
84－14－ 1 補助給水タンクへの補給	84－14－ 1 補助給水タンクへの補給																					
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限																					
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系</td><td>中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系	中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系</td><td>中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系	中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系が動作可能であること													
項 目	運転上の制限																					
中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系	中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系が動作可能であること																					
項 目	運転上の制限																					
中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系	中型ポンプ車による補助給水タンクへの補給系が動作可能であること																					
<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="3">モード 1 , 2 , 3 , 4 , 5 および 6</td><td>中型ポンプ車</td><td>※ 1</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※ 2</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※ 2</td></tr></table>	適用モード	設 備	所要数	モード 1 , 2 , 3 , 4 , 5 および 6	中型ポンプ車	※ 1	軽油タンク	※ 2	ミニローリー	※ 2	<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="3">モード 1 , 2 , 3 , 4 , 5 および 6</td><td>中型ポンプ車</td><td>※ 1</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※ 2</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※ 2</td></tr></table>	適用モード	設 備	所要数	モード 1 , 2 , 3 , 4 , 5 および 6	中型ポンプ車	※ 1	軽油タンク	※ 2	ミニローリー	※ 2	
適用モード	設 備	所要数																				
モード 1 , 2 , 3 , 4 , 5 および 6	中型ポンプ車	※ 1																				
	軽油タンク	※ 2																				
	ミニローリー	※ 2																				
適用モード	設 備	所要数																				
モード 1 , 2 , 3 , 4 , 5 および 6	中型ポンプ車	※ 1																				
	軽油タンク	※ 2																				
	ミニローリー	※ 2																				
※ 1 : 「84－21－ 1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。	※ 1 : 「84－21－ 1 中型ポンプ車」において運転上の制限等を定める。																					
※ 2 : 「84－15－ 6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。	※ 2 : 「84－15－ 6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。																					

変更前				変更後				備考
(2) 要求される措置				(2) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 中型ポンプ車によ る補助給水タンク への補給系が動作 不能である場合	A. 1 当直長は，補助給水タンクの水量が 610m ³ 以上 を満足していることを確認する。	4 時間	モード1， 2，3およ び4	A. 中型ポンプ車によ る補助給水タンク への補給系が動作 不能である場合	A. 1 当直長は，補助給水タンクの水量が 610m ³ 以上 を満足していることを確認する。	4 時間	
		および A. 2 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，代 替措置 ※ ³ を検討し，原子炉主任技術者の確認を 得て実施する。	72 時間			および A. 2 機械計画第一課長または機械計画第二課長は，代 替措置 ※ ³ を検討し，原子炉主任技術者の確認を 得て実施する。	72 時間	
		および A. 3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は， 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10 日			および A. 3 機械計画第一課長または機械計画第二課長は， 当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10 日	
	B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12 時間		B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12 時間	
		および B. 2 当直長は，モード5にする。	56 時間			および B. 2 当直長は，モード5にする。	56 時間	
モード5 および6	A. 中型ポンプ車によ る補助給水タンク への補給系が動作 不能である場合	A. 1 機械計画第一課長または機械計画第二課長は， 当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開 始する。 および A. 2 機械計画第一課長または機械計画第二課長は， 代替措置 ※ ³ を検討し，原子炉主任技術者の確認 を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	モード5 および6	A. 中型ポンプ車によ る補助給水タンク への補給系が動作 不能である場合	A. 1 機械計画第一課長または機械計画第二課長は， 当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開 始する。 および A. 2 機械計画第一課長または機械計画第二課長は， 代替措置 ※ ³ を検討し，原子炉主任技術者の確認 を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	
※3：代替品の補充等				※3：代替品の補充等				

変更前				変更後				備考	
84－14－2 燃料取替用水タンク				84－14－2 燃料取替用水タンク				本頁変更なし	
(1) 運転上の制限				(1) 運転上の制限					
項 目		運転上の制限		項 目		運転上の制限			
燃料取替用水タンク（有効水量）		1,700m ³ 以上であること ※ ¹		燃料取替用水タンク（有効水量）		1,700m ³ 以上であること ※ ¹			
適用モード		設 備	所要数	適用モード		設 備	所要数		
モード1，2，3，4，5および6（キャビティ低水位）		燃料取替用水タンク	1,700m ³ 以上	モード1，2，3，4，5および6（キャビティ低水位）		燃料取替用水タンク	1,700m ³ 以上		
※1：原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第84条に定める水源および炉心注水手段等が確保されていることを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間をいう。また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう。				※1：原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第84条に定める水源および炉心注水手段等が確保されていることを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間をいう。また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう。					
(2) 確認事項				(2) 確認事項					
項 目		確認事項	頻 度	担 当	項 目		確認事項	頻 度	担 当
燃料取替用水タンク		モード1，2，3および4において、水量を確認する。	1週間に1回	当直長	燃料取替用水タンク		モード1，2，3および4において、水量を確認する。	1週間に1回	当直長
		モード5および6（キャビティ低水位）において、水量を確認する。	1ヶ月に1回	当直長			モード5および6（キャビティ低水位）において、水量を確認する。		1ヶ月に1回
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置					
適用モード	条 件	要求される措置		完了時間	適用モード	条 件	要求される措置		完了時間
モード1，2，3および4	A. 燃料取替用水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。		1時間	モード1，2，3および4	A. 燃料取替用水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。		1時間
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。		12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合		B.1 当直長は、モード3にする。 および B.2 当直長は、モード5にする。	
モード5および6（キャビティ低水位）	A. 燃料取替用水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。		速やかに	モード5および6（キャビティ低水位）	A. 燃料取替用水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。		速やかに
		A.2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。		速やかに			A.2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。		速やかに
		A.3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。		速やかに			A.3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。		速やかに

変更前				変更後				備考	
84－14－ 3 補助給水タンク				84－14－ 3 補助給水タンク				本頁変更なし	
(1) 運転上の制限				(1) 運転上の制限					
項 目		運転上の制限		項 目		運転上の制限			
補助給水タンク（有効水量）		610m³以上であること		補助給水タンク（有効水量）		610m³以上であること			
適用モード		設 備	所要数	適用モード		設 備	所要数		
モード1， 2， 3， 4， 5および6		補助給水タンク	610m³以上	モード1， 2， 3， 4， 5および6		補助給水タンク	610m³以上		
(2) 確認事項				(2) 確認事項					
項 目		確認事項	頻 度	担 当	項 目		確認事項	頻 度	担 当
補助給水タンク		モード1， 2， 3および4において，水量を確認する。	1日に1回	当直長	補助給水タンク		モード1， 2， 3および4において，水量を確認する。	1日に1回	当直長
		モード5および6において，水量を確認する。	1ヶ月に1回	当直長			モード5および6において，水量を確認する。	1ヶ月に1回	当直長
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置					
適用モード	条 件	要求される措置		完了時間	適用モード	条 件	要求される措置		完了時間
モード1， 2， 3および4	A. 補助給水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A. 1 当直長は，燃料取替用水タンクの水量が1,700 m³以上を満足していることを確認する。 および A. 2 当直長は，補助給水タンク水量の運転上の制限を満足させる。		4時間 72時間	モード1， 2， 3および4	A. 補助給水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A. 1 当直長は，燃料取替用水タンクの水量が1,700 m³以上を満足していることを確認する。 および A. 2 当直長は，補助給水タンク水量の運転上の制限を満足させる。		4時間 72時間
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。		12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。		12時間 56時間
モード5および6	A. 補助給水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A. 1 当直長は，運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。 および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合，1次系保有水を回復する措置を開始する。		速やかに 速やかに 速やかに	モード5および6	A. 補助給水タンク水量が運転上の制限を満足していない場合	A. 1 当直長は，運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。 および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合，1次系保有水を回復する措置を開始する。		速やかに 速やかに 速やかに

変更前				変更後				備考
表 84－15 電源設備				表 84－15 電源設備				
84－15－ 1 空冷式非常用発電装置からの給電				84－15－ 1 空冷式非常用発電装置からの給電				
(1) 運転上の制限				(1) 運転上の制限				
項 目		運転上の制限		項 目		運転上の制限		
空冷式非常用発電装置からの給電		空冷式非常用発電装置による電源系が動作可能であること		空冷式非常用発電装置からの給電		空冷式非常用発電装置による電源系が動作可能であること		
※ 1：「84－15－ 6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				※ 1：「84－15－ 6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。				
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項 目	確認事項	頻 度	担 当	項 目	確認事項	頻 度	担 当	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
空冷式非常用発電装置	発電装置を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	定期検査時	電気計画課長	空冷式非常用発電装置	発電装置を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	定期事業者検査時	電気計画課長	
	発電装置を起動し，動作可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	電気計画課長		発電装置を起動し，動作可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	電気計画課長	

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 空冷式非常用発電 装置からの電源系※ ² が動作不能である 場合	A. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに， 残り のディーゼル発電機 1 基が動作可能であることを 確認する ※ ³ 。	4 時間	モード1， 2，3およ び4	A. 空冷式非常用発電 装置からの電源系※ ² が動作不能である 場合	A. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに， 残り のディーゼル発電機 1 基が動作可能であることを 確認する ※ ³ 。	4 時間	
		および A. 2 電気計画課長は， 代替措置 ※ ⁴ を検討し， 原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	72時間			および A. 2 電気計画課長は， 代替措置 ※ ⁴ を検討し， 原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	72時間	
		および A. 3 電気計画課長は， 当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	10日			および A. 3 電気計画課長は， 当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	10日	
	B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は， モード3にする。 および B. 2 当直長は， モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は， モード3にする。 および B. 2 当直長は， モード5にする。	12時間 56時間	
モード5 および6	A. 空冷式非常用発電 装置からの電源系※ ² が動作不能である 場合	A. 1 電気計画課長は， 当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに	モード5 および6	A. 空冷式非常用発電 装置からの電源系※ ² が動作不能である 場合	A. 1 電気計画課長は， 当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は， 水抜きを中止する。	速やかに			および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は， 水抜きを中止する。	速やかに	
		および A. 3 当直長は， モード5 （1 次冷却系非満水） また はモード6 （キャビティ低水位） の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 当直長は， モード5 （1 次冷却系非満水） また はモード6 （キャビティ低水位） の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 4 電気計画課長は， 代替措置※ ⁴ を検討し， 原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに			および A. 4 電気計画課長は， 代替措置※ ⁴ を検討し， 原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに	
※ 2：空冷式非常用発電装置 2 台による。 ※ 3：「動作可能であること」の確認は， 対象設備の至近の記録等により行う。 ※ 4：代替品の補充等				※ 2：空冷式非常用発電装置 2 台による。 ※ 3：「動作可能であること」の確認は， 対象設備の至近の記録等により行う。 ※ 4：代替品の補充等				

変更前		変更後		備考																												
84－15－2 300kVA 電源車からの給電		84－15－2 300kVA 電源車からの給電		本頁変更なし																												
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																														
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>300kVA電源車からの給電</td><td>300kVA 電源車による電源系 2 系統※¹が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	300kVA電源車からの給電		300kVA 電源車による電源系 2 系統※ ¹ が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>300kVA電源車からの給電</td><td>300kVA 電源車による電源系 2 系統※¹が動作可能であること</td></tr></table>		項 目	運転上の制限	300kVA電源車からの給電	300kVA 電源車による電源系 2 系統※ ¹ が動作可能であること																					
項 目	運転上の制限																															
300kVA電源車からの給電	300kVA 電源車による電源系 2 系統※ ¹ が動作可能であること																															
項 目	運転上の制限																															
300kVA電源車からの給電	300kVA 電源車による電源系 2 系統※ ¹ が動作可能であること																															
(2) 確認事項		(2) 確認事項																														
<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">300kVA電源車</td><td>発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。</td><td>1 年に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>2 台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>300kVA電源車用変圧器</td><td>所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr></table>	項 目	確認事項	頻 度	担 当	300kVA電源車	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1 年に 1 回	電気計画課長	2 台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長	300kVA電源車用変圧器	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長	<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">300kVA電源車</td><td>発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。</td><td>1 年に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>2 台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>300kVA電源車用変圧器</td><td>所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	300kVA電源車	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1 年に 1 回	電気計画課長	2 台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長	300kVA電源車用変圧器	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長
項 目	確認事項	頻 度	担 当																													
300kVA電源車	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1 年に 1 回	電気計画課長																													
	2 台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長																													
300kVA電源車用変圧器	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長																													
項 目	確認事項	頻 度	担 当																													
300kVA電源車	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1 年に 1 回	電気計画課長																													
	2 台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長																													
300kVA電源車用変圧器	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長																													

変更前				変更後				備考	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし	
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間		
モード1， 2，3およ び4	A. 300kVA電源車およ び300kVA電源車用 変圧器からの電源 系のうち，動作可能 な系統が2系統未 満である場合	A. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，残り のディーゼル発電機 1 基が動作可能であることを 確認する ※ ³ 。	4 時間	モード1， 2，3およ び4	A. 300kVA電源車およ び300kVA電源車用 変圧器からの電源 系のうち，動作可能 な系統が2系統未 満である場合	A. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，残り のディーゼル発電機 1 基が動作可能であることを 確認する ※ ³ 。	4 時間		
		および A. 2 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備 ※ ⁴ が動作可能であることを 確認する ※ ³ 。	10日			および A. 2 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備 ※ ⁴ が動作可能であることを 確認する ※ ³ 。	10日		
		および A. 3 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	30日			および A. 3 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	30日		
	B. 300kVA電源車およ び300kVA電源車用 変圧器からの電源 系のすべての系統 が動作不能である 場合	B. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，残り のディーゼル発電機 1 基が動作可能であることを 確認する ※ ³ 。	4 時間	B. 300kVA電源車およ び300kVA電源車用 変圧器からの電源 系のすべての系統 が動作不能である 場合	B. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，残り のディーゼル発電機 1 基が動作可能であることを 確認する ※ ³ 。	4 時間			
		および B. 2 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備 ※ ⁴ が動作可能であることを 確認する ※ ³ 。	72時間		および B. 2 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備 ※ ⁴ が動作可能であることを 確認する ※ ³ 。	72時間			
		および B. 3 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	30日		および B. 3 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	30日			
C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	C. 1 当直長は，モード3にする。	12時間				
	および C. 2 当直長は，モード5にする。	56時間		および C. 2 当直長は，モード5にする。	56時間				
※3：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※3：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。					
※4：空冷式非常用発電装置をいう。				※4：空冷式非常用発電装置をいう。					

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置 つづき				(3) 要求される措置 つづき				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 300kVA電源車およ び300kVA電源車用 変圧器からの電源 系のうち，動作可能 な系統が2系統未 満である場合	A. 1 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに	モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 300kVA電源車およ び300kVA電源車用 変圧器からの電源 系のうち，動作可能 な系統が2系統未 満である場合	A. 1 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 2 当直長は， 1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに			および A. 2 当直長は， 1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに	
		および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 4 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ⁵ が動作可能であることを 確認する※ ⁶ 。	速やかに			および A. 4 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ⁵ が動作可能であることを 確認する※ ⁶ 。	速やかに	
※5：空冷式非常用発電装置をいう。				※5：空冷式非常用発電装置をいう。				
※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前				変更後				備考
84－15－3 蓄電池（非常用）および蓄電池（重大事故等対処用）からの給電				84－15－3 蓄電池（非常用）および蓄電池（重大事故等対処用）からの給電				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）
（１）運転上の制限				（１）運転上の制限				
項 目		運転上の制限		項 目		運転上の制限		
蓄電池（非常用）および蓄電池（重大事故等対処用）からの給電		(1)蓄電池（非常用）からの電源系１系統以上が動作可能であること		蓄電池（非常用）および蓄電池（重大事故等対処用）からの給電		(1)蓄電池（非常用）からの電源系１系統以上が動作可能であること		
		(2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系１系統以上が動作可能であること				(2)蓄電池（重大事故等対処用）からの電源系１系統以上が動作可能であること		
適用モード		設 備	所要数	適用モード		設 備	所要数	
モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		蓄電池（非常用）	１組	モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		蓄電池（非常用）	１組	
		蓄電池（重大事故等対処用）	１組			蓄電池（重大事故等対処用）	１組	
（２）確認事項				（２）確認事項				
項 目	確認事項	頻 度	担 当	項 目	確認事項	頻 度	担 当	
蓄電池（非常用）	蓄電池（非常用）が健全であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	蓄電池（非常用）	蓄電池（非常用）が健全であることを確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	発電課長	
	蓄電池（非常用）の浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V 以上であることを確認する。	１週間に１回	当直長		蓄電池（非常用）の浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V 以上であることを確認する。	１週間に１回	当直長	
蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	蓄電池（重大事故等対処用）	蓄電池（重大事故等対処用）が健全であることを確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	発電課長	
	蓄電池（重大事故等対処用）の浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V 以上であることを確認する。	１週間に１回	当直長		蓄電池（重大事故等対処用）の浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V 以上であることを確認する。	１週間に１回	当直長	

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 蓄電池（非常用）か らの電源系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 蓄電池（重大事故等 対処用）からの電源 系のすべての系統 が動作不能である 場合	A. 1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，残り のディーゼル発電機1基が動作可能であることを 確認する※ ¹ 。 および A. 2 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ² が動作可能であることを 確認する※ ¹ 。 および A. 3 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	4時間 72時間 30日	モード1， 2，3およ び4	A. 蓄電池（非常用）か らの電源系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 蓄電池（重大事故等 対処用）からの電源 系のすべての系統 が動作不能である 場合	A. 1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，残り のディーゼル発電機1基が動作可能であることを 確認する※ ¹ 。 および A. 2 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ² が動作可能であることを 確認する※ ¹ 。 および A. 3 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	4時間 72時間 30日	
	B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	
モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 蓄電池（非常用）か らの電源系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 蓄電池（重大事故等 対処用）からの電源 系のすべての系統 が動作不能である 場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。 および A. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1次 系保有水を回復する措置を開始する。 および A. 4 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ² が動作可能であることを 確認する※ ¹ 。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 蓄電池（非常用）か らの電源系のすべ ての系統が動作不 能である場合 または 蓄電池（重大事故等 対処用）からの電源 系のすべての系統 が動作不能である 場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。 および A. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1次 系保有水を回復する措置を開始する。 および A. 4 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ² が動作可能であることを 確認する※ ¹ 。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	
※1：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。 ※2：空冷式非常用発電装置，300kVA 電源車または可搬型直流電源装置（75kVA 電源車および可搬型整 流器）をいう。				※1：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。 ※2：空冷式非常用発電装置，300kVA 電源車または可搬型直流電源装置（75kVA 電源車および可搬型整 流器）をいう。				

変更前	変更後	備考																																																																
84－15－4　可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの給電	84－15－4　可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの給電	本頁変更なし																																																																
（1）運転上の制限 <table><tr><th>項　　目</th><th>運　転　上　の　制　限</th></tr><tr><td>可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの給電</td><td>可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの電源系２系統※^１が動作可能であること</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設　　　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="4">モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>75kVA電源車</td><td>１台×２</td></tr><tr><td>可搬型整流器</td><td>１個×２</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※２</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※２</td></tr></table> ※１：１系統とは、75kVA電源車１台および可搬型整流器１個をいう。 ※２：「84－15－6　重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 （2）確認事項 <table><tr><th>項　　目</th><th>確　認　事　項</th><th>頻　　　度</th><th>担　　　当</th></tr><tr><td rowspan="2">75kVA電源車</td><td>発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。</td><td>１年に１回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>２台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>３ヶ月に１回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>可搬型整流器</td><td>所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td><td>３ヶ月に１回</td><td>電気計画課長</td></tr></table>			項　　目	運　転　上　の　制　限	可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの給電	可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの電源系２系統※ ^１ が動作可能であること	適用モード	設　　　備	所要数	モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	75kVA電源車	１台×２	可搬型整流器	１個×２	軽油タンク	※２	ミニローリー	※２	項　　目	確　認　事　項	頻　　　度	担　　　当	75kVA電源車	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	１年に１回	電気計画課長	２台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気計画課長	可搬型整流器	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	３ヶ月に１回	電気計画課長	（1）運転上の制限 <table><tr><th>項　　目</th><th>運　転　上　の　制　限</th></tr><tr><td>可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの給電</td><td>可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの電源系２系統※^１が動作可能であること</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設　　　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="4">モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>75kVA電源車</td><td>１台×２</td></tr><tr><td>可搬型整流器</td><td>１個×２</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※２</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※２</td></tr></table> ※１：１系統とは、75kVA電源車１台および可搬型整流器１個をいう。 ※２：「84－15－6　重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 （2）確認事項 <table><tr><th>項　　目</th><th>確　認　事　項</th><th>頻　　　度</th><th>担　　　当</th></tr><tr><td rowspan="2">75kVA電源車</td><td>発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。</td><td>１年に１回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>２台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>３ヶ月に１回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>可搬型整流器</td><td>所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td><td>３ヶ月に１回</td><td>電気計画課長</td></tr></table>		項　　目	運　転　上　の　制　限	可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの給電	可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの電源系２系統※ ^１ が動作可能であること	適用モード	設　　　備	所要数	モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	75kVA電源車	１台×２	可搬型整流器	１個×２	軽油タンク	※２	ミニローリー	※２	項　　目	確　認　事　項	頻　　　度	担　　　当	75kVA電源車	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	１年に１回	電気計画課長	２台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気計画課長	可搬型整流器	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	３ヶ月に１回	電気計画課長
項　　目	運　転　上　の　制　限																																																																	
可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの給電	可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの電源系２系統※ ^１ が動作可能であること																																																																	
適用モード	設　　　備	所要数																																																																
モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	75kVA電源車	１台×２																																																																
	可搬型整流器	１個×２																																																																
	軽油タンク	※２																																																																
	ミニローリー	※２																																																																
項　　目	確　認　事　項	頻　　　度	担　　　当																																																															
75kVA電源車	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	１年に１回	電気計画課長																																																															
	２台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気計画課長																																																															
可搬型整流器	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	３ヶ月に１回	電気計画課長																																																															
項　　目	運　転　上　の　制　限																																																																	
可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの給電	可搬型直流電源装置（75kVA電源車および可搬型整流器）からの電源系２系統※ ^１ が動作可能であること																																																																	
適用モード	設　　　備	所要数																																																																
モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	75kVA電源車	１台×２																																																																
	可搬型整流器	１個×２																																																																
	軽油タンク	※２																																																																
	ミニローリー	※２																																																																
項　　目	確　認　事　項	頻　　　度	担　　　当																																																															
75kVA電源車	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	１年に１回	電気計画課長																																																															
	２台以上の発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	３ヶ月に１回	電気計画課長																																																															
可搬型整流器	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	３ヶ月に１回	電気計画課長																																																															

変更前				変更後				備考		
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし		
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間			
モード1， 2，3およ び4	A. 可搬型直流電源装 置（75kVA電源車お よび可搬型整流器） からの電源系のう ち，動作可能な系統 が2系統未満であ る場合	A.1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，残り のディーゼル発電機1基が動作可能であることを 確認する※ ³ 。 および A.2 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可能であることを 確認する※ ³ 。 および A.3 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	4時間 10日 30日	モード1， 2，3およ び4	A. 可搬型直流電源装 置（75kVA電源車お よび可搬型整流器） からの電源系のう ち，動作可能な系統 が2系統未満であ る場合	A.1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，残り のディーゼル発電機1基が動作可能であることを 確認する※ ³ 。 および A.2 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可能であることを 確認する※ ³ 。 および A.3 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	4時間 10日 30日			
		B. 可搬型直流電源装 置（75kVA電源車お よび可搬型整流器） からの電源系のす べての系統が動作 不能である場合	B.1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，残り のディーゼル発電機1基が動作可能であることを 確認する※ ³ 。 および B.2 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可能であることを 確認する※ ³ 。 および B.3 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。			4時間 72時間 30日	B. 可搬型直流電源装 置（75kVA電源車お よび可搬型整流器） からの電源系のす べての系統が動作 不能である場合		B.1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，残り のディーゼル発電機1基が動作可能であることを 確認する※ ³ 。 および B.2 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可能であることを 確認する※ ³ 。 および B.3 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する。	4時間 72時間 30日
			C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合			C.1 当直長は，モード3にする。 および C.2 当直長は，モード5にする。			12時間 56時間	C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合
※3：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。 ※4：空冷式非常用発電装置または300kVA 電源車をいう。				※3：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。 ※4：空冷式非常用発電装置または300kVA 電源車をいう。						

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置 つづき				(3) 要求される措置 つづき				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 可搬型直流電源装 置（75kVA電源車お よび可搬型整流器） からの電源系のう ち，動作可能な系統 が2系統未満であ る場合	A. 1 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに	モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 可搬型直流電源装 置（75kVA電源車お よび可搬型整流器） からの電源系のう ち，動作可能な系統 が2系統未満であ る場合	A. 1 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 2 当直長は， 1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに			および A. 2 当直長は， 1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに	
		および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 4 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ⁵ が動作可能であることを 確認する※ ⁶ 。	速やかに			および A. 4 電気計画課長は，当該系統と同等な機能を持つ 重大事故等対処設備※ ⁵ が動作可能であることを 確認する※ ⁶ 。	速やかに	
※5：空冷式非常用発電装置または300kVA 電源車をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※5：空冷式非常用発電装置または300kVA 電源車をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前	変更後	備考																																																					
84－15－5 代替所内電気設備（代替電気設備受電盤，代替動力変圧器，空冷式非常用発電装置）からの給電	84－15－5 代替所内電気設備（代替電気設備受電盤，代替動力変圧器，空冷式非常用発電装置）からの給電	本頁変更なし																																																					
（1）運転上の制限 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>代替所内電気設備（代替電気設備受電盤，代替動力変圧器，空冷式非常用発電装置）からの給電</td><td>代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="5">モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>代替電気設備受電盤</td><td>1台</td></tr><tr><td>代替動力変圧器</td><td>1台</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※1</td></tr><tr><td>重油タンク</td><td>※2</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※2</td></tr></table> ※1：「84－15－1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。 ※2：「84－15－6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 （2）確認事項 <table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td>代替電気設備受電盤</td><td rowspan="2">所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td><td rowspan="2">1ヶ月に1回</td><td rowspan="2">電気計画課長</td></tr><tr><td>代替動力変圧器</td></tr></table>	項 目		運転上の制限	代替所内電気設備（代替電気設備受電盤，代替動力変圧器，空冷式非常用発電装置）からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること	適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替電気設備受電盤	1台	代替動力変圧器	1台	空冷式非常用発電装置	※1	重油タンク	※2	ミニローリー	※2	項 目	確認事項	頻 度	担 当	代替電気設備受電盤	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	電気計画課長	代替動力変圧器	（1）運転上の制限 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>代替所内電気設備（代替電気設備受電盤，代替動力変圧器，空冷式非常用発電装置）からの給電</td><td>代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="5">モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>代替電気設備受電盤</td><td>1台</td></tr><tr><td>代替動力変圧器</td><td>1台</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※1</td></tr><tr><td>重油タンク</td><td>※2</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※2</td></tr></table> ※1：「84－15－1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。 ※2：「84－15－6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。 （2）確認事項 <table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td>代替電気設備受電盤</td><td rowspan="2">所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。</td><td rowspan="2">1ヶ月に1回</td><td rowspan="2">電気計画課長</td></tr><tr><td>代替動力変圧器</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	代替所内電気設備（代替電気設備受電盤，代替動力変圧器，空冷式非常用発電装置）からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること	適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替電気設備受電盤	1台	代替動力変圧器	1台	空冷式非常用発電装置	※1	重油タンク	※2	ミニローリー	※2	項 目	確認事項	頻 度	担 当	代替電気設備受電盤	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	電気計画課長
項 目	運転上の制限																																																						
代替所内電気設備（代替電気設備受電盤，代替動力変圧器，空冷式非常用発電装置）からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること																																																						
適用モード	設 備	所要数																																																					
モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替電気設備受電盤	1台																																																					
	代替動力変圧器	1台																																																					
	空冷式非常用発電装置	※1																																																					
	重油タンク	※2																																																					
	ミニローリー	※2																																																					
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																																				
代替電気設備受電盤	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	電気計画課長																																																				
代替動力変圧器																																																							
項 目	運転上の制限																																																						
代替所内電気設備（代替電気設備受電盤，代替動力変圧器，空冷式非常用発電装置）からの給電	代替所内電気設備からの給電系が使用可能であること																																																						
適用モード	設 備	所要数																																																					
モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	代替電気設備受電盤	1台																																																					
	代替動力変圧器	1台																																																					
	空冷式非常用発電装置	※1																																																					
	重油タンク	※2																																																					
	ミニローリー	※2																																																					
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																																				
代替電気設備受電盤	所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。	1ヶ月に1回	電気計画課長																																																				
代替動力変圧器																																																							

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 代替所内電気設備 からの給電系が使用 不能である場合	A. 1 当直長は，所内電気設備の系統電圧を確認し， 使用可能であることを確認する。	4時間	モード1， 2，3およ び4	A. 代替所内電気設備 からの給電系が使用 不能である場合	A. 1 当直長は，所内電気設備の系統電圧を確認し， 使用可能であることを確認する。	4時間	
		および A. 2 電気計画課長は，代替措置※ ³ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	72時間			および A. 2 電気計画課長は，代替措置※ ³ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	72時間	
		および A. 3 電気計画課長は，当該設備を使用可能な状態に 復旧する。	10日			および A. 3 電気計画課長は，当該設備を使用可能な状態に 復旧する。	10日	
	B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	
モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 代替所内電気設備 からの給電系が使用 不能である場合	A. 1 電気計画課長は，当該設備を使用可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに	モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 代替所内電気設備 からの給電系が使用 不能である場合	A. 1 電気計画課長は，当該設備を使用可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに			および A. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに	
		および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 4 電気計画課長は，代替措置※ ³ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに			および A. 4 電気計画課長は，代替措置※ ³ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに	
※3：代替品の補充等				※3：代替品の補充等				

変更前	変更後	備考																																																											
84ー15ー6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備	84ー15ー6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備	本頁変更なし																																																											
(1) 運転上の制限 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備</td><td>重油タンク，軽油タンクおよびミニローリーによる燃料補給系が使用可能であること</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="3">モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>重油タンク</td><td>258kL 以上 ※¹</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>55kL以上</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>3 台※²※³</td></tr></table>※1：重油タンク3基分 ※2：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの ※3：重油タンクからの移送に1台，軽油タンクからの移送に2台を使用する。 (2) 確認事項 <table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td>重油タンク</td><td>油量を確認する。</td><td>1 ヶ月に1回</td><td>機械計画第一課長</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>油量を確認する。</td><td>1 ヶ月に1回</td><td>機械計画第一課長</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>所要数が使用可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に1回</td><td>機械計画第一課長</td></tr></table>	項 目		運転上の制限	重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備	重油タンク，軽油タンクおよびミニローリーによる燃料補給系が使用可能であること	適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	重油タンク	258kL 以上 ※ ¹	軽油タンク	55kL以上	ミニローリー	3 台※ ² ※ ³	項 目	確認事項	頻 度	担 当	重油タンク	油量を確認する。	1 ヶ月に1回	機械計画第一課長	軽油タンク	油量を確認する。	1 ヶ月に1回	機械計画第一課長	ミニローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に1回	機械計画第一課長	(1) 運転上の制限 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備</td><td>重油タンク，軽油タンクおよびミニローリーによる燃料補給系が使用可能であること</td></tr></table> <table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="3">モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>重油タンク</td><td>258kL 以上 ※¹</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>55kL以上</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>3 台※²※³</td></tr></table>※1：重油タンク3基分 ※2：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの ※3：重油タンクからの移送に1台，軽油タンクからの移送に2台を使用する。 (2) 確認事項 <table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td>重油タンク</td><td>油量を確認する。</td><td>1 ヶ月に1回</td><td>機械計画第一課長</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>油量を確認する。</td><td>1 ヶ月に1回</td><td>機械計画第一課長</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>所要数が使用可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に1回</td><td>機械計画第一課長</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備	重油タンク，軽油タンクおよびミニローリーによる燃料補給系が使用可能であること	適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	重油タンク	258kL 以上 ※ ¹	軽油タンク	55kL以上	ミニローリー	3 台※ ² ※ ³	項 目	確認事項	頻 度	担 当	重油タンク	油量を確認する。	1 ヶ月に1回	機械計画第一課長	軽油タンク	油量を確認する。	1 ヶ月に1回	機械計画第一課長	ミニローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に1回
項 目	運転上の制限																																																												
重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備	重油タンク，軽油タンクおよびミニローリーによる燃料補給系が使用可能であること																																																												
適用モード	設 備	所要数																																																											
モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	重油タンク	258kL 以上 ※ ¹																																																											
	軽油タンク	55kL以上																																																											
	ミニローリー	3 台※ ² ※ ³																																																											
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																																										
重油タンク	油量を確認する。	1 ヶ月に1回	機械計画第一課長																																																										
軽油タンク	油量を確認する。	1 ヶ月に1回	機械計画第一課長																																																										
ミニローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に1回	機械計画第一課長																																																										
項 目	運転上の制限																																																												
重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備	重油タンク，軽油タンクおよびミニローリーによる燃料補給系が使用可能であること																																																												
適用モード	設 備	所要数																																																											
モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	重油タンク	258kL 以上 ※ ¹																																																											
	軽油タンク	55kL以上																																																											
	ミニローリー	3 台※ ² ※ ³																																																											
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																																										
重油タンク	油量を確認する。	1 ヶ月に1回	機械計画第一課長																																																										
軽油タンク	油量を確認する。	1 ヶ月に1回	機械計画第一課長																																																										
ミニローリー	所要数が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に1回	機械計画第一課長																																																										

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 重油タンクの油量 が運転上の制限を 満足していない場 合	A. 1 機械計画第一課長は，重油タンクの油量を制限 値内に回復させる。	48時間	モード1， 2，3およ び4	A. 重油タンクの油量 が運転上の制限を 満足していない場 合	A. 1 機械計画第一課長は，重油タンクの油量を制限 値内に回復させる。	48時間	
	B. 軽油タンクの油量 が運転上の制限を 満足していない場 合	B. 1 機械計画第一課長は，軽油タンクの油量を制限 値内に回復させる。	72時間		B. 軽油タンクの油量 が運転上の制限を 満足していない場 合	B. 1 機械計画第一課長は，軽油タンクの油量を制限 値内に回復させる。	72時間	
	C. ミニローリーの所 要数の1台または 2台が使用不能で ある場合	C. 1 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状 態に復旧する。	72時間		C. ミニローリーの所 要数の1台または 2台が使用不能で ある場合	C. 1 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状 態に復旧する。	72時間	
		または C. 2 機械計画第一課長は，代替措置※ ⁴ を検討し，原 子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72時間			または C. 2 機械計画第一課長は，代替措置※ ⁴ を検討し，原 子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72時間	
	D. ミニローリー全台 が使用不能である 場合	D. 1 機械計画第一課長は，少なくとも1台の当該設 備を使用可能な状態に復旧する。	48時間		D. ミニローリー全台 が使用不能である 場合	D. 1 機械計画第一課長は，少なくとも1台の当該設 備を使用可能な状態に復旧する。	48時間	
		または D. 2 機械計画第一課長は，少なくとも1台の代替措 置※ ⁴ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て 実施する。	48時間			または D. 2 機械計画第一課長は，少なくとも1台の代替措 置※ ⁴ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て 実施する。	48時間	
E. 条件AまたはDの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	E. 1 当直長は，重油タンクからの燃料補給を要する 空冷式非常用発電装置を動作不能とみなし，こ の規定で定める要求される措置を実施する。	速やかに	E. 条件AまたはDの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	E. 1 当直長は，重油タンクからの燃料補給を要する 空冷式非常用発電装置を動作不能とみなし，こ の規定で定める要求される措置を実施する。	速やかに			
F. 条件B，CまたはD の措置を完了時間 内に達成できない 場合	F. 1 当直長は，軽油タンクからの燃料補給を要する 重大事故等対処設備※ ⁵ を動作不能※ ⁶ とみな し，この規定で定める要求される措置を実施す る。	速やかに	F. 条件B，CまたはD の措置を完了時間 内に達成できない 場合	F. 1 当直長は，軽油タンクからの燃料補給を要する 重大事故等対処設備※ ⁵ を動作不能※ ⁶ とみな し，この規定で定める要求される措置を実施す る。	速やかに			
※4：代替品の補充等				※4：代替品の補充等				
※5：軽油タンクからの燃料補給を要する重大事故等対処設備とは，300kVA電源車，75kVA電源車，中型 ポンプ車，加圧ポンプ車，大型ポンプ車，大型ポンプ車（泡混合機能付）および緊急時対策所用 発電機をいう。				※5：軽油タンクからの燃料補給を要する重大事故等対処設備とは，300kVA電源車，75kVA電源車，中型 ポンプ車，加圧ポンプ車，大型ポンプ車，大型ポンプ車（泡混合機能付）および緊急時対策所用 発電機をいう。				
※6：当該重大事故等対処設備の運転上の制限は，個別に適用される。				※6：当該重大事故等対処設備の運転上の制限は，個別に適用される。				

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置 つづき				(3) 要求される措置 つづき				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード5， 6 および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 重油タンクまたは 軽油タンクの油量 が運転上の制限を 満足していない場 合	A. 1 機械計画第一課長は，重油タンクまたは軽油タ ンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始 する。 および	速やかに	モード5， 6 および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 重油タンクまたは 軽油タンクの油量 が運転上の制限を 満足していない場 合	A. 1 機械計画第一課長は，重油タンクまたは軽油タ ンクの油量を制限値内に回復させる措置を開始 する。 および	速やかに	
		A. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および	速やかに			A. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および	速やかに	
		A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			A. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
	B. ミニローリーの所 要数を満足してい ない場合	B. 1 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状 態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに		B. ミニローリーの所 要数を満足してい ない場合	B. 1 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状 態に復旧する措置を開始する。 および	速やかに	
		B. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および	速やかに			B. 2 当直長は，1次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。 および	速やかに	
		B. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1次 系保有水を回復する措置を開始する。 および	速やかに			B. 3 当直長は，モード5（1次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合，1次 系保有水を回復する措置を開始する。 および	速やかに	
		B. 4 機械計画第一課長は，代替措置※ ⁷ を検討し，原 子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開 始する。	速やかに			B. 4 機械計画第一課長は，代替措置※ ⁷ を検討し，原 子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開 始する。	速やかに	
※7：代替品の補充等				※7：代替品の補充等				

表 84－16 計装設備

84－16－1 計測設備

分類	機 能 ※1		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ 条 件
	主要パラメータ	代替パラメータ ※2			
原子炉 容器内 の温度	1 次冷却材高温側温 度 (広域)	① 1 次冷却材低温側 温度 (広域)	1	モ ー ド 1, 2, 3, 4, 5 お よ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
	1 次冷却材低温側温 度 (広域)	① 1 次冷却材高温側 温度 (広域)	1		
	〔炉心出口温度〕 ※3	① 1 次冷却材高温側 温度 (広域) ② 1 次冷却材低温側 温度 (広域)	1		B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
原子炉 容器内 の圧力	1 次冷却材圧力	① 1 次冷却材高温側 温度 (広域) ② 1 次冷却材低温側 温度 (広域)	1		C. 1 つの機能を確 認するすべての 計器が動作不能 である場合
	〔加圧器圧力〕 ※3	① 1 次冷却材圧力	1		D. モード 1, 2, 3 および 4 にお いて条件 A, B または C の措置 を完了時間内に 達成できない場 合
原子炉 容器内 の水位	加圧器水位	① 原子炉容器水位 ② 1 次冷却材圧力 および 1 次冷却材高温側 温度 (広域)	1		
	〔R/V フランジ面下 水位 (RCS ノズルセ ンタ水位)〕 ※3	① 1 次冷却材高温側 温度 (広域) ① 1 次冷却材低温側 温度 (広域)	1		E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措 置を完了時間内 に達成できない 場合

※ 1 : プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離し
ている場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※ 2 : 代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※ 3 : [] は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※ 4 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長は、代替パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および A. 3 計装計画課長は、当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに 30 日	機能検査を実施す る。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、主要パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに 30 日	動作不能でないこ とを指示値により 確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長
C. 1 計装計画課長は、当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを 1 手段以上動作可 能な状態に復旧する。	72 時間			
D. 1 当直長は、モード 3 にする。 および D. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
E. 1 当直長は、原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する ※ 4。 および E. 2 当直長は、1 次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作をす べて中止する。	速やかに 速やかに			

変更後

備考

表 84－16 計装設備

84－16－1 計測設備

分類	機 能 ※1		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ	確認事項			
	主要パラメータ	代替パラメータ ※2			条 件	項 目	頻 度	担 当	
原子炉 容器内 の温度	1 次冷却材高温側温 度 (広域)	① 1 次冷却材低温側 温度 (広域)	1	モ ー ド 1， 2， 3， 4， 5 お よ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	機能の <u>確認を行う</u> 。	定期事業者 <u>検査時</u>	計装計画課長	
	1 次冷却材低温側温 度 (広域)	① 1 次冷却材高温側 温度 (広域)	1			動作不能でないこ とを指示値により 確認する。			1 ヶ月に 1 回
	〔炉心出口温度〕 ※3	① 1 次冷却材高温側 温度 (広域) ② 1 次冷却材低温側 温度 (広域)	1		B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合				
原子炉 容器内 の圧力	1 次冷却材圧力	① 1 次冷却材高温側 温度 (広域) ② 1 次冷却材低温側 温度 (広域)	1	C. 1 つの機能を確 認するすべての 計器が動作不能 である場合 D. モード 1， 2， 3 および 4 にお いて条件 A， B または C の措置 を完了時間内に 達成できない場 合	C. 1 計装計画課長は，当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを 1 手段以上動作可 能な状態に復旧する。	72 時間			
	〔加圧器圧力〕 ※3	① 1 次冷却材圧力	1		D. 1 当直長は，モード 3 にする。 および D. 2 当直長は，モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
原子炉 容器内 の水位	加圧器水位	①原子炉容器水位 ② 1 次冷却材圧力 および 1 次冷却材高温側 温度 (広域)	1		E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措 置を完了時間内 に達成できない 場合	E. 1 当直長は，原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する ※ 4。 および E. 2 当直長は， 1 次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作をす べて中止する。	速やかに 速やかに		
	〔R/V フランジ面下 水位 (RCS ノズルセ ンタ水位)〕 ※3	① 1 次冷却材高温側 温度 (広域) ① 1 次冷却材低温側 温度 (広域)	1			モード 5 およ び 6			

※ 1：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離し
ている場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※ 2：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。
※ 3：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※ 4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（実用炉規
則の改正に伴い「定
期検査」を「定期事
業者検査」に変更，
LCO を満足している
かの確認行為につい
て「検査」を「確認」
に変更）

変更前

84-16-1 計測設備 つづき

分類	機 能※5		所要チャネル数	適用モード	所要チャ
	主要パラメータ	代替パラメータ※6			条 件
原子炉容器への注水量	高圧注入ライン流量	①燃料取替用水タンク水位 ②加圧器水位 ③原子炉容器水位 ④格納容器再循環サンプ水位（広域）	1	モード1，2，3，4，5 および6	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合
	余熱除去ループ流量	①燃料取替用水タンク水位 ②加圧器水位 ③原子炉容器水位 ④格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合
	格納容器スプレイラインB積算流量	①余熱除去ループB流量 ②燃料取替用水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉容器水位 ⑤格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合
	代替格納容器スプレイライン積算流量(A M)	①余熱除去ループB流量 ②燃料取替用水タンク水位 ②補助給水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉容器水位 ⑤格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		D. モード1，2，3および4において条件A，BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合
	〔充てんライン流量〕※7	①燃料取替用水タンク水位 ②加圧器水位 ③原子炉容器水位 ④格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合
	〔蓄圧タンク圧力〕※7 〔蓄圧タンク水位〕※7	①1次冷却材圧力 ①1次冷却材低温側温度（広域）	1		

ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30 日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30 日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	当直長
C. 1 計装計画課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72 時間			
D. 1 当直長は、モード3にする。 および D. 2 当直長は、モード5にする。	12 時間 56 時間			
E. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※8。 および E. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに			

※5：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※6：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※7：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※5：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※6：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※7：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

84－16－ 1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※5		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ	ンネル数を満足できない場合の措置				
	主要パラメータ	代替パラメータ ※6			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
原子炉 容器へ の注水 量	高圧注入ライン流量	①燃料取替用水タン ク水位 ②加圧器水位 ③原子炉容器水位 ④格納容器再循環サ ンプ水位（広域）	1	モ ー ド 1， 2， 3， 4， 5 お よ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	A. 1 当直長は，代替パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および A. 2 計装計画課長は，当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および A. 3 計装計画課長は，当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに	機能 <u>の確認を行う。</u>	<u>定期事業者</u> <u>検査時</u>	計装計画課長
	余熱除去ループ流量	①燃料取替用水タン ク水位 ②加圧器水位 ③原子炉容器水位 ④格納容器再循環サ ンプ水位（広域）	1			速やかに	動作不能でないこ とを指示値により 確認する。			
	格納容器スプレイラ イン B 積算流量	①余熱除去ループ B 流量 ②燃料取替用水タン ク水位 ③加圧器水位 ④原子炉容器水位 ⑤格納容器再循環サ ンプ水位（広域）	1		B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	B. 1 当直長は，主要パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および B. 2 計装計画課長は，当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および B. 3 計装計画課長は，当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに	30 日		
	代替格納容器スプレ イライン積算流量(A M)	①余熱除去ループ B 流量 ②燃料取替用水タン ク水位 ②補助給水タンク水 位 ③加圧器水位 ④原子炉容器水位 ⑤格納容器再循環サ ンプ水位（広域）	1		C. 1 つの機能を確 認するすべての 計器が動作不能 である場合	C. 1 計装計画課長は，当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを 1 手段以上動作可 能な状態に復旧する。	72 時間			
	〔充てんライン流 量〕 ※7	①燃料取替用水タン ク水位 ②加圧器水位 ③原子炉容器水位 ④格納容器再循環サ ンプ水位（広域）	1		D. モード 1， 2， 3 および 4 にお いて条件 A， B または C の措置 を完了時間内に 達成できない場 合	D. 1 当直長は，モード 3 にする。 および D. 2 当直長は，モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
	〔蓄圧タンク圧力〕※ 7	① 1 次冷却材圧力	1		E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措 置を完了時間内 に達成できない 場合	E. 1 当直長は，原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する ※ 8。 および E. 2 当直長は， 1 次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作をす べて中止する。	速やかに			
	〔蓄圧タンク水位〕※ 7	① 1 次冷却材低温側 温度（広域）				速やかに				

※ 5：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離してい
る場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※ 6：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。
※ 7：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※ 8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（実用炉規
則の改正に伴い「定
期検査」を「定期事
業者検査」に変更，
LCO を満足してい
るかの確認行為につ
いて「検査」を「確認」
に変更）

変更前

84-16-1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※9		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ 条 件	ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ※10				措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
原子炉格納容器への注水量	格納容器スプレイラインB積算流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1	モード1，2，3，4，5および6	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A. 1 当直長は，代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は，当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3 計装計画課長は，当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30 日	機能 <u>検査を実施する</u> 。	定期検査時 1 ヶ月に 1 回	計装計画課長 当直長
	代替格納容器スプレイライン積算流量(A M)	①燃料取替用水タンク水位 ①補助給水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B. 1 当直長は，主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は，当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3 計装計画課長は，当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30 日			
	高圧注入ライン流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		C. 1 つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C. 1 計装計画課長は，当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを 1 手段以上動作可能な状態に復旧する。	72 時間			
	余熱除去ループ流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		D. モード1，2，3および4において条件A，BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は，モード3にする。 および D. 2 当直長は，モード5にする。	12 時間 56 時間			
	〔格納容器スプレイライン流量〕 ※11	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E. 1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ※1 2。 および E. 2 当直長は，1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに			

※9：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※10：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。

※11：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※12：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

備考

84－16－1計測設備 つづき

分類	機 能 ※9		所要チャネル数	適用モード	所要チャ条 件	ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
	主要パラメータ	代替パラメータ ※10				措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
原子炉格納容器への注水量	格納容器スプレイラインB積算流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1	モード1，2，3，4，5および6	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A. 1 当直長は，代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は，当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3 計装計画課長は，当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30 日	機能の <u>確認を行う</u> 。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時	計装計画課長 当直長
	代替格納容器スプレイライン積算流量(A M)	①燃料取替用水タンク水位 ①補助給水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B. 1 当直長は，主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は，当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3 計装計画課長は，当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30 日			
	高圧注入ライン流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		C. 1 つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C. 1 計装計画課長は，当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72 時間			
	余熱除去ループ流量	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		D. モード1，2，3および4において条件A，BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は，モード3にする。 および D. 2 当直長は，モード5にする。	12 時間 56 時間			
	〔格納容器スプレイライン流量〕 ※11	①燃料取替用水タンク水位 ②格納容器再循環サンプ水位（広域）	1		E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	E. 1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ※1 2。 および E. 2 当直長は，1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに			

※9：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※10：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。
※11：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※12：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LCO を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

変更後										備考							
84－16－ 1 計測設備 つづき										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更， LCO を満足している かの確認行為につい て「検査」を「確認」 に変更）							
分類	機 能 ※13		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ	確認事項											
	主要パラメータ	代替パラメータ ※14			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度		担 当						
原子炉 格納容 器内の 温度	格納容器内温度	①格納容器内圧力 （広域） ②格納容器内圧力 （AM）	1	モ ー ド 1， 2， 3， 4， 5 お よ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	A. 1 当直長は，代替パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および A. 2 計装計画課長は，当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および A. 3 計装計画課長は，当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに	機能の <u>確認を行う</u> 。	<u>定期事業者</u> <u>検査時</u>		計装計画課長						
原子炉 格納容 器内の 圧力	格納容器内圧力（広 域）	①格納容器内圧力 （AM） ②格納容器内温度	1		B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	B. 1 当直長は，主要パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および B. 2 計装計画課長は，当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および B. 3 計装計画課長は，当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないこ とを指示値により 確認する ※16。	1 ヶ月に 1 回		当直長						
	格納容器内圧力 (AM)	①格納容器内圧力 （広域） ②格納容器内温度	1				30 日										
原子炉 格納容 器内の 水位	格納容器再循環サン プ水位（広域）	①格納容器再循環サ ンプ水位（狭域） ②原子炉下部キャビ ティ水位 ②格納容器水位 ③燃料取替用水タン ク水位 ③補助給水タンク水 位 ③格納容器スプレイ ライン B 積算流量 ③代替格納容器スプ レイライン積算流 量 (AM)	1		C. 1 つの機能を確 認するすべての 計器が動作不能 である場合	C. 1 計装計画課長は，当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを 1 手段以上動作可 能な状態に復旧する。	72 時間										
					D. モード 1， 2， 3 および 4 におい て条件 A， B また は C の措置を完了 時間内に達成 できない場合	D. 1 当直長は，モード 3 にする。 および D. 2 当直長は，モード 5 にする。	12 時間 56 時間										
						E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措 置を完了時間内 に達成できない 場合	E. 1 当直長は，原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する ※ 15。 および E. 2 当直長は， 1 次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作をす べて中止する。					速やかに 速やかに					
※13：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している 場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※14：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。 ※15：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※16：原子炉下部キャビティ水位および格納容器水位を除く。																	

変更前

84－16－ 1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※17		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ
	主要パラメータ	代替パラメータ ※18			条 件
原子炉 格納容 器内の 水位	格納容器再循環サン プ水位（狭域）	①格納容器再循環サ ンプ水位(広域)	1	モ ー ド 1， 2， 3， 4， 5 およ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
	原子炉下部キャビテ ィ水位	①格納容器再循環サ ンプ水位(広域) ②燃料取替用水タン ク水位 ②補助給水タンク水 位 ②格納容器スプレイ ラインB 積算流量 ②代替格納容器スプ レイライン積算流 量(AM)	1		B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
	格納容器水位	①燃料取替用水タン ク水位 ①補助給水タンク水 位 ①格納容器スプレイ ラインB 積算流量 ①代替格納容器スプ レイライン積算流 量(AM)	1		C. 1つの機能を確 認するすべての 計器が動作不能 である場合
原子炉 格納容 器内の 水素濃 度	格納容器水素濃度	①主要パラメータの 予備 ※20 ②静的触媒式水素再 結合装置作動温度 ※21 ②イグナイタ作動温 度 ※22 ②格納容器内圧力 (広域)	1		D. モード 1， 2， 3 および 4 にお いて条件 A， B または C の措置 を完了時間内に 達成できない場 合 E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措 置を完了時間内 に達成できない 場合

ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長または計装計画課長 は、代替パラメータが動作可 能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および A. 3. 1 計装計画課長は、当該計器 を動作可能な状態にする。 または A. 3. 2 計装計画課長は、代替措置 ※19を検討し、原子炉主任技 術者の確認を得て実施す る。	速やかに	機能検査を実施す る ※24。	定期検査時	計装計画課長
	速やかに	動作不能でないこ とを指示値により 確認する ※25。	1 ヶ月に 1 回	当直長
	30 日	格納容器水素濃度 計測装置の機能検 査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	30 日	格納容器水素濃度 計測装置が動作可 能であることを外 観点検により確認 する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長
		静的触媒式水素再 結合装置作動温度 計測装置の機能検 査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長または計装計画課長 は、主要パラメータが動作可 能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに	イグナイタ作動温 度計測装置の機能 検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	速やかに			
C. 1 計装計画課長は、当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを 1 手段以上動作可 能な状態に復旧する。	72 時間			
D. 1 当直長は、モード 3 にする。 および D. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
E. 1 当直長は、原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する ※2 3。 および E. 2 当直長は、 1 次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作をす べて中止する。	速やかに 速やかに			

※17：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※18：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※19：代替品の補充等（格納容器水素濃度計測装置の場合。）
※20：予備の格納容器水素濃度計測装置により計測されるパラメータを示す。
※21：1チャンネルとは、5個の静的触媒式水素再結合装置作動温度計測装置で測定する温度をいう。
※22：1チャンネルとは、12個のイグナイタ作動温度計測装置で測定する温度をいう。
※23：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※24：格納容器水素濃度計測装置、静的触媒式水素再結合装置作動温度計測装置およびイグナイタ作動温度計測装置を除く。
※25：格納容器水素濃度計測装置、原子炉下部キャビティ水位および格納容器水位を除く。

変更後

備考

84－16－1計測設備 つづき

分類	機 能 ※17		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ
	主要パラメータ	代替パラメータ ※18			条 件
原子炉 格納容 器内の 水位	格納容器再循環サン プ水位（狭域）	①格納容器再循環サ ンプ水位(広域)	1	モ ー ド 1， 2， 3， 4， 5 お よ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
	原子炉下部キャビテ ィ水位	①格納容器再循環サ ンプ水位(広域) ②燃料取替用水タン ク水位 ②補助給水タンク水 位 ②格納容器スプレイ ラインB 積算流量 ②代替格納容器スプ レイライン積算流 量(AM)	1		B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
	格納容器水位	①燃料取替用水タン ク水位 ①補助給水タンク水 位 ①格納容器スプレイ ラインB 積算流量 ①代替格納容器スプ レイライン積算流 量(AM)	1		C. 1つの機能を確認 するすべての 計器が動作不能 である場合
原子炉 格納容 器内の 水素濃 度	格納容器水素濃度	①主要パラメータの 予備 ※20 ②静的触媒式水素再 結合装置作動温度 ※21 ②イグナイタ作動温 度 ※22 ②格納容器内圧力 （広域）	1		D. モード1， 2， 3および4にお いて条件A， B またはCの措置 を完了時間内に 達成できない場 合 E. モード5および 6において条件 AまたはBの措 置を完了時間内 に達成できない 場合

※17：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※18：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※19：代替品の補充等（格納容器水素濃度計測装置の場合。）
※20：予備の格納容器水素濃度計測装置により計測されるパラメータを示す。
※21：1チャンネルとは、5個の静的触媒式水素再結合装置作動温度計測装置で測定する温度をいう。

ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長または計装計画課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3. 1 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A. 3. 2 計装計画課長は、代替措置※19を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	機能の <u>確認を行う</u> ※24。	定期事業者 検査時	計装計画課長
	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する ※25。	1ヶ月に1回	当直長
	30日	格納容器水素濃度計測装置の機能の <u>確認を行う</u> 。	定期事業者 検査時	計装計画課長
	30日	格納容器水素濃度計測装置が動作可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
		静的触媒式水素再結合装置作動温度計測装置の機能の <u>確認を行う</u> 。	定期事業者 検査時	計装計画課長
B. 1 当直長または計装計画課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	イグナイタ作動温度計測装置の機能の <u>確認を行う</u> 。	定期事業者 検査時	計装計画課長
	速やかに			
C. 1 計装計画課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間			
D. 1 当直長は、モード3にする。 および D. 2 当直長は、モード5にする。	12時間 56時間			
E. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ※23。 および E. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに			
	速やかに			

※22：1チャンネルとは、12個のイグナイタ作動温度計測装置で測定する温度をいう。
※23：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※24：格納容器水素濃度計測装置、静的触媒式水素再結合装置作動温度計測装置およびイグナイタ作動温度計測装置を除く。
※25：格納容器水素濃度計測装置、原子炉下部キャビティ水位および格納容器水位を除く。

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更、LCOを満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

84-16-1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※26		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ 条 件
	主要パラメータ	代替パラメータ ※27			
アニュ ラス部 の水素 濃度	アニュラス水素濃度 (AM)	①主要パラメータの 予備 ※28	1	モ ー ド 1, 2, 3, 4, 5 お よ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
					B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
	〔アニュラス水素濃 度〕 ※29	①アニュラス水素濃 度 (AM) ②代替パラメータの 予備 ※28	1		C. 1つの機能を確認するすべての 計器が動作不能 である場合
					D. モード1, 2, 3および4にお いて条件A, B またはCの措置 を完了時間内に 達成できない場 合
					E. モード5および 6において条件 AまたはBの措 置を完了時間内 に達成できない 場合

ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3. 1 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A. 3. 2 計装計画課長は、代替措置 ※30を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに 30 日 30 日	アニュラス水素濃度 (AM) 計測装置の機能 <u>検査を実施する</u> 。 アニュラス水素濃度 (AM) 計測装置が動作可能であることを外観点検により確認する。	<u>定期検査時</u> 3 ヶ月に 1 回	計装計画課長 計装計画課長
B. 1 当直長 ※31または計装計画課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3. 1 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または B. 3. 2 計装計画課長は、代替措置 ※30を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに 30 日 30 日			
C. 1 計装計画課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを 1 手段以上動作可能な状態に復旧する。	72 時間			
D. 1 当直長は、モード 3 にする。 および D. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
E. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ※32。 および E. 2 当直長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに			

変更後										備考
84－16－1 計測設備 つづき										
分類	機 能 ※26		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ	確認事項				
	主要パラメータ	代替パラメータ ※27			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
アニュ ラス部 の水素 濃度	アニュラス水素濃度 (AM)	①主要パラメータの 予備 ※28	1	モ ー ド 1， 2， 3， 4， 5 およ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	A. 1 計装計画課長は，代替パラメ ータが動作可能であることを 確認する。 および A. 2 計装計画課長は，当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および A. 3. 1 計装計画課長は，当該計器 を動作可能な状態にする。 または A. 3. 2 計装計画課長は，代替措置 ※30を検討し，原子炉主任技術 者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに 30 日 30 日	アニュラス水素濃 度 (AM) 計測装置の <u>機能の確認を行 う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
					〔アニュラス水素濃 度〕 ※29	①アニュラス水素濃 度 (AM) ②代替パラメータの 予備 ※28	1	B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	B. 1 当直長 ※31または計装計画課 長は，主要パラメータが動作 可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は，当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および B. 3. 1 計装計画課長は，当該計器 を動作可能な状態にする。 または B. 3. 2 計装計画課長は，代替措置 ※30を検討し，原子炉主任技術 者の確認を得て実施する。	速やかに 速やかに 30 日 30 日
					C. 1 つの機能を確認 するすべての 計器が動作不能 である場合	C. 1 計装計画課長は，当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを 1 手段以上動作可 能な状態に復旧する。	72 時間			
					D. モード 1， 2， 3 および 4 にお いて条件 A， B または C の措置 を完了時間内に 達成できない場 合	D. 1 当直長は，モード 3 にする。 および D. 2 当直長は，モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
					E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措 置を完了時間内 に達成できない 場合	E. 1 当直長は，原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する ※ 32。 および E. 2 当直長は， 1 次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作をす べて中止する。	速やかに 速やかに			

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（実用炉規
則の改正に伴い「定
期検査」を「定期事
業者検査」に変更，
LC0 を満足している
かの確認行為につい
て「検査」を「確認」
に変更）

変更前	変更後	備考
※26：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※27：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。 ※28：予備のアニュラス水素濃度（AM）計測装置により計測されるパラメータを示す。 ※29：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。 ※30：代替品の補充等（アニュラス水素濃度(AM)計測装置の場合。） ※31：アニュラス水素濃度について実施する。 ※32：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	※26：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※27：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。 ※28：予備のアニュラス水素濃度（AM）計測装置により計測されるパラメータを示す。 ※29：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。 ※30：代替品の補充等（アニュラス水素濃度(AM)計測装置の場合。） ※31：アニュラス水素濃度について実施する。 ※32：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。	本頁変更なし

変更前

84-16-1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※33		所要チャネル数	適用モード	所要チャ		
	主要パラメータ	代替パラメータ ※34			条 件		
原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器高レンジエリアモニタ（高レンジ）	①格納容器高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1	モード1，2，3，4，5 および6	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合		
					B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合		
	格納容器高レンジエリアモニタ（低レンジ）	①格納容器高レンジエリアモニタ（高レンジ）	1		C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合		
					D. モード1，2，3および4において条件A，BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合		
	〔格納容器入口エリアモニタ〕※35 〔炉内核計装区域エリアモニタ〕※35 〔格納容器じんあいモニタ〕※35 〔格納容器ガスモニタ〕※35	①格納容器高レンジエリアモニタ（低レンジ）	1		E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合		
ンネル数を満足できない場合の措置					確認事項		
措 置		完了時間	項 目		頻 度	担 当	
A. 1 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。		速やかに 30 日	機能検査を実施する。		定期検査時	計装計画課長	
B. 1 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。		速やかに 30 日	動作不能でないことを指示値により確認する。		1ヶ月に1回	当直長	
C. 1 計装計画課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。		72 時間					
D. 1 当直長は、モード3にする。 および D. 2 当直長は、モード5にする。		12 時間 56 時間					
E. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ※36。 および E. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。		速やかに 速やかに					

※33：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※34：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※35：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※36：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※33：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※34：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※35：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※36：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

備考

84－16－ 1計測設備 つづき

分類	機 能 ※33		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ	確認事項				
	主要パラメータ	代替パラメータ ※34			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
原子炉 格納容 器内の 放射線 量率	格納容器高レンジエ リアモニタ（高レン ジ）	①格納容器高レンジ エリアモニタ（低 レンジ）	1	モ ー ド 1， 2， 3， 4， 5 お よ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	A. 1 当直長は，代替パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および A. 2 計装計画課長は，当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および A. 3 計装計画課長は，当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに	機能の <u>確認を行う</u> 。	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
					B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	B. 1 当直長は，主要パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および B. 2 計装計画課長は，当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および B. 3 計装計画課長は，当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに			
	格納容器高レンジエ リアモニタ（低レン ジ）	①格納容器高レンジ エリアモニタ（高 レンジ）	1		C. 1 つの機能を確 認するすべての 計器が動作不能 である場合	C. 1 計装計画課長は，当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを 1 手段以上動作可 能な状態に復旧する。	72 時間			
					〔格納容器入口エリ アモニタ〕 ※35 〔炉内核計装区域エ リアモニタ〕 ※35 〔格納容器じんあい モニタ〕 ※35 〔格納容器ガスモニ タ〕 ※35	①格納容器高レンジ エリアモニタ（低 レンジ）	1	D. モード 1， 2， 3 および 4 にお いて条件 A， B または C の措置 を完了時間内に 達成できない場 合	D. 1 当直長は，モード 3 にする。 および D. 2 当直長は，モード 5 にする。	12 時間 56 時間
	E. モード 5 およ び 6 において条件 A または B の措 置を完了時間内 に達成できない 場合	E. 1 当直長は，原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する ※ 36。 および E. 2 当直長は， 1 次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作をす べて中止する。	速やかに							
								速やかに		

※33：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離してい
る場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※34：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。
※35：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※36：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（実用炉規
則の改正に伴い「定
期検査」を「定期事
業者検査」に変更，
LCO を満足してい
るかの確認行為につ
いて「検査」を「確認」
に変更）

変更前

84－16－ 1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※37		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ	ンネル数を満足できない場合の措置	確認事項			
	主要パラメータ	代替パラメータ ※38			条 件		措 置	完了時間	項 目	頻 度
未臨界 の維持 または 監視	出力領域中性子束	①中間領域中性子束 ②1次冷却材高温側 温度(広域) ②1次冷却材低温側 温度(広域) ③ほう酸タンク水位	1	モ ー ド 1 お よ び 2	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	A. 1 当直長は、代替パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および A. 3 計装計画課長は、当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに	機能検査を実施す る。	定期検査時	計装計画課長
	中間領域中性子束	①出力領域中性子束 ①線源領域中性子束 ※39 ②ほう酸タンク水位	1		B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	B. 1 当直長は、主要パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに	動作不能でないこ とを指示値により 確認する。	1ヶ月に1回	当直長
	〔中間領域中性子束 起動率〕 ※40	①中間領域中性子束 ②線源領域中性子束 ※39	1		C. 1つの機能を確認 するすべての 計器が動作不能 である場合 D. モード1および 2において条件 A、BまたはC の措置を完了時 間内に達成でき ない場合	C. 1 計装計画課長は、当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを1手段以上動作可 能な状態に復旧する。 D. 1 当直長は、モード3にする。	72 時間 12 時間			

※37：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※38：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※39：P－6以上において、線源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※40：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

変更後

備考

84－16－1計測設備 つづき

分類	機 能 ※37		所要チャネル数	適用モード	所要チャ
	主要パラメータ	代替パラメータ ※38			条 件
未臨界の維持または監視	出力領域中性子束	①中間領域中性子束 ②1次冷却材高温側温度(広域) ②1次冷却材低温側温度(広域) ③ほう酸タンク水位	1	モード1および2	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合
	中間領域中性子束	①出力領域中性子束 ①線源領域中性子束 ※39 ②ほう酸タンク水位	1		B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合
	〔中間領域中性子束起動率〕 ※40	①中間領域中性子束 ②線源領域中性子束 ※39	1		C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合 D. モード1および2において条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合

※37：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※38：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※39：P－6以上において、線源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※40：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日	機能の <u>確認を行う</u> 。	定期事業者検査時 1ヶ月に1回	計装計画課長 当直長
B. 1 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30日			
C. 1 計装計画課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間			
D. 1 当直長は、モード3にする。	12時間			

変更前

84－16－ 1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※41		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ	確認事項				
	主要パラメータ	代替パラメータ ※42			条 件	項 目	頻 度	担 当		
未臨界 の維持 または 監視	線源領域中性子束 ※ 43	①中間領域中性子束 ②ほう酸タンク水位	1	モ ー ド 2, 3, 4, 5お よび6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	A. 1 当直長は、代替パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および A. 3 計装計画課長は、当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに	機能検査を実施す る。	定期検査時	計装計画課長
					B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	速やかに	動作不能でないこ とを指示値により 確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長	
	〔線源領域中性子束 起動率〕 ※44	①線源領域中性子束 ※43 ②中間領域中性子 束	1		C. 1 つの機能を確 認するすべての 計器が動作不能 である場合	B. 1 当直長は、主要パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに			
					D. モード 2, 3, および 4 におい て条件 A, B ま たは C の措置を 完了時間内に達 成できない場合	速やかに				
					E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措 置を完了時間内 に達成できない 場合	C. 1 計装計画課長は、当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを 1 手段以上動作可 能な状態に復旧する。	72 時間			
						D. 1 当直長は、モード 3 にする。 および D. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
						E. 1 当直長は、原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する ※ 45。 および E. 2 当直長は、1 次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作をす べて中止する。	速やかに 速やかに			

※41：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離してい
る場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※42：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※43：P－6 以上において、線源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足していないとはみ
なさない。

※44：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※45：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

備考

84－16－1計測設備 つづき

分類	機 能 ※41		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ	確認事項				
	主要パラメータ	代替パラメータ ※42			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
未臨界 の維持 または 監視	線源領域中性子束 ※ 43	①中間領域中性子束 ②ほう酸タンク水位	1	モ ー ド 2， 3， 4， 5お よび 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	A. 1 当直長は，代替パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および A. 2 計装計画課長は，当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および A. 3 計装計画課長は，当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30 日	機能の <u>確認を行う。</u>	<u>定期事業者 検査時</u>	計装計画課長
					B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合	B. 1 当直長は，主要パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および B. 2 計装計画課長は，当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および B. 3 計装計画課長は，当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30 日			
〔線源領域中性子束 起動率〕 ※44	①線源領域中性子束 ※43 ②中間領域中性子 束	1	C. 1 つの機能を確認するすべての 計器が動作不能 である場合		C. 1 計装計画課長は，当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを 1 手段以上動作可 能な状態に復旧する。	72 時間				
			D. モード 2， 3， および 4 におい て条件 A， B ま たは C の措置を 完了時間内に達 成できない場合		D. 1 当直長は，モード 3 にする。 および D. 2 当直長は，モード 5 にする。	12 時間 56 時間				
			E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措 置を完了時間内 に達成できない 場合		E. 1 当直長は，原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する ※ 45。 および E. 2 当直長は， 1 次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作をす べて中止する。	速やかに 速やかに				

※41：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※42：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。

※43：P－6 以上において，線源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※44：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※45：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

84-16-1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※46		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ
	主要パラメータ	代替パラメータ ※47			条 件
最終ヒートシンクの確保	格納容器内圧力（広域）	①格納容器内圧力（AM） ②格納容器内温度	1	モード1，2，3，4，5および6	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	①格納容器再循環ユニット入口温度 ※48 および 格納容器再循環ユニット出口温度 ※48	1		
	〔原子炉補機冷却水サージタンク広域圧力〕 ※49	①原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力	1		
	〔格納容器再循環ユニットA，B冷却水流量〕 ※49	①格納容器内温度 ①格納容器内圧力（広域）	1		B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合
	格納容器再循環ユニット入口温度 ※48 および 格納容器再循環ユニット出口温度 ※48	①格納容器内温度 ①格納容器内圧力（広域）	1		
	主蒸気ライン圧力	① 1次冷却材低温側温度（広域） ② 1次冷却材高温側温度（広域）	1		
	蒸気発生器狭域水位	①蒸気発生器広域水位 ② 1次冷却材低温側温度（広域） ② 1次冷却材高温側温度（広域）	1		C. 1つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合 D. モード1，2，3および4において条件A，BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合 E. モード5および6において条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合

ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長または計装計画課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3. 1 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A. 3. 2 計装計画課長は、代替措置 ※50を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	機能検査を実施する ※52。	定期検査時	計装計画課長
	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する ※52。	1ヶ月に1回	当直長
	30日	原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力の機能検査を実施する。	1年に1回	計装計画課長
	30日	原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力が動作可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
	速やかに	格納容器再循環ユニット入口温度および格納容器再循環ユニット出口温度の機能検査を実施する。	1年に1回	計装計画課長
B. 1 当直長または計装計画課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3. 1 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または B. 3. 2 計装計画課長は、代替措置 ※50を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	格納容器再循環ユニット入口温度および格納容器再循環ユニット出口温度が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
	速やかに	格納容器再循環ユニット入口温度および格納容器再循環ユニット出口温度の機能検査を実施する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
C. 1 計装計画課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。	72時間			
D. 1 当直長は、モード3にする。 および D. 2 当直長は、モード5にする。	12時間			
	56時間			
E. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ※51。 および E. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに			
	速やかに			

変更後

備考

84－16－1計測設備 つづき

分類	機 能 ※46		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ	確認事項				
	主要パラメータ	代替パラメータ ※47			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
最終ヒートシンクの確保	格納容器内圧力（広域）	①格納容器内圧力（AM） ②格納容器内温度	1	モード1，2，3，4，5 および6	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A. 1 当直長または計装計画課長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3. 1 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または A. 3. 2 計装計画課長は、代替措置※50を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	機能の <u>確認を行う</u> ※52。	定期事業者 <u>検査時</u>	計装計画課長
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	①格納容器再循環ユニット入口温度 ※48 および 格納容器再循環ユニット出口温度 ※48	1				速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する ※52。	1ヶ月に1回	当直長
	〔原子炉補機冷却水サージタンク広域圧力〕 ※49	①原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力	1				30日	原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力の機能の <u>確認を行う</u> 。	1年に1回	計装計画課長
	〔格納容器再循環ユニットA，B冷却水流量〕 ※49	①格納容器内温度 ①格納容器内圧力（広域）	1				30日	原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力が動作可能であることを外観点検により確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
	格納容器再循環ユニット入口温度 ※48 および 格納容器再循環ユニット出口温度 ※48	①格納容器内温度 ①格納容器内圧力（広域）	1				B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B. 1 当直長または計装計画課長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3. 1 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。 または B. 3. 2 計装計画課長は、代替措置※50を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	速やかに	格納容器再循環ユニット入口温度および格納容器再循環ユニット出口温度の機能の <u>確認を行う</u> 。
	主蒸気ライン圧力	① 1次冷却材低温側温度(広域) ② 1次冷却材高温側温度(広域)	1		30日	格納容器再循環ユニット入口温度および格納容器再循環ユニット出口温度が動作可能であることを確認する。			3ヶ月に1回	計装計画課長
	蒸気発生器狭域水位	①蒸気発生器広域水位 ② 1次冷却材低温側温度(広域) ② 1次冷却材高温側温度(広域)	1		72時間	C. 1 計装計画課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを1手段以上動作可能な状態に復旧する。				
					12時間 56時間	D. 1 当直長は、モード3にする。 および D. 2 当直長は、モード5にする。				
					速やかに 速やかに	E. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※51。 および E. 2 当直長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。				

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LCO を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

変更前	変更後	備考
※46：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※47：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。 ※48：1チャンネルとは，共通の入口ライン1箇所の格納容器再循環ユニット入口温度および出口ライン2箇所の格納容器再循環ユニット出口温度をいう。 ※49：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。 ※50：代替品の補充等（格納容器再循環ユニット入口温度，格納容器再循環ユニット出口温度または原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力の場合。） ※51：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※52：格納容器再循環ユニット入口温度，格納容器再循環ユニット出口温度および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力を除く。	※46：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※47：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。 ※48：1チャンネルとは，共通の入口ライン1箇所の格納容器再循環ユニット入口温度および出口ライン2箇所の格納容器再循環ユニット出口温度をいう。 ※49：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。 ※50：代替品の補充等（格納容器再循環ユニット入口温度，格納容器再循環ユニット出口温度または原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力の場合。） ※51：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。 ※52：格納容器再循環ユニット入口温度，格納容器再循環ユニット出口温度および原子炉補機冷却水サージタンク加圧ライン圧力を除く。	本頁変更なし

変更前

84-16-1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※53		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ
	主要パラメータ	代替パラメータ ※54			条 件
最終ヒートシンクの確保	蒸気発生器広域水位	①蒸気発生器狭域水位 ② 1 次冷却材低温側温度(広域) ② 1 次冷却材高温側温度(広域)	1	モード 1, 2, 3, 4, 5 およ び 6	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合
		補助給水ライン流量	①補助給水タンク水位 ②蒸気発生器広域水位 ③蒸気発生器狭域水位		1
	〔主蒸気ライン流量〕 ※55	①主蒸気ライン圧力 ①蒸気発生器狭域水位 ①蒸気発生器広域水位 ①補助給水ライン流量	1		C. 1 つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合
					D. モード 1, 2, 3 および 4 において条件 A, B または C の措置を完了時間内に達成できない場合
					E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合

ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30 日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
B. 1 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30 日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長
C. 1 計装計画課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを 1 手段以上動作可能な状態に復旧する。	72 時間			
D. 1 当直長は、モード 3 にする。 および D. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
E. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ※ 56。 および E. 2 当直長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに			

※53：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※54：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※55：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※56：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

備考

84－16－1計測設備 つづき

分類	機 能 ※53		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ	確認事項					
	主要パラメータ	代替パラメータ ※54			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
最終ヒートシンクの確保	蒸気発生器広域水位	①蒸気発生器狭域水位 ② 1 次冷却材低温側温度(広域) ② 1 次冷却材高温側温度(広域)	1	モ ー ド 1, 2, 3, 4, 5 およ び 6	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A. 1 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30 日	機能の <u>確認を行う</u> 。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者 検査時 1 ヶ月に 1 回	計装計画課長 当直長	
	補助給水ライン流量	①補助給水タンク水位 ②蒸気発生器広域水位 ③蒸気発生器狭域水位	1		B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B. 1 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 速やかに 30 日				
	〔主蒸気ライン流量〕 ※55	①主蒸気ライン圧力 ①蒸気発生器狭域水位 ①蒸気発生器広域水位 ①補助給水ライン流量	1		C. 1 つの機能を確認するすべての計器が動作不能である場合	C. 1 計装計画課長は、当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを 1 手段以上動作可能な状態に復旧する。	72 時間				
					D. モード 1, 2, 3 および 4 において条件 A, B または C の措置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直長は、モード 3 にする。 および D. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間				
E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合				E. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ※ 56。 および E. 2 当直長は、 1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに						

※53：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※54：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。

※55：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※56：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更，LCO を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

84－16－1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※57		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ
	主要パラメータ	代替パラメータ ※58			条 件
格納容 器バイ パスの 監視	蒸気発生器狭域水位	①蒸気発生器広域水位 ②主蒸気ライン圧力 ②補助給水ライン流量	1	モ ー ド 1, 2, 3, 4, 5, およ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
	主蒸気ライン圧力	①蒸気発生器広域水位 ①補助給水ライン流量	1		
	1 次冷却材圧力	①蒸気発生器狭域水位 ①主蒸気ライン圧力 ①格納容器再循環サ ンプ水位（広域） ② 1 次冷却材高温側 温度（広域） ② 1 次冷却材低温側 温度（広域）	1		B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
	〔補助建屋排気筒ガ スモニタ〕 ※59 〔補助建屋サンプタ ンク水位〕 ※59 〔余熱除去ポンプ出 口圧力〕 ※59	① 1 次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サ ンプ水位（広域） ①蒸気発生器狭域水 位 ①主蒸気ライン圧力	1		C. 1 つの機能を確 認するすべての 計器が動作不能 である場合
	〔復水器排気ガスモ ニタ〕 ※59 〔蒸気発生器ブロー ダウン水モニタ〕 ※59 〔高感度型主蒸気管 モニタ〕 ※59	①蒸気発生器狭域水 位 ①主蒸気ライン圧力	1	モ ー ド 1, 2, 3 およ び 4	E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措 置を完了時間内 に達成できない 場合

※57：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※58：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり，代替パラメータが複数あることを示す。

※59：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。

※60：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長は，代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は，当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3 計装計画課長は，当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに	機能 <u>検査を実施する</u> 。 動作不能でないことを指示値により確認する。	<u>定期検査時</u> 1 ヶ月に 1 回	計装計画課長 当直長
	速やかに			
	30 日			
B. 1 当直長は，主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は，当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3 計装計画課長は，当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに			
	速やかに			
	30 日			
C. 1 計装計画課長は，当該機能の主要パラメータまたは代替パラメータを 1 手段以上動作可能な状態に復旧する。	72 時間			
D. 1 当直長は，モード 3 にする。 および D. 2 当直長は，モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
E. 1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ※60。 および E. 2 当直長は，1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに			
	速やかに			

変更後

備考

84－16－1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※57		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チャ	ンネル数を満足できない場合の措置		確認事項			
	主要パラメータ	代替パラメータ ※58			条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
格納容器バイパスの監視	蒸気発生器狭域水位	①蒸気発生器広域水位 ②主蒸気ライン圧力 ②補助給水ライン流量	1	モ ー ド 1, 2, 3, 4, 5, およ び 6	A. 主要パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	A. 1 当直長は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30 日	機能の <u>確認を行う</u> 。	定期事業者 検査時	計装計画課長	
	主蒸気ライン圧力	①蒸気発生器広域水位 ①補助給水ライン流量	1		B. 代替パラメータを計測する計器すべてが動作不能である場合	B. 1 当直長は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を動作可能な状態にする。	速やかに 30 日	動作不能でないことを指示値により確認する。		1 ヶ月に 1 回	当直長
	1 次冷却材圧力	①蒸気発生器狭域水位 ①主蒸気ライン圧力 ①格納容器再循環サンプ水位（広域） ② 1 次冷却材高温側温度（広域） ② 1 次冷却材低温側温度（広域）	1			C. 1 つの機能を 確認するすべての 計器が動作不能 である場合	72 時間				
	〔補助建屋排気筒ガスモニタ〕※59 〔補助建屋サンプタンク水位〕※59 〔余熱除去ポンプ出口圧力〕※59	① 1 次冷却材圧力 ①加圧器水位 ①格納容器再循環サンプ水位（広域） ①蒸気発生器狭域水位 ①主蒸気ライン圧力	1		D. モード 1, 2, 3, および 4 において 条件 A, B または C の措置を完了時間 内に達成できない 場合	D. 1 当直長は、モード 3 にする。 および D. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間				
	〔復水器排気ガスモニタ〕※59 〔蒸気発生器ブローダウン水モニタ〕※59 〔高感度型主蒸気管モニタ〕※59	①蒸気発生器狭域水位 ①主蒸気ライン圧力	1			E. モード 5 および 6 において条件 A または B の措置を完了時間内に達成できない場合	E. 1 当直長は、原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する ※60。 および E. 2 当直長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。				

※57：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離している場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※58：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※59：〔 〕は多様性拡張設備を示す。多様性拡張設備は運転上の制限を適用しない。
※60：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

84－16－1 計測設備 つづき

分類	機 能 ※61		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チ
	主要パラメータ	代替パラメータ ※62			条 件
水源の 確保	燃料取替用水タンク 水位	①格納容器再循環サ ンプ水位（広域） ②格納容器スプレイ ラインB積算流量 ②高圧注入ライン流 量 ②余熱除去ループ流 量 ②代替格納容器スプ レイライン積算流 量(AM)	1	モ ー ド 1， 2， 3， 4， 5 お よ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
					B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
					C. 1つの機能を確 認するすべての 計器が動作不能 である場合
	補助給水タンク水位	①補助給水ライン流 量 ①代替格納容器スプ レイライン積算流 量(AM)	1		
	ほう酸タンク水位	①出力領域中性子束 ①中間領域中性子束 ①線源領域中性子束 ※63	1		D. モード1， 2， 3および4にお いて条件A， B またはCの措置 を完了時間内に 達成できない場 合 E. モード5および 6において条件 AまたはBの措 置を完了時間内 に達成できない 場合

チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長は、代替パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および A. 3 計装計画課長は、当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに 30 日	機能検査を実施す る。 動作不能でないこ とを指示値により 確認する。	定期検査時 1 ヶ月に 1 回	計装計画課長 当直長
B. 1 当直長は、主要パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに 30 日			
C. 1 計装計画課長は、当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを 1 手段以上動作可 能な状態に復旧する。	72 時間			
D. 1 当直長は、モード 3 にする。 および D. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
E. 1 当直長は、原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する ※ 64。 および E. 2 当直長は、 1 次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作をす べて中止する。	速やかに 速やかに			

※61：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離し
ている場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※62：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※63：P－6 以上において、線源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足していないとはみ
なさない。
※64：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

備考

84－16－1計測設備 つづき

分類	機 能 ※61		所要チャ ンネル数	適用 モード	所要チ
	主要パラメータ	代替パラメータ ※62			条 件
水源の 確保	燃料取替用水タンク 水位	①格納容器再循環サ ンプ水位（広域） ②格納容器スプレイ ラインB積算流量 ②高圧注入ライン流 量 ②余熱除去ループ流 量 ②代替格納容器スプ レイライン積算流 量(AM)	1	モ ー ド 1， 2， 3， 4， 5 お よ び 6	A. 主要パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
					B. 代替パラメータ を計測する計器 すべてが動作不 能である場合
	補助給水タンク水位	①補助給水ライン流 量 ①代替格納容器スプ レイライン積算流 量(AM)	1		C. 1つの機能を確 認するすべての 計器が動作不能 である場合
					D. モード1， 2， 3および4にお いて条件A， B またはCの措置 を完了時間内に 達成できない場 合
	ほう酸タンク水位	①出力領域中性子束 ①中間領域中性子束 ①線源領域中性子束 ※63	1		E. モード5および 6において条件 AまたはBの措 置を完了時間内 に達成できない 場合

※61：プラント起動に伴う計器校正および原子炉格納容器漏えい率検査時に計器保護のため隔離し
ている場合等は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※62：代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す。
※63：P－6以上において、線源領域中性子束は電源切となるが運転上の制限を満足していないとはみ
なさない。
※64：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 当直長は、代替パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および A. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および A. 3 計装計画課長は、当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに 30 日	機能の <u>確認を行う</u> 。 動作不能でないこ とを指示値により 確認する。	定期事業者 検査時 1 ヶ月に 1 回	計装計画課長 当直長
B. 1 当直長は、主要パラメータが 動作可能であることを確認す る。 および B. 2 計装計画課長は、当該計器が 故障状態であることが運転員 に明確に分かるような措置を 講じる。 および B. 3 計装計画課長は、当該計器を 動作可能な状態にする。	速やかに 30 日			
C. 1 計装計画課長は、当該機能の 主要パラメータまたは代替パ ラメータを 1 手段以上動作可 能な状態に復旧する。	72 時間			
D. 1 当直長は、モード 3 にする。 および D. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
E. 1 当直長は、原子炉格納容器内 での燃料の移動を中止する ※ 64。 および E. 2 当直長は、1 次冷却材中のほ う素濃度が低下する操作をす べて中止する。	速やかに 速やかに			

変更前

84－16－2 可搬型計測器

設備	所要数	適用モード	所要数を
			条 件
可搬型計測器	3 5 台	モード 1 , 2 , 3 , およ び 4	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合
			B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合
		モード 5 および 6	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合

満足できない場合の措置 ※ ¹		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A. 2 計装計画課長は、代替措置 ※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30 日	機能 <u>検査を実施する</u> 。	1 年に 1 回	計装計画課長
	30 日		動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回
B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間			
A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または A. 2 計装計画課長は、代替措置 ※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			
	速やかに			

※ 1 : 所要数ごとに個別の条件が適用される。
※ 2 : 代替品の補充等

84－16－3 記録設備

設備	所要数・系統数	適用モード	所要数・
			条 件
可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口／出口用)	1 式 ※ ³	モード 1 , 2 , 3 , 4 , 5 および 6	A. 動作可能な可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合
SPDS 表示端末	1 台		A. 動作可能な SPDS 表示端末が所要数を満足していない場合
安全パラメータ表示システム	1 系列		A. 安全パラメータ表示システムが動作不能である場合

系統数を満足できない場合の措置 ※ ¹		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置 ※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	機能 <u>検査を実施する</u> 。	1 年に 1 回	計装計画課長
	速やかに		3 ヶ月に 1 回	計装計画課長
A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置 ※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		動作可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回
A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置 ※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			

※ 1 : 所要数・系統数ごとに個別の条件が適用される。
※ 2 : 代替品の補充または所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。
※ 3 : データロガー 3 台およびデータコレクタ 1 台

変更後					備考																																													
84－16－2 可搬型計測器 <table><tr><th rowspan="2">設備</th><th rowspan="2">所要数</th><th rowspan="2">適用モード</th><th>所要数を</th></tr><tr><th>条 件</th></tr><tr><td rowspan="3">可搬型計測器</td><td rowspan="2">3 5 台</td><td rowspan="2">モード 1 , 2 , 3 , およ び 4</td><td>A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合</td></tr><tr><td>B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合</td></tr><tr><td></td><td>モード 5 およ び 6</td><td>A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合</td></tr></table> ※ 1 : 所要数ごとに個別の条件が適用される。 ※ 2 : 代替品の補充等					設備	所要数	適用モード	所要数を	条 件	可搬型計測器	3 5 台	モード 1 , 2 , 3 , およ び 4	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合		モード 5 およ び 6	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合	<table><tr><th colspan="2">満足できない場合の措置 ※¹</th><th colspan="3">確認事項</th></tr><tr><th>措 置</th><th>完了時間</th><th>項 目</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A. 2 計装計画課長は、代替措置※²を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td><td>30 日</td><td rowspan="4">機能の<u>確認を行う</u>。</td><td>1 年に 1 回</td><td>計装計画課長</td></tr><tr><td>30 日</td><td rowspan="2">動作可能であることを確認する。</td><td rowspan="2">3 ヶ月に 1 回</td><td rowspan="2">計装計画課長</td></tr><tr><td>B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 5 にする。</td><td>12 時間 56 時間</td></tr><tr><td>A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または A. 2 計装計画課長は、代替措置※²を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに 速やかに</td></tr></table>					満足できない場合の措置 ※ ¹		確認事項			措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A. 2 計装計画課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30 日	機能の <u>確認を行う</u> 。	1 年に 1 回	計装計画課長	30 日	動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長	B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間	A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または A. 2 計装計画課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更)				
設備	所要数	適用モード	所要数を																																															
			条 件																																															
可搬型計測器	3 5 台	モード 1 , 2 , 3 , およ び 4	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合																																															
			B. 条件 A の措置を完了時間内に達成できない場合																																															
		モード 5 およ び 6	A. 動作可能な可搬型計測器が所要数を満足していない場合																																															
満足できない場合の措置 ※ ¹		確認事項																																																
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当																																														
A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または A. 2 計装計画課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	30 日	機能の <u>確認を行う</u> 。	1 年に 1 回	計装計画課長																																														
	30 日		動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長																																													
B. 1 当直長は、モード 3 にする。 および B. 2 当直長は、モード 5 にする。	12 時間 56 時間																																																	
A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または A. 2 計装計画課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																																																	

84－16－3 記録設備 <table><tr><th rowspan="2">設備</th><th rowspan="2">所要数・系統数</th><th rowspan="2">適用モード</th><th>所要数・</th></tr><tr><th>条 件</th></tr><tr><td>可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口／出口用)</td><td>1 式 ※³</td><td rowspan="3">モード 1 , 2 , 3 , 4 , 5 および 6</td><td>A. 動作可能な可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合</td></tr><tr><td>SPDS 表示端末</td><td>1 台</td><td>A. 動作可能な SPDS 表示端末が所要数を満足していない場合</td></tr><tr><td>安全パラメータ表示システム</td><td>1 系列</td><td>A. 安全パラメータ表示システムが動作不能である場合</td></tr></table> ※ 1 : 所要数・系統数ごとに個別の条件が適用される。 ※ 2 : 代替品の補充または所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。 ※ 3 : データロガー 3 台およびデータコレクタ 1 台					設備	所要数・系統数	適用モード	所要数・	条 件	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口／出口用)	1 式 ※ ³	モード 1 , 2 , 3 , 4 , 5 および 6	A. 動作可能な可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合	SPDS 表示端末	1 台	A. 動作可能な SPDS 表示端末が所要数を満足していない場合	安全パラメータ表示システム	1 系列	A. 安全パラメータ表示システムが動作不能である場合	<table><tr><th colspan="2">系統数を満足できない場合の措置 ※¹</th><th colspan="3">確認事項</th></tr><tr><th>措 置</th><th>完了時間</th><th>項 目</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置※²を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに</td><td rowspan="2">機能の<u>確認を行う</u>。</td><td>1 年に 1 回</td><td>計装計画課長</td></tr><tr><td>速やかに</td><td>動作可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>計装計画課長</td></tr><tr><td>A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置※²を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに 速やかに</td><td rowspan="2">動作可能であることを確認する。</td><td rowspan="2">1 ヶ月に 1 回</td><td rowspan="2">計装計画課長</td></tr><tr><td>A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置※²を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</td><td>速やかに 速やかに</td></tr></table>					系統数を満足できない場合の措置 ※ ¹		確認事項			措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	機能の <u>確認を行う</u> 。	1 年に 1 回	計装計画課長	速やかに	動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長	A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	動作可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	計装計画課長	A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに
設備	所要数・系統数	適用モード	所要数・																																															
			条 件																																															
可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口／出口用)	1 式 ※ ³	モード 1 , 2 , 3 , 4 , 5 および 6	A. 動作可能な可搬型温度計測装置が所要数を満足していない場合																																															
SPDS 表示端末	1 台		A. 動作可能な SPDS 表示端末が所要数を満足していない場合																																															
安全パラメータ表示システム	1 系列		A. 安全パラメータ表示システムが動作不能である場合																																															
系統数を満足できない場合の措置 ※ ¹		確認事項																																																
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当																																														
A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	機能の <u>確認を行う</u> 。	1 年に 1 回	計装計画課長																																														
	速やかに		動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長																																													
A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	動作可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	計装計画課長																																														
A. 1 計装計画課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 計装計画課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに																																																	

変更前		変更後		備考																																																								
表 84－17 中央制御室		表 84－17 中央制御室																																																										
84－17－ 1 居住性の確保および汚染の持ち込み防止		84－17－ 1 居住性の確保および汚染の持ち込み防止																																																										
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																																										
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備</td><td>(1)中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること ※1 (2)中央制御室用可搬型照明，酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td></tr></table>		項 目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1)中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること ※1 (2)中央制御室用可搬型照明，酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備</td><td>(1)中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること ※1 (2)中央制御室用可搬型照明，酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td></tr></table>		項 目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1)中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること ※1 (2)中央制御室用可搬型照明，酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること																																																	
項 目	運転上の制限																																																											
中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1)中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること ※1 (2)中央制御室用可搬型照明，酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること																																																											
項 目	運転上の制限																																																											
中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1)中央制御室非常用循環系 1 系統以上が動作可能であること ※1 (2)中央制御室用可搬型照明，酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること																																																											
<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="8">モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>中央制御室非常用給気ファン</td><td>1 台</td></tr><tr><td>中央制御室空調ファン</td><td>1 台</td></tr><tr><td>中央制御室再循環ファン</td><td>1 台</td></tr><tr><td>中央制御室非常用給気フィルタユニット</td><td>1 基</td></tr><tr><td>中央制御室用可搬型照明</td><td>6 個</td></tr><tr><td>酸素濃度計</td><td>1 個</td></tr><tr><td>二酸化炭素濃度計</td><td>1 個</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※ 2</td></tr></table>		適用モード	設 備	所要数	モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中央制御室非常用給気ファン	1 台	中央制御室空調ファン	1 台	中央制御室再循環ファン	1 台	中央制御室非常用給気フィルタユニット	1 基	中央制御室用可搬型照明	6 個	酸素濃度計	1 個	二酸化炭素濃度計	1 個	空冷式非常用発電装置	※ 2	<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="8">モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>中央制御室非常用給気ファン</td><td>1 台</td></tr><tr><td>中央制御室空調ファン</td><td>1 台</td></tr><tr><td>中央制御室再循環ファン</td><td>1 台</td></tr><tr><td>中央制御室非常用給気フィルタユニット</td><td>1 基</td></tr><tr><td>中央制御室用可搬型照明</td><td>6 個</td></tr><tr><td>酸素濃度計</td><td>1 個</td></tr><tr><td>二酸化炭素濃度計</td><td>1 個</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※ 2</td></tr></table>		適用モード	設 備	所要数	モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中央制御室非常用給気ファン	1 台	中央制御室空調ファン	1 台	中央制御室再循環ファン	1 台	中央制御室非常用給気フィルタユニット	1 基	中央制御室用可搬型照明	6 個	酸素濃度計	1 個	二酸化炭素濃度計	1 個	空冷式非常用発電装置	※ 2																	
適用モード	設 備	所要数																																																										
モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中央制御室非常用給気ファン	1 台																																																										
	中央制御室空調ファン	1 台																																																										
	中央制御室再循環ファン	1 台																																																										
	中央制御室非常用給気フィルタユニット	1 基																																																										
	中央制御室用可搬型照明	6 個																																																										
	酸素濃度計	1 個																																																										
	二酸化炭素濃度計	1 個																																																										
	空冷式非常用発電装置	※ 2																																																										
適用モード	設 備	所要数																																																										
モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中央制御室非常用給気ファン	1 台																																																										
	中央制御室空調ファン	1 台																																																										
	中央制御室再循環ファン	1 台																																																										
	中央制御室非常用給気フィルタユニット	1 基																																																										
	中央制御室用可搬型照明	6 個																																																										
	酸素濃度計	1 個																																																										
	二酸化炭素濃度計	1 個																																																										
	空冷式非常用発電装置	※ 2																																																										
※ 1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※ 2：「表84－15－ 1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。		※ 1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※ 2：「表84－15－ 1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。																																																										
(2) 確認事項		(2) 確認事項																																																										
<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td>中央制御室非常用給気ファン</td><td>ファンを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>中央制御室空調ファン 中央制御室再循環ファン</td><td>1 台以上のファンを起動し，動作可能であることを確認する※³。</td><td>1 ヶ月に 1 回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>中央制御室非常用給気フィルタユニット</td><td>フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>機械計画第一課長</td></tr><tr><td>中央制御室用可搬型照明</td><td>中央制御室用可搬型照明が使用可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>酸素濃度計</td><td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>計装計画課長</td></tr><tr><td>二酸化炭素濃度計</td><td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>計装計画課長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	中央制御室非常用給気ファン	ファンを起動し，動作可能であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長	中央制御室空調ファン 中央制御室再循環ファン	1 台以上のファンを起動し，動作可能であることを確認する※ ³ 。	1 ヶ月に 1 回	当直長	中央制御室非常用給気フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	機械計画第一課長	中央制御室用可搬型照明	中央制御室用可搬型照明が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長	<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td>中央制御室非常用給気ファン</td><td>ファンを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td><u>定期事業者検査時</u></td><td>発電課長</td></tr><tr><td>中央制御室空調ファン 中央制御室再循環ファン</td><td>1 台以上のファンを起動し，動作可能であることを確認する※³。</td><td>1 ヶ月に 1 回</td><td>当直長</td></tr><tr><td>中央制御室非常用給気フィルタユニット</td><td>フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。</td><td><u>定期事業者検査時</u></td><td>機械計画第一課長</td></tr><tr><td>中央制御室用可搬型照明</td><td>中央制御室用可搬型照明が使用可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>酸素濃度計</td><td>酸素濃度計が使用可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>計装計画課長</td></tr><tr><td>二酸化炭素濃度計</td><td>二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>計装計画課長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	中央制御室非常用給気ファン	ファンを起動し，動作可能であることを確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	発電課長	中央制御室空調ファン 中央制御室再循環ファン	1 台以上のファンを起動し，動作可能であることを確認する※ ³ 。	1 ヶ月に 1 回	当直長	中央制御室非常用給気フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	機械計画第一課長	中央制御室用可搬型照明	中央制御室用可搬型照明が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長	
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																																									
中央制御室非常用給気ファン	ファンを起動し，動作可能であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	発電課長																																																									
中央制御室空調ファン 中央制御室再循環ファン	1 台以上のファンを起動し，動作可能であることを確認する※ ³ 。	1 ヶ月に 1 回	当直長																																																									
中央制御室非常用給気フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	<u>定期検査時</u>	機械計画第一課長																																																									
中央制御室用可搬型照明	中央制御室用可搬型照明が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長																																																									
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長																																																									
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長																																																									
項 目	確認事項	頻 度	担 当																																																									
中央制御室非常用給気ファン	ファンを起動し，動作可能であることを確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	発電課長																																																									
中央制御室空調ファン 中央制御室再循環ファン	1 台以上のファンを起動し，動作可能であることを確認する※ ³ 。	1 ヶ月に 1 回	当直長																																																									
中央制御室非常用給気フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が95%以上であることを確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	機械計画第一課長																																																									
中央制御室用可搬型照明	中央制御室用可搬型照明が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長																																																									
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長																																																									
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長																																																									
※ 3：運転中のファンについては，運転状態により確認する。		※ 3：運転中のファンについては，運転状態により確認する。		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）																																																								

変更前				変更後				備考	
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし	
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間		
モード1， 2，3およ び4	A. 中央制御室非常用 循環系のすべての 系統が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する ※ ⁴ とともに，残り の余熱除去ポンプ 1 台が動作可能であることを 確認する ※ ⁵ 。 および A. 2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	4 時間 72時間	モード1， 2，3およ び4	A. 中央制御室非常用 循環系のすべての 系統が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は， 1 台の余熱除去ポンプを起動し，動 作可能であることを確認する ※ ⁴ とともに，残り の余熱除去ポンプ 1 台が動作可能であることを 確認する ※ ⁵ 。 および A. 2 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る。	4 時間 72時間		
	B. 使用可能な中央制 御室用可搬型照明， 酸素濃度計または 二酸化炭素濃度計 が所要数を満足し ていない場合	B. 1 電気計画課長または計装計画課長は，使用可能 な中央制御室用可搬型照明，酸素濃度計または 二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる。 または B. 2 電気計画課長または計装計画課長は，代替措置※ ⁶ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施 する。	10日 10日		B. 使用可能な中央制 御室用可搬型照明， 酸素濃度計または 二酸化炭素濃度計 が所要数を満足し ていない場合	B. 1 電気計画課長または計装計画課長は，使用可能 な中央制御室用可搬型照明，酸素濃度計または 二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる。 または B. 2 電気計画課長または計装計画課長は，代替措置※ ⁶ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施 する。	10日 10日		
	C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	C. 1 当直長は，モード3にする。 および C. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間		C. 条件AまたはBの 措置を完了時間内 に達成できない場 合	C. 1 当直長は，モード3にする。 および C. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間		
モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 中央制御室非常用 循環系のすべての 系統が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 中央制御室非常用 循環系のすべての 系統が動作不能で ある場合	A. 1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに		
		および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに			および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに		
		および A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 当直長は，モード5（1 次冷却系非満水）また はモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次 系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに		
	B. 使用可能な中央制 御室用可搬型照明， 酸素濃度計または 二酸化炭素濃度計 が所要数を満足し ていない場合	B. 1 電気計画課長または計装計画課長は，使用可能 な中央制御室用可搬型照明，酸素濃度計または 二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を 開始する。 および B. 2 電気計画課長または計装計画課長は，代替措置※ ⁶ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施 する措置を開始する。	速やかに 速やかに		B. 使用可能な中央制 御室用可搬型照明， 酸素濃度計または 二酸化炭素濃度計 が所要数を満足し ていない場合	B. 1 電気計画課長または計装計画課長は，使用可能 な中央制御室用可搬型照明，酸素濃度計または 二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を 開始する。 および B. 2 電気計画課長または計装計画課長は，代替措置※ ⁶ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施 する措置を開始する。	速やかに 速やかに		
※4：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。 ※5：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。 ※6：代替品の補充等				※4：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。 ※5：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。 ※6：代替品の補充等					

変更前		変更後		備考																							
84－17－2 放射性物質の濃度低減		84－17－2 放射性物質の濃度低減		本頁変更なし																							
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																									
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>放射性物質の濃度低減</td><td>(1)アニュラス空気浄化系の1系統以上が動作可能であること※¹ (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること※²</td></tr></table>		項 目	運転上の制限	放射性物質の濃度低減	(1)アニュラス空気浄化系の1系統以上が動作可能であること※ ¹ (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること※ ²	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>放射性物質の濃度低減</td><td>(1)アニュラス空気浄化系の1系統以上が動作可能であること※¹ (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること※²</td></tr></table>		項 目	運転上の制限	放射性物質の濃度低減	(1)アニュラス空気浄化系の1系統以上が動作可能であること※ ¹ (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること※ ²																
項 目	運転上の制限																										
放射性物質の濃度低減	(1)アニュラス空気浄化系の1系統以上が動作可能であること※ ¹ (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること※ ²																										
項 目	運転上の制限																										
放射性物質の濃度低減	(1)アニュラス空気浄化系の1系統以上が動作可能であること※ ¹ (2)代替空気（窒素）系統が動作可能であること※ ²																										
<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="4">モード1，2，3，4，5および6</td><td>アニュラス排気ファン</td><td>※3</td></tr><tr><td>アニュラス排気フィルタユニット</td><td>※3</td></tr><tr><td>窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）</td><td>※3</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※4</td></tr></table>		適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5および6	アニュラス排気ファン	※3	アニュラス排気フィルタユニット	※3	窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）	※3	空冷式非常用発電装置	※4	<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="4">モード1，2，3，4，5および6</td><td>アニュラス排気ファン</td><td>※3</td></tr><tr><td>アニュラス排気フィルタユニット</td><td>※3</td></tr><tr><td>窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）</td><td>※3</td></tr><tr><td>空冷式非常用発電装置</td><td>※4</td></tr></table>		適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5および6	アニュラス排気ファン	※3	アニュラス排気フィルタユニット	※3	窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）	※3	空冷式非常用発電装置	※4
適用モード	設 備	所要数																									
モード1，2，3，4，5および6	アニュラス排気ファン	※3																									
	アニュラス排気フィルタユニット	※3																									
	窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）	※3																									
	空冷式非常用発電装置	※4																									
適用モード	設 備	所要数																									
モード1，2，3，4，5および6	アニュラス排気ファン	※3																									
	アニュラス排気フィルタユニット	※3																									
	窒素ポンベ（アニュラス排気系空気作動弁用）	※3																									
	空冷式非常用発電装置	※4																									
※1：動作可能とは，ファンが手動起動（系統構成含む）できること，または運転中であることをいう。 ※2：窒素ポンベを含む。 ※3：「84－11－1 水素排出」において運転上の制限等を定める。 ※4：「84－15－1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。		※1：動作可能とは，ファンが手動起動（系統構成含む）できること，または運転中であることをいう。 ※2：窒素ポンベを含む。 ※3：「84－11－1 水素排出」において運転上の制限等を定める。 ※4：「84－15－1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限等を定める。																									

変更前

表 84－18 監視測定設備

84－18－1 監視測定設備

項 目	設 備		所要数	適用 モード	所要数	確認事項				
					条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
放射性物質の濃度および放射線量の測定	可搬型代替モニタ		5 個	モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 放射線・化学管理課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 放射線・化学管理課長は，代替措置※2を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 			

※ 1：設備ごとに個別の条件が適用される。

※ 2：代替品の補充等

を満足できない場合の措置※ ¹		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 放射線・化学管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 放射線・化学管理課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬型代替モニタの機能 <u>検査を実施する。</u>	1 年に 1 回	放射線・化学管理課長
	速やかに	可搬型代替モニタが動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	放射線・化学管理課長
		可搬型モニタの機能 <u>検査を実施する。</u>	1 年に 1 回	放射線・化学管理課長
		可搬型モニタが動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	放射線・化学管理課長
		可搬型ダストサンプラの機能 <u>検査を実施する。</u>	1 年に 1 回	放射線・化学管理課長
		可搬型ダストサンプラが動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	放射線・化学管理課長
		可搬型放射線計測器の機能 <u>検査を実施する。</u>	1 年に 1 回	放射線・化学管理課長
		可搬型放射線計測器が動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	放射線・化学管理課長
A. 1 放射線・化学管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 放射線・化学管理課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	可搬型気象観測設備の機能 <u>検査を実施する。</u>	1 年に 1 回	放射線・化学管理課長
	速やかに	可搬型気象観測設備が動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	放射線・化学管理課長

変更後

備考

表 84－18 監視測定設備

84－18－ 1 監視測定設備

項 目	設 備		所要数	適用 モード	所要数	を満足できない場合の措置※ ¹				
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
放射性物質の濃度および放射線量の測定	可搬型代替モニタ		5 個	モード 1，2，3，4，5，6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A. 1 放射線・化学管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 放射線・化学管理課長は、代替措置※ ² を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに <			

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（LC0 を満足しているかの確認行為について「検査」を「確認」に変更）

変更前		変更後		備考																					
表84－19 緊急時対策所		表84－19 緊急時対策所		本頁変更なし																					
84－19－ 1 代替交流電源からの給電		84－19－ 1 代替交流電源からの給電																							
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																							
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>緊急時対策所用発電機</td><td>緊急時対策所用発電機 2 台が動作可能であること</td></tr></table>		項 目	運転上の制限	緊急時対策所用発電機	緊急時対策所用発電機 2 台が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>緊急時対策所用発電機</td><td>緊急時対策所用発電機 2 台が動作可能であること</td></tr></table>		項 目	運転上の制限	緊急時対策所用発電機	緊急時対策所用発電機 2 台が動作可能であること														
項 目	運転上の制限																								
緊急時対策所用発電機	緊急時対策所用発電機 2 台が動作可能であること																								
項 目	運転上の制限																								
緊急時対策所用発電機	緊急時対策所用発電機 2 台が動作可能であること																								
<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="3">モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>緊急時対策所用発電機</td><td>2 台</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※ 1</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※ 1</td></tr></table>		適用モード	設 備	所要数	モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機	2 台	軽油タンク	※ 1	ミニローリー	※ 1	<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="3">モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>緊急時対策所用発電機</td><td>2 台</td></tr><tr><td>軽油タンク</td><td>※ 1</td></tr><tr><td>ミニローリー</td><td>※ 1</td></tr></table>		適用モード	設 備	所要数	モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機	2 台	軽油タンク	※ 1	ミニローリー	※ 1		
適用モード	設 備	所要数																							
モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機	2 台																							
	軽油タンク	※ 1																							
	ミニローリー	※ 1																							
適用モード	設 備	所要数																							
モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所用発電機	2 台																							
	軽油タンク	※ 1																							
	ミニローリー	※ 1																							
※ 1：「表84－15－ 6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。		※ 1：「表84－15－ 6 重油タンク，軽油タンク，ミニローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。																							
(2) 確認事項		(2) 確認事項																							
<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">緊急時対策所用発電機</td><td>発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。</td><td>1 年に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>発電機を起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	緊急時対策所用発電機	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1 年に 1 回	電気計画課長	発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長	<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">緊急時対策所用発電機</td><td>発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。</td><td>1 年に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr><tr><td>発電機を起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>電気計画課長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	緊急時対策所用発電機	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1 年に 1 回	電気計画課長	発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長
項 目	確認事項	頻 度	担 当																						
緊急時対策所用発電機	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1 年に 1 回	電気計画課長																						
	発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長																						
項 目	確認事項	頻 度	担 当																						
緊急時対策所用発電機	発電機を起動し，運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1 年に 1 回	電気計画課長																						
	発電機を起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	電気計画課長																						

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 動作可能な緊急時 対策所用発電機が 2台未満である場 合	A. 1 電気計画課長は，緊急時対策所用発電機2台を 動作可能な状態に復旧する。 または A. 2 電気計画課長は，代替措置※ ² を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日	モード1， 2，3およ び4	A. 動作可能な緊急時 対策所用発電機が 2台未満である場 合	A. 1 電気計画課長は，緊急時対策所用発電機2台を 動作可能な状態に復旧する。 または A. 2 電気計画課長は，代替措置※ ² を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	10日 10日	
	B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成でき ない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間		B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成でき ない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。 および B. 2 当直長は，モード5にする。	12時間 56時間	
モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 動作可能な緊急時 対策所用発電機が 2台未満である場 合	A. 1 電気計画課長は，緊急時対策所用発電機2台を 動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 電気計画課長は，代替措置※ ² を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 動作可能な緊急時 対策所用発電機が 2台未満である場 合	A. 1 電気計画課長は，緊急時対策所用発電機2台を 動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 2 電気計画課長は，代替措置※ ² を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに 速やかに	
※2：代替品の補充等				※2：代替品の補充等				

変更前		変更後		備考																																										
84－19－2 居住性の確保		84－19－2 居住性の確保		本頁変更なし																																										
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																																												
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所加圧装置 居住性確保設備</td><td>(1)緊急時対策所空気浄化系 1 系統以上※¹が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</td></tr></table>	項 目	運転上の制限	緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所加圧装置 居住性確保設備		(1)緊急時対策所空気浄化系 1 系統以上※ ¹ が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所加圧装置 居住性確保設備</td><td>(1)緊急時対策所空気浄化系 1 系統以上※¹が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること</td></tr></table>		項 目	運転上の制限	緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所加圧装置 居住性確保設備	(1)緊急時対策所空気浄化系 1 系統以上※ ¹ が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること																																			
項 目	運転上の制限																																													
緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所加圧装置 居住性確保設備	(1)緊急時対策所空気浄化系 1 系統以上※ ¹ が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること																																													
項 目	運転上の制限																																													
緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所加圧装置 居住性確保設備	(1)緊急時対策所空気浄化系 1 系統以上※ ¹ が動作可能であること (2)緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）の所要数が使用可能であること (3)酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること (4)緊急時対策所エリアモニタの所要数が動作可能であること																																													
<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="9">モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>緊急時対策所空気浄化ファン</td><td>1 台</td></tr><tr><td>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td><td>1 基</td></tr><tr><td>緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）</td><td>446 個以上</td></tr><tr><td>酸素濃度計</td><td>1 個</td></tr><tr><td>二酸化炭素濃度計</td><td>1 個</td></tr><tr><td>緊急時対策所エリアモニタ</td><td>1 個</td></tr><tr><td>可搬型代替モニタ</td><td>※2</td></tr><tr><td>加圧判断に使用する可搬型モニタ</td><td>※2</td></tr><tr><td>可搬型気象観測設備のうち風向風速計</td><td>※2</td></tr></table>	適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所空気浄化ファン	1 台	緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1 基	緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）	446 個以上	酸素濃度計	1 個	二酸化炭素濃度計	1 個	緊急時対策所エリアモニタ	1 個	可搬型代替モニタ	※2	加圧判断に使用する可搬型モニタ	※2	可搬型気象観測設備のうち風向風速計	※2	<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td rowspan="9">モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>緊急時対策所空気浄化ファン</td><td>1 台</td></tr><tr><td>緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td><td>1 基</td></tr><tr><td>緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）</td><td>446 個以上</td></tr><tr><td>酸素濃度計</td><td>1 個</td></tr><tr><td>二酸化炭素濃度計</td><td>1 個</td></tr><tr><td>緊急時対策所エリアモニタ</td><td>1 個</td></tr><tr><td>可搬型代替モニタ</td><td>※2</td></tr><tr><td>加圧判断に使用する可搬型モニタ</td><td>※2</td></tr><tr><td>可搬型気象観測設備のうち風向風速計</td><td>※2</td></tr></table>		適用モード	設 備	所要数	モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所空気浄化ファン	1 台	緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1 基	緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）	446 個以上	酸素濃度計	1 個	二酸化炭素濃度計	1 個	緊急時対策所エリアモニタ	1 個	可搬型代替モニタ	※2	加圧判断に使用する可搬型モニタ	※2	可搬型気象観測設備のうち風向風速計	※2
適用モード	設 備	所要数																																												
モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所空気浄化ファン	1 台																																												
	緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1 基																																												
	緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）	446 個以上																																												
	酸素濃度計	1 個																																												
	二酸化炭素濃度計	1 個																																												
	緊急時対策所エリアモニタ	1 個																																												
	可搬型代替モニタ	※2																																												
	加圧判断に使用する可搬型モニタ	※2																																												
	可搬型気象観測設備のうち風向風速計	※2																																												
適用モード	設 備	所要数																																												
モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	緊急時対策所空気浄化ファン	1 台																																												
	緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	1 基																																												
	緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）	446 個以上																																												
	酸素濃度計	1 個																																												
	二酸化炭素濃度計	1 個																																												
	緊急時対策所エリアモニタ	1 個																																												
	可搬型代替モニタ	※2																																												
	加圧判断に使用する可搬型モニタ	※2																																												
	可搬型気象観測設備のうち風向風速計	※2																																												
※1：1 系統とは、緊急時対策所空気浄化ファン 1 台および緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 1 基をいう。		※1：1 系統とは、緊急時対策所空気浄化ファン 1 台および緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 1 基をいう。																																												
※2：「表 84－18－1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。		※2：「表 84－18－1 監視測定設備」において運転上の制限等を定める。																																												

変更前				変更後				備考
(2) 確認事項				(2) 確認事項				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（LC0を満足 しているかの確認行 為について「検査」 を「確認」に変更）
緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一課長	緊急時対策所空気浄化系	緊急時対策所空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一課長	
	緊急時対策所空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率（総合除去効率）が99.75%（有機よう素）以上および99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。	1年に1回	機械計画第一課長		緊急時対策所空気浄化フィルタユニットのよう素除去効率（総合除去効率）が99.75%（有機よう素）以上および99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。	1年に1回	機械計画第一課長	
緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）	緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）の所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一課長	緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）	緊急時対策所加圧装置（空気ポンベ）の所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	機械計画第一課長	
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長	
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装計画課長	
緊急時対策所エリアモニタ	機能 <u>検査を実施する</u> 。	1年に1回	放射線・化学管理課長	緊急時対策所エリアモニタ	機能 <u>の確認を行う</u> 。	1年に1回	放射線・化学管理課長	
	緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学管理課長		緊急時対策所エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線・化学管理課長	

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 緊急時対策所空気 浄化系のすべての 系統が動作不能で ある場合	A. 1 機械計画第一課長は，当該系統を動作可能な状 態に復旧する。	10日	モード1， 2，3およ び4	A. 緊急時対策所空気 浄化系のすべての 系統が動作不能で ある場合	A. 1 機械計画第一課長は，当該系統を動作可能な状 態に復旧する。	10日	
		または A. 2 機械計画第一課長は，代替措置※ ³ を検討し，原 子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日			または A. 2 機械計画第一課長は，代替措置※ ³ を検討し，原 子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	
	B. 緊急時対策所加圧 装置が所要数を満 足していない場合	B. 1 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状 態に復旧する。	10日		B. 緊急時対策所加圧 装置が所要数を満 足していない場合	B. 1 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状 態に復旧する。	10日	
		または B. 2 機械計画第一課長は，代替措置※ ³ を検討し，原 子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日			または B. 2 機械計画第一課長は，代替措置※ ³ を検討し，原 子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日	
	C. 使用可能な酸素濃 度計または二酸化 炭素濃度計が所要 数を満足していな い場合	C. 1 計装計画課長は，当該設備を使用可能な状態に 復旧する。	10日		C. 使用可能な酸素濃 度計または二酸化 炭素濃度計が所要 数を満足していな い場合	C. 1 計装計画課長は，当該設備を使用可能な状態に 復旧する。	10日	
		または C. 2 計装計画課長は，代替措置※ ³ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	10日			または C. 2 計装計画課長は，代替措置※ ³ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	10日	
	D. 条件A，B，または Cの措置を完了時 間内に達成できな い場合	D. 1 当直長は，モード3にする。	12時間		D. 条件A，B，または Cの措置を完了時 間内に達成できな い場合	D. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	
		および D. 2 当直長は，モード5にする。	56時間			および D. 2 当直長は，モード5にする。	56時間	
	E. 緊急時対策所エリ アモニタが所要数 を満足していない 場合	E. 1 放射線・化学管理課長は，当該設備を動作可能 な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		E. 緊急時対策所エリ アモニタが所要数 を満足していない 場合	E. 1 放射線・化学管理課長は，当該設備を動作可能 な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および E. 2 放射線・化学管理課長は，代替措置※ ³ を検討し， 原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を 開始する。	速やかに			および E. 2 放射線・化学管理課長は，代替措置※ ³ を検討し， 原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を 開始する。	速やかに	
※3：代替品の補充等				※3：代替品の補充等				

変更前				変更後				備考	
(3) 要求される措置 つづき				(3) 要求される措置 つづき				本頁変更なし	
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間		
モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 緊急時対策所空気 浄化系のすべての 系統が動作不能で ある場合	A. 1 機械計画第一課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 緊急時対策所空気 浄化系のすべての 系統が動作不能で ある場合	A. 1 機械計画第一課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		
		および A. 2 機械計画第一課長は，代替措置※ ⁴ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			および A. 2 機械計画第一課長は，代替措置※ ⁴ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		
	B. 緊急時対策所加圧 装置が所要数を満 足していない場合	B. 1 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		B. 緊急時対策所加圧 装置が所要数を満 足していない場合	B. 1 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		
		および B. 2 機械計画第一課長は，代替措置※ ⁴ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			および B. 2 機械計画第一課長は，代替措置※ ⁴ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		
	C. 使用可能な酸素濃 度計または二酸化 炭素濃度計が所要 数を満足していな い場合	C. 1 計装計画課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		C. 使用可能な酸素濃 度計または二酸化 炭素濃度計が所要 数を満足していな い場合	C. 1 計装計画課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		
		および C. 2 計装計画課長は，代替措置※ ⁴ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			および C. 2 計装計画課長は，代替措置※ ⁴ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		
	D. 緊急時対策所エリ アモニタが所要数 を満足していない 場合	D. 1 放射線・化学管理課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		D. 緊急時対策所エリ アモニタが所要数 を満足していない 場合	D. 1 放射線・化学管理課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		
		および D. 2 放射線・化学管理課長は，代替措置※ ⁴ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			および D. 2 放射線・化学管理課長は，代替措置※ ⁴ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに		
	※4：代替品の補充等				※4：代替品の補充等				

変更前

表 84－20 通信連絡を行うために必要な設備

84－20－ 1 通信連絡

項 目	設 備		所要数 系統数	適用 モード	所要数・		系統数を満足できない場合の措置※ ³					確認事項		
					条 件		措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当			
通信連絡設備	衛星電話設備		12 台 ※ ¹	モード 1， 2， 3 およ び 4	A. 動作可能な衛星電 話設備，無線通信設 備またはSPDS表示 端末※ ⁴ が所要数を 満足していない場 合	A. 1 安全技術課長または計装計 画課長は，当該設備を動作可 能な状態に復旧する。	10日※ ⁶	衛星電話設備の通話確 認を実施する。	3 ヶ月に 1 回	安全技術課長				
	無線通信設備		4 台			または A. 2 安全技術課長または計装計 画課長は，代替措置※ ⁷ を検 討し，原子炉主任技術者の確 認を得て実施する。	10 日	無線通信設備の通話確 認を実施する。	3 ヶ月に 1 回	安全技術課長				
	緊急時用携帯型通話設備		13 台					緊急時用携帯型通話設 備の通話確認を実施す る。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長				
	SPDS 表示端末		1 台		B. 動作可能な緊急時用 携帯型通話設備が所 要数を満足していな い場合	B. 1 計装計画課長は，当該設備を 動作可能な状態に復旧する。	10 日	SPDS 表示端末の伝送確 認を実施する。	1 ヶ月に 1 回	計装計画課長				
	安全パラメータ表示システム		1 系列 ※ ²			または B. 2 計装計画課長は，代替措置※ ⁷ を検討し， 原子炉主任技術 者の確認を得て実施する。	10 日	安全パラメータ表示シ ステムの伝送確認を実 施する。	1 ヶ月に 1 回	計装計画課長				
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する通信連 絡設備	テレビ会議シ ステム	1 系列 ※ ²		C. 安全パラメータ表示 システム※ ⁴ が動作 不能である場合 または 統合原子力防災ネッ トワークに接続する 通信連絡設備※ ⁵ が 動作不能である場合	C. 1 安全技術課長または計装計 画課長は，当該設備を動作可 能な状態に復旧する。	10日※ ⁶	テレビ会議システム，I P-電話， IP-ファックス の通話通信確認を実施 する。	3 ヶ月に 1 回	安全技術課長				
		IP-電話		または C. 2 安全技術課長または計装計 画課長は，代替措置※ ⁸ を検 討し，原子炉主任技術者の確 認を得て実施する。		10 日								
		IP-ファックス		D. 1 当直長は，モード 3 にする。 および D. 2 当直長は，モード 5 にする。		12時間 56時間								

※ 1：固定型 4 台および可搬型 8 台をいう。

※ 2：安全パラメータ表示システムについては， A系またはB系のいずれかにより有線系，無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については， テレビ会議システム， IP-電話， IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。

※ 3：設備毎に個別の条件が適用される。

※ 4：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は， 運転上の制限を満足していないとはみなさない。また， 所要の確認対象パラメータを記録し， 連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※ 5：使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※ 6：衛星電話設備， 安全パラメータ表示システム， および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について， 原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は， 当該要求される措置に対する完了時間を除外する。

※ 7：連絡要員の追加や， 同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。

※ 8：安全パラメータ表示システムについては， 所要の確認パラメータを記録し， 連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については， 使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することをいう。

変更後

備考

本頁変更なし

表 84－20 通信連絡を行うために必要な設備

84－20－ 1 通信連絡

項 目	設 備		所要数 系統数	適用 モード	所要数・		
					条 件		
通信連絡設備	衛星電話設備		12 台 ※ ¹	モード 1， 2， 3 およ び 4	A. 動作可能な衛星電 話設備，無線通信設 備またはSPDS表示 端末※ ⁴ が所要数を 満足していない場 合		
	無線通信設備		4 台				
	緊急時用携帯型通話設備		13 台				
	SPDS 表示端末		1 台				
	安全パラメータ表示システム		1 系列 ※ ²				
	統合原子力防災 ネットワークに 接続する通信連 絡設備	テレビ会議シ ステム	1 系列 ※ ²		C. 安全パラメータ表示 システム※ ⁴ が動作 不能である場合 または 統合原子力防災ネッ トワークに接続する 通信連絡設備※ ⁵ が 動作不能である場合		
		IP-電話					
		IP-ファックス					
						D. 条件 A， B または C の措置を完了時間以 内に達成できない場 合	

系統数を満足できない場合の措置※ ³		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 安全技術課長または計装計 画課長は，当該設備を動作 可能な状態に復旧する。 または A. 2 安全技術課長または計装計 画課長は，代替措置※ ⁷ を検 討し，原子炉主任技術者の 確認を得て実施する。	10日※ ⁶	衛星電話設備の通話確 認を実施する。	3 ヶ月に 1 回	安全技術課長
	10 日	無線通信設備の通話確 認を実施する。	3 ヶ月に 1 回	安全技術課長
	10 日	緊急時用携帯型通話設 備の通話確認を実施す る。	3 ヶ月に 1 回	計装計画課長
B. 1 計装計画課長は，当該設備 を動作可能な状態に復旧す る。 または B. 2 計装計画課長は，代替措置※ ⁷ を検討し，原子炉主任技術 者の確認を得て実施する。	10 日	SPDS 表示端末の伝送確 認を実施する。	1 ヶ月に 1 回	計装計画課長
	10 日	安全パラメータ表示シ ステムの伝送確認を実 施する。	1 ヶ月に 1 回	計装計画課長
	10日※ ⁶	テレビ会議システム，I P-電話， IP-ファックス の通話通信確認を実施 する。	3 ヶ月に 1 回	安全技術課長
D. 1 当直長は，モード 3 にする。 および D. 2 当直長は，モード 5 にする。	12時間			
	56時間			

※ 1：固定型 4 台および可搬型 8 台をいう。

※ 2：安全パラメータ表示システムについては， A 系または B 系のいずれかにより有線系，無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については，テレビ会議システム， IP-電話， IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。

※ 3：設備毎に個別の条件が適用される。

※ 4：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。また，所要の確認対象パラメータを記録し，連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※ 5：使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※ 6：衛星電話設備，安全パラメータ表示システム，および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について，原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は，当該要求される措置に対する完了時間を除外する。

※ 7：連絡要員の追加や，同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。

※ 8：安全パラメータ表示システムについては，所要の確認パラメータを記録し，連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については，使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することをいう。

変更前

84－20－ 1 通信連絡 つづき

項 目	設 備		所要数 系統数	適用 モード	所要数・		確認事項					
					条 件		項 目	頻 度	担 当			
通信連絡設備	衛星電話設備		12 台※ ⁹	モード5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な衛星電話設備，無線通信設備またはSPDS表示端末※ ¹² が所要数を満足していない場合		A. 1 安全技術課長または計装計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに※ ¹⁴	衛星電話設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長	
	無線通信設備		4 台				A. 2 安全技術課長または計装計画課長は，代替措置※ ¹⁵ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		無線通信設備の通話確認を実施する。			3ヶ月に1回
	緊急時用携帯型通話設備		13 台				B. 動作可能な緊急時用携帯型通話設備が所要数を満足していない場合	B. 1 計装計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	緊急時用携帯型通話設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
	SPDS 表示端末		1 台					B. 2 計装計画課長は，代替措置※ ¹⁵ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。		SPDS 表示端末の伝送確認を実施する。		
	安全パラメータ表示システム		1 系列※ ¹⁰	C. 安全パラメータ表示システム※ ¹² が動作不能である場合 または 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※ ¹³ が動作不能である場合	C. 1 安全技術課長または計装計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに※ ¹⁴		安全パラメータ表示システムの伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	計装計画課長		
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	1 系列※ ¹⁰		速やかに		C. 2 安全技術課長または計装計画課長は，代替措置※ ¹⁶ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	テレビ会議システム，IP-電話，IP-ファックスの通話通信確認を実施する。			3ヶ月に1回	安全技術課長
		IP-電話										
		IP-ファックス										

※9：固定型4台および可搬型8台をいう。
※10：安全パラメータ表示システムについては，A系またはB系のいずれかにより有線系，無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については，テレビ会議システム，IP-電話，IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。
※11：設備毎に個別の条件が適用される。
※12：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。また，所要の確認対象パラメータを記録し，連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※13：使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※14：衛星電話設備，安全パラメータ表示システム，および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について，原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は，当該要求される措置に対する完了時間を除外する。
※15：連絡要員の追加や，同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。
※16：安全パラメータ表示システムについては，所要の確認パラメータを記録し，連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については，使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することをいう。

変更後

備考

本頁変更なし

84－20－ 1 通信連絡 つづき

項 目	設 備		所要数 系統数	適用 モード	所要数・
					条 件
通信連絡設備	衛星電話設備		12 台※9	モード5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な衛星電話設備，無線通信設備またはSPDS表示端末※12が所要数を満足していない場合
	無線通信設備		4 台		
	緊急時用携帯型通話設備		13 台		
	SPDS 表示端末		1 台		
	安全パラメータ表示システム		1 系列※10		
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	1 系列※10	C. 安全パラメータ表示システム※12が動作不能である場合 または 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備※13が動作不能である場合	
		IP-電話			
		IP-ファックス			

※9：固定型4台および可搬型8台をいう。
※10：安全パラメータ表示システムについては，A系またはB系のいずれかにより有線系，無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については，テレビ会議システム，IP-電話，IP-ファックスのいずれかにより通信可能であることをいう。
※11：設備毎に個別の条件が適用される。
※12：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。また，所要の確認対象パラメータを記録し，連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※13：使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は運転上の制限を満足していないとはみなさない。
※14：衛星電話設備，安全パラメータ表示システム，および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について，原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は，当該要求される措置に対する完了時間を除外する。
※15：連絡要員の追加や，同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。
※16：安全パラメータ表示システムについては，所要の確認パラメータを記録し，連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については，使用可能な他の通信機器による通信手段を確保することをいう。

系統数を満足できない場合の措置※11		確認事項		
措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
A. 1 安全技術課長または計装計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または A. 2 安全技術課長または計装計画課長は，代替措置※15を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※14	衛星電話設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
	速やかに	無線通信設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
B. 1 計装計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または B. 2 計装計画課長は，代替措置※15を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	緊急時用携帯型通話設備の通話確認を実施する。	3ヶ月に1回	計装計画課長
	速やかに	SPDS 表示端末の伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
		安全パラメータ表示システムの伝送確認を実施する。	1ヶ月に1回	計装計画課長
C. 1 安全技術課長または計装計画課長は，当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C. 2 安全技術課長または計装計画課長は，代替措置※16を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに※14	テレビ会議システム，IP-電話，IP-ファックスの通話通信確認を実施する。	3ヶ月に1回	安全技術課長
	速やかに			

変更前		変更後		備考																					
表84－21 中型ポンプ車		表84－21 中型ポンプ車		本頁変更なし																					
84－21－ 1 中型ポンプ車		84－21－ 1 中型ポンプ車																							
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限																							
<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中型ポンプ車</td><td>所要数が動作可能であること</td></tr></table>		項 目	運転上の制限	中型ポンプ車	所要数が動作可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>中型ポンプ車</td><td>所要数が動作可能であること</td></tr></table>		項 目	運転上の制限	中型ポンプ車	所要数が動作可能であること														
項 目	運転上の制限																								
中型ポンプ車	所要数が動作可能であること																								
項 目	運転上の制限																								
中型ポンプ車	所要数が動作可能であること																								
<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td>モード1， 2， 3， 4， 5および6</td><td rowspan="2">中型ポンプ車</td><td>6 台</td></tr><tr><td>モード1， 2， 3， 4， 5および6 以外で使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>2 台</td></tr></table>		適用モード	設 備	所要数	モード1， 2， 3， 4， 5および6	中型ポンプ車	6 台	モード1， 2， 3， 4， 5および6 以外で使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	2 台	<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td>モード1， 2， 3， 4， 5および6</td><td rowspan="2">中型ポンプ車</td><td>6 台</td></tr><tr><td>モード1， 2， 3， 4， 5および6 以外で使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>2 台</td></tr></table>		適用モード	設 備	所要数	モード1， 2， 3， 4， 5および6	中型ポンプ車	6 台	モード1， 2， 3， 4， 5および6 以外で使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	2 台						
適用モード	設 備	所要数																							
モード1， 2， 3， 4， 5および6	中型ポンプ車	6 台																							
モード1， 2， 3， 4， 5および6 以外で使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		2 台																							
適用モード	設 備	所要数																							
モード1， 2， 3， 4， 5および6	中型ポンプ車	6 台																							
モード1， 2， 3， 4， 5および6 以外で使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		2 台																							
(2) 確認事項		(2) 確認事項																							
<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">中型ポンプ車</td><td>中型ポンプ車を起動し，運転状態に異常がないこと，および試験系統における揚程が100m以上，容量が210m³/h以上であることを確認する。</td><td>1 年に 1 回</td><td>機械計画第二課長</td></tr><tr><td>モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>機械計画第二課長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	中型ポンプ車	中型ポンプ車を起動し，運転状態に異常がないこと，および試験系統における揚程が100m以上，容量が210m ³ /h以上であることを確認する。	1 年に 1 回	機械計画第二課長	モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	機械計画第二課長	<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td rowspan="2">中型ポンプ車</td><td>中型ポンプ車を起動し，運転状態に異常がないこと，および試験系統における揚程が100m以上，容量が210m³/h以上であることを確認する。</td><td>1 年に 1 回</td><td>機械計画第二課長</td></tr><tr><td>モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。</td><td>3 ヶ月に 1 回</td><td>機械計画第二課長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	中型ポンプ車	中型ポンプ車を起動し，運転状態に異常がないこと，および試験系統における揚程が100m以上，容量が210m ³ /h以上であることを確認する。	1 年に 1 回	機械計画第二課長	モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	機械計画第二課長
項 目	確認事項	頻 度	担 当																						
中型ポンプ車	中型ポンプ車を起動し，運転状態に異常がないこと，および試験系統における揚程が100m以上，容量が210m ³ /h以上であることを確認する。	1 年に 1 回	機械計画第二課長																						
	モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	機械計画第二課長																						
項 目	確認事項	頻 度	担 当																						
中型ポンプ車	中型ポンプ車を起動し，運転状態に異常がないこと，および試験系統における揚程が100m以上，容量が210m ³ /h以上であることを確認する。	1 年に 1 回	機械計画第二課長																						
	モード1， 2， 3， 4， 5， 6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	3 ヶ月に 1 回	機械計画第二課長																						

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 中型ポンプ車の所要数の5台以上が動作不能である場合（モード1，2，3，4，5および6） または 中型ポンプ車の所要数の1台以上が動作不能である場合（モード1，2，3，4，5および6以外）	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位がEL 31. 7m 以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A. 2 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 機械計画第二課長は，代替措置※ ¹ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 中型ポンプ車の所要数の5台以上が動作不能である場合（モード1，2，3，4，5および6） または 中型ポンプ車の所要数の1台以上が動作不能である場合（モード1，2，3，4，5および6以外）	A. 1 当直長は，使用済燃料ピット水位がEL 31. 7m 以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A. 2 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A. 3 機械計画第二課長は，代替措置※ ¹ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
		速やかに	速やかに					
		速やかに	速やかに					
モード1，2，3および4	A. 中型ポンプ車の所要数の1台以上が動作不能である場合	A. 1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。 および A. 2 機械計画第二課長は，代替措置※ ¹ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A. 3 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード1，2，3および4	A. 中型ポンプ車の所要数の1台以上が動作不能である場合	A. 1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。 および A. 2 機械計画第二課長は，代替措置※ ¹ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A. 3 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	
		10日	10日					
		30日	30日					
	B. 中型ポンプ車の所要数の3台以上が動作不能である場合	B. 1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。 および B. 2 機械計画第二課長は，代替措置※ ¹ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B. 3 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間		B. 中型ポンプ車の所要数の3台以上が動作不能である場合	B. 1 当直長は，1基のディーゼル発電機を起動し，動作可能であることを確認するとともに，その他の設備※ ² が動作可能であることを確認する。 および B. 2 機械計画第二課長は，代替措置※ ¹ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B. 3 機械計画第二課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	
		72時間	72時間					
		10日	10日					
※1：代替品の補充等				※1：代替品の補充等				
※2：残りのディーゼル発電機1基，海水ポンプ4台および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。				※2：残りのディーゼル発電機1基，海水ポンプ4台および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。				

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置 つづき				(3) 要求される措置 つづき				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	C. 中型ポンプ車の所 要数の5台以上が 動作不能である場 合	C. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ³ が動作可能であることを確認する。 および	4 時間	モード1， 2，3およ び4	C. 中型ポンプ車の所 要数の5台以上が 動作不能である場 合	C. 1 当直長は， 1 基のディーゼル発電機を起動し， 動作可能であることを確認するとともに，その 他の設備※ ³ が動作可能であることを確認する。 および	4 時間	
		C. 2 当直長は， 補助給水タンク水位が 610m ³ 以上で あることを確認する。 および	4 時間			C. 2 当直長は， 補助給水タンク水位が 610m ³ 以上で あることを確認する。 および	4 時間	
		C. 3 機械計画第二課長は， 代替措置 ※ ⁴ を検討し， 原 子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および	72 時間			C. 3 機械計画第二課長は， 代替措置 ※ ⁴ を検討し， 原 子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および	72 時間	
		C. 4 当直長は， 中型ポンプ車および加圧ポンプ車に よる代替炉心注入系と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備※ ⁵ が動作可能であることを確認 する※ ⁶ 。 および	72 時間			C. 4 当直長は， 中型ポンプ車および加圧ポンプ車に よる代替炉心注入系と同等な機能を持つ重大事 故等対処設備※ ⁵ が動作可能であることを確認 する※ ⁶ 。 および	72 時間	
		C. 5 機械計画第二課長は， 当該系統を動作可能な状 態に復旧する。	10 日			C. 5 機械計画第二課長は， 当該系統を動作可能な状 態に復旧する。	10 日	
	D. 条件A， BまたはC の措置を完了時間 内に達成できない 場合	D. 1 当直長は， モード3にする。 および D. 2 当直長は， モード5にする。	12 時間 56 時間	D. 条件A， BまたはC の措置を完了時間 内に達成できない 場合	D. 1 当直長は， モード3にする。 および D. 2 当直長は， モード5にする。	12 時間 56 時間		
※3：残りのディーゼル発電機1基，余熱除去ポンプ2台，高圧注入ポンプ2台，海水ポンプ4台および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：代替品の補充等 ※5：充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				※3：残りのディーゼル発電機1基，余熱除去ポンプ2台，高圧注入ポンプ2台，海水ポンプ4台および原子炉補機冷却水ポンプ4台をいい，至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：代替品の補充等 ※5：充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。				

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置 つづき				(3) 要求される措置 つづき				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. 中型ポンプ車の所要数の1台以上が動作不能である場合	A.1 機械計画第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	モード5 および6	A. 中型ポンプ車の所要数の1台以上が動作不能である場合	A.1 機械計画第二課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および A.2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに			および A.2 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	
		および A.3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A.3 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		および A.4 機械計画第二課長は、代替措置※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに			および A.4 機械計画第二課長は、代替措置※ ⁷ を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
	B. 中型ポンプ車の所要数の5台以上が動作不能である場合	B.1 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに	B. 中型ポンプ車の所要数の5台以上が動作不能である場合	B.1 当直長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。	速やかに		
		および B.2 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに		および B.2 当直長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに		
		および B.3 当直長は、中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注入系と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ※ ⁸ が動作可能であることを確認する ※ ⁹ 。	速やかに		および B.3 当直長は、中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注入系と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ※ ⁸ が動作可能であることを確認する ※ ⁹ 。	速やかに		
		※7：代替品の補充等 ※8：充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				※7：代替品の補充等 ※8：充てんポンプ（B，自己冷却式）による代替炉心注水系をいう。 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。		

変更前		変更後		備考															
表84－22　その他の設備		表84－22　その他の設備		本頁変更なし															
84－22－１　アクセスルートの確保		84－22－１　アクセスルートの確保																	
(１) 運転上の制限		(１) 運転上の制限																	
<table><tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>アクセスルートの確保</td><td>ホイールローダの所要数が使用可能であること</td></tr></table>		項　　目	運転上の制限	アクセスルートの確保	ホイールローダの所要数が使用可能であること	<table><tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>アクセスルートの確保</td><td>ホイールローダの所要数が使用可能であること</td></tr></table>		項　　目	運転上の制限	アクセスルートの確保	ホイールローダの所要数が使用可能であること								
項　　目	運転上の制限																		
アクセスルートの確保	ホイールローダの所要数が使用可能であること																		
項　　目	運転上の制限																		
アクセスルートの確保	ホイールローダの所要数が使用可能であること																		
<table><tr><th>適用モード</th><th>設　　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td>モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>ホイールローダ</td><td>2台</td></tr></table>		適用モード	設　　備	所要数	モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ホイールローダ	2台	<table><tr><th>適用モード</th><th>設　　備</th><th>所要数</th></tr><tr><td>モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>ホイールローダ</td><td>2台</td></tr></table>		適用モード	設　　備	所要数	モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ホイールローダ	2台				
適用モード	設　　備	所要数																	
モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ホイールローダ	2台																	
適用モード	設　　備	所要数																	
モード1，2，3，4，5，6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	ホイールローダ	2台																	
(２) 確認事項		(２) 確認事項																	
<table><tr><th>項　　目</th><th>確認事項</th><th>頻　　度</th><th>担　　当</th></tr><tr><td>ホイールローダ</td><td>所要数が使用可能であることを確認する。</td><td>3ヶ月に1回</td><td>土木建築課長</td></tr></table>		項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当	ホイールローダ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	土木建築課長	<table><tr><th>項　　目</th><th>確認事項</th><th>頻　　度</th><th>担　　当</th></tr><tr><td>ホイールローダ</td><td>所要数が使用可能であることを確認する。</td><td>3ヶ月に1回</td><td>土木建築課長</td></tr></table>		項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当	ホイールローダ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	土木建築課長
項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当																
ホイールローダ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	土木建築課長																
項　　目	確認事項	頻　　度	担　　当																
ホイールローダ	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	土木建築課長																

変更前				変更後				備考
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				本頁変更なし
適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	適用 モード	条 件	要求される措置	完了時間	
モード1， 2，3およ び4	A. 所要数を満足して いない場合	A. 1 土木建築課長は，当該設備を動作可能な状態に 復旧する。	10日	モード1， 2，3およ び4	A. 所要数を満足して いない場合	A. 1 土木建築課長は，当該設備を動作可能な状態に 復旧する。	10日	
		または A. 2 土木建築課長は，代替措置 ※ ¹ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	10日			または A. 2 土木建築課長は，代替措置 ※ ¹ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する。	10日	
	B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間		B. 条件Aの措置を完 了時間内に達成で きない場合	B. 1 当直長は，モード3にする。	12時間	
		および B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間			および B. 2 当直長は，モード5にする。	56時間	
モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 所要数を満足して いない場合	A. 1 土木建築課長は，当該設備を使用可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに	モード5， 6および 使用済燃 料ピット に燃料体 を貯蔵し ている期 間	A. 所要数を満足して いない場合	A. 1 土木建築課長は，当該設備を使用可能な状態に 復旧する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに			および A. 2 当直長は， 1 次冷却系の水抜きを行っている場 合は，水抜きを中止する。	速やかに	
		および A. 3 当直長は，モード5（1次系冷却系非満水）ま たはモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに			および A. 3 当直長は，モード5（1次系冷却系非満水）ま たはモード6（キャビティ低水位）の場合， 1 次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに	
		および A. 4 土木建築課長は，代替措置 ※ ¹ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに			および A. 4 土木建築課長は，代替措置 ※ ¹ を検討し，原子炉 主任技術者の確認を得て実施する措置を開始す る。	速やかに	
※1：代替品の補充等				※1：代替品の補充等				

変更前		変更後		備考																													
84－22－2 インターフェイスシステムＬＯＣＡ時の１次冷却材の拡散防止		84－22－2 インターフェイスシステムＬＯＣＡ時の１次冷却材の拡散防止		原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則の改正に伴い「定 期検査」を「定期事 業者検査」に変更）																													
（１）運転上の制限		（１）運転上の制限																															
<table><tr><th>項 目</th><th>運 転 上 の 制 限</th></tr><tr><td>インターフェイスシステムＬＯＣ Ａ時の１次冷却材の拡散防止</td><td>ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管※^１が使用可能であること</td></tr></table>		項 目	運 転 上 の 制 限		インターフェイスシステムＬＯＣ Ａ時の１次冷却材の拡散防止	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管※ ^１ が使用可能であること	<table><tr><th>項 目</th><th>運 転 上 の 制 限</th></tr><tr><td>インターフェイスシステムＬＯＣ Ａ時の１次冷却材の拡散防止</td><td>ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管※^１が使用可能であること</td></tr></table>		項 目	運 転 上 の 制 限	インターフェイスシステムＬＯＣ Ａ時の１次冷却材の拡散防止	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管※ ^１ が使用可能であること																					
項 目	運 転 上 の 制 限																																
インターフェイスシステムＬＯＣ Ａ時の１次冷却材の拡散防止	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管※ ^１ が使用可能であること																																
項 目	運 転 上 の 制 限																																
インターフェイスシステムＬＯＣ Ａ時の１次冷却材の拡散防止	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管※ ^１ が使用可能であること																																
<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td>モード１，２および３</td><td>ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管</td><td>１式</td></tr></table>		適用モード	設 備		所要数	モード１，２および３	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管	１式	<table><tr><th>適用モード</th><th>設 備</th><th>所要数</th></tr><tr><td>モード１，２および３</td><td>ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管</td><td>１式</td></tr></table>		適用モード	設 備	所要数	モード１，２および３	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管	１式																	
適用モード	設 備	所要数																															
モード１，２および３	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管	１式																															
適用モード	設 備	所要数																															
モード１，２および３	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管	１式																															
※１：余熱除去冷却器室目皿～余熱除去ポンプ室漏えい検知ピット，格納容器スプレイ冷却器室目皿および安全補機配管室（EL 3. 3m）目皿～格納容器スプレイポンプ室漏えい検知ピットまでのドレン配管		※１：余熱除去冷却器室目皿～余熱除去ポンプ室漏えい検知ピット，格納容器スプレイ冷却器室目皿および安全補機配管室（EL 3. 3m）目皿～格納容器スプレイポンプ室漏えい検知ピットまでのドレン配管																															
（２）確認事項		（２）確認事項																															
<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td>ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管</td><td>ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管の目皿※^２が異物等で塞がれていないことを外観点検により確認する。</td><td><u>定期検査時</u></td><td>機械計画第一課長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管の目皿※ ^２ が異物等で塞がれていないことを外観点検により確認する。	<u>定期検査時</u>	機械計画第一課長	<table><tr><th>項 目</th><th>確認事項</th><th>頻 度</th><th>担 当</th></tr><tr><td>ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管</td><td>ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管の目皿※^２が異物等で塞がれていないことを外観点検により確認する。</td><td><u>定期事業者検査時</u></td><td>機械計画第一課長</td></tr></table>		項 目	確認事項	頻 度	担 当	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管の目皿※ ^２ が異物等で塞がれていないことを外観点検により確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	機械計画第一課長														
項 目	確認事項	頻 度	担 当																														
ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管の目皿※ ^２ が異物等で塞がれていないことを外観点検により確認する。	<u>定期検査時</u>	機械計画第一課長																														
項 目	確認事項	頻 度	担 当																														
ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管	ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管の目皿※ ^２ が異物等で塞がれていないことを外観点検により確認する。	<u>定期事業者検査時</u>	機械計画第一課長																														
※２：余熱除去冷却器室目皿，格納容器スプレイ冷却器室目皿および安全補機配管室目皿（EL 3. 3m）		※２：余熱除去冷却器室目皿，格納容器スプレイ冷却器室目皿および安全補機配管室目皿（EL 3. 3m）																															
（３）要求される措置		（３）要求される措置																															
<table><tr><th>適用モード</th><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="4">モード１， ２および ３</td><td rowspan="3">A. ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管が使用不能である場合</td><td>A. 1 当直長は，１次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認する ※^３。</td><td>４時間</td></tr><tr><td>および A. 2 機械計画第一課長は，代替措置 ※^４を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td><td>72時間</td></tr><tr><td>および A. 3 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。</td><td>12時間 36時間</td></tr></table>		適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード１， ２および ３	A. ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管が使用不能である場合	A. 1 当直長は，１次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認する ※ ^３ 。	４時間	および A. 2 機械計画第一課長は，代替措置 ※ ^４ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72時間	および A. 3 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	<table><tr><th>適用モード</th><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td rowspan="4">モード１， ２および ３</td><td rowspan="3">A. ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管が使用不能である場合</td><td>A. 1 当直長は，１次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認する ※^３。</td><td>４時間</td></tr><tr><td>および A. 2 機械計画第一課長は，代替措置 ※^４を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</td><td>72時間</td></tr><tr><td>および A. 3 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する。</td><td>10日</td></tr><tr><td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。</td><td>12時間 36時間</td></tr></table>		適用モード	条 件	要求される措置	完了時間	モード１， ２および ３	A. ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管が使用不能である場合	A. 1 当直長は，１次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認する ※ ^３ 。	４時間	および A. 2 機械計画第一課長は，代替措置 ※ ^４ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72時間	および A. 3 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する。	10日	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																														
モード１， ２および ３	A. ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管が使用不能である場合	A. 1 当直長は，１次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認する ※ ^３ 。	４時間																														
		および A. 2 機械計画第一課長は，代替措置 ※ ^４ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72時間																														
		および A. 3 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する。	10日																														
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間																														
適用モード	条 件	要求される措置	完了時間																														
モード１， ２および ３	A. ＩＳＬＯＣＡ床ドレン配管が使用不能である場合	A. 1 当直長は，１次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認する ※ ^３ 。	４時間																														
		および A. 2 機械計画第一課長は，代替措置 ※ ^４ を検討し，原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	72時間																														
		および A. 3 機械計画第一課長は，当該設備を使用可能な状態に復旧する。	10日																														
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間																														
※３：漏えいがないこととは，余熱除去系の逃がし弁が作動していないことをいう。 ※４：代替品の補充等		※３：漏えいがないこととは，余熱除去系の逃がし弁が作動していないことをいう。 ※４：代替品の補充等																															

変更前	変更後	備考
(運転上の制限の確認) 第86条 各課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。 2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第85条の2の第3項（以下、各条において「この規定第3項」という。）で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表86に定める範囲内で延長することができる※1※2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない※1※2。 3 各課長は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。 4 各課長は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第2項で定める頻度（期間）以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度（期間）より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。 5 各課長は、この規定第2項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 6 各課長は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつ、その結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第87条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。 7 各課長は、この規定第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。 8 各課長は、第17条の2の2、第17条の5、第17条の6または第124条にもとづく教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を移動して使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 9 各課長（当直長は除く）が第16条、第87条、第88条、この規定第2項およびこの規定第3項にもとづいて行う当直長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直長への通知をいう。 ※1：第2節で定める頻度にも適用される。 ※2：第88条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。	(運転上の制限の確認) 第86条 各課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項（以下、各条において「この規定第2項」という。）で定める事項により確認する。<u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）により行う。</u> 2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第85条の2の第3項（以下、各条において「この規定第3項」という。）で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表86に定める範囲内で延長することができる※1※2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない※1※2。 3 各課長は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。 4 各課長は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第2項で定める頻度（期間）以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度（期間）より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。 5 各課長は、この規定第2項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 6 各課長は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつ、その結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第87条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。 7 各課長は、この規定第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。 8 各課長は、第17条の2の2、第17条の5、第17条の6または第124条にもとづく教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を移動して使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 9 各課長（当直長は除く）が第16条、第87条、第88条、この規定第2項およびこの規定第3項にもとづいて行う当直長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直長への通知をいう。 ※1：第2節で定める頻度にも適用される。 ※2：第88条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運転上の制限の確認を実条件性能確認するために十分な方法により行うことを規定）

変更前			変更後			備考
表86			表86			本頁変更なし
頻 度		備 考	頻 度		備 考	
この規定第2項または第3項で定める頻度	延長できる時間		この規定第2項または第3項で定める頻度	延長できる時間		
15分に1回	3分	分単位の間隔で確認する。	15分に1回	3分	分単位の間隔で確認する。	
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	
4時間に1回	1時間	時間単位の間隔で確認する。	4時間に1回	1時間	時間単位の間隔で確認する。	
8時間に1回	2時間	時間単位の間隔で確認する。	8時間に1回	2時間	時間単位の間隔で確認する。	
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	
1日に1回	6時間	時間単位の間隔で確認する。 ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する。	1日に1回	6時間	時間単位の間隔で確認する。 ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する。	
3日に1回	1日	日単位の間隔で確認する。	3日に1回	1日	日単位の間隔で確認する。	
1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。	1週間に1回	2日	1週間＝7日 日単位の間隔で確認する。	
10日に1回	3日	日単位の間隔で確認する。	10日に1回	3日	日単位の間隔で確認する。	
1ヶ月に1回	7日	1ヶ月＝31日 日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日	1ヶ月＝31日 日単位の間隔で確認する。	
3ヶ月に1回	23日	3ヶ月＝92日 日単位の間隔で確認する。	3ヶ月に1回	23日	3ヶ月＝92日 日単位の間隔で確認する。	
6ヶ月に1回	46日	6ヶ月＝184日 日単位の間隔で確認する。	6ヶ月に1回	46日	6ヶ月＝184日 日単位の間隔で確認する。	
1年に1回	92日	1年＝365日 日単位の間隔で確認する。	1年に1回	92日	1年＝365日 日単位の間隔で確認する。	

変更前	変更後	備考
(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合) 第88条 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する※<u>1</u>。なお、運用方法については、表87の例に準拠するものとする。 2 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※<u>1</u>。 3 各課長は、表88で定める設備について、保全計画等に基づき定期的に行う点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置を実施する。この場合、第1項なお書の規定は適用しない。また、同表で定める設備について、要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置の実施について、原子炉主任技術者の確認を得る。この場合、第2項は適用しない。 4 第1項、第2項および第3項の実施については、第87条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。 5 各課長は、第1項、第2項または第3項に基づく点検・保守を行う場合、関係課長と協議し実施する。 6 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。 7 第1項を実施する場合、各課長は、運転上の制限外へ移行する前に、運転上の制限外へ移行した段階で要求される措置※<u>2</u>を順次実施し、その全てが終了した時点から2 4時間以内に運転上の制限外へ移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 8 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外へ移行する場合は、第87条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替える。 9 各課長は、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合または第3項の場合において点検時の措置を実施できなかった場合は、当該の運転上の制限を満足していないと判断する。 10 各課長は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当直長に通知する。 11 各課長は、第2項に基づく点検・保守および第3項において完了時間を超えて点検・保守を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。 ※<u>1</u>：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。 ※<u>2</u>：点検・保守を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。	(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合) 第88条 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置※<u>1</u>を要求される完了時間の範囲内で実施する※<u>2</u>。なお、運用方法については、表87の例に準拠するものとする。 2 各課長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置※<u>1</u>を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する※<u>2</u>。 3 各課長は、表88で定める設備について、保全計画等に基づき定期的に行う点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置※<u>1</u>を実施する。この場合、第1項なお書の規定は適用しない。また、同表で定める設備について、要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める点検時の措置の実施について、原子炉主任技術者の確認を得る。この場合、第2項は適用しない。 4 第1項、第2項および第3項の実施については、第87条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。 5 各課長は、第1項、第2項または第3項に基づく点検・保守を行う場合、関係課長と協議し実施する。 6 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保守に対する完了時間の起点とする。 7 第1項を実施する場合、各課長は、運転上の制限外へ移行する前に、運転上の制限外へ移行した段階で要求される措置※<u>3</u>を順次実施し、その全てが終了した時点から2 4時間以内に運転上の制限外へ移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。 8 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外へ移行する場合は、第87条第3項、第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替える。 9 各課長は、第1項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合、第2項の場合において安全措置を実施できなかった場合または第3項の場合において点検時の措置を実施できなかった場合は、当該の運転上の制限を満足していないと判断する。 10 各課長は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当直長に通知する。 11 各課長は、第2項に基づく点検・保守および第3項において完了時間を超えて点検・保守を実施後、運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、原子炉主任技術者に報告する。 ※<u>1</u>：措置については、<u>確率論的リスク評価等を用いて、当該措置の有効性を検証する。</u> ※<u>2</u>：この規定第2項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は、これに代えることができる。 ※<u>3</u>：点検・保守を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（措置の有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証することを規定）

変更前

表 88

関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 72 条の 3	・ 外部電源（3 号炉）	モード 1， 2， 3， 4， 5， 6 および 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間	・ 動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認 する。	点検前※ <u>3</u> その後の 1 日に 1 回
			・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※ <u>4</u> が動作可能であるこ とを確認する。 ※ <u>5</u>	点検前※ <u>3</u> 点検期間が完了時間（30 日）を超えて 点検を実施する場合は，その後の 1 ヶ 月に 1 回
第 84 条 （84-12-3）	・ 使用済燃料ピット水位（AM） ・ 使用済燃料ピット温度（AM） ・ 使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カ メラ冷却設備含む） ・ 使用済燃料ピット広域水位（AM） ・ 可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間	・ 使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および水温が 65℃以下 であることを確認する。	点検前※ <u>3</u> その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-1）	・ 空冷式非常用発電装置	モード 1， 2， 3， 4， 5 および 6 以 外	・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※ <u>4</u> が動作可能であるこ とを確認する。 ※ <u>5</u>	点検前※ <u>3</u> その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-2）	・ 300kVA 電源車	モード 1， 2， 3， 4， 5 および 6 以 外	・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※ <u>4</u> が動作可能であるこ とを確認する。 ※ <u>5</u>	点検前※ <u>3</u> その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-4）	・ 75kVA 電源車 ・ 可搬型整流器	モード 1， 2， 3， 4， 5 および 6 以 外	・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※ <u>4</u> が動作可能であるこ とを確認する。 ※ <u>5</u>	点検前※ <u>3</u> その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-5）	・ 代替電気設備受電盤 ・ 代替動力変圧器	モード 1， 2， 3， 4， 5 および 6 以 外	・ 所内電気設備の系統電圧を確認し，使用可能であることを確認 する。	点検前※ <u>3</u> その後の 1 日に 1 回

※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し，その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。

※4：モード 5， 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間（モード 1 からモード 6 以外の期間に限る）では，非常用ディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。

※5：「動作可能であること」の確認は，非常用ディーゼル発電機 1 基を起動し動作可能であることを確認するとともに，残りの非常用ディーゼル発電機 1 基が動作可能であることを至近の記録等により確認する。

変更後					備考
表 88					原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（注釈番号繰り下げ）
関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度	
第 72 条の 3	・ 外部電源（3 号炉）	モード 1， 2， 3， 4， 5， 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・ 動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。	点検前※ <u>4</u> その後の 1 日に 1 回	
			・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※ <u>5</u> が動作可能であることを確認する。 ※ <u>6</u>	点検前※ <u>4</u> 点検期間が完了時間（30 日）を超えて点検を実施する場合は，その後の 1 ヶ月に 1 回	
第 84 条 （84-12-3）	・ 使用済燃料ピット水位（AM） ・ 使用済燃料ピット温度（AM） ・ 使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む） ・ 使用済燃料ピット広域水位（AM） ・ 可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・ 使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	点検前※ <u>4</u> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 （84-15-1）	・ 空冷式非常用発電装置	モード 1， 2， 3， 4， 5 および 6 以外	・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※ <u>5</u> が動作可能であることを確認する。 ※ <u>6</u>	点検前※ <u>4</u> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 （84-15-2）	・ 300kVA 電源車	モード 1， 2， 3， 4， 5 および 6 以外	・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※ <u>5</u> が動作可能であることを確認する。 ※ <u>6</u>	点検前※ <u>4</u> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 （84-15-4）	・ 75kVA 電源車 ・ 可搬型整流器	モード 1， 2， 3， 4， 5 および 6 以外	・ 所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※ <u>5</u> が動作可能であることを確認する。 ※ <u>6</u>	点検前※ <u>4</u> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 （84-15-5）	・ 代替電気設備受電盤 ・ 代替動力変圧器	モード 1， 2， 3， 4， 5 および 6 以外	・ 所内電気設備の系統電圧を確認し，使用可能であることを確認する。	点検前※ <u>4</u> その後の 1 日に 1 回	
※ <u>4</u> ：運転上の制限外に移行する前に順次実施し，その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。 ※ <u>5</u> ：モード 5， 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間（モード 1 からモード 6 以外の期間に限る）では，非常用ディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。 ※ <u>6</u> ：「動作可能であること」の確認は，非常用ディーゼル発電機 1 基を起動し動作可能であることを確認するとともに，残りの非常用ディーゼル発電機 1 基が動作可能であることを至近の記録等により確認する。					

変更前					
表 88 つづき					
関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度	
第 75 条 第 84 条 (84-15-6)	・重油タンク ・軽油タンク	モード 1， 2， 3， 4， 5 および 6 以外	・ 所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源 3 回線以上の電圧が確立していること，および 1 回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。	点検前※ <u>6</u> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 (84-16-1)	・原子炉下部キャビティ水位	モード 5， 6	・代替パラメータが動作可能であることを確認する。	点検前※ <u>6</u> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 (84-17-1)	・中央制御室非常用給気ファン ・中央制御室空調ファン ・中央制御室再循環ファン ・中央制御室非常用給気フィルタユニット	モード 1， 2， 3， 4， 5， 6 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外	・使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	点検前※ <u>6</u> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 (84-19-1)	・緊急時対策所用発電機	モード 1， 2， 3， 4， 5， 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所内電気設備の系統電圧を確認し，使用可能であることを確認する。	点検前※ <u>6</u> その後の 1 日に 1 回	
第 84 条 (84-19-2)	・緊急時対策所加圧装置	モード 1， 2， 3， 4， 5， 6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所空気浄化系が動作可能であることを確認する。	点検前※ <u>6</u> その後の 1 週間に 1 回	
※ <u>6</u> ：運転上の制限外に移行する前に順次実施し，その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。					

変更後					備考
表 88 つづき					原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（注釈番号 繰り下げ）
関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度	
第 75 条 第 84 条 (84-15-6)	・重油タンク ・軽油タンク	モード 1， 2， 3， 4， 5 および 6 以 外	・ 所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源 3 回線以上の 電圧が確立していること，および 1 回線以上は他の回線に対し て独立性を有していることを確認する。	点検前※ <u>7</u> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 (84-16-1)	・原子炉下部キャビティ水位	モード 5， 6	・ 代替パラメータが動作可能であることを確認する。	点検前※ <u>7</u> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 (84-17-1)	・中央制御室非常用給気ファン ・中央制御室空調ファン ・中央制御室再循環ファン ・中央制御室非常用給気フィルタユニット	モード 1， 2， 3， 4， 5， 6 および 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動 中以外	・ 使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および水温が 65℃以下 であることを確認する。	点検前※ <u>7</u> その後の 1 週間に 1 回	
第 84 条 (84-19-1)	・緊急時対策所用発電機	モード 1， 2， 3， 4， 5， 6 および 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間	・ 所内電気設備の系統電圧を確認し，使用可能であることを確認 する。	点検前※ <u>7</u> その後の 1 日に 1 回	
第 84 条 (84-19-2)	・緊急時対策所加圧装置	モード 1， 2， 3， 4， 5， 6 および 使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して いる期間	・ 緊急時対策所空気浄化系が動作可能であることを確認する。	点検前※ <u>7</u> その後の 1 週間に 1 回	
※ <u>7</u> ：運転上の制限外に移行する前に順次実施し，その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。					

変更前	変更後	備考
第 5 章 燃料管理 (新燃料の運搬) 第93条 安全技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 2 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること 3 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>する。 (1) <u>容器</u>の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) <u>容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</u> (4) <u>ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u> 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に<u>新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	第 5 章 燃料管理 (新燃料の運搬) 第93条 安全技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 2 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 補助建屋クレーン（2号炉）、燃料取替棟クレーン（3号炉）、ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること 3 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器（以下、本条において「<u>輸送物</u>」という。）を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>する。 (1) <u>輸送物</u>の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u> (4) <u>車両を徐行させること</u> (5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u> (6) <u>輸送物</u>および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6 <u>安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u> (1) <u>外観検査</u> (2) <u>線量当量率検査</u> (3) <u>未臨界検査</u> (4) <u>吊上検査</u> (5) <u>重量検査</u> (6) <u>収納物検査</u> (7) <u>表面密度検査</u> 7 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（新燃料の運搬に係る規定の充実）以下、本頁第5項までにおいて同じ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（輸送物を管理区域外に運搬する場合の遵守事項を規定）

変更前	変更後	備考
(燃料の検査) 第95条 安全技術課長は、<u>定期検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</u> 2 <u>安全技術課長は、定期検査時における1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等に基づき、燃料取替の措置を講じる場合は SHIPPING 検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</u> 3 安全技術課長は、第1項または第2項の検査の結果、<u>使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。</u> 4 安全技術課長は、第1項または第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。	(燃料の検査) 第95条 安全技術課長は、<u>定期事業者検査時に装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</u> 2 <u>第1項の検査については、第8章に基づき実施する。</u> 3 安全技術課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じる。 4 安全技術課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（定期事業者検査により、燃料の使用可否を判断すること及び燃料の検査は、施設管理に基づき実施することを規定）

変更前	変更後	備考
(燃料の取替等) 第96条 安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2 <u>安全技術課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</u> (1) 反応度停止余裕 (2) 最大線出力密度 (3) 燃料集合体最高燃焼度 (4) $F^{N_{XY}}$ (5) 減速材温度係数 (6) 最大反応度添加率 (7) 制御棒クラスタ落下時のワースおよび$F^{N_{\Delta H}}$ (8) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよびF_Q 3 <u>燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ安全技術課長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</u> 4 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと (2) 補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること	(燃料の取替等) 第96条 安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2 <u>安全技術課長は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値）を満足することを確認するため、次の各号を実施する。</u> (1) <u>第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いる。</u> (a) 反応度停止余裕 (b) 最大線出力密度 (c) 燃料集合体最高燃焼度 (d) <u>燃料棒最高燃焼度（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料装荷炉心の場合）</u> (e) $F^{N_{XY}}$ (f) 減速材温度係数 (g) <u>出力運転時ほう素濃度</u> (h) 最大反応度添加率 (i) 制御棒クラスタ落下時のワースおよび$F^{N_{\Delta H}}$ (j) 制御棒クラスタ飛出し時のワースおよびF_Q (2) <u>取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることについて、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。</u> 3 <u>原子力部長は、第2項(1)の評価で用いる計算コードの妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u> 4 <u>安全技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</u> 5 当直長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと (2) 補助建家クレーン（2号炉）、燃料取扱棟クレーン（3号炉）、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（取替炉心の安全性評価に係る規定の充実）

変更前	変更後	備考																
（使用済燃料の貯蔵） 第97条 安全技術課長は，使用済燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 （1） 1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料を表97に定める使用済燃料ピットに貯蔵し，3号炉について，1ヶ月に1回以上，巡視点検により，貯蔵状況等に異常のないことを確認すること （2） 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること （3） 使用済燃料ピットクレーンを使用すること （4） 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 3号炉について，使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること （5） 3号炉について，原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で，使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること	（使用済燃料の貯蔵） 第97条 安全技術課長は，使用済燃料（以下，<u>照射済燃料を含む</u>）を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 （1） 1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料を表97に定める使用済燃料ピットに貯蔵し，3号炉について，1ヶ月に1回以上，巡視点検により，貯蔵状況等に異常のないことを確認すること （2） 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること （3） 使用済燃料ピットクレーンを使用すること （4） 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 3号炉について，使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること （5） 3号炉について，原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で，使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること <u>（6） 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については，破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の貯蔵に係る規定の充実）																
表97 <table><tr><td>1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料</td><td>貯蔵可能な使用済燃料ピット</td></tr><tr><td>1号炉</td><td>3号炉</td></tr><tr><td>2号炉</td><td>2号炉，3号炉※¹</td></tr><tr><td>3号炉</td><td>3号炉</td></tr></table> ※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。	1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	3号炉	2号炉	2号炉，3号炉※ ¹	3号炉	3号炉	表97 <table><tr><td>1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料</td><td>貯蔵可能な使用済燃料ピット</td></tr><tr><td>1号炉</td><td>3号炉</td></tr><tr><td>2号炉</td><td>2号炉，3号炉※¹</td></tr><tr><td>3号炉</td><td>3号炉</td></tr></table> ※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。	1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	3号炉	2号炉	2号炉，3号炉※ ¹	3号炉	3号炉	
1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																	
1号炉	3号炉																	
2号炉	2号炉，3号炉※ ¹																	
3号炉	3号炉																	
1号炉，2号炉および3号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																	
1号炉	3号炉																	
2号炉	2号炉，3号炉※ ¹																	
3号炉	3号炉																	

変更前	変更後	備考
(使用済燃料の運搬) 第98条 安全技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。 2 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること 3 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>する。 (1) <u>容器</u>の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) <u>容器</u>および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 <u>6</u> 安全技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	(使用済燃料の運搬) 第98条 安全技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。 2 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること 3 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器 <u>(以下、本条において「輸送物」という。)</u>を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認する。 (1) <u>輸送物</u>の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) <u>輸送物</u>および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 <u>6. 安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</u> <u>7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</u> <u>8 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u> <u>9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u> (1) <u>外観検査</u> (2) <u>気密漏えい検査</u> (3) <u>圧力測定検査</u> (4) <u>線量当量率検査</u> (5) <u>未臨界検査</u> (6) <u>温度測定検査</u> (7) <u>吊上検査</u> (8) <u>重量検査</u> (9) <u>収納物検査</u> (10) <u>表面密度検査</u> <u>10</u> 安全技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の運搬に係る規定の充実）以下、本頁第5項までにおいて同じ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（輸送物を管理区域外に運搬する場合の遵守事項および検査の独立性の担保について規定）

変更前	変更後	備考
第 6 章 放射性廃棄物管理 (規定なし)	第 6 章 放射性廃棄物管理 <u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u> <u>第98条の2 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARAの精神にのっとり排気，排水等を管理することを規定）

変更前	変更後	備考
(放射性固体廃棄物の管理) 第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。 (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。 (2) 強酸ドレン等は、2号炉については放射線・化学管理課長、3号炉については発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。2号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 3号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。 イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表132－1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。 (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。 (3) 安全技術課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。	(放射性固体廃棄物の管理) 第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。 (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。 (2) 強酸ドレン等は、2号炉については放射線・化学管理課長、3号炉については発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。2号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 3号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。 イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表132－1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。 (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。 (3) 安全技術課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。	本頁変更なし

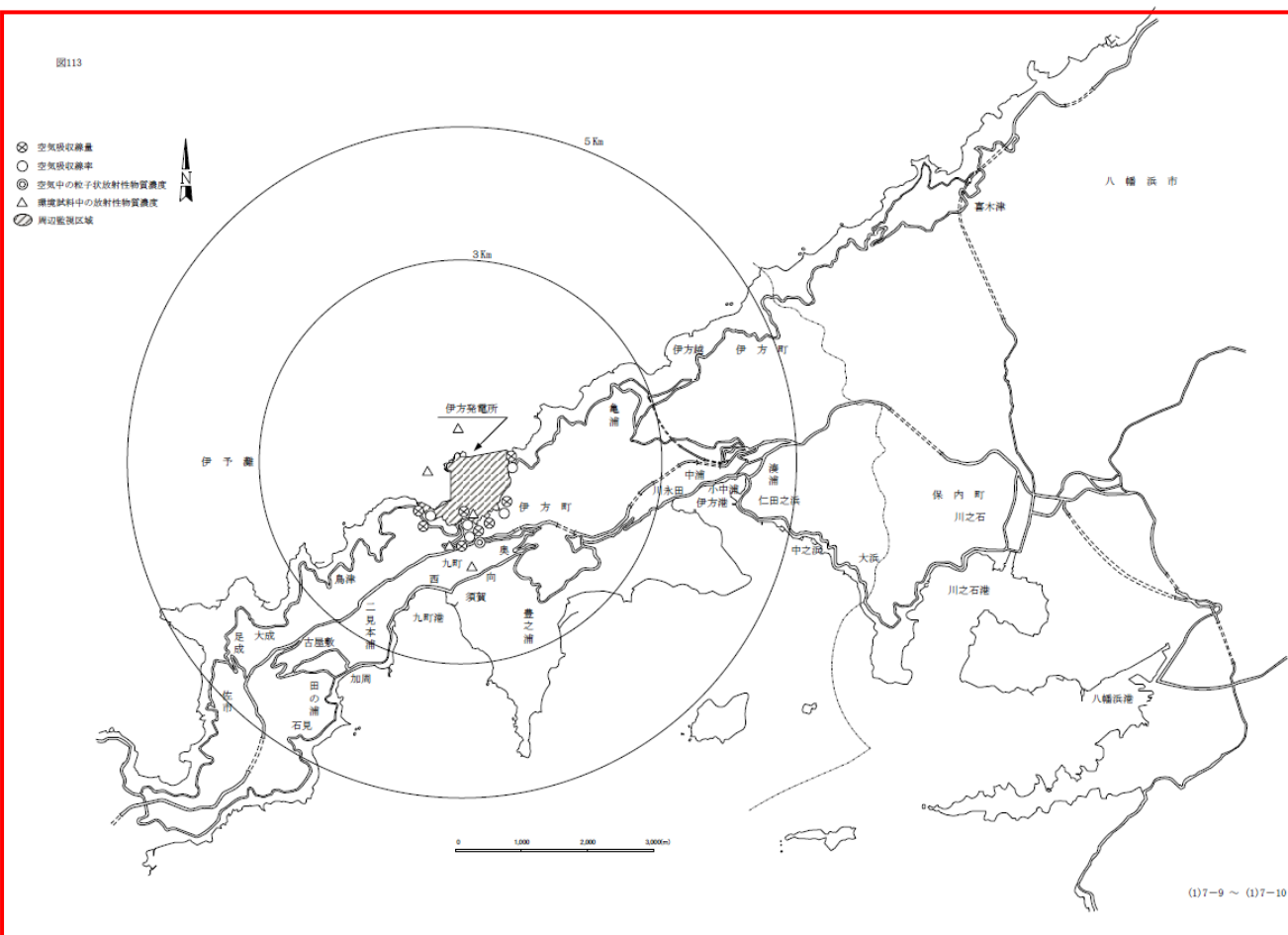
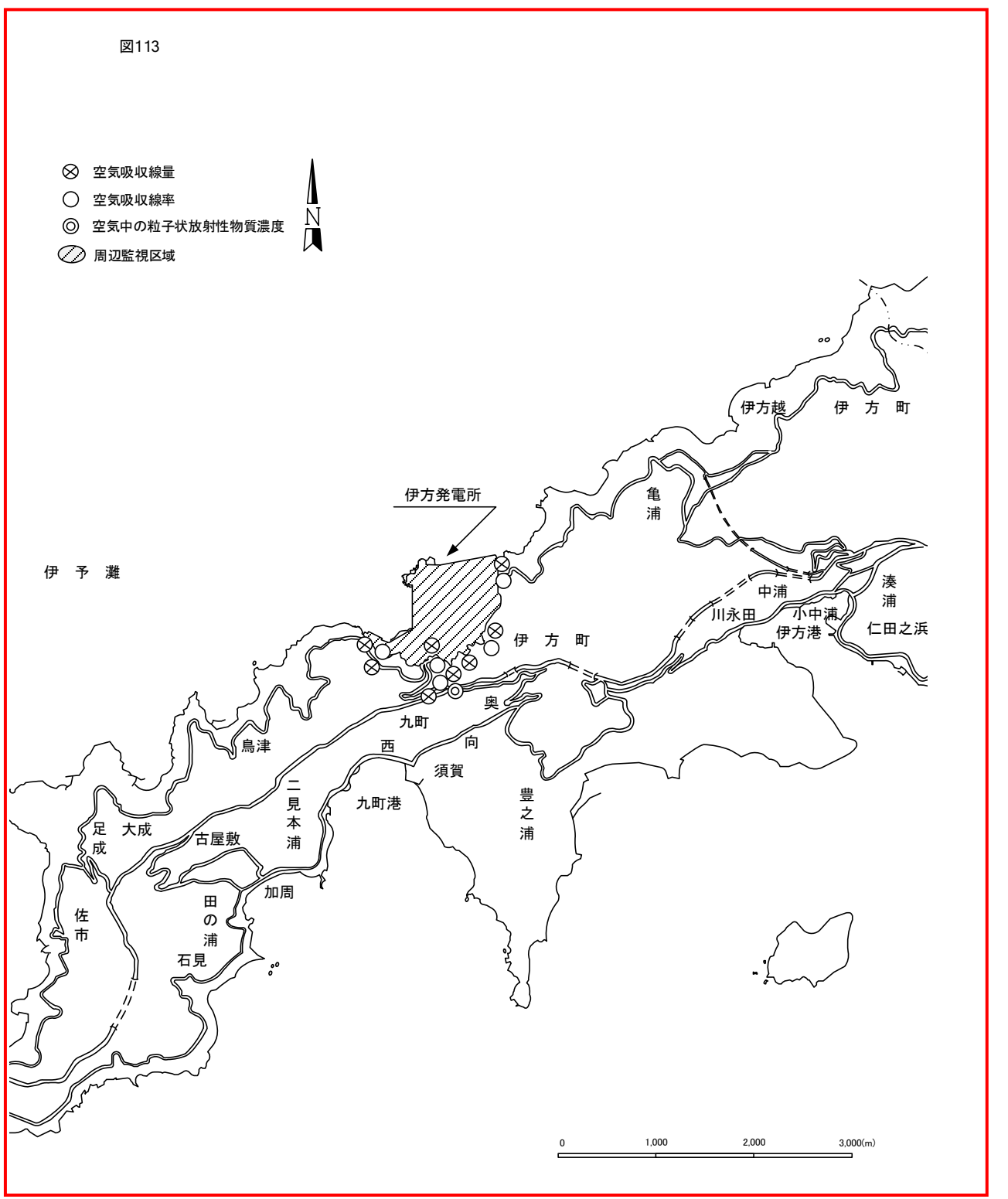
変更前	変更後	備考
4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5 各課長は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の<u>事項を遵守</u>する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (3) 法令に定める危険物と混載しないこと (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>所長の承認を得る</u>。 ※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)	4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の<u>措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (3) 法令に定める危険物と混載しないこと (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること (5) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u> (6) <u>車両を徐行させること</u> (7) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u> 6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する</u>。 (1) <u>埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u> (2) <u>発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u> (3) <u>放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u> 9 放射線・化学管理課長は、<u>発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u> 10 放射線・化学管理課長は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u> (1) <u>法令に適合する容器に封入されていること</u> (2) <u>法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</u> 11 放射線・化学管理課長は、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、<u>第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度限度についての確認を省略できる。</u> ※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る規定の充実） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定）

変更前	変更後	備考
(規定なし)	<u>(輸入廃棄物の確認)</u> <u>第99条の4 所長は、輸入廃棄物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</u> <u>2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u> <u>3 前項の検査責任者は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（輸入廃棄物の廃棄に係る規定を追加）

変更前	変更後	備考
第 7 章 放射線管理 (規定なし)	第 7 章 放射線管理 <u>(放射線管理に係る基本方針)</u> <u>第 103 条の 2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARA の精神にのっとり、従業員等の被ばくを管理することを規定）

変更前	変更後	備考												
第2節 被ばく管理 （線量の評価） 第111条 放射線・化学管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表111に定める項目および頻度にもとづき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 表111 <table><tr><th>項 目</th><th>頻 度</th></tr><tr><td>外部被ばくによる線量</td><td>3ヶ月に1回※¹</td></tr><tr><td>内部被ばくによる線量</td><td>3ヶ月に1回※¹</td></tr></table> ※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあっては、1ヶ月に1回とする。	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	第2節 被ばく管理 （放射線業務従事者の線量管理等） 第 111 条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで所員の放射線業務従事者の線量低減に努める。 <u>2</u> 放射線・化学管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表111に定める項目および頻度にもとづき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 表111 <table><tr><th>項 目</th><th>頻 度</th></tr><tr><td>外部被ばくによる線量</td><td>3ヶ月に1回※¹</td></tr><tr><td>内部被ばくによる線量</td><td>3ヶ月に1回※¹</td></tr></table> ※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあっては、1ヶ月に1回とする。	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること（ALARAの精神に基づく活動）を規定）
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													

変更前	変更後	備考																																																							
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定 (外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第113条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表113－1および表113－2（第105条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。 2 放射線・化学管理課長は、表113－1に定める周辺監視区域境界付近および<u>周辺監視区域外</u>（測定場所は図113に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。 3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。 表113－1 <table><tr><th>場 所</th><th>測定項目</th><th>測定頻度</th></tr><tr><td rowspan="4">管理区域内※¹</td><td>外部放射線に係る線量当量率※²</td><td>毎日運転中1回</td></tr><tr><td>外部放射線に係る線量当量</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>空気中の放射性物質濃度※³</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>表面汚染密度※³</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td rowspan="4">周辺監視区域境界付近</td><td>空気吸収線量</td><td>3ヶ月に1回</td></tr><tr><td>空気吸収線量率※⁴</td><td>常 時</td></tr><tr><td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td><td>3ヶ月に1回</td></tr><tr><td><u>環境試料中の放射性物質濃度※⁵</u></td><td><u>3ヶ月に1回</u></td></tr><tr><td><u>周辺監視区域外</u></td><td><u>環境試料中の放射性物質濃度※⁵</u></td><td><u>3ヶ月に1回</u></td></tr></table> ※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：エリアモニタにおいて測定する項目 ※3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※4：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目 ※5：<u>時期により、採取する環境試料の種類は異なる。</u> 表113－2 <table><tr><th>場 所</th><th>測定項目</th><th>測定頻度</th></tr><tr><td>汚染のおそれのない管理区域内</td><td>表面汚染密度</td><td> 1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間 </td></tr></table>	場 所	測定項目	測定頻度	管理区域内※ ¹	外部放射線に係る線量当量率※ ²	毎日運転中1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度※ ³	1週間に1回	表面汚染密度※ ³	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※ ⁴	常 時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	<u>環境試料中の放射性物質濃度※⁵</u>	<u>3ヶ月に1回</u>	<u>周辺監視区域外</u>	<u>環境試料中の放射性物質濃度※⁵</u>	<u>3ヶ月に1回</u>	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間	第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定 (外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第113条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表113－1および表113－2（第105条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。 2 放射線・化学管理課長は、表113－1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図113に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。 3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。 表113－1 <table><tr><th>場 所</th><th>測定項目</th><th>測定頻度</th></tr><tr><td rowspan="4">管理区域内※¹</td><td>外部放射線に係る線量当量率※²</td><td>毎日運転中1回</td></tr><tr><td>外部放射線に係る線量当量</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>空気中の放射性物質濃度※³</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>表面汚染密度※³</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td rowspan="3">周辺監視区域境界付近</td><td>空気吸収線量</td><td>3ヶ月に1回</td></tr><tr><td>空気吸収線量率※⁴</td><td>常 時</td></tr><tr><td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td><td>3ヶ月に1回</td></tr></table> ※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：エリアモニタにおいて測定する項目 ※3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※4：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目 表113－2 <table><tr><th>場 所</th><th>測定項目</th><th>測定頻度</th></tr><tr><td>汚染のおそれのない管理区域内</td><td>表面汚染密度</td><td> 1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間 </td></tr></table>	場 所	測定項目	測定頻度	管理区域内※ ¹	外部放射線に係る線量当量率※ ²	毎日運転中1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度※ ³	1週間に1回	表面汚染密度※ ³	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※ ⁴	常 時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（平常時の環境放射線モニタリングは第113条の2に明記するため、本条から平常時の環境放射線モニタリング項目を削除）
場 所	測定項目	測定頻度																																																							
管理区域内※ ¹	外部放射線に係る線量当量率※ ²	毎日運転中1回																																																							
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																																							
	空気中の放射性物質濃度※ ³	1週間に1回																																																							
	表面汚染密度※ ³	1週間に1回																																																							
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																																							
	空気吸収線量率※ ⁴	常 時																																																							
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																																							
	<u>環境試料中の放射性物質濃度※⁵</u>	<u>3ヶ月に1回</u>																																																							
<u>周辺監視区域外</u>	<u>環境試料中の放射性物質濃度※⁵</u>	<u>3ヶ月に1回</u>																																																							
場 所	測定項目	測定頻度																																																							
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間																																																							
場 所	測定項目	測定頻度																																																							
管理区域内※ ¹	外部放射線に係る線量当量率※ ²	毎日運転中1回																																																							
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																																							
	空気中の放射性物質濃度※ ³	1週間に1回																																																							
	表面汚染密度※ ³	1週間に1回																																																							
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																																							
	空気吸収線量率※ ⁴	常 時																																																							
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																																							
場 所	測定項目	測定頻度																																																							
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間																																																							

変更前	変更後	備考
図113 ⊗ 空気吸収線量 ○ 空気吸収線率 ⊙ 空気中の粒子状放射性物質濃度 △ 環境試料中の放射性物質濃度 ◐ 周辺監視区域  (1)7-9 ~ (1)7-10	図113 ⊗ 空気吸収線量 ○ 空気吸収線率 ⊙ 空気中の粒子状放射性物質濃度 ◐ 周辺監視区域 	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（本文変更 の反映（環境試料採 取場所を削除））

変更前	変更後	備考
(規定なし)	<u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u> <u>第113条の2 放射線・化学管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（平常時の環境放射線モニタリングの立案およびそれに基づく測定・評価を行うことを規定）

変更前	変更後	備考
第4節 物品移動の管理 (管理区域外等への搬出および運搬) 第115条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。 2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第93条、第98条および第99条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第99条第5項を準用する。 3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。	第4節 物品移動の管理 (管理区域外等への搬出および運搬) 第115条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。 2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第93条、第98条および第99条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第99条第5項を準用する。 3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前</u>に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記）

変更前	変更後	備考
(発電所外への運搬) 第116条 各課長は、核燃料物質等（第93条，第98条および第99条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	(発電所外への運搬) 第116条 各課長は，核燃料物質等（第93条，第98条および第99条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。 <u>2 各課長は，運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u> <u>3 放射線・化学管理課長は，運搬前に次の事項を確認する。</u> <u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</u> <u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u> <u>(3) L型輸送物については，開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</u> <u>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については，みだりに開封されないように，かつ，開封された場合に開封されたことが明らかになるように，容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</u> <u>4 放射線・化学管理課長は，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし，汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（発電所外への運搬時の遵守事および運搬前に順守状況を確認することを規定）

変更前	変更後	備考
第 8 章 保守管理 (保守管理計画) 第 119 条 保守管理を実施するにあたり，以下の保守管理計画を定める。 【保守管理計画】 1. 定 義 本保守管理計画における用語の定義は「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。 2. 保守管理の実施方針および保守管理目標 (1) 社長は，原子炉施設の安全確保を最優先として，保守管理の継続的な改善を図るため，保守管理の現状等を踏まえ，保守管理の実施方針を定める。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに，第 119 条の 3 に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には，長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 (3) 組織は，保守管理の実施方針に基づき，保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。 3. 保全プログラムの策定 組織は，2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。 また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	第 8 章 施設管理 (施設管理計画) 第 119 条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し，原子炉施設の安全を確保するため，以下の施設管理計画を定める。 【施設管理計画】 (削除) 1. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は，原子炉施設の安全確保を最優先として，施設管理の継続的な改善を図るため，施設管理の現状等を踏まえ，施設管理の実施方針を定める。また，11. の施設管理の有効性評価の結果，および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに，第 119 条の 4 に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には，長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。 (3) 組織は，施設管理の実施方針に基づき，施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また，11. の施設管理の有効性評価の結果，および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。 2. 保全プログラムの策定 組織は，1. の施設管理目標を達成するため 3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。 また，11. の施設管理の有効性評価の結果，および施設管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（保安措置運用ガイド）の反映）

変更前	変更後	備考
<u>4. 保全対象範囲の策定</u> 組織は、<u>原子力発電施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 62 号）（以下、「省令 62 号」という。）」に規定される設備（2 号炉） (4) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備（3 号炉） (5) 多様性拡張設備※¹（3 号炉） (6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (7) その他自ら定める設備 ※ 1：多様性拡張設備とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと、およびすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。 <u>5. 保全重要度の設定</u> 組織は、<u>4. の保全対象範囲</u>について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<u>保全重要度</u>を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮するとともに、重大事故等対処設備に該当するかどうかも考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。	<u>3. 保全対象範囲の策定</u> 組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 62 号）（以下、「省令 62 号」という。）」に規定される設備（2 号炉） (4) <u>原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書</u>で保管および設置要求があり、許可または認可を受けた設備（3 号炉） (5) 多様性拡張設備※¹（3 号炉） (6) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (7) その他自ら定める設備 ※ 1：多様性拡張設備とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと、およびすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。 <u>4. 施設管理の重要度の設定</u> 組織は、<u>3. の保全対象範囲</u>について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<u>施設管理の重要度</u>として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮するとともに、重大事故等対処設備に該当するかどうかも考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。 (4) <u>設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（3 号炉）の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u> (5) <u>次項以降の保全活動は施設管理の重要度に応じた管理を行う。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
<u>6.</u> 保全活動管理指標の設定，監視計画の策定および監視 (1) 組織は，保全の有効性を監視，評価するために <u>5.</u> の<u>保全</u>重要度を踏まえ，プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a．プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として，以下のものを設定する。 (a) 7000 臨界時間あたりの計画外原子炉自動トリップ回数 (b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設の計画外作動回数 b．系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として，<u>5.</u> (1) の<u>保全</u>重要度の高い系統のうち，重要度分類指針クラス 1，クラス 2 およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（3 号炉）に対して以下のものを設定する。 (a) 予防可能故障（MP F F）回数 (b) 非待機（U A）時間※² (2) 組織は，以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また，<u>11.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a．プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は，運転実績を踏まえて設定する。 b．系統レベルの保全活動管理指標 (a) 予防可能故障（MP F F）回数の目標値は，運転実績，重要度分類指針の重要度，リスク重要度を考慮して設定する。 (b) 非待機（U A）時間の目標値は，点検実績および第 4 章第 3 節第 19 条から第 85 条の 2 の第 3 項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。 (3) 組織は，プラントまたは系統の供用開始までに，保全活動管理指標の監視項目，監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお，監視計画には，計画の始期および期間に関することを含める。 (4) 組織は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し，その結果を記録する。 ※ 2：非待機（U A）時間については，待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。	<u>5.</u> 保全活動管理指標の設定，監視計画の策定および監視 (1) 組織は，保全の有効性を監視，評価するために <u>4.</u> の<u>施設管理</u>の重要度を踏まえ，プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a．プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として，以下のものを設定する。 (a) 7000 臨界時間あたりの計画外原子炉自動・<u>手動</u>トリップ回数 (b) 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設の計画外作動回数 b．系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として，<u>4.</u> (1) の<u>施設管理</u>の重要度の高い系統のうち，重要度分類指針クラス 1，クラス 2 およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（3 号炉）に対して以下のものを設定する。 (a) 予防可能故障（MP F F）回数 (b) 非待機（U A）時間※² (2) 組織は，以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また，<u>10.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a．プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は，運転実績を踏まえて設定する。 b．系統レベルの保全活動管理指標 (a) 予防可能故障（MP F F）回数の目標値は，運転実績，重要度分類指針の重要度，リスク重要度を考慮して設定する。 (b) 非待機（U A）時間の目標値は，点検実績および第 4 章第 3 節第 19 条から第 85 条の 2 の第 3 項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。 (3) 組織は，プラントまたは系統の供用開始までに，保全活動管理指標の監視項目，監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお，監視計画には，計画の始期および期間に関することを含める。 (4) 組織は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し，その結果を記録する。 ※ 2：非待機（U A）時間については，待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
<u>7.</u> 保全計画の策定 (1) 組織は、<u>4.</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。 a. 点検計画（<u>7.1</u>参照） b. <u>補修、取替えおよび改造計画</u>（<u>7.2</u>参照） c. 特別な保全計画（<u>7.3</u>参照） (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>5.</u>の<u>保全重要度</u>を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>11.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験 b. 使用環境および設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 (3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。 <u>7.</u> 1 点検計画の策定 (1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a. 予防保全 (a) 時間基準保全 (b) 状態基準保全 b. 事後保全 (3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 (a) 点検の具体的方法 (b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 (c) 実施頻度 (d) 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。	<u>6.</u> 保全計画の策定 (1) 組織は、<u>3.</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。 a. 点検計画（<u>6.1</u>参照） b. <u>設計および工事の計画</u>（<u>6.2</u>参照） c. 特別な保全計画（<u>6.3</u>参照） (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>4.</u>の<u>施設管理</u>の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験 b. 使用環境および設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 (3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。 <u>6.</u> 1 点検計画の策定 (1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位毎に、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a. 予防保全 (a) 時間基準保全 (b) 状態基準保全 b. 事後保全 (3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 (a) 点検の具体的方法 (b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 (c) 実施頻度 (d) 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
b. 状態基準保全 (a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 ア 状態監視データの具体的採取方法 イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 ウ 状態監視データ採取頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 (b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ア 巡視点検の具体的方法 イ 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ウ 実施頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達するか、または故障の兆候を発見した場合の対応方法 (c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 ア 定例試験の具体的方法 イ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ウ 実施頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。	b. 状態基準保全 (a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 ア 状態監視データの具体的採取方法 イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 ウ 状態監視データ採取頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 (b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ア 巡視点検の具体的方法 イ 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ウ 実施頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達するか、または故障の兆候を発見した場合の対応方法 (c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 ア 定例試験の具体的方法 イ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ウ 実施頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。 <u>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等※³により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u> <u>a. 使用前事業者検査等の具体的方法</u> <u>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等の項目、評価方法および管理基準</u> <u>c. 使用前事業者検査等の実施時期</u> <u>※3：使用前事業者検査等とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第119条の2による使用前事業者検査および第119条の3による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。また、定期事業者検査とは、第8章および第132条においては、第3条8.2.4に基づく個別の検査業務を指す。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
<u>7. 2 補修，取替えおよび改造計画の策定</u> (1) 組織は，<u>補修，取替えおよび改造</u>を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※³の可否を含む。）を策定する。 (2) 組織は，<u>補修，取替えおよび改造</u>を実施する構造物，系統および機器が，所定の機能を発揮している状態にあることを<u>検査および試験</u>により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. <u>検査および試験の具体的方法</u> b. <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目，評価方法および管理基準</u> c. <u>検査および試験の実施時期</u> ※³：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8（変更の許可及び届出等），第 43 条の 3 の 9（工事の計画の認可），第 43 条の 3 の 10（工事の計画の届出），<u>第 43 条の 3 の 11（使用前検査）および第 43 条の 3 の 13（溶接安全管理検査）</u>ならびに電気事業法第 47 条・第 48 条（工事計画），<u>第 49 条・第 50 条（使用前検査）および第 52 条（溶接安全管理検査）</u>に係る手続きをいう。 <u>7. 3 特別な保全計画の策定</u> (1) 組織は，地震，事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構造物，系統および機器が，所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. <u>点検の具体的方法</u> b. <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法および管理基準</u> c. <u>点検の実施時期</u>	<u>6. 2 設計および工事の計画の策定</u> (1) 組織は，<u>設計および工事</u>を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※⁴の可否を含む。）を策定する。 (2) 組織は，<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は，使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u> (3) 組織は，<u>工事</u>を実施する構造物，系統および機器が，所定の機能を発揮している状態にあることを<u>使用前事業者検査等または自主検査等</u>により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. <u>使用前事業者検査等または自主検査等の具体的方法</u> b. <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等または自主検査等の項目，評価方法および管理基準</u> c. <u>使用前事業者検査等または自主検査等の実施時期</u> ※⁴：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第 43 条の 3 の 8（変更の許可及び届出等），第 43 条の 3 の 9（<u>設計及び工事の計画の認可</u>），第 43 条の 3 の 10（<u>設計及び工事の計画の届出</u>）<u>および第 43 条の 3 の 11 第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）</u>ならびに電気事業法第 47 条・第 48 条（工事計画）<u>および第 49 条・第 50 条（使用前検査）</u>に係る手続きをいう。 <u>6. 3 特別な保全計画の策定</u> (1) 組織は，地震，事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構造物，系統および機器が，所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. <u>点検の具体的方法</u> b. <u>所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法および管理基準</u> c. <u>点検の実施時期</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
<u>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</u> (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※⁴までに確認・評価し、記録する。</u> (2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることを、所定の時期※⁴までに確認・評価し、記録する。 ※<u>4</u>：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。 <u>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置</u> (1) 組織は、以下の a. および b. の場合には、不適合管理を行った上で、<u>9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。</u> a. <u>点検・補修等</u>を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 組織は、(1) <u>a. および b. の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。</u>	<u>8. 保全の結果の確認・評価</u> (1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※⁵までに確認・評価し、記録する。</u> (2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</u> (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることを、所定の時期※⁵までに確認・評価し、記録する。 ※<u>5</u>：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。 <u>9. 不適合管理、是正処置および未然防止処置</u> (1) 組織は、以下の a. および b. の<u>状態に至らないよう施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、通常と異なる状態を検知した場合は必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u> a. <u>保全</u>を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 組織は、<u>他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、適切な未然防止処置を講じる。</u> (3) 組織は、(1) <u>の活動を第3条 8.3 に示す不適合の管理および第3条 8.5.2 に示す是正処置等に基づき実施し、(2)の活動を第3条 8.5.3 に示す未然防止処置に基づき実施する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
<u>11.</u> 保全の有効性評価 組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価 e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、<u>7.1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 (3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。 <u>12.</u> 保守管理の有効性評価 (1) 組織は、<u>11.</u>の保全の有効性評価の結果および<u>2.</u>の<u>保守管理</u>目標の達成度から、定期的に<u>保守管理</u>の有効性を評価し、<u>保守管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、<u>保守管理</u>の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。 <u>13.</u> 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	<u>10.</u> 保全の有効性評価 組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。 なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価<u>結果</u> e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、<u>6.1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 (3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。 <u>11.</u> <u>施設管理</u>の有効性評価 (1) 組織は、<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果および<u>1.</u>の<u>施設管理</u>目標の達成度から、定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し、<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。 <u>12.</u> <u>構成管理</u> <u>組織は、施設管理を通じ以下の要素を整合させる。</u> <u>a. 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む7.の設計に対する要求事項をいう。）</u> <u>b. 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。）</u> <u>c. 物理的構成（実際の構築物、系統、および機器をいう。）</u> <u>13.</u> 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
(規定なし)	<u>(使用前事業者検査の実施)</u> <u>第 119 条の 2 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u> <u>2 所長は、第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u> <u>3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u> <u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u> <u>(3) 検査対象の原子炉施設が以下の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u> <u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u> <u>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u> <u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</u> <u>4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u> <u>(1) 第 4 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u> <u>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u> <u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。</u> <u>5 検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。</u> <u>6 各課長は、第 3 項および第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u> <u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u> <u>※ 1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u> <u>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</u> <u>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</u> <u>c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考														
（溶接事業者検査および定期事業者検査の実施） 第119条の2 所長は、溶接事業者検査および定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任者を明確にしたうえで、検査に必要な手順の確立、文書化を行う。 2 責任者は、主任技術者の指導、監督の下、表119の2に示す体制で関係法令に従い適切に検査を実施する。 表119の2 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>①検査組織</td><td>検査に従事する者の責任および権限を明確にする。</td></tr><tr><td>②検査の方法</td><td>検査の方法および判定基準を明確にする。</td></tr><tr><td>③検査工程管理</td><td>検査工程を明確にする。</td></tr><tr><td>④検査に協力する事業者に対する管理</td><td>検査に協力する事業者に対して管理を行う。</td></tr><tr><td>⑤検査記録の管理</td><td>検査に係る記録を管理する。</td></tr><tr><td>⑥検査に係る教育・訓練</td><td>検査に係る要員の教育・訓練を行う。</td></tr></table>	項 目	内 容	①検査組織	検査に従事する者の責任および権限を明確にする。	②検査の方法	検査の方法および判定基準を明確にする。	③検査工程管理	検査工程を明確にする。	④検査に協力する事業者に対する管理	検査に協力する事業者に対して管理を行う。	⑤検査記録の管理	検査に係る記録を管理する。	⑥検査に係る教育・訓練	検査に係る要員の教育・訓練を行う。	（定期事業者検査の実施） 第 119 条の3 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。 3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。 （1）検査の実施体制を構築する。 （2）検査要領書※¹を定め、それを実施する。 （3）検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 （4）検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合することを最終判断する。 4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 （1）第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。 （2）検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。 （3）前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。 5 検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。 6 定検検査課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 （1）検査に係る記録の管理を行う。 （2）検査に係る要員の教育訓練を行う。 ※1：検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. および b. による方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）
項 目	内 容															
①検査組織	検査に従事する者の責任および権限を明確にする。															
②検査の方法	検査の方法および判定基準を明確にする。															
③検査工程管理	検査工程を明確にする。															
④検査に協力する事業者に対する管理	検査に協力する事業者に対して管理を行う。															
⑤検査記録の管理	検査に係る記録を管理する。															
⑥検査に係る教育・訓練	検査に係る要員の教育・訓練を行う。															

変更前	変更後	備考
（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針） 第119条の3 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する機器および構造物※¹ならびに3号炉の常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※¹※²について、各号炉毎，営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。 （1）経年劣化に関する技術的な評価 （2）前号に基づく長期保守管理方針の策定 2 発電管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件，評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。 3 2号炉の長期保守管理方針は添付6に示すものとする。 ※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。	（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針） 第119条の4 発電管理部長は、重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する機器および構造物※¹ならびに3号炉の常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※¹※²について、各号炉毎，営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。 （1）経年劣化に関する技術的な評価 （2）前号に基づく長期施設管理方針の策定 2 発電管理部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件，評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期施設管理方針を変更する。 3 2号炉の長期施設管理方針は添付6に示すものとする。 ※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更）

変更前	変更後	備考
第10章 保安教育 (所員への保安教育) 第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130－1、表130－2および表130－3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。 3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。	第10章 保安教育 (所員への保安教育) 第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130－1、表130－2および表130－3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。 3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。	本頁変更なし

変更前											備考							
表130－1 保安教育実施方針(総括表)																		
保安教育の内容					対象者と教育時間 ※2													
					運転員				燃料取替の業務に関わる者	左記以外の技術系所員	事務系所員							
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者										
入所時に実施する教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力発電所新規配属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)							
	原子炉施設の構造，性能に関すること	設備概要，主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)							
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	×							
			原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)							
非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)								
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること		法，令，労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内において核燃料物質，使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務に就かせる時	対象者と教育時間は，表130－2参照													
	原子炉施設の構造，性能に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関すること															
	放射線管理に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞，組織，器官および全身に与える影響															
			核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること									核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬，貯蔵，廃棄の作業の方法・順序						
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法															
その他反復教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録および報告に関すること，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	1回／10年毎以上	対象者と実施時期，教育時間については，表130－3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)							
	原子炉施設の運転に関すること	運転管理	臨界管理に関すること 運転上の留意事項に関すること，通則に関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理・理論に関すること 巡視点検に関すること 定期的に実施するサーベランスの操作に関すること 異常時対応(現場機器対応)※3 異常時対応(中央制御室内対応)※3 異常時対応(指揮，状況判断)※3							○ (1時間以上)	×							
			運転訓練							シミュレータ訓練Ⅰ(直員連携訓練) シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・警報発生時対応訓練) シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練)		×						
										保守管理				保守管理計画に関すること				
					放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等，区域管理に関すること 線量限度等，被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること 協力会社の放射線防護に関すること	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)				◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×	
			核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること				放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	対象者と実施時期，教育時間については，表130－3参照					○ (0. 5時間以上)	×			
								燃料管理						燃料管理における臨界管理 燃料の検査，取替，運搬および貯蔵に関すること				
			非常の場合に講ずべき処置に関すること					緊急事態応急対策等，原子力防災対策活動に関すること(アクシデントマネジメント対応を含む) 重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること 火災，内部溢水および火山影響等発生時，その他自然災害(地震，津波および竜巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関すること	1回／年以上	◎ (0. 5時間以上)				◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎※4 (0. 5時間以上)	◎※4 (0. 5時間以上)	◎※4 (0. 5時間以上)
					◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)				◎ (0. 5時間以上)				◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	
	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)			◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)				◎ (1時間以上)				◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)			

※1:各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。

※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること，火災内部溢水および火山影響等発生時，その他自然災害発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関することを含み，その実施時期は1回／年以上とする。

※4:アクシデントマネジメント対応については，支援組織要員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)

×:教育の対象外

():合計の教育時間

変更後											備考
表130－1 保安教育実施方針(総括表)											
保安教育の内容					対象者と教育時間 ※2						
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員				燃料取替の 業務に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員
					当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者			
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	原子炉施設の構造、 性能に関すること	設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)
					◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	×
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)
放射線業務 従事者 教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		法、令、労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内に おいて核燃料 物質、使用済燃 料またはこれら によって汚染さ れた物を取扱う 業務に就かせる 時	対象者と教育時間は、表130－2参照						
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること								
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響								
	核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染さ れた物の種類および性状ならびに運搬、貯蔵、廃棄の作業 の方法・順序								
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法								
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉施設保安規定	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教 育、記録および報告に関すること、ならびに関係法令および 保安規定の遵守に関すること	1回／10年毎 以上	対象者と実施時期、教育時間に ついては、表130－3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
	原子炉施設の運転に 関すること	運転管理	臨界管理に関すること 運転上の留意事項に関すること、通則に 関すること 運転上の制限に関すること 異常時の措置に関すること 原子炉物理・理論に関すること 巡視点検に関すること 定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること 異常時対応(現場機器対応)※3 異常時対応(中央制御室内対応)※3 異常時対応(指揮、状況判断)※3							○ (1時間以上)	×
		運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ(直員連携訓練) シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・ 警報発生時対応訓練) シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の対応・ 判断・指揮命令訓練)								
		施設管理	施設管理計画に関すること			○ (1時間以上)					
	放射線管理に関するこ と	放射線管理	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 関すること 線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること 協力会社の放射線防護に関すること		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
	核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取 扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること		対象者と実施時期、教育時間に ついては、表130－3参照					○ (0. 5時間以上)	×
		燃料管理	燃料管理における臨界管理 燃料の検査、取替、運搬および貯蔵に関すること							○ (0. 5時間以上)	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること				緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること (アクシデントマネジメント対応を含む)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎※4 (0. 5時間以上)	◎※4 (0. 5時間以上)	◎※4 (0. 5時間以上)
重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること				◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	
火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害 (地震、津波および竜巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時 の措置に関すること				◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	
※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識 および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。					◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり) ○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり) ×:教育の対象外 ():合計の教育時間						
※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。											
※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災 内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関す ることを含み、その実施時期は1回／年以上とする。											
※4:アクシデントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。											

※1:各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。

※2:各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。

※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること，火災内部溢水および火山影響等発生時，その他自然災害発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関することを含み，その実施時期は1回／年以上とする。

※4:アクシデントマネジメント対応については，支援組織要員を対象とする。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

×:教育の対象外

():合計の教育時間

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「品質保証」を「品質マネジメントシステム」に変更，「サーベイランス」を「サーベイランス」に変更，「保守管理」を「施設管理」に変更）

変更前										備考
表130－2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)										
総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2							電離放射線障害防止規則の分類	
		運 転 員				燃料取替の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員		
		当直長 副当直長	主任 班 長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者					
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業の方法および順序									
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および順序									
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法									
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法									
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官および全身に与える影響	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響	
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法, 令, 労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業									
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業									
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視									
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去									
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い									
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置									
※1:各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。 ※2: 各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。										◎: 全員が教育の対象者 ○: 業務に関連する者が教育の対象 (): 合計の教育時間

変更後										備考
表130－2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)										
総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2							電離放射線障害防止規則の分類	
		運 転 員				燃料取替の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員		
		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者					
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業の方法および順序									
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の <u>保全</u> の作業の方法および順序									
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法									
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法									
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官および全身に与える影響	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響	
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法, 令, 労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業									
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の <u>保全</u> の作業									
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視									
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去									
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い									
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置									
※1:各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。 ※2:各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。										
◎: 全員が教育の対象者 ○: 業務に関連する者が教育の対象 (): 合計の教育時間										

変更前										備考	
表130－3 保安教育実施方針(運転員等)											
保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※1					実施頻度および時間		
中分類	小分類 (項目)	細目		運転員				燃料取替の 業務に関わる者			
				当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者				
関係法令および 保安規定の遵守 に関すること	原子炉施設保安規定		総則, <u>品質保証</u> , 保安管理体制, 保安教育, 記録および報告に関する規則の概要, ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎			
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×			
原子炉施設の運転 に関すること	運転管理	原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関すること	◎	◎	◎	×	×	＜運転員＞ 3年間で30時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内） ＜燃料取替業務に関わる者＞ 3年間で3時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内）		
		運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎	×			
			運転上の留意事項の概要				(放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)				
			運転上の制限の概要								
			異常時の措置の概要								
		巡視点検・定期的 検査Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	×			
			定期的に実施する <u>サーベランス</u> の内容と頻度				(放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)				
		異常時対応※3 (現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	×	×			
			各設備の運転操作の概要(現場操作)				◎				
			警報発生時の対応操作(現場操作)				(放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)				
			異常時操作の対応(現場操作)								
		運転管理Ⅱ	運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	◎	×	×			
			運転上の留意事項の基準値と管理方法				×				
			運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置								
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠								
		巡視点検・定期的 検査Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	◎	×	×			
			定期的に実施する <u>サーベランス</u> の操作と基準値								
		異常時対応※3 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	◎	×	×			
			各設備の運転操作と監視項目								
			警報発生時の対応操作(中央制御室)								
			異常時操作の対応(中央制御室)								
		運転管理Ⅲ	運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を超える場合の措置	◎	◎	×	×	×			
			制限および制限を超えた場合の措置の根拠と運用								
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠								
		異常時対応※3 (指揮, 状況判断)	異常時操作の対応(判断・指揮命令)	◎	×	×	×	×			
			警報発生時の監視項目								
運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の際の連携訓練	◎	◎	◎	×	×	3年間で15時間以上			
	シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×	3年間で9時間以上			
	シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・ 指揮命令訓練	◎	×	×	×	×	3年間で9時間以上			
<u>保守</u> 管理	<u>保守</u> 管理計画に 関することⅠ	<u>定期検査</u> 時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×	＜運転員＞ 3年間で30時間以上※2 ※4（上記※4と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上 ※2 ※4（上記※4と同枠内） ＜燃料取替業務に関わる者＞ 3年間で3時間以上※2 ※4（上記※4と同枠内）			
	<u>保守</u> 管理計画に 関することⅡ	<u>定期検査</u> 時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×				
核燃料物質 および 核燃料物質により 汚染された物の 取扱いに 関すること	放射性廃棄物 管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×				
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関すること	◎	◎	◎	×	◎				
※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある （ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）。 ・この○年間で○○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、 上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）。 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。 ※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、 火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害発生時ならびに有毒ガス発生時の 措置に関することを含む。 ◎:全員が教育の対象者 （関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり） ×:教育の対象外											

変更後										備考	
表130－3 保安教育実施方針(運転員等)											
保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※1					実施頻度および時間		
中分類	小分類 (項目)	細目		運転員				燃料取替の 業務に関わる者			
				当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者				
関係法令および 保安規定の遵守 に関すること	原子炉施設保安規定		総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教育、記録および 報告に関する規則の概要、ならびに関係法令および保安規定の遵守に関 すること	◎	◎	◎	◎	◎			
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×			
原子炉施設の運転 に関すること	運転管理	原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関すること	◎	◎	◎	×	×	< 運転員 > 3年間で30時間以上※2 ※4 (下記※4と同枠内) < 放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者 > 3年間で24時間以上※2 ※4 (下記※4と同枠内) < 燃料取替業務に関わる者 > 3年間で3時間以上※2 ※4 (下記※4と同枠内)		
			運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎		×	
		運転上の留意事項の概要		(放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)							
		運転上の制限の概要									
		異常時の措置の概要									
		巡視点検・定期的 検査Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎	×			
			定期的に実施するサーベイランスの内容と頻度				(放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)				
		異常時対応※3 (現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	×	×			
			各設備の運転操作の概要(現場操作)				◎				
			警報発生時の対応操作(現場操作)				(放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)				
			異常時操作の対応(現場操作)								
		運転管理Ⅱ	運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	◎	×	×			
			運転上の留意事項の基準値と管理方法								
			運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置								
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠								
		巡視点検・定期的 検査Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	◎	×	×			
			定期的に実施するサーベイランスの操作と基準値								
		異常時対応※3 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	◎	×	×			
			各設備の運転操作と監視項目								
			警報発生時の対応操作(中央制御室)								
			異常時操作の対応(中央制御室)								
		運転管理Ⅲ	運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を超える場合の措置	◎	◎	×	×	×			
			制限および制限を超えた場合の措置の根拠と運用								
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠								
		異常時対応※3 (指揮、状況判断)	異常時操作の対応(判断・指揮命令) 警報発生時の監視項目	◎	×	×	×	×			
		運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の際の連携訓練	◎	◎	◎	×		×	3年間で15時間以上
			シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×		×	3年間で9時間以上
			シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・ 指揮命令訓練	◎	×	×	×		×	3年間で9時間以上
			施設管理	施設管理計画に 関することⅠ	定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎		×	×
		施設管理計画に 関することⅡ		定期事業者検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×		×	
		核燃料物質 および 核燃料物質により 汚染された物の 取扱いに 関すること	放射性廃棄物 管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)		×	
			燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関すること	◎	◎	◎	×		◎	
※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある (ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。 ・この○年間で○○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、 上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。 ※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、 火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害発生時ならびに有毒ガス発生時 の措置に関することを含む。										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更(法令改正 に伴い「品質保障」 を「品質マネジメン トシステム」に変更、 「サーバランス」を 「サーベイランス」 に変更、「保守管理」 を「施設管理」に変 更、「定期検査」を「定 期事業者検査」に変 更)	
◎:全員が教育の対象者 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり) ×:教育の対象外											

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（法令改正
に伴い「品質保障」
を「品質マネジメン
トシステム」に変更,
「サーベランス」を
「サーベイランス」
に変更,「保守管理」
を「施設管理」に変
更,「定期検査」を「定
期事業者検査」に変
更）

変更前	変更後	備考
(協力会社従業員への保安教育) 第131条 人材育成課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表131の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。 なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 2 放射線・化学管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表131の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取替に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130－1、表130－2および表130－3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 4 各課長は、重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130－1の保安教育のうち「重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時ならびに有毒ガス発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130－1の保安教育のうち「火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 6 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画にもとづいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 7 人材育成課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直しが行われていることを確認する。	(協力会社従業員への保安教育) 第131条 人材育成課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表131の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。 なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 2 放射線・化学管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表131の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取替に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130－1、表130－2および表130－3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 4 各課長は、重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130－1の保安教育のうち「重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時ならびに有毒ガス発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130－1の保安教育のうち「火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 6 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画にもとづいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 7 人材育成課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直しが行われていることを確認する。	本頁変更なし

変更前						備考
表131 保安教育実施方針(協力会社)						
(1) 発電所入所時に安全上必要な教育						
保安教育の内容					対象者 ※2	
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者 以外
入所時に 実施する 教育※1	原子炉施設の構造・性能に関すること		作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		関係法令および保安規定の遵守に関すること		◎	○
(2) 放射線業務従事者に対する教育						
保安教育の内容			対象者と教育時間 ※2			電離放射線障害防止規則の分類
総括表中分類との対応		内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者 以外	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に關すること ※1		①核燃料物質または使用済燃料の種類および 性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された物の種類および性状	管理区域内におい て核燃料物質、使用 済燃料またはこれら によって汚染された 物を取扱う業務に就 かせる時	◎ (0. 5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれ らによって汚染された物に関する知識
放射線管理に關すること ※1		①管理区域に關すること		◎ (1. 5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に關する 知識
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に關すること ※1		②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染されたものの運搬, 貯蔵および廃棄の作業の方法および順序				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に關すること ※1		③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の <u>保守および点検</u> の 作業の方法および順序				
放射線管理に關すること ※1		④外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法				
放射線管理に關すること ※1		⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去の方法				
非常の場合に講ずべき処置に關すること ※1		⑥異常な事態が発生した場合における 応急の措置の方法				
・原子炉施設の構造, 性能に關すること ・放射線管理に關すること ※1		原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の 設備の構造および取扱いの方法		◎ (1. 5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造および取扱 いの方法に關する知識
放射線管理に關すること ※1		①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官 および全身に与える影響		◎ (0. 5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に關すること ※1		法, 令, 労働安全衛生規則および電離放射線障害 防止規則の関係条項		◎ (1時間以上)	×	関係法令
放射線管理に關すること ※1		①管理区域への立入および退去の手順		◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法および同 施設に係る設備の取扱い
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に關すること ※1		②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に關すること ※1		③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の <u>保守および点検</u> の作業				
放射線管理に關すること ※1		④外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視				
放射線管理に關すること ※1		⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の 状態の確認および汚染の除去				
・原子炉施設の構造, 性能に關すること ・放射線管理に關すること ※1		⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱い				
非常の場合に講ずべき処置に關すること ※1		⑦異常な事態が発生した場合における 応急の措置				
※1: 各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な 知識および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。 ※2: 各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。				◎: 全員が教育の対象者 ○: 業務に関連する者が教育の対象 ×: 教育の対象外 (): 合計の教育時間		

変更後						備考	
表131 保安教育実施方針(協力会社)						原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（法令改正 に伴い「保守および 点検」を「保全」に 変更）	
(1) 発電所入所時に安全上必要な教育							
保安教育の内容					対象者 ※2		
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	放射線業務従事者		放射線業務従事者 以外
入所時に 実施する 教育※1	原子炉施設の構造・性能に関すること		作業上の留意事項	入所時	◎		○
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎		◎
	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		関係法令および保安規定の遵守に関すること		◎		○
(2) 放射線業務従事者に対する教育							
保安教育の内容			対象者と教育時間 ※2				電離放射線障害防止規則の分類
総括表中分類との対応		内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者 以外		
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		①核燃料物質または使用済燃料の種類および 性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された物の種類および性状	管理区域内におい て核燃料物質、使用 済燃料またはこれら によって汚染された 物を取扱う業務に就 かせる時	◎ (0. 5時間以上)	×		核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれ らによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1		①管理区域に関すること		◎ (1. 5時間以上)	×		原子炉施設における作業の方法に関する 知識
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業の方法および順序					
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の <u>保全</u> の作業の方法 および順序					
放射線管理に関すること ※1		④外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法					
放射線管理に関すること ※1		⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去の方法					
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1		⑥異常な事態が発生した場合における 応急の措置の方法					
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1		原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の 設備の構造および取扱いの方法		◎ (1. 5時間以上)	×		原子炉施設に係る設備の構造および取扱 いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1		①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官 および全身に与える影響		◎ (0. 5時間以上)	×		電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1		法, 令, 労働安全衛生規則および電離放射線障害 防止規則の関係条項		◎ (1時間以上)	×		関係法令
放射線管理に関すること ※1		①管理区域への立入および退去の手順		◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法および同 施設に係る設備の取扱い	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業					
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の <u>保全</u> の作業					
放射線管理に関すること ※1		④外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視					
放射線管理に関すること ※1		⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の 状態の確認および汚染の除去					
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1		⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱い					
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1		⑦異常な事態が発生した場合における 応急の措置					
※1: 各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な 知識および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。 ※2: 各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。				◎: 全員が教育の対象者 ○: 業務に関連する者が教育の対象 ×: 教育の対象外 (): 合計の教育時間			

変更前	変更後	備考																														
第11章 記録および報告 (記 録) 第132条 各課長は、表132- 1 に定める保安に関する記録のうち第 1 号および第 2 号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132- 1 第40号, 第41号, 第42号および第43号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2 各課長は、表132- 2 および表132- 3 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 3 組織は、表132- 4 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 4 <u>原子力部長は、組織に表132- 5 に定める保安に関する記録を保存させる。</u> 表132- 1 <table><tr><th>記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）</th><th>記録すべき場合※¹</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>1. <u>使用前検査の結果</u></td><td><u>検査の都度</u></td><td>同一事項に関する次の<u>検査</u>の時点までの期間</td></tr><tr><td>2. <u>施設定期検査の結果</u></td><td><u>検査の都度</u></td><td>同一事項に関する次の<u>検査の時点までの期間</u></td></tr><tr><td>3. <u>発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</u></td><td><u>毎日 1 回</u></td><td><u>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u></td></tr><tr><td>4. <u>保守管理の実施状況およびその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等</u>の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等</u>の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) <u>点検・補修等</u>の不適合管理, 是正処置, <u>予防処置</u>およびその担当者の氏名</td><td><u>保守管理の実施の都度</u></td><td><u>保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u></td></tr><tr><td>5. <u>保守管理に関する方針, 保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果</u>およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>保守管理</u>の有効性評価およびその担当者の氏名</td><td>評価の都度</td><td>評価を実施した発電用原子炉施設の<u>保守管理に関する方針</u>, <u>保守管理の目標</u>または<u>保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</u></td></tr></table>	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	1. <u>使用前検査の結果</u>	<u>検査の都度</u>	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時点までの期間	2. <u>施設定期検査の結果</u>	<u>検査の都度</u>	同一事項に関する次の <u>検査の時点までの期間</u>	3. <u>発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</u>	<u>毎日 1 回</u>	<u>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>	4. <u>保守管理の実施状況およびその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等</u> の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) <u>点検・補修等</u> の不適合管理, 是正処置, <u>予防処置</u> およびその担当者の氏名	<u>保守管理の実施の都度</u>	<u>保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>	5. <u>保守管理に関する方針, 保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果</u> およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>保守管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の <u>保守管理に関する方針</u> , <u>保守管理の目標</u> または <u>保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</u>	第11章 記録および報告 (記 録) 第132条 各課長は、表132- 1 に定める保安に関する記録のうち第 1 号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132- 1 第39号, 第40号, 第41号および第42号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2 各課長は、表132- 2 および表132- 3 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 3 組織は、表132- 4 に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 4 <u>各課長は、表132- 5 に定める保安に関する記録を保存する。ただし、表132- 5 第 4 号および第 5 号は、原子力部長が組織に保存させる。</u> 表132- 1 <table><tr><th>記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）</th><th>記録すべき場合※¹</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>1. <u>使用前確認の結果</u></td><td><u>確認の都度</u></td><td>同一事項に関する次の<u>確認</u>の時点までの期間</td></tr><tr><td>2. <u>施設管理の実施状況およびその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>保全</u>の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>保全</u>の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) <u>保全</u>の不適合管理, 是正処置, <u>未然防止</u>処置およびその担当者の氏名</td><td><u>施設管理の実施の都度</u></td><td><u>施設管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u></td></tr><tr><td>3. <u>施設管理の方針, 施設管理目標および施設管理の実施に関する計画の評価の結果</u>およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>施設管理</u>の有効性評価およびその担当者の氏名</td><td>評価の都度</td><td>評価を実施した発電用原子炉施設の<u>施設管理の方針</u>, <u>施設管理目標</u>または<u>施設管理の実施に関する計画の改定までの期間</u></td></tr></table>	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	1. <u>使用前確認の結果</u>	<u>確認の都度</u>	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時点までの期間	2. <u>施設管理の実施状況およびその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>保全</u> の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>保全</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) <u>保全</u> の不適合管理, 是正処置, <u>未然防止</u> 処置およびその担当者の氏名	<u>施設管理の実施の都度</u>	<u>施設管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>	3. <u>施設管理の方針, 施設管理目標および施設管理の実施に関する計画の評価の結果</u> およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>施設管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の <u>施設管理の方針</u> , <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理の実施に関する計画の改定までの期間</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正に伴う変更）
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間																														
1. <u>使用前検査の結果</u>	<u>検査の都度</u>	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時点までの期間																														
2. <u>施設定期検査の結果</u>	<u>検査の都度</u>	同一事項に関する次の <u>検査の時点までの期間</u>																														
3. <u>発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</u>	<u>毎日 1 回</u>	<u>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>																														
4. <u>保守管理の実施状況およびその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等</u> の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) <u>点検・補修等</u> の不適合管理, 是正処置, <u>予防処置</u> およびその担当者の氏名	<u>保守管理の実施の都度</u>	<u>保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>																														
5. <u>保守管理に関する方針, 保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果</u> およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>保守管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の <u>保守管理に関する方針</u> , <u>保守管理の目標</u> または <u>保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</u>																														
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間																														
1. <u>使用前確認の結果</u>	<u>確認の都度</u>	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時点までの期間																														
2. <u>施設管理の実施状況およびその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>保全</u> の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>保全</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) <u>保全</u> の不適合管理, 是正処置, <u>未然防止</u> 処置およびその担当者の氏名	<u>施設管理の実施の都度</u>	<u>施設管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>																														
3. <u>施設管理の方針, 施設管理目標および施設管理の実施に関する計画の評価の結果</u> およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>施設管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の <u>施設管理の方針</u> , <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理の実施に関する計画の改定までの期間</u>																														

変更前			変更後			備考
表132－1　つづき			表132－1　つづき			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則改正に伴う変更）
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	
<u>6.</u> 熱出力	原子炉に燃料が装荷されて いる場合連続して	10年間	<u>4.</u> 熱出力	原子炉に燃料が装荷されて いる場合連続して	10年間	
<u>7.</u> 炉心の中性子束密度		10年間	<u>5.</u> 炉心の中性子束密度		10年間	
<u>8.</u> 炉心の温度		10年間	<u>6.</u> 炉心の温度		10年間	
<u>9.</u> 冷却材入口温度	モード1および2に おいて1時間ごと	10年間	<u>7.</u> 冷却材入口温度	モード1および2に おいて1時間ごと	10年間	
<u>10.</u> 冷却材出口温度		10年間	<u>8.</u> 冷却材出口温度		10年間	
<u>11.</u> 冷却材圧力		10年間	<u>9.</u> 冷却材圧力		10年間	
<u>12.</u> 冷却材流量		10年間	<u>10.</u> 冷却材流量		10年間	
<u>13.</u> 制御棒位置		1年間	<u>11.</u> 制御棒位置		1年間	
<u>14.</u> 再結合装置内の温度（3号炉） （1）静的触媒式水素再結合装置温度 （2）イグナイトタ温度	運転中※ ² 1時間ごと	1年間	<u>12.</u> 再結合装置内の温度（3号炉） （1）静的触媒式水素再結合装置温度 （2）イグナイトタ温度	運転中※ ² 1時間ごと	1年間	
<u>15.</u> 発電用原子炉に使用している冷却材の純度お よび毎日の補給量	モード1および2に おいて毎日1回	1年間	<u>13.</u> 発電用原子炉に使用している冷却材の純度お よび毎日の補給量	モード1および2に おいて毎日1回	1年間	
<u>16.</u> 発電用原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間	<u>14.</u> 発電用原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間	
<u>17.</u> 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	<u>15.</u> 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	
<u>18.</u> 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	<u>16.</u> 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	
<u>19.</u> 運転開始日時	その都度	1年間	<u>17.</u> 運転開始日時	その都度	1年間	
<u>20.</u> 臨界到達日時	同上	1年間	<u>18.</u> 臨界到達日時	同上	1年間	
<u>21.</u> 運転切替日時	同上	1年間	<u>19.</u> 運転切替日時	同上	1年間	
<u>22.</u> 緊急しゃ断日時	同上	1年間	<u>20.</u> 緊急しゃ断日時	同上	1年間	
<u>23.</u> 運転停止日時	同上	1年間	<u>21.</u> 運転停止日時	同上	1年間	
<u>24.</u> 警報装置から発せられた警報の内容※ ³	同上	1年間	<u>22.</u> 警報装置から発せられた警報の内容※ ³	同上	1年間	
<u>25.</u> 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならび にこれらの者の交代の日時および交代時の引 継事項	交代の都度	1年間	<u>23.</u> 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならび にこれらの者の交代の日時および交代時の引 継事項	交代の都度	1年間	
			<u>24.</u> 運転上の制限に関する確認および運転上の制 限からの逸脱があった場合に講じた措置	<u>その都度</u>	<u>1年間</u> <u>ただし、運転上の制</u> <u>限からの逸脱があっ</u> <u>た場合は、当該記録</u> <u>について5年間</u>	
<u>26.</u> 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の 配置	配置または配置替えの都度	5年間	<u>25.</u> 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の 配置	配置または配置替えの都度	5年間	
<u>27.</u> 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	<u>26.</u> 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
<u>28.</u> 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後（装荷 予定のない場合を除く）	取出後10年間	<u>27.</u> 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後（装荷 予定のない場合を除く）	取出後10年間	
<u>29.</u> 原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性 廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁に おける線量当量率	毎日運転中1回	10年間	<u>28.</u> 原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性 廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁に おける線量当量率	毎日運転中1回	10年間	

変更前			変更後			備考
表132－1 つづき			表132－1 つづき			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則改正に伴う変更）
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	
30. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回，3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	29. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回，3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	
31. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	30. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子※ ⁴ の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※5	31. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量，女子※ ⁴ の放射線業務従事者の4月1日，7月1日，10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回，3月間の線量にあつては3月ごとに1回，1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※5	
33. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間で以降に限る）	※5	32. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間で以降に限る）	※5	
34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5	33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5	
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※5	34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※5	
36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	

変更前			変更後			備考
表132－１　つづき			表132－１　つづき			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更(実用炉規則 改正に伴う変更)
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	
<u>37.</u> 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※ 6	<u>36.</u> 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※ 6	
<u>38.</u> 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※ 6	<u>37.</u> 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※ 6	
<u>39.</u> 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がりの防止および 除去の都度	1 年間	<u>38.</u> 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がりの防止および 除去の都度	1 年間	
<u>40.</u> 事故の発生および復旧の日時	その都度	※ 6	<u>39.</u> 事故の発生および復旧の日時	その都度	※ 6	
<u>41.</u> 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※ 6	<u>40.</u> 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※ 6	
<u>42.</u> 事故の原因	同上	※ 6	<u>41.</u> 事故の原因	同上	※ 6	
<u>43.</u> 事故後の処置	同上	※ 6	<u>42.</u> 事故後の処置	同上	※ 6	
<u>44.</u> 風向および風速	連続して	10年間	<u>43.</u> 風向および風速	連続して	10年間	
<u>45.</u> 降雨量	同上	10年間	<u>44.</u> 降雨量	同上	10年間	
<u>46.</u> 大気温度	同上	10年間	<u>45.</u> 大気温度	同上	10年間	
<u>47.</u> 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	<u>46.</u> 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	
<u>48.</u> 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	<u>47.</u> 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	
※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。			※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。			
※ 2：添付 3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により，イグナイタを起動している期間			※ 2：添付 3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により，イグナイタを起動している期間			
※ 3：「警報装置から発せられた警報」とは，省令 6 2 号第 2 1 条第 1 項に規定する範囲の警報（2 号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 4 7 条第 1 項および第 2 項に規定する範囲の警報（3 号炉）をいう。			※ 3：「警報装置から発せられた警報」とは，省令 6 2 号第 2 1 条第 1 項に規定する範囲の警報（2 号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 4 7 条第 1 項および第 2 項に規定する範囲の警報（3 号炉）をいう。			
※ 4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。			※ 4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。			
※ 5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間			※ 5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間			
※ 6：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間			※ 6：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間			

変更前			変更後			備考
表132－2			表132－2			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更(実用炉規則 改正に伴う変更)
記録（実用炉規則第37条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第14条の3にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間	
1． <u>溶接事業者検査</u> の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは ，その内容	検査の都度	当該 <u>溶接事業者 検査</u> に係る <u>原子 炉容器等</u> の存続 する期間	1． <u>使用前事業者検査</u> の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき は，その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給した</u> 事業者がある場合に は，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該 <u>使用前事業者 検査</u> に係る <u>発電用 原子炉施設</u> の存続 する期間	
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力した事業者</u> がある場合には，当該 事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項		<u>検査の都度</u> <u>当該溶接事業者検 査を行った後最初 の原子炉等規制法 第43条の3の13第 6項の通知を受け るまでの期間</u>				
表132－3			表132－3			
記録（実用炉規則第57条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第57条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間	
1．定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは， その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には，当該事 業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その <u>特定</u> 発電用 原子炉施設が廃 棄された後5年 が経過するまで の期間	1．定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは， その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には， 当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その発電用原子 炉施設が廃棄さ れた後5年が経 過するまでの期 間	

変更前			変更後			備考
表132－4※ ⁷			表132－4※ ⁷			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更(品管規則の 制定に伴う変更)
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間	
1．文書化した，品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	1．文書化した，品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更(品管規則の 制定に伴う変更)
2．第3条に定める品質保証計画	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	2．第3条に定める品質マネジメントシステム計画	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	
3．第3条4.2.1 表1に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	3．第3条4.2.1 表1に定める品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	
4．第3条4.2.1 表1に定める組織内のプロセスの効果的な計画，運用および管理を確実に実施するために，組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	4．第3条4.2.1 表1に定める実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために，組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	
5．第3条4.2.1 c)に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する記録	作成の都度	5年	5．品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録 (3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の(1)，(2)，(4)から(23)で定めるものを除く。） (4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5) 設計開発に用いる情報に係る記録 (6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9) 設計開発の変更に係る記録 (10) 設計開発の変更の審査，検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	
※7：表132-1，表132-2および表132-3に掲げるものを除く。						原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更(品管規則の 制定に伴う変更およ び具体的な記録を第 3条より移動)

変更前	変更後			備考															
	表132－4※ ⁷ つづき			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更(品管規則の 制定に伴う変更およ び具体的な記録を第 3条より移動)															
	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間																
	(13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録 (15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録 (16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録 (17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録 (18) 内部監査の結果の記録 (19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録 (20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録 (21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録 (22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録 (23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録	作成の都度	5年																
	※ 7：表132-1、表132-2および表132-3に掲げるものを除く。																		
表132－5	表132－5			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更(実用炉規則 改正に伴う変更)															
<table><tr><th>記録項目</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>1. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td><td>※ 8</td></tr><tr><td>2. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td><td>※ 8</td></tr></table> ※ 8：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	記録項目	保存期間	1. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果		※ 8	2. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 8	<table><tr><th>記録項目</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>1. 使用前検査の結果</td><td>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時までの期間</td></tr><tr><td>2. 施設定期検査の結果</td><td>同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間</td></tr><tr><td>3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</td><td>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td></tr><tr><td>4. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td><td>※ 8</td></tr><tr><td>5. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td><td>※ 8</td></tr></table> ※ 8：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	記録項目	保存期間	1. 使用前検査の結果	同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時までの期間	2. 施設定期検査の結果	同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間	3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※ 8	5. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果
記録項目	保存期間																		
1. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※ 8																		
2. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 8																		
記録項目	保存期間																		
1. 使用前検査の結果	同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の使用前確認の時までの期間																		
2. 施設定期検査の結果	同一事項に関する令和2年4月1日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間																		
3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																		
4. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※ 8																		
5. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 8																		

変更前	変更後	備考
<u>(安全文化の醸成)</u> <u>第202条の3 社長は、第202条の保安活動の基礎として、原子力安全を第一に位置付けた保安活動とするための安全文化が醸成されるよう基本方針を定めるとともに、必要な場合は基本方針を見直しする。</u> <u>2 原子力本部長は、安全文化を醸成するため、品質保証基準を定め、これに基づき次の事項を実施する。また、審査室原子力監査担当部長は、安全文化を醸成するため、次の事項を実施する。</u> <u>(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための取組みの計画を、年度毎に策定する。</u> <u>(2) 安全文化の醸成のための取組み状況を評価し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。</u> <u>(3) (2)の評価結果および指示を、安全文化の醸成のための取組みの計画に反映する。</u> <u>3 第204条の保安活動を実施する組織は、第2項(1)の計画に基づき、安全文化の醸成に取り組む。</u>	(削除)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（安全文化の醸成が第203条品質マネジメントシステム計画に取り込まれたことに伴う削除）

変更前	変更後	備考
第2章 品質保証 (品質保証計画) 第203条 第202条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 【品質保証計画】 1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)</u>」(以下「<u>JEAC4111</u>」という。)に従った品質マネジメントシステムに、<u>実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を踏まえた</u>、第204条(保安に関する組織)に定める組織(以下「<u>組織</u>」という。)における<u>保安活動に係る品質マネジメントシステム</u>(以下「<u>品質マネジメントシステム</u>」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 2. 適用範囲 本品質保証計画は、<u>組織</u>の保安活動に適用する。 3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、以下を除きJEAC4111に従う。 (1) 原子炉施設 <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の対象となる発電用原子炉施設のこと</u>をいう。 (2) <u>原子力施設情報公開ライブラリー</u> 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。<u>(以下「ニューシア」という。)</u> (3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施<u>ならびに</u>技術情報を共有するための連絡会のことをいう。(以下、本条および第319条において同じ。)	第2章 品質<u>マネジメントシステム</u> (品質<u>マネジメントシステム</u>計画) 第203条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質<u>マネジメントシステム</u>計画を定める。 【品質<u>マネジメントシステム</u>計画】 1. 目的 本品質<u>マネジメントシステム</u>計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」および「<u>同規則の解釈</u>」(以下「<u>品管規則</u>」という。)ならびに伊方発電所原子炉設置変更許可申請書本文第11号「<u>発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</u>」に基づく品質<u>マネジメントシステム</u>を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。 2. 適用範囲 本品質<u>マネジメントシステム</u>計画は、<u>発電所</u>の保安活動に適用する。 3. 定義 本品質<u>マネジメントシステム</u>計画における用語の定義は、以下に<u>定めるものの他品管規則</u>に従う。 (1) 原子炉施設 <u>原子炉等規制法第4 3条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設</u>をいう。 (2) <u>ニューシア</u> 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース(<u>原子力施設情報公開ライブラリー</u>)のことをいう。 (3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施<u>および</u>技術情報を共有するための連絡会のことをいう。(以下、本条および第319条において同じ。)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則および同規則の解釈(品管規則)の制定に伴う変更)

変更前	変更後	備考
4. 品質マネジメントシステム 4. 1 一般要求事項 (1) 組織は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、<u>文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u> (3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。<u>また、グレードに応じて、資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針を参考とした重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</u> a) <u>プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度</u> b) <u>プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u> c) <u>検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u> d) <u>作業または製造プロセス、要員、要領および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u> e) <u>運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度</u> (2) 組織は、<u>次の事項を実施する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を社内規定で明確にする。</u> b) <u>これらのプロセスの順序および相互関係を明確にする。</u> c) <u>これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。</u> d) <u>これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。</u> e) <u>これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u> f) <u>これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u> g) <u>これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。</u> h) <u>社会科学および行動科学の知見を踏まえて、保安活動を促進する。</u>	4. 品質マネジメントシステム 4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 組織（第204条に定める組織をいう。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、<u>実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u> (2) 組織は、<u>保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a)、b)およびc)に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）を考慮して品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、社内規定を定め、グレード分けを行う。</u> a) 原子炉施設、組織、または原子炉施設の安全機能に係る機器、構造物およびシステムならびにそれらの部品（以下「機器等」という。）または保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）の重要度およびこれらの複雑さの程度 b) 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。） c) 機器等の故障もしくは通常想定されない事象の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響 (3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。 (4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。 a) プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。 b) プロセスの順序および相互の関係を図1に示す。 c) プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。 <u>なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u> d) プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。 e) プロセスの運用状況を監視測定し分析する。<u>ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u> f) プロセスについて、<u>意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</u> g) プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h) <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
<u>(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</u> <u>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、組織の品質マネジメントシステムの文書に定める。</u>	<u>(5) 組織は、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指すことにより、健全な安全文化を育成し、および維持する。</u> <u>a) 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u> <u>b) 風通しの良い組織文化が形成されている。</u> <u>c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u> <u>d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u> <u>e) 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u> <u>f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u> <u>g) 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u> <u>h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u> <u>(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u> <u>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前										変更後										備考	
																				原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更）	
図2 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係										図1 品質マネジメントシステムのプロセスの相互関係										図番の変更	

変更前	変更後	備考
4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 <u>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。</u> <u>品質マネジメントシステムの文書体系を図1</u>，社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。 <u>記録は、適正に作成する。</u> a) <u>文書化した、品質方針および品質目標の表明</u> b) <u>本品質保証計画</u> c) <u>JEAC4111の要求事項に基づき作成する文書および以下の記録</u> <u>イ. マネジメントレビューの結果の記録</u> <u>ロ. 教育、訓練、技能および経験について該当する記録</u> <u>ハ. 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（本c)項のイ，ロ，ニからムで定めるものを除く。）</u> <u>ニ. 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録，およびそのレビューを受けてとられた処置の記録</u> <u>ホ. 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</u> <u>ヘ. 設計・開発のレビューの結果の記録，および必要な処置があればその記録</u> <u>ト. 設計・開発の検証の結果の記録，および必要な処置があればその記録</u> <u>チ. 設計・開発の妥当性確認の結果の記録，および必要な処置があればその記録</u> <u>リ. 設計・開発の変更の記録</u> <u>ス. 設計・開発の変更のレビューの結果の記録，および必要な処置があればその記録</u> <u>ル. 供給者の評価の結果の記録，および評価によって必要とされた処置があればその記録</u> <u>ヲ. プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録</u> <u>ワ. 業務に関するトレーサビリティの記録</u> <u>カ. 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</u> <u>ヨ. 校正または検証に用いた基準の記録</u> <u>タ. 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</u> <u>レ. 校正および検証の結果の記録</u> <u>ソ. 内部監査の結果の記録</u> <u>ツ. 検査および試験の合否判定基準への適合の記録</u> <u>ネ. リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</u> <u>ナ. 不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</u> <u>ウ. 是正処置の結果の記録</u> <u>ム. 予防処置の結果の記録</u> d) <u>組織内のプロセスの効果的な計画，運用および管理を確実に実施するために，組織が必要と決定した文書およびこれらの文書の中で明確にした記録</u>	4. 2 <u>品質マネジメントシステムの文書化</u> 4. 2. 1 一般 <u>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u> <u>品質マネジメントシステムの文書体系を図2</u>，社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。 a) 品質方針および品質目標 b) <u>本品質マネジメントシステム計画</u> c) <u>品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定，および手順書，指示書，図面等（以下「手順書等」という。）</u> d) <u>実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために，組織が必要と決定した文書</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更） 具体的な記録については，第332条に記載（第332条に移動）

変更前	変更後	備考
一次文書 → 本品質保証計画 品質保証規程 品質保証基準 二次文書 → 4.2.1c) および d) の文書 (一次文書を除く。) 三次文書 → 上記以外 記 録 → 4.2.1 c) および d) の記録 図1 品質マネジメントシステム文書体系図	一次文書 → 本品質マネジメントシステム計画 品質保証規程 品質保証基準 二次文書 → 4.2.1c) および d) の文書 (一次文書を除く。) 三次文書 → 上記以外 記 録 → 4.2.1 c) および d) の記録 図2 品質マネジメントシステム文書体系図	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更） 図番の変更

表 1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

変更前					
203条 4.2.1 の分類	203条の要求事項	社内規定			
		一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (203条以外の関連条文)	制定者
4.1	<u>一般要求事項</u>	品質保証規程 (203条以外の関連条文)	社長		
		品質保証基準	原子力本部長	設備の重要度分類管理内規	発電所長
4.2.1	一般	品質保証規程 (203条以外の関連条文)	社長		
		品質保証基準	原子力本部長	—	—
4.2.3	文書管理	品質保証規程 (332)	社長		
4.2.4	記録の管理	品質保証基準 (332)	原子力本部長	書類等管理標準 (332) 文書・品質記録管理内規 (332) 設計／調達管理標準(原子力発電所) (332) 文書・品質記録管理内規 (332) 内部品質監査要領 (332)	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 審査室原子力監査担当部長
5.1	経営者のコミットメント	品質保証規程 (202の2, 202の3, 319)	社長	—	—
5.2	原子力安全の重視				
5.3	品質方針	品質保証基準 (202の2, 202の3, 319)	原子力本部長	—	—
5.4	計画	品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長		
				内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
5.5.1	責任および権限	品質保証規程 (204, 205)	社長		
5.5.2	管理責任者	品質保証基準 (204, 205)	原子力本部長	—	—
5.5.3	プロセス責任者	品質保証規程 (204, 205)	社長	内部品質監査要領 (204, 205)	審査室原子力監査担当部長
5.5.4	<u>内部コミュニケーション</u>	品質保証基準 (206, 207)	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 原子力発電安全委員会運営要領 (206) 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (207) 品質保証運営委員会運営内規 <u>予防処置管理内規</u> 設計管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長

表 1 品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

変更後					
203条 4.2.1 の分類	203条の要求事項	社内規定			
		一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (203条以外の関連条文)	制定者
4.1	<u>品質マネジメントシステムに係る要求事項</u>	品質保証規程 (203条以外の関連条文)	社長		
		品質保証基準	原子力本部長	原子力発電所安全文化育成および維持活動要領 (202の2) 設備の重要度分類管理内規 (319)	原子力部長 発電所長
4.2.1	一般	品質保証規程 (203条以外の関連条文)	社長		
		品質保証基準	原子力本部長	—	—
4.2.3	文書の管理	品質保証規程 (332)	社長		
4.2.4	記録の管理	品質保証基準 (332)	原子力本部長	書類等管理標準 (332) 文書・品質記録管理内規 (332) 設計／調達管理標準(原子力発電所) (332) 文書・品質記録管理内規 (332) 内部品質監査要領 (332)	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 審査室原子力監査担当部長
5.1	<u>経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u>	品質保証規程 (202の2)	社長		
5.2	<u>原子力の安全の確保の重視</u>	品質保証基準 (202の2, 319)		—	—
5.3	品質方針	品質保証規程 (202の2)	社長		
5.4	計画	品質保証規程 (202の2)	原子力本部長	—	—
				内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
5.5.1	責任および権限	品質保証規程 (204, 205)	社長		
5.5.2	<u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>	品質保証基準 (204, 205)	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 原子力発電安全委員会運営要領 (206) 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規 (207) 品質保証運営委員会運営内規 品質保証総括内規 設計管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
5.5.3	管理者	品質保証規程 (204, 205)	社長		
5.5.4	<u>組織の内部の情報の伝達</u>	品質保証基準 (206, 207)	原子力本部長	内部品質監査要領 (204, 205)	審査室原子力監査担当部長

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（品管規則の
制定に伴う変更）

表 1 つぎ

表 1 つづき

変更前					変更後					備考		
203条 4.2.1 の分類	203条の要求事項	一次文書 (203条以外の関連条文)	制訂者	社内規定 二次文書 (203条以外の関連条文)	制訂者	203条 4.2.1 の分類	203条の要求事項	一次文書 (203条以外の関連条文)	制訂者	社内規定 二次文書 (203条以外の関連条文)	制訂者	備考
5.6	マネジメントレビュー	品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長	—	—	d)		品質保証規程 (202の2, 202の3)	原子力本部長	内部品質監査要領	—	—
		品質保証基準 (202の2, 202の3)	原子力本部長			内部品質監査要領						
		品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長									
		品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長									
		品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長									
6.1	資源の提供	品質保証規程 (204, 205)	社長	品質保証規程 (204, 205)	社長	d)	原子炉施設およびインフラストラクチャー	品質保証規程 (204, 205)	社長	品質保証規程 (204, 205)	社長	原子力部長
6.2	人的資源	品質保証規程 (204, 205)	社長	品質保証規程 (204, 205)	原子力本部長	d)		品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	設計／調達管理標準 保守訓練内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (330, 331)	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	
6.3	原子炉施設およびインフラストラクチャー	品質保証規程 (202の2, 202の3)	社長	品質保証規程 (202の2, 202の3)	原子力本部長	d)		品質保証基準 (202の2, 202の3, 319, 333)	原子力本部長	運転総括内規 (212～218, 283, 286, 287, 289, 299～301, 322, 325, 328, 330～333)	発電所長	
6.4	作業環境	品質保証基準 (202の2, 202の3, 319, 333)	原子力本部長	品質保証基準 (202の2, 202の3, 319, 333)	原子力本部長	d)		燃料管理内規 (216, 293, 294, 297, 298)	発電所長	燃料管理内規 (216, 293, 294, 297, 298)	発電所長	
7.1	業務の計画	品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	d)		放射線管理総括内規 (299～302, 304～317, 319)	発電所長	放射線管理総括内規 (299～302, 304～317, 319)	発電所長	
7.2	業務または原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス	品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	d)		保守内規 (216, 319)	発電所長	保守内規 (216, 319)	発電所長	
7.5	業務の実施	品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	d)		工事管理内規 (319)	発電所長	工事管理内規 (319)	発電所長	
7.6	監視機器および測定機器の管理	品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	d)		廃止措置管理内規 (214, 218, 218の2, 218の3)	発電所長	廃止措置管理内規 (214, 218, 218の2, 218の3)	発電所長	
8.2.3	プロセスの監視および測定	品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	品質保証基準 (204, 205, 208, 209)	原子力本部長	d)		防災計画(原子力災害編) (320～329, 333)	発電所長	防災計画(原子力災害編) (320～329, 333)	発電所長	
7.3	設計・開発	品質保証基準	原子力本部長	品質保証基準	原子力本部長	d)		火災防護計画 (217, 217の2)	発電所長	火災防護計画 (217, 217の2)	発電所長	
								緊急時対応内規 (217の3)	発電所長	緊急時対応内規 (217の3)	発電所長	
								自然災害対応内規 (217の2, 217の3)	発電所長	自然災害対応内規 (217の2, 217の3)	発電所長	
								洪水対応内規 (217の3)	発電所長	洪水対応内規 (217の3)	発電所長	
								設計／調達管理標準	原子力部長	設計／調達管理標準(原子力発電所)	原子力部長 土木建築部長 発電所長	
								設計管理内規	土木建築部長 発電所長	設計管理内規	土木建築部長 発電所長	

表 1 つづき

変更前					変更後					備考		
203条 4.2.1 の分類	203条の要求事項	一次文書 (203条以外の関連条文)	制訂者	社内規定 二次文書 (203条以外の関連条文)	制訂者	203条 4.2.1 の分類	203条の要求事項	一次文書 (203条以外の関連条文)	制訂者	社内規定 二次文書 (203条以外の関連条文)	制訂者	備考
5.6	マネジメントレビュー	品質保証規程(202の2)	社長	—	—	d)		品質保証規程(202の2)	原子力本部長	内部品質監査要領	—	—
		品質保証基準(202の2)	原子力本部長			内部品質監査要領						
		品質保証規程(202の2)	社長									
		品質保証規程(202の2)	社長									
		品質保証基準(204, 205, 208, 209)	原子力本部長									
6.2	要員の力量の確保および教育訓練	品質保証規程(204, 205)	社長	品質保証規程(204, 205)	原子力本部長	d)		品質保証基準(204, 205, 208, 209)	原子力本部長	設計／調達管理標準 保守訓練内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (330, 331)	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	
6.1	資源の確保	品質保証規程(204, 205)	社長	品質保証規程(204, 205)	社長	d)		品質保証基準(204, 205)	社長	内部品質監査要領	発電所長	
7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	品質保証規程(202の2)	原子力本部長	品質保証規程(202の2)	原子力本部長	d)		運転総括内規 (212～218, 283, 286, 287, 289, 299, 300, 301, 319, 322, 325, 328, 330～333)	発電所長	運転総括内規 (212～218, 283, 286, 287, 289, 299, 300, 301, 319, 322, 325, 328, 330～333)	発電所長	
7.2	個別業務等要求事項に関するプロセス	品質保証基準(202の2, 319, 333)	原子力本部長	品質保証基準(202の2, 319, 333)	原子力本部長	d)		燃料管理内規 (216, 293, 294, 297～298, 299, 299の4)	発電所長	燃料管理内規 (216, 293, 294, 297～298, 299, 299の4)	発電所長	
7.5	個別業務の管理	品質保証基準(202の2, 319, 333)	原子力本部長	品質保証基準(202の2, 319, 333)	原子力本部長	d)		放射線管理総括内規	発電所長	放射線管理総括内規	発電所長	
7.6	監視測定のための設備の管理	品質保証基準(202の2, 319, 333)	原子力本部長	品質保証基準(202の2, 319, 333)	原子力本部長	d)		施設管理内規 (212の2, 216, 319)	発電所長	施設管理内規 (212の2, 216, 319)	発電所長	
8.2.3	プロセスの監視測定	品質保証基準(202の2, 319, 333)	原子力本部長	品質保証基準(202の2, 319, 333)	原子力本部長	d)		工事管理内規 (319)	発電所長	工事管理内規 (319)	発電所長	
8.2.4	機器等の検査等	品質保証基準(202の2, 319, 333)	原子力本部長	品質保証基準(202の2, 319, 333)	原子力本部長	d)		廃止措置管理内規 (214, 218, 218の2, 218の3)	発電所長	廃止措置管理内規 (214, 218, 218の2, 218の3)	発電所長	
								防災計画(原子力災害編) (320～329, 333)	発電所長	防災計画(原子力災害編) (320～329, 333)	発電所長	
								火災防護計画 (217, 217の2)	発電所長	火災防護計画 (217, 217の2)	発電所長	
								緊急時対応内規 (217の3)	発電所長	緊急時対応内規 (217の3)	発電所長	
								自然災害対応内規 (217の2, 217の3)	発電所長	自然災害対応内規 (217の2, 217の3)	発電所長	
								洪水対応内規 (217の3)	発電所長	洪水対応内規 (217の3)	発電所長	
7.3	設計開発	品質保証基準	原子力本部長	品質保証基準	原子力本部長	d)		設計／調達管理標準 (319)	原子力部長	設計／調達管理標準(原子力発電所) (319)	原子力部長 土木建築部長 発電所長	
								設計管理内規 (319)	土木建築部長 発電所長	設計管理内規 (319)	土木建築部長 発電所長	

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

表 1 つづき

変更前					変更後					備考
203条の要求事項	203条 4.2.1 の分類	社内規定			203条 4.2.1 の分類	社内規定				
		一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (203条以外の関連条文)		一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (203条以外の関連条文)		
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長		原子力部長 土木建築部長 発電所長		
8.1 一般	d)	品質保証基準	原子力本部長			-		-		
8.2.1 原子力安全の達成	d)									
8.4 データの分析	<u>d)</u>									
8.5.1 継続的改善	d)									
8.2.2 内部監査	c)	品質保証規程	社長					審査室原子力監査担当部長		
8.2.3 プロセスの監視および測定	d)	品質保証基準	原子力本部長			-		-		
8.2.4 検査および試験	d)	品質保証基準	原子力本部長					発電所長		
8.3 不適合管理	c)	品質保証基準 (333)	原子力本部長			設計／調達管理標準 異常時措置連絡要領 (333) 非常事態対策要領 (333) 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長			
8.5.2 是正処置	c)	品質保証基準	原子力本部長			設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長			
8.5.3 予防処置	c)	品質保証基準	原子力本部長			設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) <u>予防処置管理内規</u>	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長			

表 1 つづき									
表 1 つづき									
203条の要求事項	203条 4.2.1 の分類	一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	社内規定			一次文書 (203条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (203条以外の関連条文)
				品質保証基準	品質保証基準	品質保証基準			
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長		原子力部長 土木建築部長 発電所長	
8.1 監視測定、分析、評価および改善	d)	品質保証基準	原子力本部長			-		-	
8.2.1 組織の外部の者の意見	d)								
8.5.1 継続的な改善	d)								
8.2.2 内部監査	c)	品質保証規程	社長					審査室原子力監査担当部長	
8.2.3 プロセスの監視測定	d)	品質保証基準	原子力本部長					原子力部長 <u>原子力保安研修所長</u> <u>原子力保安研修所長</u> <u>土木建築部長</u> 発電所長	
8.2.4 機器等の検査等	d)	品質保証基準	原子力本部長					発電所長	
8.3 不適合の管理	c)	品質保証基準 (333)	原子力本部長			改善措置活動管理標準 異常時措置連絡要領 (333) 非常事態対策要領 (333) 改善措置活動管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長		
8.4 データの分析および評価	<u>d)</u>	<u>品質保証基準</u>	<u>原子力本部長</u>			検査管理内規 (319の2, 319の3) 改善措置活動管理標準 異常時措置連絡要領 (333) 非常事態対策要領 (333) <u>改善措置活動管理内規</u> 設計／調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 <u>原子力保安研修所長</u> <u>土木建築部長</u> <u>発電所長</u>		
8.5.2 是正処置等	c)	品質保証基準	原子力本部長			改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長		
8.5.3 未然防止処置	c)	品質保証基準	原子力本部長			改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長		

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（品管規則の
制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
4. 2. 2 品質マニュアル 組織は、<u>次の事項を含む品質マニュアルとして、本品質保証計画を作成し、維持する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムの組織に関する事項</u> b) <u>品質マネジメントシステムの計画に関する事項</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実施に関する事項</u> d) <u>品質マネジメントシステムの評価に関する事項</u> e) <u>品質マネジメントシステムの改善に関する事項</u> f) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u> g) <u>品質マネジメントシステムについて確立された社内規定またはそれらを参照できる情報</u> h) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係は、図 2 のとおりとする。</u>	4. 2. 2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画に<u>次に掲げる事項を定める。</u> a) 品質マネジメントシステムの<u>運用に係る組織に関する事項</u> b) <u>保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</u> c) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u> d) <u>品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u> e) プロセスの相互関係は、<u>図 1 のとおりとする。</u>	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
4. 2. 3 文書管理 (1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を<u>遵守するために、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</u> (2) <u>次の活動に必要な管理を規定した社内規定を定める。</u> a) <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u> b) <u>文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u> c) <u>文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。</u> d) <u>該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u> e) <u>文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u> f) <u>品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u> g) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u> 4. 2. 4 記録の管理 (1) <u>要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために、適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u> (3) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u> (2) 組織は、記録の識別、<u>保管</u>、<u>保護</u>、<u>検索</u>、<u>保管期間</u>および<u>廃棄に関して必要な管理を社内規定に定める。</u> 5. 経営者の責任 5. 1 経営者の<u>コミットメント</u> 社長は、品質マネジメントシステムの<u>構築および実施</u>、ならびにその有効性を継続的に改善することに対する<u>コミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</u> b) 「5. 3 品質方針」により、<u>品質方針を設定する。</u> c) 「5. 4. 1 品質目標」により、<u>品質目標が設定されることを確実にする。</u> d) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u> e) 「5. 6 マネジメントレビュー」により、<u>マネジメントレビューを実施する。</u> f) 「6. 資源の運用管理」により、<u>品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。</u> a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、<u>原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u>	4. 2. 3 文書の管理 (1) 組織は、<u>次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</u> a) <u>組織として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止</u> b) <u>文書の組織外への流出等の防止</u> c) <u>品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</u> (2) 組織は、<u>要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）</u>、<u>品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた社内規定を作成する。</u> a) <u>品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</u> b) <u>品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、a)と同様にその妥当性を審査し、改訂を承認すること。</u> c) <u>品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</u> d) <u>品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</u> e) <u>改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</u> f) <u>品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようになること。</u> g) <u>組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</u> h) <u>廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u> 4. 2. 4 記録の管理 (1) 組織は、<u>品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録（表332-4参照）を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u> (2) 組織は、(1)の記録の識別、<u>保存</u>、<u>保護</u>、<u>検索</u>および<u>廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた、社内規定を作成する。</u> 5. 経営責任者等の責任 5. 1 経営責任者の<u>原子力の安全のためのリーダーシップ</u> 社長は、<u>原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u> a) <u>品質方針を定めること。</u> b) <u>品質目標が定められているようにすること。</u> c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること。</u> d) <u>5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</u> e) <u>資源が利用できる体制を確保すること。</u> f) <u>関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u> g) <u>保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</u> h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
5. 2 原子力安全の重視 社長は、財産（設備等）保護よりも原子力安全を最優先に位置付け、業務または原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを<u>確実に</u>する。（7.2.1および8.2.1参照） 5. 3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を<u>確実に</u>する。 a) 組織の目的に対して適切である。 b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの<u>有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u> c) 品質目標の<u>設定およびレビューのための枠組みを与える。</u> d) <u>組織全体に伝達</u>され、理解<u>される。</u> e) <u>適切性の持続のためにレビューされる。</u> f) <u>組織運営に関する方針と整合のとれたものである。</u>	5. 2 原子力の<u>安全の確保</u>の重視 社長は、<u>組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由（コスト、工期等）により損なわれないようにする。</u> 5. 3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、<u>技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。</u>）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。 a) <u>組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</u> b) <u>要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</u> c) <u>品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</u> d) <u>要員に周知され、理解されていること。</u> e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
5. 4 計画 5. 4. 1 品質目標 (1) 社長は、<u>組織内のしかるべき部門および階層で、業務または原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1（3）a）参照）が設定されていることを確実にする。</u> (2) 品質目標は、<u>その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</u> 5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、<u>次の事項を確実にする。</u> a) <u>品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u> b) <u>品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれている。</u> 5. 5 責任・権限およびコミュニケーション 5. 5. 1 責任および権限 社長は、全社規程である「組織規程」を踏まえて、<u>保安活動を実施するための責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限が第205条（保安に関する職務）および第209条（廃止措置主任者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。</u> 5. 5. 2 管理責任者 (1) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る管理責任者に、審査室原子力監査担当部長を内部監査の管理責任者として任命する。 (2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</u> a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</u> b) 品質マネジメントシステムの<u>成果を含む実施状況および改善の必要性の有無</u>について、社長に報告する。 c) <u>組織全体にわたって、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにすることならびに原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u>	5. 4 計画 5. 4. 1 品質目標 (1) 社長は、部門において、<u>品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。</u>これには、<u>品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</u> a) <u>実施事項</u> b) <u>必要な資源</u> c) <u>責任者</u> d) <u>実施事項の完了時期</u> e) <u>結果の評価方法</u> (2) <u>社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</u> 5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが<u>4.1の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにする。</u> (2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、<u>品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。</u><u>この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u> b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> c) <u>資源の利用可能性</u> d) <u>責任および権限の割当て</u> 5. 5 責任、権限およびコミュニケーション 5. 5. 1 責任および権限 社長は、全社規程である「組織規程」を踏まえて、<u>第205条および第209条に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u> 5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、原子力本部長を品質保証活動（内部監査を除く。）の実施に係る<u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>に、審査室原子力監査担当部長を内部監査の<u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>として任命する。 (2) <u>社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。</u> a) <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u> b) 品質マネジメントシステムの<u>運用状況およびその改善の必要性</u>について、社長に報告する<u>こと。</u> c) <u>健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u> d) <u>関係法令を遵守すること。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
5. 5. 3 <u>プロセス責任者</u> 社長は、<u>プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与えることを確実にする。</u> a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>有効性を継続的に改善する。</u> b) <u>業務に従事する要員の業務または原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u> c) <u>業務の成果を含む実施状況について評価する。</u> (5.4.1および8.2.3参照) d) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u> 5. 5. 4 <u>内部コミュニケーション</u> 社長は、<u>組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを次の活動により確実にする。</u> a) 会議（原子力発電所品質保証委員会、原子力発電安全委員会、伊方発電所安全運営委員会等） b) 文書（電磁的記録媒体を含む。）による周知、指示および報告	5. 5. 3 <u>管理者</u> (1) <u>社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（本品質マネジメントシステム計画に基づき、管理者として責任および権限を付与されている者、以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。</u> <u>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。</u> a) <u>個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u> b) <u>要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u> c) <u>個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u> d) <u>健全な安全文化を育成し、および維持すること。</u> e) <u>関係法令を遵守すること。</u> (2) <u>管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u> a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u> b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u> c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u> d) <u>常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u> e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u> (3) <u>管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u> 5. 5. 4 <u>組織の内部の情報の伝達</u> (1) <u>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されることを次の活動により確実にする。</u> a) 会議（原子力発電所品質保証委員会、原子力発電安全委員会、伊方発電所安全運営委員会等） b) 文書（電磁的記録媒体を含む。）による周知、指示および報告	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
5. 6 マネジメントレビュー 5. 6. 1 一般 (1) 社長は、<u>組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、社内規定を定め、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。</u> (2) <u>このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u> (3) <u>マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4.2.4参照)。</u> 5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット <u>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</u> a) 監査の結果 b) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方</u> c) <u>プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)ならびに検査および試験の結果</u> e) <u>安全文化の醸成のための取組み状況</u> f) <u>関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み状況</u> d) <u>予防処置および是正処置の状況</u> g) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u> h) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> i) <u>改善のための提案</u> 5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット <u>マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。</u> a) <u>品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善</u> b) <u>業務の計画および実施にかかわる改善</u> c) <u>資源の必要性</u>	5. 6 マネジメントレビュー 5. 6. 1 一般 (1) 社長は、<u>品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u> 5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報 <u>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u> a) <u>内部監査の結果</u> b) <u>組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</u> c) <u>プロセスの運用状況</u> d) <u>使用前事業者検査および定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果</u> e) <u>品質目標の達成状況</u> f) <u>健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u> g) <u>関係法令の遵守状況</u> h) <u>不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）、ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u> i) <u>従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u> j) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u> k) <u>部門または要員からの改善のための提案</u> l) <u>資源の妥当性</u> m) <u>保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</u> 5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) <u>組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善</u> b) <u>個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</u> d) <u>健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</u> e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u> (2) <u>組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u> (3) <u>組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
6. 資源の運用管理 6. 1 資源の提供 組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。 <u>資源のうち「6.2人的資源」，「6.3原子炉施設およびインフラストラクチャー」，「6.4作業環境」については、以下のとおり明確にし、提供する。</u> 6. 2 人的資源 6. 2. 1 一般 <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育，訓練，技能および経験を判断の根拠として力量を有する。</u> 6. 2. 2 力量，教育・訓練および認識 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 a) <u>管理責任者を含め、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u> b) <u>必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。</u> c) <u>教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。</u> d) <u>組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u> e) <u>教育，訓練，技能および経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)。</u> 6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー <u>組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャー(原子炉施設を除く。)を明確にし、維持する。</u> 6. 4 作業環境 <u>組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</u>	6. 資源の管理 6. 1 資源の確保 組織は、原子力の<u>安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、および管理する。</u> a) <u>要員</u> b) <u>個別業務に必要な施設，設備およびサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）</u> c) <u>作業環境（作業場所の放射線量，温度，照度，狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</u> d) <u>その他必要な資源</u> 6. 2 要員の力量の確保および教育訓練 (1) <u>組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的，人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</u> (2) <u>組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて社内規定を定め、次に掲げる業務を行う。</u> a) <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u> b) <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。</u> c) <u>教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</u> d) <u>要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u> <u>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</u> <u>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u> <u>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u> e) <u>要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 業務の計画および実施 7. 1 業務の計画 (1) 組織は、<u>保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</u> (2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4.1参照)</u> (3) 組織は、<u>業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。</u> a) <u>業務または原子炉施設に対する品質目標および要求事項</u> b) <u>業務または原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性</u> c) <u>その業務または原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準</u> d) <u>業務または原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</u> (4) <u>この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</u>	7. <u>個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</u> 7. 1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u> (1) 組織は、<u>個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</u> (2) 組織は、<u>(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</u> (3) 組織は、<u>個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u> a) <u>個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果</u> b) <u>機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</u> c) <u>機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</u> d) <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</u> e) <u>個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u> (4) <u>組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)

変更前	変更後	備考
7. 2 業務または原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7. 2. 1 業務または原子炉施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を業務の計画（7.1参照）で明確にする。 b) 明示されては<u>いないが、業務または原子炉施設に不可欠な要求事項</u> a) <u>業務または原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</u> c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項すべて</u> 7. 2. 2 業務または原子炉施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、<u>業務または原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u> (2) レビューでは、<u>次の事項を確実にする。</u> a) 業務または原子炉施設に対する要求事項が定められている。 b) 業務または原子炉施設に対する要求事項が<u>以前に提示されたものと異なる場合には、それについて</u>解決されている。 c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力を<u>もっている。</u> (3) <u>このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4参照）。</u> (4) <u>業務または原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</u> (5) <u>業務または原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u> 7. 2. 3 外部とのコミュニケーション 組織は、<u>原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</u>	7. 2 <u>個別業務等要求事項に関するプロセス</u> 7. 2. 1 <u>個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u> 組織は、<u>次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</u> a) <u>組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</u> b) <u>関係法令</u> c) <u>a)およびb)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</u> 7. 2. 2 <u>個別業務等要求事項の審査</u> (1) 組織は、<u>機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</u> (2) 組織は、<u>個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</u> a) <u>当該個別業務等要求事項が定められていること。</u> b) <u>当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合において</u>は、その相違点が<u>解明されていること。</u> c) 組織が、<u>あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</u> (3) 組織は、(1)の審査の結果の記録<u>および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u> (4) 組織は、<u>個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</u> 7. 2. 3 <u>組織の外部の者との情報の伝達等</u> 組織は、<u>組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を社内規定で明確に定め、これを実施する。</u> a) <u>組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u> b) <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u> c) <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u> d) <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u>	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則の 制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 3 設計・開発 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 7. 3. 1 設計・開発の計画 (1) 組織は、<u>原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、</u>管理する。 (2) 設計・開発の計画において、<u>組織は、次の事項を明確にする。</u> a) 設計・開発の<u>段階</u> b) 設計・開発の各段階に<u>適したレビュー</u>、検証および妥当性確認 c) 設計・開発に<u>関する責任</u>および権限 (3) 組織は、<u>効果的なコミュニケーション</u>ならびに責任および権限の明確な割当てを<u>確実</u>にするために、設計・開発に関与する<u>グループ間のインタフェースを運営</u>管理する。 (4) 設計・開発の進行に応じて、<u>策定した計画を適切に更新</u>する。 7. 3. 2 設計・開発へのインプット (1) <u>原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。そのインプットには、次の事項を含める。</u> a) 機能および性能に関する要求事項 c) <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u> b) <u>適用される法令・規制要求事項</u> d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 (2) <u>原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないものとする。</u>	7. 3 設計開発 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 7. 3. 1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（<u>不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。</u>）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。 <u>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。</u> (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a) 設計開発の<u>性質、期間および複雑さの程度</u> b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認<u>の方法ならびに管理体制</u> c) 設計開発に係る部門および要員の責任および権限 d) 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源 (3) 組織は、<u>実効性のある情報の伝達</u>ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に<u>変更</u>する。 7. 3. 2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、<u>個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u> a) 機能および性能に係る要求事項 b) <u>従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u> c) <u>関係法令</u> d) <u>その他設計開発に必要な要求事項</u> (2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット (1) 設計・開発からのアウトプットは、<u>設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を行う。</u> (2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。 a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。 d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。 7. 3. 4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、<u>次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</u> a) 設計・開発の結果が、<u>要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u> b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。 (2) レビューへの参加者には、<u>レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u> 7. 3. 5 設計・開発の検証 (1) 設計・開発からのアウトプットが、<u>設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするため、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u> (2) 設計・開発の検証は、<u>原設計者以外の者またはグループが実施する。</u> 7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認 (1) 結果として得られる原子炉施設が、<u>指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</u> (2) <u>実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</u> (3) 妥当性確認の結果の記録、<u>および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u> 7. 3. 7 設計・開発の変更管理 (1) 設計・開発の変更を<u>明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。</u> (2) 変更に対して、<u>レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u> (3) 設計・開発の変更のレビューには、<u>その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。</u> (4) <u>変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。</u>	7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、<u>設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u> (2) 組織は、<u>設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u> (3) 組織は、<u>設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u> a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b) 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c) 合否判定基準を含むものであること。 d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。 7. 3. 4 設計開発レビュー (1) 組織は、<u>設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</u> a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b) 設計開発に問題がある場合においては、<u>当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</u> (2) 組織は、<u>設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u> (3) 組織は、<u>設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u> 7. 3. 5 設計開発の検証 (1) 組織は、<u>設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</u> (2) 組織は、<u>設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u> (3) 組織は、<u>当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u> 7. 3. 6 設計開発の妥当性確認 (1) 組織は、<u>設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</u> (2) 組織は、<u>機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</u> (3) 組織は、<u>設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u> 7. 3. 7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、<u>設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u> (2) 組織は、<u>設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</u> (3) 組織は、<u>設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</u> (4) 組織は、<u>(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 4 調達 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、規定<u>された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実に</u>する。 (2) 供給者および調達製品に対する<u>管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める</u>。 (3) 組織は、<u>供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める</u>。 (4) <u>評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</u> (5) 組織は、<u>調達製品の調達後における、維持または運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得するための方法およびそれらを他の原子炉設置者と共有するために必要な措置に関する方法を定める</u>。 7. 4. 2 調達要求事項 (1) <u>調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</u> a) <u>製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項</u> b) <u>要員の適格性確認に関する要求事項</u> c) <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u> d) <u>不適合の報告および処理に関する要求事項</u> e) <u>安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u> (2) 組織は、<u>供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実に</u>する。 (3) 組織は、<u>調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる</u>。 7. 4. 3 調達製品の検証 (1) 組織は、<u>調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する</u>。 (2) 組織が、<u>供給者先で検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする</u>。	7. 4 調達 組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。 7. 4. 1 調達プロセス (1) 組織は、<u>調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする</u>。 (2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法および程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める</u>。 (3) 組織は、<u>調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する</u>。 (4) 組織は、<u>調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める</u>。 (5) 組織は、(3)の<u>評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する</u>。 (6) 組織は、<u>調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める</u>。 7. 4. 2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、<u>調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める</u>。 a) <u>調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項</u> b) <u>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u> c) <u>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> d) <u>調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項</u> e) <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</u> f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u> g) <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u> (2) 組織は、<u>調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める</u>。 (3) 組織は、<u>調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する</u>。 (4) 組織は、<u>調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる</u>。 7. 4. 3 調達物品等の検証 (1) 組織は、<u>調達物品等が調達物品等要求事項に適合するようにするために必要な検証の方法を定め、実施する</u>。 (2) 組織は、<u>調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める</u>。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 5 業務の実施 <u>組織は、業務の計画（7.1参照）に基づき、次の事項を実施する。</u> 7. 5. 1 業務の管理 <u>組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</u> a) <u>原子力安全との係わりを述べた</u>情報が利用できる。 b) <u>必要に応じて、作業手順</u>が利用できる。 c) <u>適切な設備</u>を使用している。 d) <u>監視機器および測定機器</u>が利用でき、<u>使用している</u>。 e) <u>監視および測定が実施</u>されている。 f) <u>業務のリリースが実施</u>されている。 7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認 (1) <u>業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</u> (2) <u>妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</u> (3) <u>組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</u> a) プロセスのレビューおよび承認のための<u>明確な基準</u> b) 設備の承認および要員の<u>適格性確認</u> c) <u>所定の方法および手順の適用</u> d) <u>記録に関する要求事項(4.2.4参照)</u> e) <u>妥当性の再確認</u> 7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ (1) <u>必要な場合には、組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務および原子炉施設を識別する。</u> (2) <u>組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、業務および原子炉施設の状態を識別する。</u> (3) <u>トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務または原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。</u>	7. 5 <u>個別業務の管理</u> 7. 5. 1 <u>個別業務の管理</u> <u>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</u> a) <u>原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</u> b) <u>手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</u> c) <u>当該個別業務に見合う設備を使用していること。</u> d) <u>監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</u> e) <u>8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</u> f) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</u> 7. 5. 2 <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</u> (1) <u>組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</u> (2) <u>組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</u> (3) <u>組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</u> (4) <u>組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</u> a) <u>当該プロセスの審査および承認のための判定基準</u> b) <u>妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法</u> c) <u>妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</u> 7. 5. 3 <u>識別管理およびトレーサビリティの確保</u> (1) <u>組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</u> (2) <u>組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
7. 5. 4 組織外の所有物 組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。 7. 5. 5 調達製品の保存 組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。 7. 6 監視機器および測定機器の管理 組織は、業務の計画(7.1参照)に基づき、次の事項を実施する。 (1) 業務または原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視および測定を社内規定にて明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。 (2) 組織は、監視および測定 の要求事項と 整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。 a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する(4.2.4参照)。 c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。 b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。 d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。 さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、および影響を受けた業務または原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。 (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。	7. 5. 4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。 7. 5. 5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。 (2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、社内規定に定める。 7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を社内規定において明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を社内規定に定め、実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a) あらかじめ定められた間隔(7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録する方法)により校正または検証がなされていること。 b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c) 所要の調整がなされていること。 d) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e) 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品管規則の制定に伴う変更)

変更前	変更後	備考
8. 評価および改善 8. 1 一般 (1) 組織は、<u>次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。</u> a) <u>業務または原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</u> b) <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u> c) <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u> (2) <u>これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。</u> 8. 2 監視および測定 8. 2. 1 <u>原子力安全の達成</u> 組織は、<u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を定める。</u> 8. 2. 2 内部監査 <u>組織は、「内部品質監査要領」を定め、次の事項を実施する。</u> (1) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u> b) <u>品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u> (2) 組織は、<u>監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。</u> 監査員の選定および監査の実施においては、<u>監査プロセスの客観性および公平性を確保する。</u> 監査員は、<u>自らの業務を監査しない。</u> (3) <u>監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定する。</u> (4) <u>監査およびその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。</u> (5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。</u>	8. 評価および改善 8. 1 <u>監視測定、分析、評価および改善</u> (1) 組織は、<u>監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</u> (2) 組織は、<u>要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</u> 8. 2 監視および測定 8. 2. 1 <u>組織の外部の者の意見</u> (1) 組織は、<u>監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u> (2) 組織は、<u>(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を社内規定に明確に定める。</u> 8. 2. 2 内部監査 (1) 組織は、<u>品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</u> a) <u>本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> b) <u>実効性のある実施および実効性の維持</u> (2) 組織は、<u>内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</u> (3) 組織は、<u>内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u> (4) 組織は、<u>内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</u> (5) 組織は、<u>内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u> (6) 組織は、<u>内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を社内規定に定める。</u> (7) 組織は、<u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u> (8) 組織は、<u>不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
8. 2. 3 プロセスの監視および測定 (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。 (2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。 (3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。 8. 2. 4 検査および試験 (1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、社内規定に基づき、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する(4.2.4参照)。 (3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する(4.2.4参照)。 (4) 業務の計画(7.1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。 (2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。	8. 2. 3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 監視測定の方法には次の事項を含む。 a) 監視測定の実施時期 b) 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期 (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができると実証する。 (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。 (5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。 (2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
8. 3 不適合管理 (1) 組織は、<u>業務または原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u> (2) 不適合の処理に<u>関する</u>管理ならびにそれに関連する責任および権限を<u>規定した社内規定</u>を定める。 (3) 該当する場合には、<u>組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u> a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u> b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。</u> c) <u>本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</u> d) <u>外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u> (5) <u>不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。</u> (4) <u>不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u> (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「品質保証基準」に定め、該当する不適合を、公開のデータベースである「ニューシア」に登録する。 8. 4 データの分析 (1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、<u>それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u> (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。 a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8.2.1参照)</u> b) <u>業務または原子炉施設に対する要求事項への適合(8.2.3および8.2.4参照)</u> c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向(8.2.3および8.2.4参照)</u> d) <u>供給者の能力(7.4参照)</u>	8. 3 不適合の管理 (1) 組織は、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないように、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)</u>。 (2) 組織は、<u>不適合の処理に係る管理(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)</u>ならびにそれに関連する責任および権限を、<u>社内規定に</u>定める。 (3) 組織は、<u>次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u> a) <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u> b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</u>。 c) <u>機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u> d) <u>機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u> (4) 組織は、<u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)</u>に係る記録を作成し、これを管理する。 (5) 組織は、(3)a)の措置を講じた場合においては、<u>個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u> (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「品質保証基準」に定め、該当する不適合を、公開のデータベースである「ニューシア」に登録する。 8. 4 データの分析および評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが<u>実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)</u>の必要性を評価するために、<u>社内規定において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)</u>を明確にし、収集し、および分析する。 (2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を<u>得る。</u> a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</u> b) <u>個別業務等要求事項への適合性</u> c) <u>機器等およびプロセスの特性および傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</u> d) <u>調達物品等の供給者の供給能力</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前	変更後	備考
8. 5 改善 8. 5. 1 継続的改善 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、<u>是正処置</u>、<u>予防処置</u>および<u>マネジメントレビュー</u>を通じて、<u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u> 8. 5. 2 是正処置 <u>組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。</u> (1) 組織は、<u>再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</u> (2) <u>是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</u> a) <u>不適合のレビュー</u> b) <u>不適合の原因の特定</u> c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u> d) <u>必要な処置の決定および実施</u> f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u> (3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</u> e) <u>とった処置の結果の記録(4. 2. 4参照)</u> 8. 5. 3 予防処置 <u>組織は、社内規定を定め、次の事項を実施する。</u> (1) 組織は、<u>起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）および他の施設から得られた知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。</u> (2) <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u> (3) <u>次の事項に関する要求事項（JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</u> a) <u>起こり得る不適合およびその原因の特定</u> b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u> c) <u>必要な処置の決定および実施</u> e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u> d) <u>とった処置の結果の記録(4. 2. 4参照)</u>	8. 5 改善 8. 5. 1 継続的改善 組織は、品質マネジメントシステムの<u>継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）</u>を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに<u>是正処置および未然防止処置の評価</u>を通じて<u>改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u> 8. 5. 2 是正処置等 (1) 組織は、<u>個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</u> a) <u>是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</u> (a) <u>不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理、ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</u> (b) <u>類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u> b) <u>必要な是正処置を明確にし、実施する。</u> c) <u>講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</u> d) <u>必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</u> e) <u>必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</u> f) <u>原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を社内規定に定め、実施する。</u> g) <u>講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</u> (2) 組織は、(1)に掲げる事項について、社内規定に定める。 (3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう。）。 8. 5. 3 未然防止処置 (1) 組織は、<u>原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</u> a) <u>起こり得る不適合およびその原因について調査する。</u> b) <u>未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</u> c) <u>必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</u> d) <u>講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</u> e) <u>講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</u> (2) 組織は、(1)に掲げる事項について、社内規定に定める。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更）

変更前		変更後	備考
図204（続き）		図204（続き）	組織変更に伴う変更
（発電所） ※→発電所長 伊方発電所安全運営委員会 廃止措置主任者 品質保証部長 - 品質保証課長 - 保安全管理課長 - 定検検査課長 - 人材育成課長 - 工程管理課長 安全管理部長 - 安全技術課長 - 放射線・化学管理課長 - 防災課長 - 訓練計画課長 - 施設防護課長 発電部長 - 発電課長 ——— 発電課当直長 - 系統管理課長 保 修 部 長 - 保修統括課長 - 機械計画第一課長 - 機械計画第二課長 - 電気計画課長 - 計装計画課長 - 設備改良工事課長 土木建築部長 - 土木建築課長 - 耐震工事課長 廃止措置室長 ——— 廃止措置課長		（発電所） ※→発電所長 伊方発電所安全運営委員会 廃止措置主任者 品質保証部長 - 品質保証課長 - 保安全管理課長 - 定検検査課長 - 人材育成課長 - 工程管理課長 <u>プロセス管理課長</u> 安全管理部長 - 安全技術課長 - 放射線・化学管理課長 - 防災課長 - 訓練計画課長 - 施設防護課長 発電部長 - 発電課長 ——— 発電課当直長 - 系統管理課長 保 修 部 長 - 保修統括課長 - 機械計画第一課長 - 機械計画第二課長 - 電気計画課長 - 計装計画課長 - 設備改良工事課長 土木建築部長 - 土木建築課長 - 耐震工事課長 廃止措置室長 ——— 廃止措置課長	

変更前	変更後	備考
（保安に関する職務） 第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の<u>醸成</u>が行われることを確実にするための取組みを統括する。 2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の<u>醸成のための取組み</u>を統括（内部監査部門を除く）する。 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の<u>醸成のための取組み</u>を統括（内部監査部門に限る）する。 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに安全文化の<u>醸成のための取組み</u>を総括（内部監査部門を除く）する。 5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。 6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。 7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。 10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長<u>および</u>工程管理課長の所管する業務を統括する。 12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。 14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。 15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。 16 工程管理課長は、<u>定期検査</u>および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。 17 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 19 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。 20 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	（保安に関する職務） 第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに<u>健全な安全文化の育成および維持</u>が行われることを確実にするための取組みを統括する。 2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る<u>品質マネジメントシステム</u>管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持するための取組み</u>を統括（内部監査部門を除く）する。 3 考査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る<u>品質マネジメントシステム</u>管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持するための取組み</u>を統括（内部監査部門に限る）する。 4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに<u>健全な安全文化を育成および維持するための取組み</u>を総括（内部監査部門を除く）する。 5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。 6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。 7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。 10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長、<u>工程管理課長およびプロセス管理課長</u>の所管する業務を統括する。 12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。 14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。 15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。 16 工程管理課長は、<u>定期事業者検査</u>および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。 17 <u>プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</u> 18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 19 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く）、燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。 21 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う用語の変更（「管理責任者」を「品質マネジメントシステム管理責任者」に変更,「安全文化の醸成」を「健全な安全文化の育成および維持」に変更）） 組織変更に伴う変更 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更） 組織変更に伴う変更

変更前	変更後	備考
<u>21</u> 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。 <u>22</u> 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。 <u>23</u> 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。 <u>24</u> 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。 <u>25</u> 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。 <u>26</u> 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。 <u>27</u> 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。 <u>28</u> 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。 <u>29</u> 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>30</u> 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>31</u> 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>32</u> 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>33</u> 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>34</u> 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。 <u>35</u> 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>36</u> 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>37</u> 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関する業務を総括する。 <u>38</u> 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。 <u>39</u> 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事※¹に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。 <u>40</u> 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。 ※ 1：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下、本編において同じ。）	<u>22</u> 訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち、教育および訓練の管理に関する業務を行う。 <u>23</u> 施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。 <u>24</u> 発電部長は、発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。 <u>25</u> 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。 <u>26</u> 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。 <u>27</u> 系統管理課長は、原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。 <u>28</u> 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。 <u>29</u> 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務を行う。 <u>30</u> 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>31</u> 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>32</u> 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>33</u> 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>34</u> 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>35</u> 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。 <u>36</u> 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>37</u> 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。 <u>38</u> 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関する業務を総括する。 <u>39</u> 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。 <u>40</u> 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事※¹に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。 <u>41</u> 各課長は、<u>検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</u> <u>42</u> 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。 ※ 1：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下、本編において同じ。）	組織変更に伴う変更（項番号の繰り下げ） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（検査の独立性確保のため、必要な場合は、当該検査に関する業務を実施することを規定）

変更前	変更後	備考
(伊方発電所安全運営委員会) 第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 廃止措置管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 廃止措置工事に関する事項 (d) 安全貯蔵措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的実施するサーベランスに関する事項 (i) 火災発生時の体制の整備に関する事項 (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 保守管理に関する内規の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第322条） (8) 保安教育実施計画の策定（第330条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項 3 所長を委員長とする。 4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第205条第11項から第38項（第25項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。	(伊方発電所安全運営委員会) 第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 廃止措置管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 廃止措置工事に関する事項 (d) 安全貯蔵措置に関する事項 (e) 巡視に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 (i) 火災発生時の体制の整備に関する事項 (2) 燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4) 放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5) 施設管理に関する内規の制定および改正 (6) 改造の実施に関する事項 (7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第322条） (8) 保安教育実施計画の策定（第330条）に関する事項 (9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項 3 所長を委員長とする。 4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第205条第11項から第39項（第26項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準改正に伴い「サーベランス」を「サーベイランス」に変更） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更） 組織変更に伴う変更

変更前	変更後	備考
第3節 廃止措置主任者 (廃止措置主任者の選任) 第208条 所長は、廃止措置主任者および代行者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有することを所長が認めた者であって、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。 (1) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉施設の<u>工事または保守管理</u>に関する業務に従事した期間 (2) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間 2 廃止措置主任者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。	第3節 廃止措置主任者 (廃止措置主任者の選任) 第208条 所長は、廃止措置主任者および代行者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有することを所長が認めた者であって、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。 (1) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉施設の<u>施設管理</u>に関する業務に従事した期間 (2) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉の運転に関する業務に従事した期間 (3) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間 (4) 1号炉，2号炉または3号炉の原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間 2 廃止措置主任者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項に基づき、あらためて廃止措置主任者を選任する。	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（法令改正 に伴い「工事または 保守管理」を「施設 管理」に変更）

変更前	変更後	備考
第 4 章 廃止措置管理 第 1 節 通 則 (構成および定義) 第211条 第 3 節（第286条から第289条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第 1 項：施設運用上の基準 (2) 第 2 項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第 3 項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※¹に要求される措置 2 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。 (1) 第 4 章において「原子炉施設」とは、廃止措置計画に定める維持管理対象設備をいう。 (2) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※²が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。 ※ 1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第 2 項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合 (2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第 2 項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合 ※ 2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。	第 4 章 廃止措置管理 第 1 節 通 則 (構成および定義) 第211条 第 3 節（第286条から第289条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 (1) 第 1 項：施設運用上の基準 (2) 第 2 項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第 3 項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※¹に要求される措置 2 本編において、主要な用語の定義は、各条文に定めがない場合は、次のとおりとする。 (1) 第 4 章において 1 号炉に係る「原子炉施設」とは、廃止措置計画に定める性能維持施設をいう。 (2) 第 3 節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※²が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。 ※ 1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第 2 項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合 (2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第 2 項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長が判断した場合 ※ 2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「維持管理対象設備」を「性能維持施設」に変更）

変更前	変更後	備考
(規定なし)	<u>(運転管理業務)</u> <u>第212条の2 各課長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</u> <u>(1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</u> <u>(a) 中央制御室における監視および第213条の巡視によって運転監視を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に連絡する。</u> <u>(b) 警報発信時の対応を実施する。</u> <u>(c) 設備故障および事故発生時の対応を実施する。</u> <u>(2) 当直長または系統管理課長は、原子炉施設の運転操作（系統管理を含む）を実施する。</u> <u>(3) 当直長または系統管理課長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作（系統管理を含む）が必要な場合は、(2)項による運転操作（系統管理を含む）を実施する。また、関係各課長は、当直長または系統管理課長から引渡された系統に対して、必要な作業を行う。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（運転管理業務を包括的に規定した条文の追加）

変更前	変更後	備考
(巡 視) 第213条 当直長は，毎日 1 回以上，原子炉施設（第306条第 1 項で定める区域を除く。）を巡視する。 2 当直長は，第306条第 1 項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く。）は，一定期間※¹毎に巡視する。 ※ 1：一定期間とは， 1 ヶ月を超えない期間をいい，その確認の間隔は 7 日間を上限として延長することができる。ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。	(巡 視) 第213条 当直長は，毎日 1 回以上，原子炉施設（第306条第 1 項で定める区域を除く。）を巡視する。<u>実施においては，第319条 7. (2) b. (c)に定める観点を含めて行う。（以下，本条において同じ。）</u> 2 当直長は，第306条第 1 項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く。）は，一定期間※¹毎に巡視する。 ※ 1：一定期間とは， 1 ヶ月を超えない期間をいい，その確認の間隔は 7 日間を上限として延長することができる。ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（施設管理との関連の追加）

変更前	変更後	備考
(廃止措置管理に関する内規の作成) 第214条 発電課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。 (1) 巡視に関する事項 (2) 警報発生時の措置に関する事項 (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (4) 定期的実施するサーベランスに関する事項 2 廃止措置課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。 (1) 廃止措置工に関する事項 (2) 安全貯蔵措置に関する事項	(廃止措置管理に関する内規の作成) 第214条 発電課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。 (1) 巡視に関する事項 (2) 警報発生時の措置に関する事項 (3) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (4) 定期的実施するサーベイランスに関する事項 2 廃止措置課長は、次の各号に掲げる原子炉施設の廃止措置管理に関する内規を作成し、制定・改正にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。 (1) 廃止措置工に関する事項 (2) 安全貯蔵措置に関する事項	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安規定審査基準改正に伴い「サーベランス」を「サーベイランス」に変更）

変更前	変更後	備考
第 5 章 燃料管理 (新燃料の運搬) 第293条 安全技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 2 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること 3 安全技術課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。 (1) 取り扱う数量を燃料集合体 1 体毎かつその 1 体分の燃料棒に限定すること (2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納、もしくは新燃料貯蔵庫に貯蔵した後に新燃料輸送容器に収納すること 4 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>する。 (1) <u>容器</u>の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) <u>容器</u>および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 5 放射線・化学管理課長は、第 4 項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第305条第 1 項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 6 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第305条第 1 項(1)に定める区域に<u>新燃料を収納した新燃料輸送容器</u>を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の 1 を超えていないことを確認する。 7 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	第 5 章 燃料管理 (新燃料の運搬) 第293条 安全技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建家クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 2 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>し、新燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること 3 安全技術課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。 (1) 取り扱う数量を燃料集合体 1 体毎かつその 1 体分の燃料棒に限定すること (2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納、もしくは新燃料貯蔵庫に貯蔵した後に新燃料輸送容器に収納すること 4 安全技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器（以下、本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>する。 (1) <u>輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</u> (2) <u>法令に定める危険物と混載しないこと</u> (3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u> (4) <u>車両を徐行させること</u> (5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u> (6) <u>輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</u> 5 放射線・化学管理課長は、第 4 項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、第305条第 1 項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 6 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第305条第 1 項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の 1 を超えていないことを確認する。 7 <u>安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u> (1) <u>外観検査</u> (2) <u>線量当量率検査</u> (3) <u>未臨界検査</u> (4) <u>吊上検査</u> (5) <u>重量検査</u> (6) <u>収納物検査</u> (7) <u>表面密度検査</u> 8 安全技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（新燃料の運搬に係る規定の充実）以下、本頁第 5 項までにおいて同じ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（輸送物を管理区域外に運搬する場合の遵守事項を規定）

変更前	変更後	備考
(使用済燃料の運搬) 第298条 安全技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。 2 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること 3 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を<u>遵守</u>する。 (1) <u>容器</u>の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) <u>容器</u>および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動</u>する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 <u>6</u> 安全技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	(使用済燃料の運搬) 第298条 安全技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。 2 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を<u>確認</u>し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (1) 法令に適合する容器を使用すること (2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること (3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること (4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること 3 安全技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下、本条において「<u>輸送物</u>」という。）を管理区域外に運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の事項を確認する。 (1) <u>輸送物</u>の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (2) 法令に定める危険物と混載しないこと (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること (4) 車両を徐行させること (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること (6) <u>輸送物</u>および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5 放射線・化学管理課長は、安全技術課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に<u>輸送物を移動</u>する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 <u>6. 安全技術課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</u> <u>7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</u> <u>8 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u> <u>9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u> (1) <u>外観検査</u> (2) <u>気密漏えい検査</u> (3) <u>圧力測定検査</u> (4) <u>線量当量率検査</u> (5) <u>未臨界検査</u> (6) <u>温度測定検査</u> (7) <u>吊上検査</u> (8) <u>重量検査</u> (9) <u>収納物検査</u> (10) <u>表面密度検査</u> <u>10</u> 安全技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（使用済燃料の運搬に係る規定の充実） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（輸送物を管理区域外に運搬する場合の遵守事項および検査の独立性の担保について規定）

変更前	変更後	備考
第 6 章 放射性廃棄物管理 (規定なし)	第 6 章 放射性廃棄物管理 <u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u> <u>第298条の2 発電所における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARAの精神にのっとり排気，排水等を管理することを規定）

変更前	変更後	備考
(放射性固体廃棄物の管理) 第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵*¹または保管する。 (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。 (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。 (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。 イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332－1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。 (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。 (3) 安全技術課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。	(放射性固体廃棄物の管理) 第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵*¹または保管する。 (1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。 (2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が固化装置でドラム缶に固型化し、廃棄物庫に保管する。 (3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 (5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 (6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。 なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。 イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。 2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332－1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。 (2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。 (3) 安全技術課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。	本頁変更なし

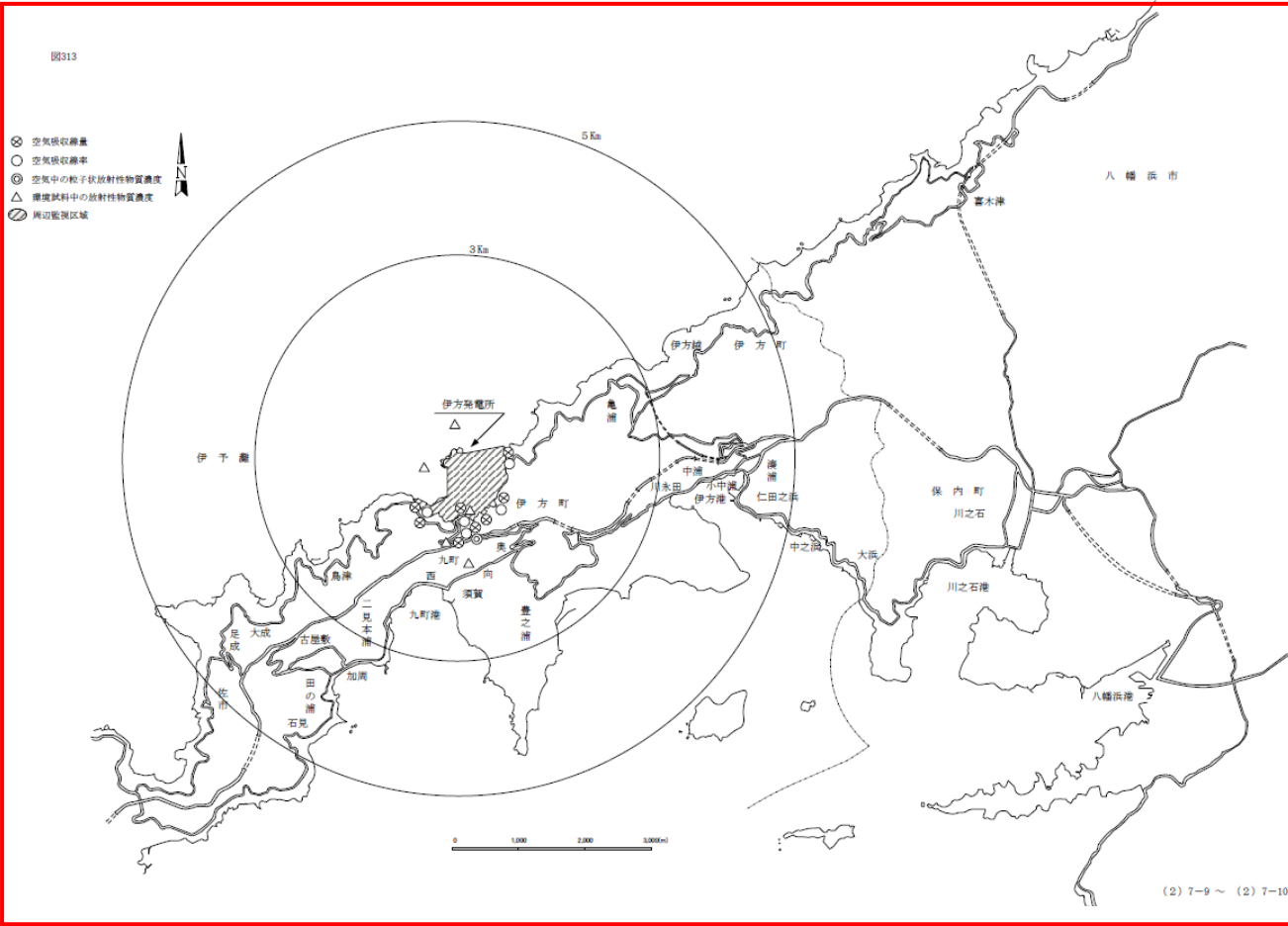
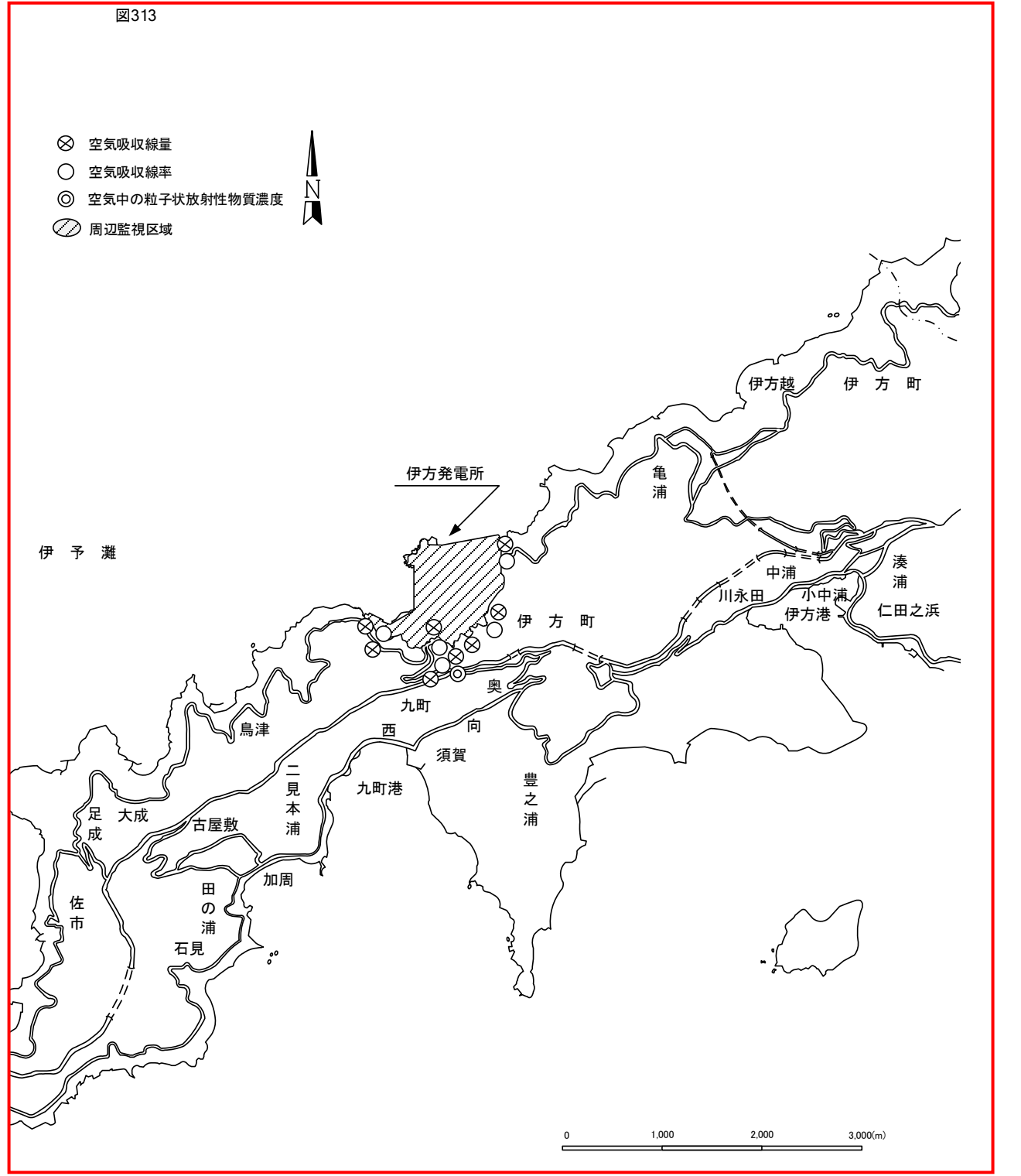
変更前	変更後	備考
4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5 各課長は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の<u>事項を遵守</u>する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (3) 法令に定める危険物と混載しないこと (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>所長の承認を得る</u>。 ※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)	4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の<u>措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること (3) 法令に定める危険物と混載しないこと (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること (5) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</u> (6) <u>車両を徐行させること</u> (7) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</u> 6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する</u>。 (1) <u>埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u> (2) <u>発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u> (3) <u>放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u> 9 放射線・化学管理課長は、<u>発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u> 10 放射線・化学管理課長は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u> (1) <u>法令に適合する容器に封入されていること</u> (2) <u>法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</u> 11 放射線・化学管理課長は、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、<u>第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度限度についての確認を省略できる。</u> ※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る規定の充実） 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定）

変更前	変更後	備考
(規定なし)	<u>(輸入廃棄物の確認)</u> <u>第299条の4 所長は、輸入廃棄物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</u> <u>2 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、輸入廃棄物の管理を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u> <u>3 前項の検査責任者は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（輸入廃棄物の廃棄に係る規定を追加）

変更前	変更後	備考
第 7 章 放射線管理 (規定なし)	第 7 章 放射線管理 <u>(放射線管理に係る基本方針)</u> <u>第 303 条の 2 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（ALARA の精神にのっとり、従業員等の被ばくを管理することを規定）

変更前	変更後	備考												
第2節 被ばく管理 （線量の評価） 第311条 放射線・化学管理課長は，所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表311に定める項目および頻度にもとづき評価し，法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 表311 <table><tr><th>項 目</th><th>頻 度</th></tr><tr><td>外部被ばくによる線量</td><td>3ヶ月に1回※¹</td></tr><tr><td>内部被ばくによる線量</td><td>3ヶ月に1回※¹</td></tr></table> ※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあっては，1ヶ月に1回とする。	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	第2節 被ばく管理 （放射線業務従事者の線量管理等） 第 311 条 各課長は，管理区域内で作業を実施する場合，作業内容に応じて作業計画を立案するとともに，放射線防護上必要な措置を講じることで所員の放射線業務従事者の線量低減に努める。 2 放射線・化学管理課長は，所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表311に定める項目および頻度にもとづき評価し，法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 表311 <table><tr><th>項 目</th><th>頻 度</th></tr><tr><td>外部被ばくによる線量</td><td>3ヶ月に1回※¹</td></tr><tr><td>内部被ばくによる線量</td><td>3ヶ月に1回※¹</td></tr></table> ※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。）にあっては，1ヶ月に1回とする。	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること（ALARAの精神に基づく活動）を規定）
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※ ¹													

変更前	変更後	備考																																																											
第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定 (外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第313条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表313－1および表313－2（第305条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。 2 放射線・化学管理課長は、表313－1に定める周辺監視区域境界付近および<u>周辺監視区域外</u>（測定場所は図313に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。 3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。 表313－1 <table><tr><th>場 所</th><th>測定項目</th><th>測定頻度</th></tr><tr><td rowspan="5">管理区域内※¹</td><td>外部放射線に係る線量当量率※²</td><td>毎日1回</td></tr><tr><td>外部放射線に係る線量当量率※³</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>外部放射線に係る線量当量</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>空気中の放射性物質濃度※⁴</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>表面汚染密度※⁴</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td rowspan="4">周辺監視区域境界付近</td><td>空気吸収線量</td><td>3ヶ月に1回</td></tr><tr><td>空気吸収線量率※⁵</td><td>常 時</td></tr><tr><td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td><td>3ヶ月に1回</td></tr><tr><td><u>環境試料中の放射性物質濃度※⁶</u></td><td><u>3ヶ月に1回</u></td></tr><tr><td><u>周辺監視区域外</u></td><td><u>環境試料中の放射性物質濃度※⁶</u></td><td><u>3ヶ月に1回</u></td></tr></table> ※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設） ※3：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設） ※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※5：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目 ※6：<u>時期により、採取する環境試料の種類は異なる。</u> 表313－2 <table><tr><th>場 所</th><th>測定項目</th><th>測定頻度</th></tr><tr><td>汚染のおそれのない管理区域内</td><td>表面汚染密度</td><td> 1週間に1回 汚染のおそれのない 管理区域が設定され ている期間 </td></tr></table>	場 所	測定項目	測定頻度	管理区域内※ ¹	外部放射線に係る線量当量率※ ²	毎日1回	外部放射線に係る線量当量率※ ³	1週間に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度※ ⁴	1週間に1回	表面汚染密度※ ⁴	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※ ⁵	常 時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	<u>環境試料中の放射性物質濃度※⁶</u>	<u>3ヶ月に1回</u>	<u>周辺監視区域外</u>	<u>環境試料中の放射性物質濃度※⁶</u>	<u>3ヶ月に1回</u>	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない 管理区域が設定され ている期間	第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定 (外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第313条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表313－1および表313－2（第305条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。 2 放射線・化学管理課長は、表313－1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図313に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。 3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。 表313－1 <table><tr><th>場 所</th><th>測定項目</th><th>測定頻度</th></tr><tr><td rowspan="5">管理区域内※¹</td><td>外部放射線に係る線量当量率※²</td><td>毎日1回</td></tr><tr><td>外部放射線に係る線量当量率※³</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>外部放射線に係る線量当量</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>空気中の放射性物質濃度※⁴</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td>表面汚染密度※⁴</td><td>1週間に1回</td></tr><tr><td rowspan="3">周辺監視区域境界付近</td><td>空気吸収線量</td><td>3ヶ月に1回</td></tr><tr><td>空気吸収線量率※⁵</td><td>常 時</td></tr><tr><td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td><td>3ヶ月に1回</td></tr></table> ※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設） ※3：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設） ※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※5：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目 表313－2 <table><tr><th>場 所</th><th>測定項目</th><th>測定頻度</th></tr><tr><td>汚染のおそれのない管理区域内</td><td>表面汚染密度</td><td> 1週間に1回 汚染のおそれのない 管理区域が設定され ている期間 </td></tr></table>	場 所	測定項目	測定頻度	管理区域内※ ¹	外部放射線に係る線量当量率※ ²	毎日1回	外部放射線に係る線量当量率※ ³	1週間に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度※ ⁴	1週間に1回	表面汚染密度※ ⁴	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※ ⁵	常 時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない 管理区域が設定され ている期間	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（平常時の環境放射線モニタリングは第313条の2に明記するため、本条から平常時の環境放射線モニタリング項目を削除）
場 所	測定項目	測定頻度																																																											
管理区域内※ ¹	外部放射線に係る線量当量率※ ²	毎日1回																																																											
	外部放射線に係る線量当量率※ ³	1週間に1回																																																											
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																																											
	空気中の放射性物質濃度※ ⁴	1週間に1回																																																											
	表面汚染密度※ ⁴	1週間に1回																																																											
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																																											
	空気吸収線量率※ ⁵	常 時																																																											
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																																											
	<u>環境試料中の放射性物質濃度※⁶</u>	<u>3ヶ月に1回</u>																																																											
<u>周辺監視区域外</u>	<u>環境試料中の放射性物質濃度※⁶</u>	<u>3ヶ月に1回</u>																																																											
場 所	測定項目	測定頻度																																																											
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない 管理区域が設定され ている期間																																																											
場 所	測定項目	測定頻度																																																											
管理区域内※ ¹	外部放射線に係る線量当量率※ ²	毎日1回																																																											
	外部放射線に係る線量当量率※ ³	1週間に1回																																																											
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																																											
	空気中の放射性物質濃度※ ⁴	1週間に1回																																																											
	表面汚染密度※ ⁴	1週間に1回																																																											
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																																											
	空気吸収線量率※ ⁵	常 時																																																											
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																																											
場 所	測定項目	測定頻度																																																											
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 汚染のおそれのない 管理区域が設定され ている期間																																																											

変更前	変更後	備考
図313 ⊗ 空気吸収線量 ○ 空気吸収線率 ◎ 空気中の粒子状放射性物質濃度 △ 環境試料中の放射性物質濃度 ▨ 周辺監視区域  (2) 7-9 ~ (2) 7-10	図313 ⊗ 空気吸収線量 ○ 空気吸収線率 ◎ 空気中の粒子状放射性物質濃度 ▨ 周辺監視区域 	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（本文変更の反映（環境試料採取場所を削除））

変更前	変更後	備考
(規定なし)	<u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u> <u>第313条の2 放射線・化学管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（平常時の環境放射線モニタリングの立案およびそれに基づく測定・評価を行うことを規定）

変更前	変更後	備考
第4節 物品移動の管理 (管理区域外等への搬出および運搬) 第315条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。 2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第293条、第298条および第299条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第299条第5項を準用する。 3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。	第4節 物品移動の管理 (管理区域外等への搬出および運搬) 第315条 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。 2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第293条、第298条および第299条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第299条第5項を準用する。 3 放射線・化学管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前</u>に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 4 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記）

変更前	変更後	備考
(発電所外への運搬) 第316条 各課長は、核燃料物質等（第293条，第298条および第299条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	(発電所外への運搬) 第316条 各課長は，核燃料物質等（第293条，第298条および第299条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。 <u>2 各課長は，運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u> <u>3 放射線・化学管理課長は，運搬前に次の事項を確認する。</u> <u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</u> <u>(2) 法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u> <u>(3) L型輸送物については，開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</u> <u>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については，みだりに開封されないように，かつ，開封された場合に開封されたことが明らかになるように，容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</u> <u>4 放射線・化学管理課長は，運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし，汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（発電所外への運搬時の遵守事および運搬前に順守状況を確認することを規定）

変更前	変更後	備考
第 8 章 保守管理 (保守管理計画) 第 319 条 保守管理を実施するにあたり，以下の保守管理計画を定める。 【保守管理計画】 1. 定 義 本保守管理計画における用語の定義は，以下を除き「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に従うものとする。 (1) 原子炉施設 廃止措置計画に定める維持管理対象設備をいう。 2. 保守管理の実施方針および保守管理目標 (1) 社長は，原子炉施設の安全確保を最優先として，保守管理の継続的な改善を図るため，保守管理の現状等を踏まえ，保守管理の実施方針を定める。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は，保守管理の実施方針に基づき，保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。 3. 保全プログラムの策定 組織は，2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。 また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3 参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 4. 保全対象範囲の策定 組織は，原子力発電施設の中から，保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 廃止措置計画で定める維持管理対象設備 (2) その他自ら定める設備	第 8 章 施設管理 (施設管理計画) 第 319 条 原子炉施設について原子炉設置 (変更) 許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し，原子炉施設の安全を確保するため，以下の施設管理計画を定める。 【施設管理計画】 (削除) 1. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は，原子炉施設の安全確保を最優先として，施設管理の継続的な改善を図るため，施設管理の現状等を踏まえ，施設管理の実施方針を定める。また，11. の施設管理の有効性評価の結果，および施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3 参照) を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は，施設管理の実施方針に基づき，施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また，11. の施設管理の有効性評価の結果，および施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3 参照) を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。 2. 保全プログラムの策定 組織は，1. の施設管理目標を達成するため 3. より 10. からなる保全プログラムを策定する。 また，11. の施設管理の有効性評価の結果，および施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3 参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 3. 保全対象範囲の策定 組織は，原子炉施設の中から，保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 廃止措置計画で定める性能維持施設 (以下，本章において「性能維持施設」という。) (2) その他自ら定める設備	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド (保安措置運用ガイド) の反映)

変更前	変更後	備考
<u>5. 保全重要度の設定</u> 組織は、<u>4.</u>の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<u>保全重要度</u>を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、<u>原子炉施設</u>の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。	<u>4. 施設管理の重要度の設定</u> 組織は、<u>3.</u>の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<u>施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度</u>を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、<u>性能維持施設</u>の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。 <u>(4) 設計および工事に用いる重要度は、性能維持施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。</u> <u>(5) 次項以降の保全活動は施設管理の重要度に応じた管理を行う。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
<u>6.</u> 保全活動管理指標の設定，監視計画の策定および監視 (1) 組織は，保全の有効性を監視，評価するために <u>5.</u> の<u>保全</u>重要度を踏まえ，系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a．系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として，<u>5.</u> (1) の<u>保全</u>重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。 (a) 予防可能故障（MP F F）回数 (2) 組織は，以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また，<u>11.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a．系統レベルの保全活動管理指標 (a) 予防可能故障（MP F F）回数の目標値は，運転実績を考慮するとともに，重要度分類指針の重要度を参考に設定する。 (3) 組織は，系統の供用開始までに，保全活動管理指標の監視項目，監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお，監視計画には，計画の始期および期間に関することを含める。 (4) 組織は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し，その結果を記録する。 <u>7.</u> 保全計画の策定 (1) 組織は，<u>4.</u> の保全対象範囲に対し，以下の保全計画を策定する。なお，保全計画には，計画の始期および期間に関することを含める。 a．点検計画（<u>7.1</u> 参照） b．<u>補修</u>，<u>取替え</u>および<u>改造</u>計画（<u>7.2</u> 参照） c．特別な保全計画（<u>7.3</u> 参照） (2) 組織は，保全計画の策定にあたって，<u>5.</u> の<u>保全</u>重要度を勘案し，必要に応じて次の事項を考慮する。また，<u>11.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 a．運転実績，事故および故障事例などの運転経験 b．使用環境および設置環境 c．劣化，故障モード d．機器の構造等の設計的知見 e．科学的知見 (3) 組織は，保全の実施段階において，<u>原子炉施設</u>の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し，保全計画を策定する。 <u>7. 1</u> 点検計画の策定 (1) 組織は，点検を実施する場合は，あらかじめ保全方式を選定し，点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 組織は，構築物，系統および機器の適切な単位毎に，以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a．予防保全 (a) 時間基準保全 (b) 状態基準保全 b．事後保全	<u>5.</u> 保全活動管理指標の設定，監視計画の策定および監視 (1) 組織は，保全の有効性を監視，評価するために <u>4.</u> の<u>施設管理</u>の重要度を踏まえ，系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a．系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として，<u>4.</u> (1) の<u>施設管理</u>の重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。 (a) 予防可能故障（MP F F）回数 (2) 組織は，以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また，<u>10.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a．系統レベルの保全活動管理指標 (a) 予防可能故障（MP F F）回数の目標値は，運転実績を考慮するとともに，重要度分類指針の重要度を参考に設定する。 (3) 組織は，系統の供用開始までに，保全活動管理指標の監視項目，監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお，監視計画には，計画の始期および期間に関することを含める。 (4) 組織は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し，その結果を記録する。 <u>6.</u> 保全計画の策定 (1) 組織は，<u>3.</u> の保全対象範囲に対し，以下の保全計画を策定する。なお，保全計画には，計画の始期および期間に関することを含める。 a．点検計画（<u>6.1</u> 参照） b．<u>設計</u>および<u>工事</u>の計画（<u>6.2</u> 参照） c．特別な保全計画（<u>6.3</u> 参照） (2) 組織は，保全計画の策定にあたって，<u>4.</u> の<u>施設管理</u>の重要度を勘案し，必要に応じて次の事項を考慮する。また，<u>10.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 a．運転実績，事故および故障事例などの運転経験 b．使用環境および設置環境 c．劣化，故障モード d．機器の構造等の設計的知見 e．科学的知見 (3) 組織は，保全の実施段階において，<u>性能維持施設</u>の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し，保全計画を策定する。 <u>6. 1</u> 点検計画の策定 (1) 組織は，点検を実施する場合は，あらかじめ保全方式を選定し，点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 組織は，構築物，系統および機器の適切な単位毎に，以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a．予防保全 (a) 時間基準保全 (b) 状態基準保全 b．事後保全	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 (a) 点検の具体的方法 (b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 (c) 実施頻度 (d) 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 b. 状態基準保全 (a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 ア 状態監視データの具体的採取方法 イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 ウ 状態監視データ採取頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 (b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ア 巡視点検の具体的方法 イ 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ウ 実施頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達するか、または故障の兆候を発見した場合の対応方法 (c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 ア 定例試験の具体的方法 イ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ウ 実施頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。	(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 (a) 点検の具体的方法 (b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 (c) 実施頻度 (d) 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 b. 状態基準保全 (a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 ア 状態監視データの具体的採取方法 イ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 ウ 状態監視データ採取頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 (b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ア 巡視点検の具体的方法 イ 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ウ 実施頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達するか、または故障の兆候を発見した場合の対応方法 (c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 ア 定例試験の具体的方法 イ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ウ 実施頻度 エ 実施時期 オ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
(規定なし)	(4) 組織は、点検を実施する構築物，系統および機器が，<u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを使用前事業者検査等※¹により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</u> <u>a．使用前事業者検査等の具体的方法</u> <u>b．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査等の項目，評価方法および管理基準</u> <u>c．使用前事業者検査等の実施時期</u> <u>※ 1：使用前事業者検査等とは，点検および工事に伴うリリースのため，点検および工事とは別に，要求事項への適合を確認する合否判定行為であり，第 319 条の 2 による使用前事業者検査および第 319 条の 3 による定期事業者検査をいう(以下，本条において同じ)。また，定期事業者検査とは，第 8 章および第 332 条においては，第 203 条 8.2.4 に基づく個別の検査業務を指す。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
<u>7. 2 補修，取替えおよび改造計画の策定</u> (1) 組織は，<u>補修，取替えおよび改造</u>を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※<u>1</u>の可否を含む。）を策定する。 (2) 組織は，<u>補修，取替えおよび改造</u>を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮している状態にあることを<u>検査および試験</u>により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. <u>検査および試験</u>の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な<u>検査および試験</u>の項目，評価方法および管理基準 c. <u>検査および試験</u>の実施時期 ※<u>1</u>：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（工事の計画の認可），第43条の3の10（工事の計画の届出），第43条の3の11（使用前検査）および<u>第43条の3の13（溶接安全管理検査）</u>ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画），<u>第49条・第50条（使用前検査）</u>および<u>第52条（溶接安全管理検査）</u>に係る手続きをいう。 <u>7. 3 特別な保全計画の策定</u> (1) 組織は，地震，事故等により特別な保全を実施する場合などは，あらかじめ当該<u>原子炉施設</u>の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法および管理基準 c. 点検の実施時期	<u>6. 2 設計および工事の計画の策定</u> (1) 組織は，<u>設計および工事</u>を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※<u>2</u>の可否を含む。）を策定する。 (2) 組織は，性能維持施設に対する使用前点検を行う場合は，<u>使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u> (3) 組織は，<u>工事</u>を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮している状態にあることを<u>使用前事業者検査等または自主検査等</u>により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. <u>使用前事業者検査等または自主検査等</u>の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な<u>使用前事業者検査等または自主検査等</u>の項目，評価方法および管理基準 c. <u>使用前事業者検査等または自主検査等</u>の実施時期 ※<u>2</u>：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（<u>設計及び工事の計画の認可</u>），第43条の3の10（<u>設計及び工事の計画の届出</u>），第43条の3の11 <u>第3項（使用前事業者検査の確認申請）</u>および<u>第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）</u>ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。 <u>6. 3 特別な保全計画の策定</u> (1) 組織は，地震，事故等により特別な保全を実施する場合などは，あらかじめ当該<u>性能維持施設</u>の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法および管理基準 c. 点検の実施時期	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
<u>10. 点検・補修等の不適合管理，是正処置および予防処置</u> (1) 組織は，以下の a. および b. の場合には，不適合管理を行った上で，<u>9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置</u>を講じる。 a. <u>点検・補修等</u>を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，定めたプロセスに基づき，<u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 組織は，(1) <u>a. および b. の場合の不適合管理，是正処置および予防処置について記録する。</u> <u>11. 保全の有効性評価</u> 組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (1) 組織は，あらかじめ定めた時期および内容に基づき，保全の有効性を評価する。 なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ e. リスク情報，科学的知見 (2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統および機器の保全方式を変更する場合には，<u>7. 1</u>に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統および機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 (3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。 <u>12. 保守管理の有効性評価</u> (1) 組織は，<u>11.</u> の保全の有効性評価の結果および <u>2.</u> の保守管理目標の達成度から，定期的に<u>保守管理</u>の有効性を評価し，<u>保守管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (2) 組織は，<u>保守管理</u>の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。	<u>9. 不適合管理，是正処置および未然防止処置</u> (1) 組織は，以下の a. および b. の<u>状態に至らないよう施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し，通常と異なる状態を検知した場合は必要な是正処置を講じるとともに，以下の a. および b. に至った場合には，不適合管理を行った上で，是正処置を講じる。</u> a. <u>保全</u>を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，定めたプロセスに基づき，<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) <u>組織は，他の原子力施設の運転経験等の知見を基に，自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果，特定した問題を含む。）の重要性に応じて，適切な未然防止処置を講じる。</u> (3) 組織は，(1) <u>の活動を第 203 条 8. 3 に示す不適合の管理および第 203 条 8. 5. 2 に示す是正処置等に基づき実施し，(2) の活動を第 203 条 8. 5. 3 に示す未然防止処置に基づき実施する。</u> <u>10. 保全の有効性評価</u> 組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (1) 組織は，あらかじめ定めた時期および内容に基づき，保全の有効性を評価する。 なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ e. リスク情報，科学的知見 (2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統および機器の保全方式を変更する場合には，<u>6. 1</u>に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統および機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価 (3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。 <u>11. 施設管理の有効性評価</u> (1) 組織は，<u>10.</u> の保全の有効性評価の結果および <u>1.</u> の<u>施設管理</u>目標の達成度から，定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し，<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (2) 組織は，<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考
(規定なし)	12. <u>構成管理</u> <u>組織は、施設管理を通じ以下の要素を整合させる。</u> <u>a. 設計要件（第 203 条 7.2.1 に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物，系統，および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む 7. の設計に対する要求事項をいう。）</u> <u>b. 施設構成情報（第 203 条 4.2.1 に示す文書のうち、「構築物，系統，および機器がどのようなものを示す図書，情報」をいう。）</u> <u>c. 物理的構成（実際の構築物，系統，および機器をいう。）</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）
13. 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，PW R 事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	13. 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，PW R 事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	

変更前	変更後	備考
(規定なし)	<u>(使用前事業者検査の実施)</u> <u>第 319 条の 2 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u> <u>2 所長は、第 204 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u> <u>3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u> <u>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</u> <u>(3) 検査対象の原子炉施設が以下の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u> <u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u> <u>b. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u> <u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</u> <u>4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u> <u>(1) 第 204 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u> <u>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u> <u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。</u> <u>5 検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。</u> <u>6 各課長は、第 3 項および第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</u> <u>(1) 検査に係る記録の管理を行う。</u> <u>(2) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u> <u>※ 1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u> <u>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</u> <u>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</u> <u>c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）

変更前	変更後	備考														
（<u>溶接事業者検査の実施</u>） 第319条の2 所長は、<u>溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任者を明確にしたうえで、検査に必要な手順の確立，文書化を行う。</u> <u>2 責任者は、表319の2に示す体制で関係法令に従い適切に検査を実施する。</u> 表319の2 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>①検査組織</u></td><td><u>検査に従事する者の責任および権限を明確にする。</u></td></tr><tr><td><u>②検査の方法</u></td><td><u>検査の方法および判定基準を明確にする。</u></td></tr><tr><td><u>③検査工程管理</u></td><td><u>検査工程を明確にする。</u></td></tr><tr><td><u>④検査に協力する事業者に対する管理</u></td><td><u>検査に協力する事業者に対して管理を行う。</u></td></tr><tr><td><u>⑤検査記録の管理</u></td><td><u>検査に係る記録を管理する。</u></td></tr><tr><td><u>⑥検査に係る教育・訓練</u></td><td><u>検査に係る要員の教育・訓練を行う。</u></td></tr></table>	項 目	内 容	<u>①検査組織</u>	<u>検査に従事する者の責任および権限を明確にする。</u>	<u>②検査の方法</u>	<u>検査の方法および判定基準を明確にする。</u>	<u>③検査工程管理</u>	<u>検査工程を明確にする。</u>	<u>④検査に協力する事業者に対する管理</u>	<u>検査に協力する事業者に対して管理を行う。</u>	<u>⑤検査記録の管理</u>	<u>検査に係る記録を管理する。</u>	<u>⑥検査に係る教育・訓練</u>	<u>検査に係る要員の教育・訓練を行う。</u>	（<u>定期事業者検査の実施</u>） 第 319 条の3 所長は、<u>性能維持施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u> <u>2 所長は、第 204 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</u> <u>3 前項の検査責任者は、次の各号を実施する。</u> <u>（1）検査の実施体制を構築する。</u> <u>（2）検査要領書※¹を定め、それを実施する。</u> <u>（3）検査対象の性能維持施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u> <u>（4）検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の性能維持施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合することを最終判断する。</u> <u>4 検査責任者は検査項目ごとの判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u> <u>（1）第 204 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u> <u>（2）検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。</u> <u>（3）前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者。</u> <u>5 検査責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査責任者および前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。</u> <u>6 定検検査課長は、第 3 項および第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</u> <u>（1）検査に係る記録の管理を行う。</u> <u>（2）検査に係る要員の教育訓練を行う。</u> ※1：検査の時期，対象，以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. <u>開放，分解，非破壊検査その他の各部の損傷，変形，摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法</u> b. <u>試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</u> c. <u>a. および b. による方法のほか，「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u>	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）
項 目	内 容															
<u>①検査組織</u>	<u>検査に従事する者の責任および権限を明確にする。</u>															
<u>②検査の方法</u>	<u>検査の方法および判定基準を明確にする。</u>															
<u>③検査工程管理</u>	<u>検査工程を明確にする。</u>															
<u>④検査に協力する事業者に対する管理</u>	<u>検査に協力する事業者に対して管理を行う。</u>															
<u>⑤検査記録の管理</u>	<u>検査に係る記録を管理する。</u>															
<u>⑥検査に係る教育・訓練</u>	<u>検査に係る要員の教育・訓練を行う。</u>															

変更前	変更後	備考
第10章 保安教育 (所員への保安教育) 第330条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330－1、表330－2および表330－3の実施方針にもとづいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。 2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。 3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。	第10章 保安教育 (所員への保安教育) 第330条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330－1、表330－2および表330－3の実施方針にもとづいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。 2 人材育成課長は、第1項の保安教育実施計画の策定にあたり、第207条第2項にもとづき運営委員会の確認を得る。 3 各課長は、保安教育の具体的な内容を定め、これにもとづき、第1項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに、年度毎に実施結果を所長に報告する。 ただし、各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 4 人材育成課長は、第3項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第3項の保安教育の具体的な内容を見直しする。	本頁変更なし

変更前												備考	
表330－1 保安教育実施方針(総括表)													
保安教育の内容					対象者と教育時間 ※2								
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員				燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員		
					当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者					
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要，ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)		
	原子炉施設の構造， 性能に関すること	設備概要， 主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)		
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	×		
	原子炉施設の廃止措置に関すること		原子炉施設の廃止措置の概要		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)		◎ (0. 5時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)		◎ (0. 5時間以上)
放射線業務 従事者 教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関する こと	原子炉施設の構造，性能に関する こと	法，令，労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内に おいて核燃料 物質，使用済燃 料またはこれら によって汚染さ れた物を取扱う 業務に就かせる 時	対象者と教育時間は，表330－2参照								
	原子炉施設の構造，性能に関する こと		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関する こと										
	放射線管理に関する こと	原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞，組織，器官 および全身に与える影響											
	核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関する こと	核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染さ れた物の種類および性状ならびに運搬，貯蔵，廃棄の作業 の方法・順序											
	非常の場合に講ずべき処置に関する こと	異常な事態が発生した場合における応急措置の方法											
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉施設保安規定	総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録および報 告に関する こと，ならびに関係法令および保安規定の遵守 に関する こと	1回／10年毎 以上	対象者と実施時期，教育時間に ついては，表330－3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)		
	原子炉施設の廃止措 置の運用に関する こと	廃止措置管理	施設運用上の基準に関する こと，通則に 関する こと							○ (1時間以上)	×		
			巡視に関する こと										
			定期的に実施するサーベ ランスの操作に関する こと										
			異常時対応(現場機器対 応)										
			異常時対応(中央制御室内対 応)										
	放射線管理に関する こと	放射線管理	異常時対応(指揮，状況判 断)		○ (1時間以上)								
			保守管理		保守管理計画に関する こと								
	放射線管理に関する こと	放射線管理	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理 等，区域管理に 関する こと		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×		
			線量限度等，被ばく管理 に関する こと										
			外部放射線に係る線量当 量率等の測定に 関する こと										
管理区域外への移動等物 品移動の管理に 関する こと													
核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取 扱いに関する こと	放射性廃棄物管理	協力会社の放射線防護に 関する こと	対象者と実施時期，教育時間に ついては，表330－3参照					○ (0. 5時間以上)	×				
		放射性固体・液体・気体 廃棄物の管理に 関する こと											
非常の場合に講ずべき 処置に関する こと	燃料管理	燃料管理における臨界管 理	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)				
		燃料の運搬および貯蔵に 関する こと	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)				
		緊急事態応急対策等，原 子力防災対策活動に関 する こと	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)				
※1:各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識 および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。					◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり) ○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり) ×:教育の対象外 ():合計の教育時間								
※2:各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。													

変更後											備考
表330－1 保安教育実施方針(総括表)											
保安教育の内容					対象者と教育時間 ※2						
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員				燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員
					当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者			
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	原子炉施設の構造、 性能に関すること	設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	×	
	原子炉施設の廃止措置に関すること		原子炉施設の廃止措置の概要		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)
放射線業務 従事者 教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		法、令、労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内に おいて核燃料 物質、使用済燃 料またはこれら によって汚染さ れた物を取扱う 業務に就かせる 時	対象者と教育時間は、表330－2参照						
	原子炉施設の構造、性能に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること								
	放射線管理に関すること		原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法 管理区域への立ち入りおよび退去の手順 外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 電離放射線が生体の細胞、組織、器官 および全身に与える影響								
		核燃料物質および核燃料物質によって 汚染された物の取扱いに関すること									
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法								
その他 反復教育	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉施設保安規定	総則、品質マネジメントシステム、保安管理体制、保安教 育、記録および報告に関すること、ならびに関係法令および 保安規定の遵守に関すること	1回／10年毎 以上	対象者と実施時期、教育時間に ついては、表330－3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
	原子炉施設の廃止措 置の運用に関すること	廃止措置管理	施設運用上の基準に関すること、通則に 関すること							○ (1時間以上)	×
			巡視に関すること								
			定期的に実施するサーベイランスの操作に関すること								
			異常時対応(現場機器対応)								
			異常時対応(中央制御室内対応)								
	放射線管理に関する こと	放射線管理	異常時対応(指揮、状況判断)		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	
			施設管理								施設管理計画に関すること
	放射線管理に関する こと	放射線管理	放射線測定器の取扱い		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
			管理区域への出入り管理等、区域管理に 関すること								
			線量限度等、被ばく管理に関すること 外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること 管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること 協力会社の放射線防護に関すること								
	核燃料物質および 核燃料物質によって 汚染された物の取 扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること		対象者と実施時期、教育時間に ついては、表330－3参照					○ (0. 5時間以上)	×
燃料管理		燃料管理における臨界管理 燃料の運搬および貯蔵に関すること	○ (0. 5時間以上)								
非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること	1回／年以上	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	
		重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること 火災、内部溢水および火山影響等発生時の措置に 関すること									
※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識 および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 ※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。					◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり) ○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり) ×:教育の対象外 ():合計の教育時間						

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（法令改正
に伴い「品質保証」
を「品質マネジメン
トシステム」に変更、
「サーベイランス」を
「サーベイランス」
に変更、「保守管理」
を「施設管理」に変
更）

変更前										備考
表330－2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)										
総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2							電離放射線障害防止規則の分類	
		運 転 員				燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員		
		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者					
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染されたものの運搬, 貯蔵および廃棄の作業の方法および順序									
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および順序									
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法									
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法									
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法									
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官および全身に与える影響	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響	
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1	法, 令, 労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業									
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業									
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視									
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去									
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い									
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置									
※1:各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。					◎: 全員が教育の対象者 ○: 業務に関連する者が教育の対象 (): 合計の教育時間					
※2: 各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。										

変更後										備考
表330－2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（法令改正 に伴い「保守および 点検」を「保全」に 変更）
総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2							電離放射線障害防止規則の分類	
		運 転 員				燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員		
		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者					
核燃料物質および核燃料物質によって汚 染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類 および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された物の種類および性状	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料 またはこれらによって汚染された 物に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設における作業の 方法に関する知識	
核燃料物質および核燃料物質によって汚 染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらに よって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄 の作業の方法および順序									
核燃料物質および核燃料物質によって汚 染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の <u>保全</u> の作業の方法 および順序									
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の 放射性物質の濃度の監視の方法									
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去の方法									
非常の場合に講ずべき処置に 関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の 措置の方法									
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設 備の構造および取扱いの方法	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造 および取扱いの方法に関する 知識	
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官および 全身に与える影響	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響	
関係法令および保安規定の遵守に関する こと ※1	法, 令, 労働安全衛生規則および電離放射線障害防 止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の 取扱い	
核燃料物質および核燃料物質によって汚 染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業									
核燃料物質および核燃料物質によって汚 染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の <u>保全</u> の作業									
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の 放射性物質の濃度の監視									
放射線管理に関すること ※1	⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去									
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱い									
非常の場合に講ずべき処置に 関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置									
※1: 各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な知識 および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。 ※2: 各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。										
◎: 全員が教育の対象者 ○: 業務に関連する者が教育の対象 (): 合計の教育時間										

変更前

備考

表330－3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※1					実施頻度および時間
中分類	小分類 (項目)	細目		運転員				燃料取扱の業務 に関わる者	
				当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者		
関係法令および 保安規定の遵守 に関すること	原子炉施設保安規定		総則, <u>品質保証</u> , 保安管理体制, 保安教育, 記録および報告に関 する規則の概要, ならびに関係法令および保安規定の遵守に関す ること	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で10時間以上※2 <放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者> 3年間で8時間以上※2 <燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で1時間以上※2
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	
原子炉施設の廃止 措置の運用に関す ること	廃止措置管理	廃止措置管理	廃止措置管理の通則についでの概要	◎	◎	◎	×	×	
			廃止措置管理の通則の適用と根拠						
			施設運用上の基準の概要						
			施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置						
			施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と 運用						
		巡視・定期的検査	巡視の範囲	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	
			巡視の確認項目とその根拠						
			定期的に実施する <u>サーベランス</u> の内容と頻度						
			定期的に実施する <u>サーベランス</u> の操作と基準値						
		異常時対応	各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×	
			警報発生時の対応操作(現場操作)						
			各設備の運転操作と監視項目						
			警報発生時の対応操作(中央制御室)						
			警報発生時の監視項目(指揮, 状況判断)						
	<u>保守</u> 管理	<u>保守</u> 管理計画に 関すること	<u>定期検査</u> 時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×	
			<u>定期検査</u> 時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×	
核燃料物質 および 核燃料物質により 汚染された物の 取扱いに 関すること	放射性廃棄物 管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×		
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること 燃料の運搬および貯蔵に関すること	◎	◎	◎	×	◎		

※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。

・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある
(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。

・この○年間で○〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、
上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。

・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎: 全員が教育の対象者
(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)

×: 教育の対象外

変更後									備考					
表330－3 保安教育実施方針(運転員等)														
保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※1					実施頻度および時間					
中分類	小分類 (項目)	細目		運転員				燃料取扱の業務 に関わる者						
				当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の 業務に関わる者							
関係法令および 保安規定の遵守 に関すること	原子炉施設保安規定		総則, <u>品質マネジメントシステム</u> , 保安管理体制, 保安教育, 記録 および報告に関する規則の概要, ならびに関係法令および保安 規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	<運転員> 3年間で10時間以上※2 <放射性廃棄物処理設備の 業務に関わる者> 3年間で8時間以上※2 <燃料取扱の業務に関わる者> 3年間で1時間以上※2					
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×						
原子炉施設の廃止 措置の運用に関する こと	廃止措置管理	廃止措置管理	廃止措置管理の通則についての概要	◎	◎	◎	×	×						
			廃止措置管理の通則の適用と根拠											
			施設運用上の基準の概要											
			施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置											
			施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と 運用							◎	◎	×		
			巡視・定期的検査							巡視の範囲	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)
		巡視の確認項目とその根拠												
		定期的を実施する <u>サーベイランス</u> の内容と頻度												
		定期的に実施する <u>サーベイランス</u> の操作と基準値												
		異常時対応	各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)	×						
			警報発生時の対応操作(現場操作)											
			各設備の運転操作と監視項目											
			警報発生時の対応操作(中央制御室)											
			警報発生時の監視項目(指揮, 状況判断)							◎	×	×	×	×
			施設管理							施設管理計画に 関すること	◎	◎	◎	×
				◎	×	×	×	×		×				
		核燃料物質 および 核燃料物質により 汚染された物の 取扱いに 関すること	放射性廃棄物 管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物 処理設備に関 することのみ)		×				
			燃料管理	燃料の臨界管理に関すること	◎	◎	◎	×		◎				
燃料の運搬および貯蔵に関すること														
※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。 ※2:記載するにあたっての考えは、以下のとおり。 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある (ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。 ・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、 上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。										原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更(法令改正 に伴い「品質保障」 を「品質マネジメン トシステム」に変更, 「サーベランス」を 「サーベイランス」 に変更,「保守管理」 を「施設管理」に変 更,「定期検査」を「定 期事業者検査」に変 更)				
◎:全員が教育の対象者 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり) ×:教育の対象外														

原子力規制における
検査制度の見直しに
伴う変更（法令改正
に伴い「品質保障」
を「品質マネジメン
トシステム」に変更,
「サーベランス」を
「サーベイランス」
に変更,「保守管理」
を「施設管理」に変
更,「定期検査」を「定
期事業者検査」に変
更）

変更前	変更後	備考
(協力会社従業員への保安教育) 第331条 人材育成課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表331の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。 なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 2 放射線・化学管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表331の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取扱※¹に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330－1、表330－2および表330－3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取扱の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。 4 各課長は、重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330－1の保安教育のうち「重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。 5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水および火山影響等発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330－1の保安教育のうち「火災、内部溢水および火山影響等発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。 6 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画にもとづいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 7 人材育成課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直しが行われていることを確認する。 ※1：燃料取扱とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬または貯蔵をいう。	(協力会社従業員への保安教育) 第331条 人材育成課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表331の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。 なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 2 放射線・化学管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力会社が行う場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、安全上必要な教育が表331の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 3 各課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助または燃料取扱※¹に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330－1、表330－2および表330－3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」、「燃料取扱の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。 4 各課長は、重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330－1の保安教育のうち「重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。 5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水および火山影響等発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表330－1の保安教育のうち「火災、内部溢水および火山影響等発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。 6 各課長は、第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画にもとづいた保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。 ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができる。 7 人材育成課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直し頻度を定め、これにもとづき、各課長は、第1項から第5項の教育の具体的な内容の見直しが行われていることを確認する。 ※1：燃料取扱とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーンを用いた燃料の運搬または貯蔵をいう。	本頁変更なし

変更前						備考
表331 保安教育実施方針(協力会社)						
(1) 発電所入所時に安全上必要な教育						
保安教育の内容					対象者 ※2	
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者 以外
入所時に 実施する 教育※1	原子炉施設の構造・性能および廃止措置 に関すること		作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		関係法令および保安規定の遵守に関すること		◎	○
(2) 放射線業務従事者に対する教育						
保安教育の内容			対象者と教育時間 ※2			電離放射線障害防止規則の分類
総括表中分類との対応		内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者 以外	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		①核燃料物質または使用済燃料の種類および 性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された物の種類および性状	管理区域内におい て核燃料物質、使用 済燃料またはこれら によって汚染された 物を取扱う業務に就 かせる時	◎ (0. 5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれ らによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1		①管理区域に関すること		◎ (1. 5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する 知識
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染されたものの運搬, 貯蔵および廃棄の作業の方法および順序				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の <u>保守および点検</u> の 作業の方法および順序				
放射線管理に関すること ※1		④外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法				
放射線管理に関すること ※1		⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去の方法				
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1		⑥異常な事態が発生した場合における 応急の措置の方法				
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1		原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の 設備の構造および取扱いの方法		◎ (1. 5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造および取扱 いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1		①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞, 組織, 器官 および全身に与える影響		◎ (0. 5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1		法, 令, 労働安全衛生規則および電離放射線障害 防止規則の関係条項		◎ (1時間以上)	×	関係法令
放射線管理に関すること ※1		①管理区域への立入および退去の手順		◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法および同 施設に係る設備の取扱い
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬, 貯蔵および廃棄の作業				
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の <u>保守および点検</u> の作業				
放射線管理に関すること ※1		④外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視				
放射線管理に関すること ※1		⑤天井, 床, 壁, 設備等の表面の汚染の 状態の確認および汚染の除去				
・原子炉施設の構造, 性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1		⑥原子炉, 放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱い				
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1		⑦異常な事態が発生した場合における 応急の措置				
※1: 各課長が, 所長により別途承認された基準に従い, 各項目の全部または一部について十分な 知識および技能を有していると認めた者については, 該当する教育について省略することができる。 ※2: 各対象者に要求されている教育項目は, 対象者となった時点から課せられる。				◎: 全員が教育の対象者 ○: 業務に関連する者が教育の対象 ×: 教育の対象外 (): 合計の教育時間		

変更後							備考
表331 保安教育実施方針(協力会社)							原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（法令改正 に伴い「保守および 点検」を「保全」に 変更）
(1) 発電所入所時に安全上必要な教育							
保安教育の内容					対象者 ※2		
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者 以外	
入所時に 実施する 教育※1	原子炉施設の構造・性能および廃止措置 に関すること		作業上の留意事項	入所時	◎	○	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎	
	関係法令および保安規定の遵守に関する こと		関係法令および保安規定の遵守に関すること		◎	○	
(2) 放射線業務従事者に対する教育							
保安教育の内容			対象者と教育時間 ※2			電離放射線障害防止規則の分類	
総括表中分類との対応		内 容	実施時期	放射線業務従事者	放射線業務従事者 以外		
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		①核燃料物質または使用済燃料の種類および 性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された物の種類および性状	管理区域内におい て核燃料物質、使用 済燃料またはこれら によって汚染された 物を取扱う業務に就 かせる時	◎ (0. 5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれ らによって汚染された物に関する知識	
放射線管理に関すること ※1		①管理区域に関すること		◎ (1. 5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する 知識	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬， 貯蔵および廃棄の作業の方法および順序					
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の <u>保全</u> の作業の方法 および順序					
放射線管理に関すること ※1		④外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法					
放射線管理に関すること ※1		⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去の方法					
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1		⑥異常な事態が発生した場合における 応急の措置の方法					
・原子炉施設の構造，性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の 設備の構造および取扱いの方法		◎ (1. 5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造および取扱 いの方法に関する知識	
放射線管理に関すること ※1		①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞，組織，器官 および全身に与える影響		◎ (0. 5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響	
関係法令および保安規定の遵守に関すること ※1		法，令，労働安全衛生規則および電離放射線障害 防止規則の関係条項		◎ (1時間以上)	×	関係法令	
放射線管理に関すること ※1		①管理区域への立入および退去の手順		◎ (2時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法および同 施設に係る設備の取扱い	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬， 貯蔵および廃棄の作業					
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱い に関すること ※1		③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の <u>保全</u> の作業					
放射線管理に関すること ※1		④外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視					
放射線管理に関すること ※1		⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の 状態の確認および汚染の除去					
・原子炉施設の構造，性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1		⑥原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱い					
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1		⑦異常な事態が発生した場合における 応急の措置					
※1:各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な 知識および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。 ※2:各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。				◎: 全員が教育の対象者 ○: 業務に関連する者が教育の対象 ×: 教育の対象外 (): 合計の教育時間			

変更前	変更後	備考
第11章 記録および報告 (記 録) 第332条 各課長は、表332-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表332-1第19号、第20号、第21号および第22号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2 各課長は、表332-2に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 3 組織は、表332-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 4 各課長は、表332-4に定める保安に関する記録を保存する。ただし、表332-4第12号および第14号は、原子力部長が組織に保存させる。	第11章 記録および報告 (記 録) 第332条 各課長は、表332-1に定める保安に関する記録のうち第1号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表332-1第17号、第18号、第19号および第20号は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 2 各課長は、表332-2および表332-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 3 組織は、表332-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。 4 各課長は、表332-5に定める保安に関する記録を保存する。ただし、表332-5第12号および第14号は、原子力部長が組織に保存させる。	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正に伴う変更）

変更前			変更後			備考
表332－ 1			表332－ 1			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則改正に伴う変更）
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	
1． <u>使用前検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間	1． <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間	
<u>2．施設定期検査の結果</u>	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間				
<u>3．発電用原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の氏名</u>	<u>毎日 1 回</u>	<u>巡視を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>				
<u>4．保守管理の実施状況およびその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>点検・補修等</u> の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>点検・補修等</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) <u>点検・補修等</u> の不適合管理，是正処置， <u>予防</u> 処置およびその担当者の氏名	<u>保守管理</u> の実施の都度	<u>保守管理</u> を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	<u>2．施設管理の実施状況およびその担当者の氏名</u> (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) <u>保全</u> の結果およびその担当者の氏名 (3) <u>保全</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) <u>保全</u> の不適合管理，是正処置， <u>未然防止</u> 処置およびその担当者の氏名	<u>施設管理</u> の実施の都度	<u>施設管理</u> を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	
<u>5．保守管理に関する方針，保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果</u> およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>保守管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の <u>保守管理に関する方針</u> ， <u>保守管理の目標</u> または <u>保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</u>	<u>3．施設管理の方針，施設管理目標および施設管理の実施に関する計画の評価の結果</u> およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) <u>施設管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の <u>施設管理の方針</u> ， <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理の実施に関する計画の改定までの期間</u>	

変更前			変更後			備考
表332－ 1 つづき			表332－ 1 つづき			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則改正に伴う変更）
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	
<u>6.</u> 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	<u>4.</u> 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	
<u>7.</u> 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	<u>5.</u> 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
<u>8.</u> 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回	10年間	<u>6.</u> 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回	10年間	
<u>9.</u> 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	<u>7.</u> 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	
<u>10.</u> 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	<u>8.</u> 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
<u>11.</u> 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ ² の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3	<u>9.</u> 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ ² の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3	
<u>12.</u> 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間で以降に限る）	※3	<u>10.</u> 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回（左欄に掲げる当該1年間で以降に限る）	※3	
<u>13.</u> 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3	<u>11.</u> 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3	
<u>14.</u> 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※3	<u>12.</u> 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※3	

変更前			変更後			備考
表332－ 1 つづき			表332－ 1 つづき			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則改正に伴う変更）
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間	
<u>15.</u> 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1 年間	<u>13.</u> 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1 年間	
<u>16.</u> 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※ 4	<u>14.</u> 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※ 4	
<u>17.</u> 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※ 4	<u>15.</u> 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※ 4	
<u>18.</u> 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がりの防止および 除去の都度	1 年間	<u>16.</u> 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がりの防止および 除去の都度	1 年間	
<u>19.</u> 事故の発生および復旧の日時	その都度	※ 4	<u>17.</u> 事故の発生および復旧の日時	その都度	※ 4	
<u>20.</u> 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※ 4	<u>18.</u> 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※ 4	
<u>21.</u> 事故の原因	同上	※ 4	<u>19.</u> 事故の原因	同上	※ 4	
<u>22.</u> 事故後の処置	同上	※ 4	<u>20.</u> 事故後の処置	同上	※ 4	
<u>23.</u> 風向および風速	連続して	10年間	<u>21.</u> 風向および風速	連続して	10年間	
<u>24.</u> 降雨量	同上	10年間	<u>22.</u> 降雨量	同上	10年間	
<u>25.</u> 大気温度	同上	10年間	<u>23.</u> 大気温度	同上	10年間	
<u>26.</u> 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	<u>24.</u> 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	
<u>27.</u> 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	<u>25.</u> 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	
<u>28.</u> 廃止措置に係る工事の方法，時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された 工事の各工程の終了の都度	※ 4	<u>26.</u> 廃止措置に係る工事の方法，時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された 工事の各工程の終了の都度	※ 4	
※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。			※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。			
※ 2：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。			※ 2：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。			
※ 3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間			※ 3：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間			
※ 4：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間			※ 4：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間			

変更前			変更後			備考
表332－ 2			表332－ 2			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則改正に伴う変更）
記録（実用炉規則第37条にもとづく記録） 1. <u>溶接事業者検査</u>の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは ，その内容	記録すべき場合 検査の都度	保存期間 当該溶接事業者 <u>検査に係る原子 炉容器等の存続 する期間</u>	記録（実用炉規則第14条の 3 にもとづく記録） 1. <u>使用前事業者検査</u>の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは ，その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において<u>役務を供給</u>した事業者がある場合には ，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	記録すべき場合 検査の都度	保存期間 当該<u>使用前事業者 検査に係る発電用 原子炉施設の存続 する期間</u>	
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において<u>協力</u>した事業者がある場合には，当該 事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検 査を行った後最初 の原子炉等規制法 第43条の 3 の13第 6 項の通知を受け るまでの期間	表332－ 3			
			<u>記録（実用炉規則第57条にもとづく記録）</u> <u>1. 定期事業者検査の結果の記録</u> <u>(1) 検査年月日</u> <u>(2) 検査の対象</u> <u>(3) 検査の方法</u> <u>(4) 検査の結果</u> <u>(5) 検査を行った者の氏名</u> <u>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，</u> <u>その内容</u> <u>(7) 検査の実施に係る組織</u> <u>(8) 検査の実施に係る工程管理</u> <u>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には，</u> <u>当該事業者の管理に関する事項</u> <u>(10) 検査記録の管理に関する事項</u> <u>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</u>	<u>記録すべき場合</u> <u>検査の都度</u>	<u>保存期間</u> <u>その発電用原子 炉施設が廃棄さ れた後 5 年が経 過するまでの期 間</u>	

変更前			変更後			備考
表332－ <u>3</u> ※ ⁵			表332－ <u>4</u> ※ ⁵			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則 の制定に伴う変更） 原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（品管規則 の制定に伴う変更お よび具体的な記録を 第203条より移動）
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間	
1．文書化した，品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	1．文書化した，品質方針および品質目標	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	
2．第203条に定める <u>品質保証計画</u>	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	2．第203条に定める <u>品質マネジメントシステム計画</u>	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	
3．第203条4.2.1 表1に定める <u>JEAC4111</u> の要求事項に基づ き作成する社内規定	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	3．第203条4.2.1 表1に定める <u>品管規則</u> の要求事項に基づ き作成する社内規定	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	
4．第203条4.2.1 表1に定める <u>組織内のプロセスの効果的 な計画，運用および管理を確実に実施するために，組織が 必要と判断した文書</u>	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	4．第203条4.2.1 表1に定める <u>実効性のあるプロセスの計 画的な実施および管理がなされるようにするために，組織 が必要と判断した文書</u>	変更の都度	変更後5年が経過 するまでの期間	
5． <u>第203条4.2.1 c)</u> に定める <u>JEAC4111</u> の要求事項に基づき 作成する記録	作成の都度	5年	5． <u>品管規則</u> の要求事項に基づき作成する <u>次の記録</u> <u>(1) マネジメントレビューの結果の記録</u> <u>(2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録</u> <u>(3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施 した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証 するために必要な記録（本項の(1)，(2)，(4)から(23) で定めるものを除く。）</u> <u>(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審 査の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> <u>(5) 設計開発に用いる情報に係る記録</u> <u>(6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レ ビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</u> <u>(7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に 基づき講じた措置に係る記録</u> <u>(8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発 妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</u> <u>(9) 設計開発の変更に係る記録</u> <u>(10) 設計開発の変更の審査，検証および妥当性確認の結果 の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記 録</u> <u>(11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に 基づき講じた措置に係る記録</u>	作成の都度	5年	
※5：表332-1 <u>および</u> 表332-2に掲げるものを除く。						

変更前	変更後	備考						
	表332－4※⁵つづき <table><tr><th>記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>(12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u> (13) <u>機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録</u> (14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u> (15) <u>計量の標準が存在しない場合における校正または検証の根拠の記録</u> (16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u> (17) <u>監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録</u> (18) <u>内部監査結果の記録</u> (19) <u>使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</u> (20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u> (21) <u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u> (22) <u>講じた全ての是正処置およびその結果の記録</u> (23) <u>講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</u></td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr></table>	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間	(12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u> (13) <u>機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録</u> (14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u> (15) <u>計量の標準が存在しない場合における校正または検証の根拠の記録</u> (16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u> (17) <u>監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録</u> (18) <u>内部監査結果の記録</u> (19) <u>使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</u> (20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u> (21) <u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u> (22) <u>講じた全ての是正処置およびその結果の記録</u> (23) <u>講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</u>	作成の都度	5年	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更および具体的な記録を第203条より移動）
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間						
(12) <u>個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</u> (13) <u>機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録</u> (14) <u>組織の外部の者の物品を所持している場合の記録</u> (15) <u>計量の標準が存在しない場合における校正または検証の根拠の記録</u> (16) <u>監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</u> (17) <u>監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録</u> (18) <u>内部監査結果の記録</u> (19) <u>使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</u> (20) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</u> (21) <u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録</u> (22) <u>講じた全ての是正処置およびその結果の記録</u> (23) <u>講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</u>	作成の都度	5年						

※ 5：表332-1, 表332-2および表332-3に掲げるものを除く。

変更前		変更後		備考																																																																		
表332－ <u>4</u>		表332－ <u>5</u>		原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（実用炉規 則改正に伴う変更）																																																																		
<table><tr><th>記録項目</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>1. 熱出力</td><td>10年間</td></tr><tr><td>2. 炉心の中性子束密度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>3. 炉心の温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>4. 冷却材入口温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>5. 冷却材出口温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>6. 冷却材圧力</td><td>10年間</td></tr><tr><td>7. 冷却材流量</td><td>10年間</td></tr><tr><td>8. 発電用原子炉内における燃料体の配置</td><td>取出後10年間</td></tr><tr><td>9. 警報装置から発せられた警報の内容※⁶</td><td>1 年間</td></tr><tr><td>10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項</td><td>1 年間</td></tr><tr><td>11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果</td><td>取出後10年間</td></tr><tr><td>12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td><td>※ 7</td></tr><tr><td>13. 原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td><td>10年間</td></tr><tr><td>14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td><td>※ 7</td></tr><tr><td><u>15. 定期事業者検査の結果の記録</u> <u>(1) 検査年月日</u> <u>(2) 検査の対象</u> <u>(3) 検査の方法</u> <u>(4) 検査の結果</u> <u>(5) 検査を行った者の氏名</u> <u>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> <u>(7) 検査の実施に係る組織</u> <u>(8) 検査の実施に係る工程管理</u> <u>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> <u>(10) 検査記録の管理に関する事項</u> <u>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</u></td><td><u>その特定発電用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間</u></td></tr></table>	記録項目	保存期間	1. 熱出力		10年間	2. 炉心の中性子束密度	10年間	3. 炉心の温度	10年間	4. 冷却材入口温度	10年間	5. 冷却材出口温度	10年間	6. 冷却材圧力	10年間	7. 冷却材流量	10年間	8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間	9. 警報装置から発せられた警報の内容※ ⁶	1 年間	10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1 年間	11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間	12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※ 7	13. 原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	10年間	14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 7	<u>15. 定期事業者検査の結果の記録</u> <u>(1) 検査年月日</u> <u>(2) 検査の対象</u> <u>(3) 検査の方法</u> <u>(4) 検査の結果</u> <u>(5) 検査を行った者の氏名</u> <u>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> <u>(7) 検査の実施に係る組織</u> <u>(8) 検査の実施に係る工程管理</u> <u>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> <u>(10) 検査記録の管理に関する事項</u> <u>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</u>	<u>その特定発電用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間</u>	<table><tr><th>記録項目</th><th>保存期間</th></tr><tr><td>1. 熱出力</td><td>10年間</td></tr><tr><td>2. 炉心の中性子束密度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>3. 炉心の温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>4. 冷却材入口温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>5. 冷却材出口温度</td><td>10年間</td></tr><tr><td>6. 冷却材圧力</td><td>10年間</td></tr><tr><td>7. 冷却材流量</td><td>10年間</td></tr><tr><td>8. 発電用原子炉内における燃料体の配置</td><td>取出後10年間</td></tr><tr><td>9. 警報装置から発せられた警報の内容※⁶</td><td>1 年間</td></tr><tr><td>10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項</td><td>1 年間</td></tr><tr><td>11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果</td><td>取出後10年間</td></tr><tr><td>12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td><td>※ 7</td></tr><tr><td>13. 原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td><td>10年間</td></tr><tr><td>14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td><td>※ 7</td></tr><tr><td><u>15. 使用前検査の結果</u></td><td><u>同一事項に関する令和 2 年 4 月 1 日以降の最初の使用前確認の時までの期間</u></td></tr><tr><td><u>16. 施設定期検査の結果</u></td><td><u>同一事項に関する令和 2 年 4 月 1 日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間</u></td></tr><tr><td><u>17. 発電用原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の氏名</u></td><td><u>巡視を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u></td></tr></table>	記録項目	保存期間	1. 熱出力	10年間	2. 炉心の中性子束密度	10年間	3. 炉心の温度	10年間	4. 冷却材入口温度	10年間	5. 冷却材出口温度	10年間	6. 冷却材圧力	10年間	7. 冷却材流量	10年間	8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間	9. 警報装置から発せられた警報の内容※ ⁶	1 年間	10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1 年間	11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間	12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※ 7	13. 原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	10年間	14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 7	<u>15. 使用前検査の結果</u>	<u>同一事項に関する令和 2 年 4 月 1 日以降の最初の使用前確認の時までの期間</u>	<u>16. 施設定期検査の結果</u>	<u>同一事項に関する令和 2 年 4 月 1 日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間</u>	<u>17. 発電用原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の氏名</u>	<u>巡視を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>
記録項目	保存期間																																																																					
1. 熱出力	10年間																																																																					
2. 炉心の中性子束密度	10年間																																																																					
3. 炉心の温度	10年間																																																																					
4. 冷却材入口温度	10年間																																																																					
5. 冷却材出口温度	10年間																																																																					
6. 冷却材圧力	10年間																																																																					
7. 冷却材流量	10年間																																																																					
8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間																																																																					
9. 警報装置から発せられた警報の内容※ ⁶	1 年間																																																																					
10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1 年間																																																																					
11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間																																																																					
12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※ 7																																																																					
13. 原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	10年間																																																																					
14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 7																																																																					
<u>15. 定期事業者検査の結果の記録</u> <u>(1) 検査年月日</u> <u>(2) 検査の対象</u> <u>(3) 検査の方法</u> <u>(4) 検査の結果</u> <u>(5) 検査を行った者の氏名</u> <u>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> <u>(7) 検査の実施に係る組織</u> <u>(8) 検査の実施に係る工程管理</u> <u>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> <u>(10) 検査記録の管理に関する事項</u> <u>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</u>	<u>その特定発電用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間</u>																																																																					
記録項目	保存期間																																																																					
1. 熱出力	10年間																																																																					
2. 炉心の中性子束密度	10年間																																																																					
3. 炉心の温度	10年間																																																																					
4. 冷却材入口温度	10年間																																																																					
5. 冷却材出口温度	10年間																																																																					
6. 冷却材圧力	10年間																																																																					
7. 冷却材流量	10年間																																																																					
8. 発電用原子炉内における燃料体の配置	取出後10年間																																																																					
9. 警報装置から発せられた警報の内容※ ⁶	1 年間																																																																					
10. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1 年間																																																																					
11. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後10年間																																																																					
12. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※ 7																																																																					
13. 原子炉本体の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	10年間																																																																					
14. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※ 7																																																																					
<u>15. 使用前検査の結果</u>	<u>同一事項に関する令和 2 年 4 月 1 日以降の最初の使用前確認の時までの期間</u>																																																																					
<u>16. 施設定期検査の結果</u>	<u>同一事項に関する令和 2 年 4 月 1 日以降の最初の定期事業者検査の時までの期間</u>																																																																					
<u>17. 発電用原子炉施設の巡視の状況ならびにその担当者の氏名</u>	<u>巡視を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>																																																																					
※ 6：「警報装置から発せられた警報」とは、省令 6 2 号第 2 1 条第 1 項に規定する範囲の警報		※ 6：「警報装置から発せられた警報」とは、省令 6 2 号第 2 1 条第 1 項に規定する範囲の警報																																																																				
※ 7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間		※ 7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間																																																																				

変更前	変更後	備考
(前略) 附 則（令和２年４月９日） （施行期日） 第１条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。ただし、有毒ガス防護に係る規定は、有毒ガス防護の工事の計画に係る全ての工事が完了した時の工事の工程における使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。	(前略) 附 則（令和２年４月９日） （施行期日） 第１条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。ただし、有毒ガス防護に係る規定は、有毒ガス防護の工事の計画に係る全ての工事が完了した時の工事の工程における使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。 <u>附 則（令和 年 月 日） （施行期日）</u> <u>第１条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から１０日以内に施行する。</u> <u>２ 第４条および第５条の組織変更に伴う変更については、原子力規制委員会の認可を受けた日から３０日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。</u>	附則の追加

変更前	変更後	備考
添付2 火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準（第17条，第17条の2，第17条の2の2および第17条の3関連） 1 火 災 （中略） 1.5 手順書の整備（3号炉） （1）防災課長は，原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，以下の項目を火災防護計画へ規定する。 a. 火災防護対策を実施するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保および教育訓練，火災発生防止のための活動，火災防護設備の<u>保守管理</u>，点検および火災情報の共有化等 （中略） k. <u>保守管理</u>，点検についての手順 各課長は，火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため，<u>保守管理</u>計画に基づき適切に<u>保守管理</u>，点検を実施するとともに，必要に応じ補修を行う。 （中略） 3 火山現象（降灰），降雪 （中略） 3.4 手順書の整備 （中略） i. <u>保守管理</u>，点検 各課長は，降灰が確認された場合は，建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと，降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するため，設計対象施設等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。 また，上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については，降灰および降雪の状況を踏まえ，設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。 （以下，省略）	添付2 火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準（第17条，第17条の2，第17条の2の2および第17条の3関連） 1 火 災 （中略） 1.5 手順書の整備（3号炉） （1）防災課長は，原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため，以下の項目を火災防護計画へ規定する。 a. 火災防護対策を実施するための体制，責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保および教育訓練，火災発生防止のための活動，火災防護設備の<u>施設管理</u>，点検および火災情報の共有化等 （中略） k. <u>施設管理</u>，点検についての手順 各課長は，火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため，<u>施設管理</u>計画に基づき適切に<u>施設管理</u>，点検を実施するとともに，必要に応じ補修を行う。 （中略） 3 火山現象（降灰），降雪 （中略） 3.4 手順書の整備 （中略） i. <u>施設管理</u>，点検 各課長は，降灰が確認された場合は，建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと，降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するため，設計対象施設等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。 また，上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については，降灰および降雪の状況を踏まえ，設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。 （以下，省略）	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更）

変更前	変更後	備考
添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 1 7 条の 5 および第 1 7 条の 6 関連) 1 重大事故等対策 1.1 重大事故等対策のための計画の策定 (中略) 表 -14 操作手順 電源の確保に関する手順等 (中略) 代替電源（交流）による給電 (中略) 2. 負荷容量 空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、重大事故等対策の有効性を確認する事故シーケンス等のうち必要な負荷が最大となる「外部電源喪失時に非常用所内交流動力電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失およびR C P シール L O C A が発生する事故」である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束する電力を給電する。事故シーケンスにて使用する設備が機能喪失した場合において、重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、空冷式非常用発電装置の負荷容量を確認して給電する。また、空冷式非常用発電装置の電源裕度およびプラント設備状況（被災状況、<u>定期検査</u>中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。 300kVA電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な負荷へ給電する。 (以下、省略) (以下、省略)	添付 3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 1 7 条の 5 および第 1 7 条の 6 関連) 1 重大事故等対策 1.1 重大事故等対策のための計画の策定 (中略) 表 -14 操作手順 電源の確保に関する手順等 (中略) 代替電源（交流）による給電 (中略) 2. 負荷容量 空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、重大事故等対策の有効性を確認する事故シーケンス等のうち必要な負荷が最大となる「外部電源喪失時に非常用所内交流動力電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失およびR C P シール L O C A が発生する事故」である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束する電力を給電する。事故シーケンスにて使用する設備が機能喪失した場合において、重大事故等対処設備による代替手段を用いる場合、空冷式非常用発電装置の負荷容量を確認して給電する。また、空冷式非常用発電装置の電源裕度およびプラント設備状況（被災状況、<u>定期事業者検査</u>中等）に応じたその他使用可能な設備に給電する。 300kVA電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な負荷へ給電する。 (以下、省略) (以下、省略)	原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則の改正に伴い「定期検査」を「定期事業者検査」に変更）

変更前	変更後	備考
添付6 長期 <u>保守</u> 管理方針 (第119条の <u>3</u> 関連)	添付6 長期 <u>施設</u> 管理方針 (第119条の <u>4</u> 関連)	原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（法令改正 に伴い「保守管理」 を「施設管理」に変 更）

変更前			変更後			備考
(1) 2号炉 長期保守管理方針（始期：平成24年3月19日，適用期間：10年間）			(1) 2号炉 長期施設管理方針（始期：平成24年3月19日，適用期間：10年間）			原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（法令改正 に伴い「保守管理」 を「施設管理」に変 更）
No.	保全管理の項目	実施時期※1	No.	保全管理の項目	実施時期※1	
1	余熱除去ポンプの主軸のフレットィング疲労割れについては，ポンプの分解点検時に，主軸の超音波探傷検査を実施する。	中長期	1	余熱除去ポンプの主軸のフレットィング疲労割れについては，ポンプの分解点検時に，主軸の超音波探傷検査を実施する。	中長期	
2	スタッドボルト等*の大気接触部の腐食については，伊方2号炉も含め原子力発電所共通として，基礎ボルトを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。 *：スタッドボルト メカニカルアンカ ケミカルアンカ	中長期	2	スタッドボルト等*の大気接触部の腐食については，伊方2号炉も含め原子力発電所共通として，基礎ボルトを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。 *：スタッドボルト メカニカルアンカ ケミカルアンカ	中長期	
3	ケミカルアンカの樹脂の劣化については，伊方2号炉も含め原子力発電所共通として，ケミカルアンカを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。	中長期	3	ケミカルアンカの樹脂の劣化については，伊方2号炉も含め原子力発電所共通として，ケミカルアンカを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。	中長期	
※1：実施時期における，中長期とは，平成24年3月19日からの10年間をいう。			※1：実施時期における，中長期とは，平成24年3月19日からの10年間をいう。			